

第十六回国会 大蔵委員会議録 第六号

昭和二十八年六月二十三日(火曜日) 午前十時三十二分開議

出席委員

- 委員長代理理事 内藤 友明君
- 理事 淺香 忠雄君 理事 若米地英俊君
- 理事 坊 秀男君 理事 佐藤觀次郎君
- 理事 井上 良二君 理事 島村 一郎君
- 有田 二郎君 宇都宮徳馬君
- 大平 正芳君 藤枝 泉介君
- 宮原幸三郎君 福田 繁芳君
- 本名 武君 小川 豊明君
- 木原津與志君 久保田鶴松君
- 春日 一幸君 平岡忠次郎君

出席政府委員

- 大蔵政務次官 愛知 揆一君
- 大蔵事務官 渡辺喜久造君
- (主税局長) 大蔵事務官 河野 通一君
- (銀行局長) 委員外の出席者

- 參議院議員 三浦 辰雄君
- 大蔵事務官(銀行局特殊金融課長) 有吉 正君
- 專門員 椎木 文也君
- 專門員 黒田 久太君

六月十八日
昭和二十一年度における一般會計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

同月十九日
国有財産法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五五号)(予)

小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律案(内閣提出第一四一四号)(參議院送付)

第一類第六号 大蔵委員會議録第六号 昭和二十八年六月二十三日

木船再保險特別會計法案(内閣提出第五四四号)
国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案(參議院提出、參法第一号)

証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)(予)

金管理法案(内閣提出第五五五号)(予)

同月二十日
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六二二号)

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三三号)

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四四号)

同月二十二日
國際復興開發銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案(内閣提出第六五五号)

同月二十二日
國稅徵收法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六六号)

同月二十二日
造幣局特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

同月二十二日
昭和二十八年年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案(内閣提出第七一七号)

同月二十二日
証券投資信託法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八七号)(予)

同月十七日
揮発油稅輕減に関する請願(河原田隆吉君紹介)(第一〇八九号)同(保利茂君紹介)(第一〇八九号)同(保利茂君紹介)(第一〇八九号)

同月十七日
揮発油稅輕減に関する請願(河原田隆吉君紹介)(第一〇八九号)同(保利茂君紹介)(第一〇八九号)同(保利茂君紹介)(第一〇八九号)

同月二十日
石油關稅の減免措置延期に関する請願(保利茂君紹介)(第一一八四号)

同(植木庚子郎君紹介)(第一一八五号)

同(小川豊明君紹介)(第一一八六号)

同(松山義雄君紹介)(第一一八七号)

同(白井莊一君紹介)(第一一八八号)

同(植木庚子郎君紹介)(第一一九四号)

同(江藤夏雄君紹介)(第一一九〇号)

同(甲斐政治君紹介)(第一一九一號)

同(小川豊明君紹介)(第一一九二號)

同(白井莊一君紹介)(第一一九三號)

同(植木庚子郎君紹介)(第一一九四号)

同(村上勇君紹介)(第一三三六号)

同(船越弘君紹介)(第一三三七号)

同(内海安吉君紹介)(第一三三八号)

情書(大阪商工会議所会頭杉道助)(第三八四号)

漁業協同組合に対する法人稅撤廃に関する陳情書(長崎県漁業協同組合連合会会長理事丸島秀雄外一名)(第四〇一號)

揮発油稅輕減に関する陳情書(名古屋市愛知県自家用自動車組合連合会会長中山清一)(第四〇二號)

本日會議に付した事件
連合審査會開會申入の件
信用金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)

有価証券取引稅法案(内閣提出第二三七七号)

納稅貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二號)

砂糖消費稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二號)

富裕稅法を廃止する法律案(内閣提出第三三三號)

登録稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三五号)

揮発油稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六六号)

法人稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第六二二号)

所得稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三三号)

相続稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四四号)

國際復興開發銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案(内閣提出第六五五号)

國稅徵收法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六六号)

一般會計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般會計への繰入金に関する法律案(内閣提出第三四四号)

昭和二十一年度における一般會計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

木船再保險特別會計法案(内閣提出第五四四号)

国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案(參議院提出、參法第一号)

証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)(予)

社會等に無償で貸し付けてある固有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二八八号)(予)

国有財産法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五五号)(予)

証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)(予)

金管理法案(内閣提出第五五五号)(予)

○内藤委員長代理 これより會議を開きます。

去る十六日本委員會に付託になりました有価証券取引稅法案、納稅貯蓄組合法の一部を改正する法律案、砂糖消費稅法の一部を改正する法律案、富裕稅法を廃止する法律案、登録稅法の一部を改正する法律案、揮発油稅法の一部を改正する法律案及び二十日付託になりました法人稅法の一部を改正する法律

案

案、所得税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、さらに昨二十二日付託になりました国稅徵收法の一部を改正する法律案、以上税法十件を一括議題といたし、まず政府より提案趣旨の説明を聴取いたしました。愛知大蔵政務次官。

有価証券取引税法案

有価証券取引税法

(有価証券取引税の課税)

第一条 この法律の施行地において有価証券の譲渡（贈与による譲渡を除く。以下同じ。）が行われたときは、この法律により、有価証券取引税を課する。

(定義)

第二条 この法律において「有価証券」とは、左に掲げるものをいふ。

- 一 国債証券
- 二 地方債証券
- 三 社債券（商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）その他の特別の法律により法人の発行する債券を含む。以下同じ。）
- 四 日本銀行その他の特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
- 五 株券
- 六 証券投資信託法（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第一項に規定する証券投資信託の受益証券
- 七 貸付信託法（昭和二十七年法

律第九十五号）第二条第二項に規定する受益証券

2 前項各号に掲げる有価証券は、外国又は外国法人の発行する有価証券で当該各号に掲げる有価証券の性質を有するものを含むものとする。

3 株券の発行前における株式、株式の引受に因る権利及び新株の引受権は、この法律の適用については、株券とみなす。

4 この法律において「証券業者」とは、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券業者をいう。

(みなし譲渡)

第三条 有価証券の売付があつた場合において、その売付に因る債務の履行が当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付、相殺その他の事由に因り、その売付に係る有価証券の全部の譲渡以外の方法によつて行われたときは、この法律の適用については、その売付をした者（その売付が委託に基づくものである場合においては、自己の計算においてその委託をした者）と、その売付のうち委託に基づく部分がある場合においては、当該部分については、自己の計算においてその委託をした者とする。が、自己の計算において売付又は売付の委託をした当該売付に係る有価証券のうちその売付に因る債務の履行のための譲渡がされなかつたものを、その履行の時において、譲渡したものとみなす。但し、その売付が取引所税法（大正三年法律第二

十三号）第五条第一項の規定により取引税を課せられるものである場合においては、この限りでない。

2 前項の場合において、同項の売付に因る債務の履行が、その売付に係る有価証券以外の有価証券の譲渡により行われたときは、その譲渡された有価証券に対応する当該売付に係る有価証券については、同項の規定は、適用しない。

3 信託の場合において、受託者が信託財産に属する有価証券を固有財産に属する有価証券とし、又は固有財産に属する有価証券を信託財産に属する有価証券としたときは、この法律の適用については、受託者が当該有価証券の譲渡をしたものとみなす。受託者が一の信託財産に属する有価証券を他の信託財産に属する有価証券としたときも、同様とする。

（国債証券等の譲渡とみなす場合）
第四条 国債に關する法律（明治三十九年法律第三十四号）又は社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定により登録された国債（証券の発行されているものを除く）、地方債又は社債の名義変更が行われたときは、この法律の適用については、名義変更が行われた時に、国債証券、地方債証券又は社債券の譲渡があつたものとみなす。

2 法人の社員、全員、組合員その他の出資者の持分の譲渡は、この法律の適用については、株券の譲渡とみなす。

(納税義務者)

第五条 この法律の施行地において有価証券の譲渡をした者は、有価証券取引税を納める義務がある。（非課税団体）

第六条 有価証券取引税は、国及び地方公共団体には、課さない。（非課税有価証券）

第七条 第二条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券のうち、一年以内の償還期限をもつて発行する国債証券、国民貯蓄債券その他政令で定めるものについては、有価証券取引税を課さない。（有価証券の非課税の譲渡）

第八条 左に掲げる有価証券の譲渡には、有価証券取引税を課さない。

一 有価証券の信託の場合における委託者から受託者への当該有価証券の譲渡

二 有価証券の信託の終了の場合における受託者から委託者又はその相続人への当該有価証券の譲渡

三 第二条第一項第七号に掲げる受益証券に係る信託の受託者への当該受益証券の譲渡

四 第二条第一項第七号に掲げる受益証券に係る信託の受託者がなす当該受益証券の譲渡

五 有価証券を目的物とする消費貸借及びその終了の場合における当該有価証券の譲渡

六 売出の方法によつて有価証券を発行する場合における当該有価証券の譲渡

七 国債、地方債又は社債の発行に際し、その総額を契約により

引き受けた者又は募集の委託を受け自らその一部を引き受けた者が、当該引受に係る有価証券の発行の日から一年内にする当該有価証券の譲渡

八 その他政令で定める有価証券の譲渡

（課税標準）

第九条 有価証券取引税の課税標準は、売買による譲渡については売買価額とし、その他の譲渡については譲渡の時における価額とする。

2 前項の売買価額及び譲渡の時における価額を譲渡価額と総称する。

(税率)

第十条 有価証券取引税は、左の税率により、課する。

第一種 証券業者を譲渡者とする売買による譲渡
甲 第二条第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券の譲渡

乙 譲渡価額の万分の六
その他の有価証券の譲渡

第二種 第一種以外の譲渡
甲 第二条第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券の譲渡

乙 譲渡価額の万分の十五
その他の有価証券の譲渡

（現金による納付）

第十一条 証券業者が有価証券の譲渡をした場合においては、証券業者は、その譲渡の日の属する月の

翌月末日までに、政令で定めるところにより、その譲渡の日の属する月中に納税義務の生じた有価証券取引額その他の事項を記載した納付高申告書を政府に提出し、あわせて当該納付高申告書に記載された金額の有価証券取引税を、現金をもつて、政府に納付しなければならない。

2 証券業者以外の者が、証券業者への委託により有価証券の譲渡をした場合又は証券業者へ有価証券の譲渡をした場合において、当該証券業者は、当該譲渡が行われた際、当該譲渡に係る有価証券取引税を現金をもつて徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに、政令で定めるところにより、その徴収の日の属する月中に徴収した有価証券取引税額その他の事項を記載した徴収高計算書を政府に提出し、あわせて当該徴収高計算書に記載された金額の有価証券取引税を、政府に納付しなければならない。

3 前二項に規定する証券業者に営業所が二以上あるときは、これらの項の規定による納付高申告書及び徴収高計算書の提出並びに有価証券取引税の納付は、各営業所ごとにしなければならない。

4 証券業者が前三項の規定により有価証券取引税を納付する場合においては、その月中の有価証券の譲渡を同一の税率が適用されるものごとに区分し、その区分ごとに算出したその月中の有価証券の譲渡価額の合計額を課税標準とし、これにそれぞれの税率を適用して

算出した税額の合計額をもつてその月分の納付すべき有価証券取引税額とすることができ、(印紙による納付)

第十二条 有価証券取引税の納税義務者は、前条の規定の適用がある場合を除く外、印紙をもつて、有価証券取引税を納付しなければならない。

2 前項の場合において、第十条の規定により計算された有価証券取引税額が十円未満であるときは、これを納付することを要しない。当該税額が十円未満の端数があるときにおける当該端数金額についても、同様とする。

3 第一項の規定の適用を受ける有価証券取引税の納税義務者は、有価証券の譲渡が行われた際、大蔵省令で定める様式の有価証券取引書を作成し、これに有価証券取引税額に相当する印紙をはり、且つ、当該取引書の紙面と印紙の色彩とにかけ、自己の印章又は署名をもつて、判明に印紙を消さなければならない。

4 前項の納税義務者は、同項の有価証券取引書をその作成の日から一年間保存しなければならない。(強制徴収)

第十三条 証券業者が、第十一条第一項又は第二項の規定により納付すべき有価証券取引税を納付しなかつたときは、国税徴収の例により、これを証券業者から徴収する。

2 前条第一項の規定により有価証券取引税を納付しなければならない者が、同項の規定による納付を

しなかつたときは、同項の規定にかかわらず、現金をもつて、これを当該者から徴収する。

3 前二項の場合において、国税徴収法明治三十年法律第二十一号(第九條の規定により督促するときは、第十四条又は第十五条に規定する利子税額を、あわせて督促することができ、)

(利子税額) 第十四条 第十一条第一項又は第二項の規定により納付すべき有価証券取引税額を納付しなかつた場合においては、当該証券業者は、その未納に係る税額に対し、これらの項に規定する納期限の翌日から納付の日までの期間に及び、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額を有価証券取引税額にあわせて納付しなければならない。

2 前項の場合において、証券業者がその未納に係る有価証券取引税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額計算の基礎となる有価証券取引税額は、同項の未納に係る有価証券取引税額からその一部納付に係る有価証券取引税額を控除した額による。

3 利子税額計算の基礎となる有価証券取引税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該有価証券取引税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4 利子税額が三百円未満である場合には、これを納付することを要しない。

5 第一項の規定により利子税額をあわせて納付すべき場合において、証券業者が納付した有価証券取引税額が第十一条第一項又は第二項の規定により納付すべき有価証券取引税額に達するまでは、その納付した税額は、当該有価証券取引税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八條の規定の適用を妨げない。

第十五条 第十三条第二項の規定により有価証券取引税額を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六條の規定による指定納期日までに当該税額を完納しなかつたときは、その未納に係る有価証券取引税額に対し、当該納期日の翌日から納付の日までの期間に及び、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額を有価証券取引税額にあわせて徴収する。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。(軽加算税額)

第十六条 第十一条第一項の規定により提出すべき納付高申告書をその提出期限までに提出した場合において、当該申告書に記載された有価証券取引税額が、納付すべき有価証券取引税額に満たなかつたときは、過少の有価証券取引税額を記載した当該申告書を提出したことについて相当な理由がないと認めるときは、政府は、当該納税義務者が納付すべき有価証券取引税額のうち、当該申告書に記載されなかつた部分の税額に対し百分の五

の割合を乗じて計算した金額に相当する軽加算税額を徴収する。

2 第十一条第一項の規定により提出すべき納付高申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合において、当該申告書を提出しなかつたことについて相当な理由がないと認めるときは、政府は、その納付すべき有価証券取引税額に対し百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する軽加算税額を徴収する。

3 第十一条第二項の規定により納付すべき有価証券取引税額を完納しなかつた場合において、その完納しなかつたことについて相当な理由がないと認めるときは、政府は、その未納に係る有価証券取引税額に対し、同項に規定する納期限の翌日から納付の日までの期間に及び、その期間が一箇月以内のときは百分の十の割合、一箇月をこえ二箇月以内のときは百分の十五の割合、二箇月をこえ三箇月以内のときは百分の二十の割合、三箇月をこえるときは百分の二十五の割合を乗じて計算した金額に相当する軽加算税額を徴収する。

4 第十二条第一項の規定により納付すべき有価証券取引税額を完納しなかつた場合において、その完納しなかつたことについて相当な理由がないと認めるときは、政府は、その未納に係る有価証券取引税額に対し百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する軽加算税額を徴収する。

5 政府は、前四項の規定により徴収する税額を決定したときは、こ

れを第十一項若しくは第二項又は第十二項の規定により有価証券取引税を納付する義務がある者に通知する。

6 第十四条第三項及び第四項の規定は、第一項から第四項までの規定による軽加算税額について準用する。

(重加算税額)
第十七条 前条第一項から第四項までの規定の一に該当する場合において、第十一項若しくは第二項又は第十二項の規定により有価証券取引税を納付する義務がある者が、事実の全部又は一部を隠べし、又は仮装し、その隠べし、又は仮装したところに基いて、過少の有価証券取引税額を記載した納付高申告書を提出し、若しくは納付高申告書を提出期限までに提出せず、又は納付すべき有価証券取引税額を完納しなかつたときは、政府は、前条第一項から第四項までの規定による軽加算税額の外、その軽加算税額計算の基礎となる有価証券取引税額に対し百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収する。

2 政府は、前項の規定により徴収する重加算税額を決定したときは、これを第十一項若しくは第二項又は第十二項の規定により有価証券取引税を納付する義務がある者に通知する。

3 第十四条第三項及び第四項の規定は、第一項に規定する重加算税額について準用する。

(報告義務)

第十八条 証券業者は、その月中に第十一項第一項の規定による納付義務及び同条第二項の規定による徴収義務の生じた有価証券取引税額がない場合には、政令で定めるところにより、その旨を翌月末日までに、営業所ごとに、その所在地の所轄税務署長に報告しなければならない。

(証券業の開業等の申告義務)

第十九条 証券業を開始し、若しくは廃止しようとする者、証券業者の登録を取り消された者又は営業所を新設し、変更し、若しくは廃止しようとする証券業者は、政令で定めるところにより、営業所ごとに、その所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。

(証券業者の記帳義務)

第二十条 証券業者は、帳簿を備え、これに、その売り付けた有価証券の売買価額、納付すべき有価証券取引税額その他の政令で定める事項を記載しなければならぬ。

(印紙税の非課税)

第二十一条 第十二条第三項に規定する有価証券取引書については、印紙税を課さない。

(当該職員の間接検査)

第二十二条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、有価証券取引税に関する調査について必要があるときは、左に掲げる者に質問し、又は譲渡に係る有価証券、左に掲げる者の有価証券の譲渡に関する帳簿書類若しくは株主名簿、社債原簿その他の有価証券の権利

者を記載した書類(以下「有価証券の譲渡に関する帳簿書類等」と総称する)を検査することができ

る。

一 納税義務者又は納税義務がある者と認められる者

二 有価証券を譲り受けた者又は有価証券を譲り受けたと認められる者

三 第十一項第二項の規定により有価証券取引税を徴収して納付する義務がある者又はその義務がある者と認められる者

四 証券業者の組織する団体(当該団体の組織する団体を含む)又は証券取引法第二十条第十一項に規定する証券取引所

2 前項の当該職員は、同項の規定による質問又は検査をする場合において、その身分を示す証票を携帯し、利害関係人にこれを呈示しなければならぬ。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならぬ。

(罰則)

第二十三条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 詐偽その他不正の行為により、第十一項第一項の規定により納付すべき有価証券取引税を免かれた者

二 第十一項第二項の規定により徴収して納付すべき有価証券取引税を納付しなかつた者

三 第十二条第三項の規定に違反した者

四 前項の犯罪により納付を免かれた有価証券取引税額の十倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該有価証券取引税額の十倍以下とすることができる。

第二十四条 左の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十一項第一項の規定による納付高申告書とその提出期限内に提出しなかつた者

二 第十八条の規定による報告をせず、又は偽りの報告をした者

三 第二十条の規定による帳簿を備えず、その帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠置した者

四 第二十一条第一項の規定による当該職員の質問に対し答弁せず、又は偽りの陳述をした者

五 第二十二項第一項の規定による有価証券の譲渡に関する帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十五条 有価証券取引税に関する調査に關する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に關して知り得た秘密を漏らし、又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第二十三条又は第二十四条の違反行為をした

ときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金を科する。

第二十七条 第二十三項第一項の罪を犯した者には、刑法第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、適用しない。但し、懲役刑に処する場合は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

附則

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2 この法律は、本州、北海道、四国、九州及びその附屬の島(政令で定める地域を除く)に施行する。

3 この法律施行の日から昭和二十九年七月三十一日までの間に行われる第二項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる有価証券の譲渡については、この法律は、適用しない。

4 証券投資信託法第十六条第一項に規定する信託財産に属する株券の譲渡で、この法律施行の日から昭和三十年七月三十一日までの間に行われるものに対して適用される税率は、第十条の規定にかかわらず、譲渡価額の百分の六とする。

5 この法律施行の際現に証券業者である者は、政令で定めるところにより、この法律施行後一月以内に、営業所ごとに、その所在地の所轄税務署長に証券業者である旨を申告しなければならない。但し、その者が当該期間内に証券

業者でなくなつた場合において
は、この限りでない。

6 所得税法（昭和二十二年法律
第二十七号）の一部を次のように
改正する。

第十條第二項但書中「国税徴収
法第九條第三項」を「有価証券取引
税法第十六條第一項乃至第四項又
は第十七條第一項の規定により徴
収する軽加算税額又は重加算税額、
国税徴収法第九條第三項」に改め
る。

7 法人税法（昭和二十二年法律第
二十八号）の一部を次のように改
正する。

第九條第二項後段中「国税徴収
法第九條第三項」を「有価証券取引
税法第十六條第一項乃至第四項若
しくは第十七條第一項、国税徴収
法第九條第三項」に、「若しくは通
行税」を、「通行税若しくは有価証
券取引税」に改める。

8 相続税法（昭和二十五年法律第
七十三号）の一部を次のように改
正する。

第十四條第二項中「再評価税」の
下に、「有価証券取引税」を加え
る。

9 災害被害者に対する租税の減
免、徴収猶予等に関する法律（昭
和二十二年法律第七十五号）の一
部を次のように改正する。

第八條及び第九條中「酒税」を
「有価証券取引税、酒税」に改め
る。

10 会社更生法（昭和二十七年法律
第七十二号）の一部を次のよう
に改正する。

第一百九條中「通行税」の下に
「有価証券取引税」を加える。

納税貯蓄組合法の一部を改正する
法律案
納税貯蓄組合法の一部を改正す
る法律

納税貯蓄組合法（昭和二十六年法
律第四十五号）の一部を次のよう
に改正する。

第八條第一項但書中「部分の金額」
を「部分の金額が政令で定める期間
内において五万円をこえる場合にお
けるその引き出された部分の金額」
に改める。

附則
1 この法律は、昭和二十八年八月
一日から施行する。

2 改正後の納税貯蓄組合法第八條
第一項の規定は、この法律施行後
引き出される納税貯蓄組預金の
利子について適用する。

砂糖消費税法の一部を改正する法
律案
砂糖消費税法の一部を改正する
法律

砂糖消費税法（明治三十四年法律
第十三号）の一部を次のように改正
する。

第三條を次のように改める。

第三條 消費税ノ税率左ノ如シ
一 砂糖
第一種 分蜜セザル砂糖
甲類 樽入黒糖及樽入白下糖
百斤ニ付 四百円
乙類 甲類ノ砂糖以外ノ砂糖
ニシテ其ノ蔗糖度八十
度ヲ超エザルモノ但シ
第二種又ハ第三種ノ砂

糖ニ加工シテ製造シタ
ルモノヲ除ク
百斤ニ付 八百円

丙類 其ノ他ノモノ
百斤ニ付 千七百円

第二種 第一種及第三種ノ砂糖
以外ノ砂糖
百斤ニ付 二千三百五十円
第三種 氷砂糖、角砂糖、棒砂
糖及比等ニ類スルモノ
百斤ニ付 三千円

但シ消費税ヲ課セラ
レタル第二種ノ砂糖
ヲ以テ製造シタル砂
糖ハ氷砂糖ニ在リテ
ハ百斤ニ付二百円、
其ノ他ノモノニ在リ
テハ百斤ニ付六百五
十円トス

二 糖蜜
第一種 氷砂糖ヲ製造スルトキ
ニ生ズル糖蜜
百斤ニ付 九百五十円
第二種 其ノ他ノモノ
百斤ニ付 三百五十円

三 糖水
第一種 蔗糖度十五度ヲ超エザ
ル糖水
百斤ニ付 四百円

第二種 其ノ他ノモノ
百斤ニ付 千八百円

第三條ノ二 第一種ノ分蜜セザル砂
糖ニハ一部ニ付分蜜加工ヲ為シタ
ルモノ及分蜜シタル砂糖ヲ一部混
和シタルモノヲ含マザルモノト
ス

蔗糖度八十六度ヲ超エル砂糖ニ在
リテハ分蜜シタルト否トニ拘ラズ

之ヲ第二種ノ砂糖トス但シ第三種
ノ砂糖ヲ除ク
第一種甲類ノ砂糖ハ甘蔗、蘆粟又
ハ玉蜀黍ノ搾汁ヲ煮沸濃縮シタル
モノヲ樽ニ収容シテ冷却シ其ノ儘
製造場又ハ保税地域ヨリ引取ラル
ルモノニ限ルモノトス

第四條中「前條」を「第三條」に改め
る。

第四條ノ四を削り、第四條ノ五を
第四條ノ四とする。

第六條中「第四條ノ四」を削る。

第十一條第一項第三号中「育児食」
の下に「乳児ノ食用ニ供セラルル物
品ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ謂
フ以下同ジ」を加える。

第十一條ノ三第一号中「其ノ種別
ヲ上昇スルトキ」を「之ヲ種別又ハ類
別ノ異ナル砂糖トシタルトキ」に
改める。

第十二條を次のように改める。

第十二條 消費税ヲ課セラレタル砂
糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造場ニ戻入
シ又ハ移入シタル場合ニ於テ其ノ
種別、類別及數量ニ付命令ノ定ム
ル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケタル
トキハ其ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ
製造場ヨリ引取ルモ更ニ消費税ヲ
徴収セズ

命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認
ヲ受ケ消費税ヲ課セラレタル砂
糖、糖蜜又ハ糖水ヲ原料トシテ
製造シタル砂糖（第三種ノ砂糖ヲ
除ク）、糖蜜又ハ糖水ニ付テハ之
ヲ製造場ヨリ引取ルモ消費税ヲ徴
収セズ

第十二條ノ三中「又ハ育児食ノ製
造者」の下に「並ニ菓子、糖菓其ノ他
命令ヲ以テ定ムル物品ヲ外国ニ輸出

シタル者」を加え、同條の次に次の
一條を加える。

第十二條ノ四 消費税ヲ徴収スル場
合ニ於テ納税義務者ガ国税徴収法
第六條ノ規定ニ依リ指定納期日
（第四條但書前段ノ規定ニ依リ徴
収ヲ猶予セラレタル場合ニ於テハ
其ノ猶予セラレタル納期日）迄ニ
消費税額ヲ完納セザルトキハ其ノ
未納ニ係ル消費税額ニ対シ当該
納期日（第十三條第一項第三号又
ハ第四号ノ規定ニ該當シ同條第三
項ノ規定ニ依リ消費税ヲ徴収スル
場合）ニ於テハ第四條本文ニ規定ス
ル納期日）ノ翌日ヨリ当該消費税
額ヲ納付スル日迄ノ日數ニ応ジ百
円ニ付一日四銭ノ割合ヲ乗ジテ計
算シタル金額ニ相当スル利子税額
ヲ消費税額ニ併セ徴収ス

前項ノ場合ニ於テ納税義務者ガ其
ノ未納ニ係ル消費税額ノ一部ヲ納
付シタルトキハ其ノ納付ノ日ノ翌
日以降ノ期間ニ係ル利子税額計算
ノ基礎トナル消費税額ノ同項ノ未
納ニ係ル消費税額ヨリ其ノ一部納
付ニ係ル消費税額ヲ控除シタル税
額ニ依ル

利子税額計算ノ基礎トナル消費税
額ガ千円未満ナルトキハ第一項ノ
規定ヲ適用セズ当該税額二千円未
滿ノ端數アルトキハ之ヲ切捨テ計
算ス

利子税額ガ三百円未満ナルトキハ
之ヲ徴収セズ

第一項ノ規定ニ依リ利子税額ヲ併
セ徴収スベキ場合ニ於テ当該納税
義務者ガ納付シタル消費税額ガ同
項ノ未納ニ係ル税額ニ達スル迄ハ
其ノ納付シタル税額ハ当該消費税

額に充当シタルモノトス但シ国税徴収法第二十八条ノ適用ヲ妨ゲズ

附則

- 1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。
- 2 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた砂糖消費税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の砂糖消費税法(以下「旧法」といふ。)第五条第一項、第七条第一項又は第十一条第一項の規定による承認を受けてこの法律施行前に製造場又は保税地域から引き取つた砂糖、糖みつ又は糖水が指定期間内に輸出され、若しくは引取先に移入され、又は用途に供されたことの証明がない場合における消費税の徴収又は免除については、なお従前の例による。
- 4 旧法第三条の税率により消費税を課せられた改正後の砂糖消費税法(以下「新法」といふ。)第三条第一号第二種の砂糖をもつて製造した同号第三種の砂糖で、この法律施行後製造場から引き取られるものについては、新法第三条の規定にかかわらず、その税率は、水砂糖については百斤につき七百五十円、その他のものについては百斤につき千五百円とする。
- 5 旧法第三条の税率に於て消費税を課せられた砂糖、糖みつ又は糖水で、製造場にもどし入れられ、又は移入されたものをこの法律施行後その製造場から引き取る場合においては、新法第十二条第一項の規定にかかわらず、消費税を課する。この場合においては、新法第三条の税率により算出した金額と

旧法第三条の税率により算出した金額との差額をその税額とする。

- 6 この法律施行の際、製造場(消費税を課せられた砂糖、糖みつ又は糖水を移入して、砂糖、糖みつ又は糖水を製造する場所を除く。)又は保税地域以外の場所を同一人が各種類を通じて合計二千五百斤以上の砂糖(新法第三条第一号第一種甲類の砂糖及びさとうきび、ろぞく又はとうもろこしのさく汁を煮沸濃縮したものを含み、箱その他これらに類する容器に収容して冷却したままの砂糖で当該砂糖であることについて所轄税務署の承認を受けたものを除く。以下次項において同じ。)糖みつ又は糖水(新法第三条第一号第一種の糖水を除く。以下同じ。)を所持する場合においては、その者が、この法律施行の日に、これを製造場から引き取つたものとみなして、消費税を課する。この場合において、新法第三条の税率により算出した金額と旧法第三条の税率により算出した金額との差額(消費税を課せられた第二種又は第三種の砂糖に加工して製造した砂糖のうち、新法第三条第一号第一種の砂糖に該当するもの及び新法第三条第二号第二項の規定により同号第二種の砂糖とされたものについては、百斤につき三百円)をその税額として、その税額が三万円以下のときは、昭和二十八年八月三十一日限り、三万円をこえるときは、左の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り徴収する。

税額三万円をこえるとき
昭和二十八年八月及び九月
税額十万円をこえるとき

- 7 前項の砂糖、糖みつ又は糖水を所持する者は、その所持する砂糖、糖みつ又は糖水の種類、数量及び貯蔵の場所をこの法律施行後一月以内に貯蔵場所の所轄税務署に申告しなければならない。
- 8 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のよう
に改正する。
第一条中「酒税」の下に「砂糖消費税」を加える。
第二十六条の前に次の一条を加える。
第二十五条の三 さとうきび、ろぞく又はとうもろこしのさく汁を煮沸濃縮した砂糖消費税法第三条第一号第一種の砂糖で、政府の承認を受け、かん、箱その他これらに類する容器に収容して冷却し、そのまま製造場から引き取るものについては、同法第三条第二号第三項の規定にかかわらず、これを同法第三条第一号第一種甲類の砂糖とみなす。
保税地域から引き取る砂糖消費税法第三条第一号第一種の砂糖で、当該砂糖がさとうきび、ろ

税額五十万円をこえるとき
同年八月から十一月
税額三十万円をこえるとき
同年八月から十月

- 10 この法律施行の際、製造場内にある新法第三条第一号第一種の砂糖で、さとうきび、ろぞく又はとうもろこしのさく汁を煮沸濃縮したものをかん、箱その他これらに類する容器に収容して冷却したままのものをこの法律施行後一月以内に所轄税務署の承認を受けたときは、租税特別措置法第二十五条の三の規定による承認を受けたものとみなす。

七十三号)の一部を次のように改正する。
第十四条第二項中「富裕税、」を削る。

- 6 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のよう
に改正する。
第一条中「富裕税、」を削る。
第八条を次のように改める。
第八条 削除
7 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
第七条を次のように改める。
第七条 削除
第八条及び第九条中「富裕税、」を削る。
第十条中「、第七条」を削る
- 8 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特別に関する法律(昭和二十七年法律百一十一号)の一部を次のよう
に改正する。
第一条中「富裕税(昭和二十五年法律第七十四号)、」を削る。
第六条を次のように改める。
第六条 削除
- 9 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のよう
に改正する。
第六条中「富裕税、」を削る。
第七条に次の一項を加える。
2 税理士試験の試験科目であつた科目のうち試験科目でなくなつたものについて前項に規定する成績を得た者については、当
- 1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。
- 2 昭和二十七年分以前の富裕税に
ついては、なお従前の例による。
- 3 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第十条第三項中「富裕税」を削る。
- 5 相続税法(昭和二十五年法律第

該科目は、前条第一号に掲げられていた試験科目とみなす。

第三十五条中「法人税法、」を「法人税法又は」に改め、「又は富

裕税法（昭和二十五年法律第七十四号）を削る。

10 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条第七項第七号中「富裕税、」を削る。

11 昭和二十七年分以前の富裕税については、改正前の所得税法第十四条第三項、改正前の相続税法第十四条第二項、改正前の租税特別措置法第八條、改正前の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七條から第十條まで、改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第六條及び改正前の租理士法第三十五條の規定は、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

登録税法の一部を改正する法律案
登録税法の一部を改正する法律案
登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第七條ノ二第一号を次のように改める。

一 公認会計士法第十七條（同法第十六條ノ二第四項及第六十三條第三項ニ於テ准用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル登録

公認会計士 金三千円
会計士補 金千五百円

公認会計士法第十六條ノ二ニ規定スル外国公認会計士 金三千円

公認会計士法第六十三條ニ規定スル計理士 金千五百円

第十五條ノ二を第十五條ノ三とし、第十五條ノ次に次の一條を加える。

第十五條ノ二 鉱業法第百十四條第二項ノ規定ニ依ル登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ム

一 新規登録 土地又ハ建物ニ關スル損害賠償ノ支払金額 千分ノ一

二 抹消シタル登録ノ回復 每一件 金二十円

三 登録ノ更正、変更又ハ抹消 每一件 金十円

第十七條ノ次に次の一條を加える。

第十七條ノ二 登記所其ノ他ノ登記又ハ登録ヲ為シタル機関登記又ハ登録後ニ於テ当該登記又ハ登録ニ係ル登録税ノ納付ニ使用セラレタル印紙ガ偽造、変造又ハ消印除去ニ係ルモノナルコトニ因リ又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ登録税ノ全部又ハ一部ヲ免レタルモノナルコトヲ発見シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ当該登記又ハ登録ヲ受ケタル者（以下申請者ト謂フ）ノ住所ノ所轄税務署長ニ通知スベシ

但シ申請者ガ二人以上アル場合ニ於テハ其ノ内一人ヲ選定シテ当該申請者ノ住所ノ所轄税務署長ニ通知スベシ

前項ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタル税務署長ハ当該申請者ヨリ免レ

タル登録税額ヲ直ニ現金ヲ以テ徴収スベシ此ノ場合ニ於テ申請者ガ二人以上アルトキハ連帯シテ納付ノ責ニ任ズルモノトス

第十九條第七号中「法令ニヨル公団、及び「公団ニ關スル法令、」を削る。

附則

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2 この法律施行前に納めた、又は納めるべきであつた登録税については、なお従前の例による。

揮発油税法の一部を改正する法律案
揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十條ノ次に次の一條を加える。
（担保物についての先取権）
第十條ノ二 国税徴収法第七條ノ四第四項の規定は、第五條第一項但書又は前條第一項の規定により提供された担保物について准用する。

第十五條ノ次に次の一條を加える。
（利子税額）
第十五條ノ二 揮発油税を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六條の規定による指定納期日（第五條第一項但書の規定により徴収を猶予された場合においては、その猶予された納期日）までに揮発油税額を完納しないときは、その未納に係る揮発油税額に對し、当該納期日（第十八條第一

項第二号から第四号までの規定に該當し、同條第四項の規定により揮発油税を徴収する場合においては、第五條第一項本文に規定する納期日）の翌日から当該揮発油税額を納付する日までの日数に應じ、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相當する利子税額を揮発油税額にあわせて徴収する。

2 前項の場合において、納税義務者がその未納に係る揮発油税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額計算の基礎となる揮発油税額は、同項の未納に係る揮発油税額からその一部納付に係る揮発油税額を控除した額による。

3 利子税額計算の基礎となる揮発油税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該揮発油税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4 利子税額が三百円未満である場合には、これを徴収しない。

5 第一項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合において、当該納税義務者が納付した揮発油税額が同項の未納に係る揮発油税額に達するまでは、その納付した税額は、当該揮発油税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八條の規定の適用を妨げない。

附則
1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた揮発油税については、なお従前の例による。

法人税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「法令による公団、連合国軍人等住宅公社、」を削り、同條第三号中「及び商船管理委員会」を削り、同條に次の一號を加える。

六 前各号に掲げる法人のこの法律の施行地外にある資産又は事業から生ずる所得について法人税に相當する税を課さない外国に本店又は主たる事務所を有する法人で前各号に掲げる法人のうちいずれか一に準ずるものとして命令の定めるところにより大蔵大臣が指定したもの

第五條第一項第五号中「牧野組合、」を削り、同項に次の一號を加える。

八 前各号に掲げる法人のこの法律の施行地外にある資産又は事業から生ずる所得（収益事業から生ずる所得を除く。）について法人税に相當する税を課さない外国に本店又は主たる事務所を有する法人で前各号に掲げる法人のうちいずれか一に準ずるものとして命令の定めるところにより大蔵大臣が指定したもの

第五條の二中「清算中の各事業年度において」を「清算中に」に改める。

第五條の三中「法人の積立金」を

「法人の清算所得及び積立金」に、「各事業年度の積立金」を「清算所得及び各事業年度の積立金」に改める。

第七条の二第二項中「第十七条第一項第二号」を「第十七条第一項第三号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七条の三 資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、当該収益を享受せず、その者以外の法人が当該収益を享受する場合においては、当該収益については、法人税は、その収益を享受する法人に對して、これを課するものとす

第八条中「積立金の金額」の下に「並びに清算所得の金額」を加える。

第九条の五第一項中「出資の金額」が「出資の金額」と合併法人が被合併法人の株主、社員又は出資者に対し合併に因り交付した金銭の額との合計額」に改める。

第九条の六第一項を次のように改める。

法人が各事業年度において内国法人から利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配（証券投資信託の終了若しくは証券投資信託契約の一部の解約に因る収益の分配又は元本の追加信託をなしうる証券投資信託の収益の分配については、内国法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配に係る部分として命令の定めると

ころにより計算した金額の分配に限る。以下同じ。）を受けた場合において、第十八条乃至第二十一条の規定による申告書に当該利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配に因り受けた金額（これらの元本たる株式、出資又は受益証券がその利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配の計算の基礎となつた期間の末日前一箇月以内取得されたもの（当該末日から二箇月を経過した日まで所有されていたものを除く。）であるときは、当該利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額が第二項第一号乃至第三号の規定の一に掲げる金額に該当する場合を除く外、これらの金額のうち命令の定めるところにより計算したその元本たる株式、出資又は受益証券を所有した期間に相当する部分の金額とする。以下利益の配当等に因り受けた金額と

いう。）に關する申告の記載をなしたときは、当該利益の配当等に因り受けた金額（これらの元本たる株式、出資又は受益証券を取得するために要した負債の利子があるときは、当該金額から当該利子の額を控除した金額）は、第九条第一項の所得の計算上、これを益金に算入しない。

第九条の六第二項各号列記以外の部分中「前項」を「この法律」に改め、同項第一号中「積立金額から成る部分に對する金額」を「資本又は出資の金額、資本積立金額（第九条の二

乃至第九条の四の規定により益金に算入されなかつた金額及び前条第一項に規定する合併減資益金のうち留保した金額をいう。以下同じ。）及び再評価積立金額（資産再評価法の規定による再評価積立金額をいう。以下同じ。）の合計額から成る部分の金額以外の金額」に改め、同項第二号中「解散の時に對する積立金額（残余財産の分配として他の法人の株式又は出資を取得する場合に、当該積立金額のうち、当該他の法人に引き継がれなかつた部分の金額に限るものとし、清算中の各事業年度において当該積立金額に對して課せられた法人税がある場合には、当該税額を控除した金額とするものとする。）から成る部分に對する金額」を「資本又は出資の金額、資本積立金額及び再評価積立金額の合計額から成る部分の金額以外の金額」に改め、同項第三号中「積立金額で合併法人に引き継がれなかつたものから成る部分に對する金額」を「資本又は出資の金額、資本積立金額及び再評価積立金額の合計額から成る部分の金額以外の金額」に改め、同条第四項中「これらの金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額が、当該各号に規定する株式又は出資を取得するために要した金額をこえるに至つた場合におけるそのこえる金額について、」を削り、「当該各号に掲げる積立金を「株式の消却若しくは資本の減少、退社、脱退若しくは出資の減少の行われた法人又は残余財産の分配

をなす法人の資本又は出資の金額、資本積立金額及び再評価積立金額の合計額」に改める。

第九条の九中「第二十六条の五第一項」を「及び第二十六条の五第一項、第二十六条の六第一項又は第二十六条の七第一項」に、「及び過誤納」を並びに過誤納」に改める。

第十条中「又は所得税法の臨時條例に關する法律第十九条第一項」を削り、同条の次に次の二条を加える。

第十条の二 法人が各事業年度において、内国法人から利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額のうち第九條の六第二項第二号又は第三号に掲げる金額に該当する金額がある場合においては、その該当する金額の百分の二十五に相當する金額は、命令の定めるところにより、当該事業年度の所得に對する法人税額から、これを控除する。

第十条の三 この法律の施行地外にある資産又は事業を有する内国法人が、当該資産又は事業から生じた所得（以下外国から生じた所得という。）についてその所在地国の法令により課せられる法人税に相當する税（以下外国の法人税という。）を納付することとなる場合においては、命令の定めるところにより、当該外国から生じた所得についての外国の法人税の課税上の計算期間内に生じた当該法人の所

得のうち、当該外国から生じた所得に對するものとして命令の定めるところにより計算した部分の金額に對し、当該法人の区分に應じ第十七条第一項第一号の税率を乗じて算出した金額を限度として、当該外国の法人税の額を当該計算期間の末日を含む事業年度の所得に對する法人税額から控除する。

前項に規定する外国の法人税の額は、法人の各事業年度の所得の計算上、これを損金に算入しない。

第十二条の次に次の三条を加える。

第十二条の二 法人の清算所得は、左に掲げる金額による。

一 法人が解散した場合において、その残余財産の価額が、解散当時の資本又は出資の金額、資本積立金額及び再評価積立金額（清算中に資産再評価法第四條の規定により再評価積立金を取りこずした場合には、その取りこずした金額を控除した金額）の合計額（以下解散当時の資本金額等という。）をこえる場合のそのこえる金額

二 法人が合併した場合において、合併法人が被合併法人の株主、社員又は出資者に対し交付する株式又は出資の価額の総額及び金銭の総額の合計額が、被合併法人の合併当時の資本又は出資の金額（合併法人が被合併法人の株式若しくは出資を有していた場

得のうち、当該外国から生じた所得に對するものとして命令の定めるところにより計算した部分の金額に對し、当該法人の区分に應じ第十七条第一項第一号の税率を乗じて算出した金額を限度として、当該外国の法人税の額を当該計算期間の末日を含む事業年度の所得に對する法人税額から控除する。

前項に規定する外国の法人税の額は、法人の各事業年度の所得の計算上、これを損金に算入しない。

第十二条の二 法人の清算所得は、左に掲げる金額による。

合又は一の被合併法人が他の被合併法人の株式若しくは出資を有していた場合において、合併法人が当該株式又は出資に対し株式の割当又は出資の引当をしなかつたときは、その割当又は引当をしなかつた株式又は出資に對應するこれらの金額を控除した金額をこえる場合のそのこえる金額のうち、被合併法人の合併当時の資本積立金額及び再評価積立金額以外の金額から成る部分の金額

前項第二号に規定する場合において被合併法人の株主、社員又は出資者が合併法人から合併に因り取得する株式又は出資の価額は、同項の規定の適用については、当該株式の額面金額又は当該出資の金額による。但し、合併法人が合併に因り無額面株式を発行したときは、当該株式の価額は、当該合併に因り増加した資本の金額（合併に因り法人を設立した場合においては、当該法人の設立の際における資本の金額）を当該合併に因り発行した株式の総数で除して計算した金額による。

法人が清算中において納付した又は納付すべき法人税額（解散の日を含む事業年度以前の事業年度の法人税額、清算中の各事業年度の積立金に対する法人税額及び第四十二条の規定による利子税額に相当する法人税額を除く。）若し

くはその法人税額に係る地方税法の規定による市町村民税額若しくは清算所得に対する事業税額又は再評価税額は、これを残余財産の価額に算入する。

法人が清算中になした寄附金の額は、命令で定めるものの金額を除く外、これを残余財産の価額に算入する。

第九條第七項の規定は、第一項の清算所得の計算について、これを準用する。

第十二條の三 法人が清算中において所得税法第十八條の規定により納付した所得税額は、命令の定めるところにより、清算所得に対する法人税額から、これを控除する。

前項の場合において控除すべき所得税法第十八條の規定により納付した所得税額は、法人の清算所得の計算上、これを残余財産の価額に算入する。第二十六條の八第一項の規定により還付される所得税額についても同様とする。

第十二條の四 法人が清算中において内国法人から利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額のうち第九條の六第二項第二号又は第三号に掲げる金額に該当する金額がある場合においては、その該当する金額の百分の二十五に相当する金額は、命令の定めるところにより、清算所得に対する法人税額から、これを控除する。

前項の場合において控除すべき金額は、法人の清算所得の計算上これを残余財産の価額に算入する。第二十六條の八第一項の規定により還付される金額についても同様とする。

第十七條第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 清算所得

第九條第六項に掲げる法人

清算所得金額のうち、解散若しくは合併の時に積立金額（清算中の各事業年度において当該積立金額に對して課せられた法人税がある場合には、当該税額を控除した金額）又は清算中に生じた所得で法人税を課せられないものの金額から成る部分の金額（以下積立金及び非課税所得から成る部分の金額と

いう。） 百分の二十
清算所得金額のうち積立金及び非課税所得から成る部分の金額以外の金額 百分の四十一
その他の法人
清算所得金額のうち積立金及び非課税所得から成る部分の金額 百分の二十
清算所得金額のうち積立金及び非課税所得から成る部分の金額以外の金額 百分の四十六

「第一項第三号」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項第二号の場合において、清算中に生じた所得で法人税を課せられないものの金額とは、左に掲げる金額の合計額をいう。

一 第六條第一項に規定する重要財産の製造、採掘又は採取の業務から生じた所得の金額のうち、解散の日から同条の規定による免除期間満了の日（残余財産確定の日がその日前であるときは、残余財産確定の日）までの間に生じた所得の金額

二 清算中において内国法人から受けた第九條の六第一項に規定する利益の配当等に因り受けた金額からこれらの元本たる株式、出資又は受益証券を取得するために要した負債の利子の額を控除した金額

三 清算中において第二十六條の四第四項の規定により還付を受けた金額（同条第五項の規定により充当された金額を含む）、第二十六條の五第一項、第二十六條の六第一項若しくは第二十六條の七第一項の規定により還付を受けた金額又は過誤納によつて還付を受け若しくは未納の国税、督促手数料、延滞金若しくは滞納処分費に充当された法人税額（第四十二条の規定による利子税額を除く。）の金額

第十八條第六項、第十九條第一項及び第二十條第一項中及び第九條

を「第九條乃至第十二條及び第十三條」に改める。

第二十二條第一項中「各事業年度の法人税」を「各事業年度の積立金に對する法人税」に改め、同条の次に次の四條を加える。

第二十二條の二 清算中の法人は、その清算中に事業年度が終了した場において、当該事業年度の所得を解散してない法人の所得とみなして当該事業年度につき第六條、第九條乃至第十條の二、第十二條及び第十七條第一項第一号の規定により当該事業年度の課税標準たる所得金額及び当該所得に對する法人税額を計算し、その税額があるときは、第十八條乃至第二十一條の規定にかかわらず、前条に規定するものの外、当該事業年度終了の日から二箇月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配が行われるときは、その行われる日の前日まで）に、当該事業年度の所得金額及び当該所得に對する法人税額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

前項の申告書には、命令の定めるところにより、当該事業年度終了の日における財産目録及び貸借対照表、当該事業年度の収支の計算に關する明細書、当該事業年度の所得金額の計算に關する明細書並びに当該所得に對する法人税額の計算に關する明細書を添付しなければならない。

前二項の規定は、清算中の法人に清算中の各事業年度について第一項の法人税額のない場合について、これを準用する。

第二十二條の三 清算中の法人は、残余財産のうち解散当時の資本金額等をこえる部分を分配しようとするときは、残余財産の全部の分配をなす場合を除く外、分配のつど、分配の日の前日までに、そのこえる部分の金額を清算所得金額とみなして計算した課税標準たる清算所得金額及び当該清算所得に對する法人税額を記載した申告書を政府に提出しなければならぬ。

前項の申告書は、第十七條第一項第二号に規定する清算所得の区分にかかわらず、まず、当該分配の時における積立金額の範囲内において積立金及び非課税所得から成る部分の金額に相当する残余財産を分配し、後に積立金及び非課税所得から成る部分の金額以外の金額に相当する残余財産を分配するものとみなして計算する場合の清算所得に對する法人税額を記載するものとする。

第一項の規定による申告書は、命令の定めるところにより、解散の時における貸借対照表、残余財産分配の時における財産目録及び貸借対照表その他清算に關する計算書並びに当該清算所得金額の計算に關する明細書及び当該清算所得に對する法人税額の計算に

關する明細書を添附しなければならない。

第二十二條の四 納税義務がある清算中の法人は、残余財産が確定した場合には、その確定した日から一箇月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配が行われるときは、その行われる日の前日まで）に、清算所得金額及び当該清算所得に對する法人税額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

前条第三項の規定は、前項の規定により申告書を提出する場合について、これを準用する。

前二項の規定は、清算中の法人に清算所得について納付すべき法人税のない場合について、これを準用する。

第二十二條の五 合併法人は、合併の日から二箇月以内に、被合併法人の清算所得金額及び当該清算所得に對する法人税額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

前項の申告書は、命令の定めるところにより、被合併法人の合併の時における貸借対照表その他合併に關する書類、合併に因り承継した資産の明細書並びに当該清算所得金額の計算に關する明細書及び当該清算所得に對する法人税額の計算に關する明細書を添附しなければならない。

前二項の規定は、被合併法人に清算所得について納付すべき法人

税のない場合について、これを準用する。

第二十三條第一項中「又は前条第一項」を、「第二十二條第一項、第二十二條の二第一項、第二十二條の三第一項、第二十二條の四第一項又は前条第一項」に改め、同条第三項中「又は第二十二條第三項」を、「第二十二條第三項、第二十二條の二第三項、第二十二條の四第三項又は前条第三項」に改める。

第二十五條第二項中「及び積立金を」と及び積立金並びに清算所得」に改め、同条第三項中「二十日以内」を「二箇月以内」に改め、同条第七項第四号中「乃至第二十二條」を「乃至第二十二條の五」に改める。

第二十六條第一項中「又は第二十二條第一項」を、「第二十二條第一項、第二十二條の三第一項又は第二十二條の五第一項」に改め、同条に次の三項を加える。

第二十二條の二第一項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した法人税額に相當する税額の法人税を政府に納付しなければならない。但し、当該申告書に係る清算中の事業年度の期間中に残余財産のうち解散当時の資本金額等をこえる部分を分配している場合において、その分配金額が当該分配の時における積立金額をこえているときは、その納付すべき法人税額は、当該申告書に記載

した法人税額からその積立金額をこえる部分の金額（当該事業年度の期間中に二回以上分配の時に對する積立金額をこえる残余財産の一部の分配をなしているときは、当該積立金額をこえる金額の合計額）に百分の四十二（当該法人が第九條第六項に掲げる法人であるときは、百分の三十五）を乗じて算出した税額に相當する法人税額を控除した税額とする。

第二十二條の四第一項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した法人税額に相當する税額の法人税を政府に納付しなければならない。但し、左の各号の一に該當する場合においては、その納付すべき法人税額は、当該申告書に記載した法人税額から左に掲げる法人税額（左の各号のいずれにも該當する場合には、その合計税額）を控除した税額とする。

一 解散の日から当該申告書提出の日までに清算中の事業年度が終了した場合において、当該事業年度終了後二箇月以内に納付すべき法人税額があるときは、その納付すべき税額の合計額
二 解散の日から当該申告書提出の日までに残余財産の一部を分配した場合において、その分配の日の前日までに納付すべき法人税額があるときは、その納付すべき税額の合計額

清算中の法人が第一項又は第四項の規定により納付する第二十二條の二第一項又は第二十二條の三第一項の規定による申告書に記載した法人税額に相當する税額の法人税は、当該法人が前項の規定により納付する法人税の予納として納付されるものとする。

第二十六條の二第二項中「第二十二條第一項の下に」、第二十二條の二第一項又は第二十二條の四第一項を、「前条第三項」の下に「乃至第五項」を加える。

第二十六條の五第一項中「又は所得税法の臨時特例に關する法律第十九條第一項」を削り、同条第五項中「その加算すべき」を「その還付すべき」に改め、同条の次に次の三條を加える。
第二十六條の六 法人が各事業年度において内国法人から利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額で第九條の六第二項第二号又は第三号に掲げる金額に該當するものの百分の二十五に相當する金額のうち、第十條の二の規定により当該事業年度の所得に對する法人税額から控除することができるもので、法人税額から控除することができなかつたものがあるときは、当該事業年度の第十八條若しくは第二十一條の規定による申告書又は第二十三條の規定による申告書で第十八條若しくは第二十一條に規定する事項を記載したものの提出と同時に政府に對し還付の請求

をなす場合に限り、政府は、命令の定めるところにより、これを還付する。

前項の規定による還付の請求をしようとする法人は、当該事業年度において内国法人から利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額で第九条の六第二項第二号又は第三号に掲げる金額に該当するものの百分の二十五に相当する金額、第十条の二の規定により法人税額から控除を受けることができる当該百分の二十五に相当する金額及び当該事業年度の法人税額から控除することができなかつた当該百分の二十五に相当する金額その他命令で定める事項を記載した申請書を政府に提出しなければならない。

前条第三項乃至第六項の規定は、第一項の規定により還付する場合について、これを準用する。第二十六条の七 内国法人がこの法律の施行地外にある資産又は事業の所得について納付することとなる外国の法人税の額のうち、第十条の三の規定により当該所得についての外国の法人税の課税上の計算期間の末日を含む事業年度の所得に対する法人税額から控除することができるもので、法人税額から控除することができなかつたものがあるときは、当該事業年度の第十八条若しくは第二十一条の規定による申告書又は第二十三条の

規定による申告書で第十八条若しくは第二十一条に規定する事項を記載したものの提出と同時に政府に対し還付の請求をなす場合に限り、政府は、命令の定めるところにより、当該控除することができなかつた税額に相当する法人税額を還付する。

前項の規定による外国の法人税の額の還付の請求をしようとする法人は、この法律の施行地外にある資産又は事業の所得について納付することとなる外国の法人税の額、第十条の三の規定により法人税額から控除を受けることができる外国の法人税の額及び当該所得についての外国の法人税の課税上の計算期間の末日を含む事業年度の所得に対する法人税額から控除することができなかつた外国の法人税の額その他命令で定める事項を記載した申請書を政府に提出しなければならない。

第二十六条の五第三項乃至第六項の規定は、第一項の規定により法人税額を還付する場合について、これを準用する。

第二十六条の八 法人が清算中において、所得税法第十八条の規定により納付した所得税額、内国法人から利益の配当若しくは剰余金の分配に因り受けた金額のうち第九条の六第二項第二号又は第三号に掲げる金額に該当するものの百分の二十五に相当する金額又は第二

十六条第五項第一号及び第二号に掲げる納付すべき税額の合計額のうち、第十二条の三第一項、第十二条の四第一項又は第二十六条第五項の規定により清算所得に対する法人税額から控除することができるもので、法人税額から控除することができなかつたものがあるときは、第二十二條の四の規定による申告書又は第二十三條の規定による申告書で第二十二條の四に規定する事項を記載したものの提出と同時に政府に対し還付の請求をなす場合に限り、政府は、命令の定めるところにより、これを還付する。この場合においては、国税徴収法第三十一條ノ六の規定は、これを適用しない。

前項の規定による法人税額の還付の請求をしようとする法人は、清算中において、所得税法第十八条の規定により納付した所得税額、内国法人から利益の配当若しくは剰余金の分配に因り受けた金額のうち第九条の六第二項第二号若しくは第三号に掲げる金額に該当するものの百分の二十五に相当する金額又は第二十六條第五項第一号及び第二号に掲げる納付すべき税額の合計額、第十二條の三第一項、第十二條の四第一項又は第二十六條第五項の規定により清算所得に対する法人税額から控除することができる所得税額、当該百分の二十五に相当する金額又は法人

税額及び清算所得に対する法人税額から控除することができなかつた所得税額、当該百分の二十五に相当する金額又は法人税額その他命令で定める事項を記載した申請書を政府に提出しなければならない。

第二十七條第一項中「又は積立金に対する法人税」と若しくは積立金又は清算所得に対する法人税（清算中に終了した事業年度に係る法人税及び残余財産の一部の分配に因り納付すべき法人税を含む。）に改める。第三十一條の二第一項中「、第二十一條又は第二十二條」と又は第二十一條乃至第二十二條の五」に改める。第三十一條の三に次の一項を加える。

前項の規定は、三以上の支店、工場その他の事業所を有する法人で、その事業所の二分の一以上に当る事業所につき、当該事業所の所長、主任その他の当該事業所に係る事業の主事者又は当該主事者の親族その他の当該主事者と命令で定める特殊の関係のある個人（以下所長等という。）が前に当該事業所において個人として事業を営んでいた事実があり、且つ、当該所長等の有する株式又は出資の金額の合計額がその法人の資本金又は出資の金額の三分の二以上に相当するものの行為又は計算で、こ

れを容認した場合においては法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがある場合について、これを準用する。

第四十二條第一項第三号中「又は第二十二條第一項」と、第二十二條第一項、第二十二條の三第一項、第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に改め、同条第四項中「前三項の下に」及び第七項を加え、「百円」を「三百円」に改め、同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同条第六項の次に次の二項を加える。

第一項又は前項の利子税額の計算の基礎となる法人税額又は追徴税額（法人税額又は追徴税額の一部の納付又は徴収があつた場合において、当該納付又は徴収前におけるこれらの税額の全額）が十万円未満であるときは、第一項の規定により納付すべき利子税額又は前項の規定により徴収する利子税額は、第一項乃至第三項及び前項の規定にかかわらず、当該利子税額の計算の基礎となる法人税額又は追徴税額及び期間に應じ、命令で定める簡易利子税額表に掲げる金額による。

金の分配又は証券投資信託の収益の分配」とあるのは、「又は出資がその利益の配当又は剰余金の分配」と、「出資又は受益証券を所有した期間」とあるのは、「又は出資を所有した期間」と読み替えて同項の規定を適用する。

8 新法第九条の六第二項及び第四項の規定は、法人がこの法律施行の日以後における株式の消却、資本若しくは出資の減少、退社若しくは脱退又は合併に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額並びに同日以後解散した法人及びこの法律施行の際清算中の法人（昭和二十五年四月一日前に解散した法人を除く。）で、解散の日以後この法律の施行の日以前までに残余財産の分配をなしていないもの又は当該期間内における残余財産の分配額が当該法人の新法第十二条の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないものこの法律施行の日以後ににおける残余財産の分配に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額から適用し、法人がこの法律施行の日以前における株式の消却、資本若しくは出資の減少、退社若しくは脱退又は合併に因り取得した金銭及び金銭以外の財産の価額並びに昭和二十五年四月一日前に解散した法人又は同日以後解散した法人でこの法律施行の日以前までの残余財産の分配額が当該法人

の新法第十二条の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないもの残余財産の分配に因り取得した又は取得する金銭及び金銭以外の財産の価額並びに昭和二十五年四月一日以後解散した法人で、この法律施行の日前に清算が終了したも又はこの法律施行の日以前までの残余財産の分配額が新法第十二条の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないものこの法律施行の日以前における残余財産の分配に因り取得した金銭及び金銭以外の財産の価額については、なお従前の例による。

9 新法第十条の二、第十二条の四、第二十六条の六及び第二十六条の八（利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額のうち新法第九条の六第二項第二号又は第三号に掲げる金額に該当するもの百分の二十五に相当する金額に関する部分に限る。）の規定は、法人がこの法律施行の日以後における法人の合併に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額で同項第三号に掲げる金額に該当するもの並びに同日以後解散した法人及びこの法律施行の際清算中の法人（昭和二十五年四月一日前に解散した法人を除く。）で、解散の日以後この法律施行の日以前までに残余財産の分配をなしていないもの又は当該期間内における残余財産

の分配額が当該法人の新法第十二条の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないものこの法律施行の日以後における残余財産の分配に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額で新法第九条の六第二項第二号に掲げる金額に該当するものから適用し、法人が同日以前における法人の合併に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額で同項第三号に掲げる金額に該当するもの並びに昭和二十五年四月一日前に解散した法人、同日以後解散した法人でこの法律施行の日前に清算が終了したも及び昭和二十五年四月一日以後解散した法人でこの法律施行の日以前までの残余財産の分配額が当該法人の新法第十二条の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないもの残余財産の分配に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額で同項第三号に掲げる金額に該当するもの

10 新法第十条の三及び第二十六条の七の規定は、法人が法人税法の施行地外にある資産又は事業から生じた所得についてその所在地国の法令により課せられて納付することとなつた法人税に相当する税でその税の課税上の所得の計算期間の末日がこの法律施行の日以後の日であるものから適用する。

11 新法第二十六条の八の規定中所得税額の還付に関する部分は、法人が清算中において所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第十八条の規定により納付した所得税額のうち新法第十二条の三第一項の規定により清算所得に対する法人税額から控除することができるもので、控除することができなかつたものについて適用する。

12 新法第四十二条（新法第四十三条第四項及び第四十三条の二第四項において準用する新法第四十二条第四項を含む。）の規定は、法人がこの法律施行の日以後納付し、又は徴収される利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額について適用し、同日前に納付し、又は徴収された利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額については、なお従前の例による。

13 この法律施行の際未納に係る法人税額又は追徴税額が十万円未満である場合（前項の規定により新法第四十二条第七項の規定の適用がある場合を除く。）においては、当該税額に係る利子税額は、新法第四十二条第一項から第三項まで及び第六項の規定にかかわらず、当該利子税額の計算の基礎となる税額及び期間に応じ、政令で定める簡易利子税額表に掲げる金額による。

14 新法第四十二条第四項及び第八

項の規定は、前項の場合について準用する。

15 新法第四十三条の二第一項から第三項までの規定（新法第二十二條の二から第二十二條の五までの規定による申告書に関する部分を除く。）は、この法律施行の日以後決定の通知をする重加算税額について適用し、同日前に決定の通知のされた重加算税額については、なお従前の例による。

16 法人が昭和二十七年一月一日以後に所得税法の臨時特例に関する法律（昭和二十六年法律第二百七十三号）第十九条第一項の規定により納付した所得税額は、新法第十条、第十二条の三、第二十六条の五及び第二十六条の八の規定並びに附則第十一項の規定の適用については、所得税法第十八条の規定により納付した所得税額とみなす。

所得税法の一部を改正する法律案
所得税法の一部を改正する法律
所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第一条第二項第三号中「営業所に預入された」を「営業所（事業所を含む。以下同じ。）に預入された」に、「利子又は」を「利子若しくは」に改め、「支払を受けるとき」の下に「又はこの法律の施行地において事業をなす者に対する出資につき匿名組合契約及びこれに準ずる契約で命令で定めるもの（以下匿名組合契約等と

いう。)に基く利益の分配を受けると
き」を加え、同条第三項中「者を除
く。」の下に「この法律の施行
地に住所を有しないものに対するこ
の法律の規定(第六十五条の規定を
除く。)の適用」を加え、「みなして、
この法律を適用する。」を「みな
す。」に改め、同条第四項中「社債」
の下に「(会社以外の法人の発行する
債券を含む。以下同じ。)」を「合同運
用信託の利益の支払」の下に、匿名
組合契約等に基づく利益の分配」を
加え、「(第五条に規定する利益の配当又
は剰余金の分配を除く。)」を削り、
同条第五項第二号中「又は採石法」を
「若しくは採石法」に改め、「場合を含
む。』」の下に「又は鉱業法による租賦
権の設定」を加える。

第三条第二号を削り、同条第三号
を同条第二号とし、同条第四号を同
条第三号とし、同条第四号の二を同
条第四号とし、同条第七号中「及び
高船管理委員会」を削り、同条第八
号中「北海道土功組合、耕地整理
組合及び同連合会」を削り、同条第
十三号中「牧野組合」を削り、同条
に次の一項を加える。

前項各号に掲げる法人の所得
(法人税法第五條第一項に規定する
収益事業から生じた所得を除く。)
でその源泉がこの法律の施行地外
にあるものにつきその所在地の
法令により所得税及び法人税に相
当する税を課さない場合において
は、その所在地に本店又は主たる
事務所を有する法人で大蔵大臣

の指定するものについては、その
指定の後において生じた所得に
対しては、所得税を課さない。
第三条の次に次の一項を加える。
第三条の二 資産又は事業から生ず
る収益の法律上帰属するとみら
れる者が単なる名義人であつて、当
該収益を享受せず、その者以外の
者が当該収益を享受する場合にお
いては、当該収益については、所
得税は、その収益を享受する者に
対して、これを課するものとす
る。

第五条を次のように改める。
第五条 左に掲げる金額は、これを
法人から受ける利益の配当又は剰
余金の分配とみなして、この法律
を適用する。
一 株式の消却若しくは資本の減
少に因り株主が取得する金銭の
額及び金銭以外の財産の価額の
合計額又は退社、脱退若しくは
出資の減少に因り持分の払戻と
して社員若しくは出資者が取得
する金銭の額及び金銭以外の財
産の価額の合計額のうち、当該
法人の資本又は出資の金額、資
産再評価法の規定による再評価
積立金額並びに法人税法第九條
の二乃至第九條の四の規定によ
り益金に算入されなかつたもの
及び同法第九條の五第一項に規
定する合併減資益金で留保した
金額の合計額から成る部分の金
額(以下資本金額等から成る部

分の金額という)を超過する場
合におけるその超過金額
二 法人が法人税法第十六條に規
定する積立金額の全部又は一部
を資本に組み入れたときにおけ
るその資本に組み入れた資本金
額のうち、株主の有する株式に
対応する部分の金額
前項第一号に規定する場合にお
いて、株主、社員又は出資者が金
銭その他の財産を数回にわたり取
得するときは、これらの金銭の額及
び金銭以外の財産の価額の合計額
は、まず、当該法人の資本金額等
から成る部分の金額から支払われ
又は交付され、なお残額がある
ときは、資本金額等から成る部分
の金額以外の金額から支払われ又は
交付されたものとみなす。
第六條第五号中「所得のうち、」の
下に「有価証券、有価証券取引税法
第二條に規定する有価証券その他命
令で定めるこれに準ずるものをいう。
以下同じ。』及び「」を加え、同條第六
号を同條第十一号とし、同條第七
号中「若しくは法人」を削り、同條を同
條第十二号とし、同條第八号を同條
第十三号とし、同條第九号を同條第
十四号とし、同條第五号の次に次の
五号を加える。

六 この法律の施行地に本店又は
主たる事務所を有する法人の解
散に因り残余財産の分配として
株主、社員又は出資者が取得す
る金銭の額及び金銭以外の財産
の価額の合計額が、株主、社員又

は出資者が解散した法人(以下解
散法人という。)の株式又は出資
を取得するために要した金額を超
過する場合におけるその超過金額
七 法人が合併した場合において
合併に因り消滅したこの法律の
施行地に本店又は主たる事務所
を有する法人(以下被合併法人
という。)の株主、社員又は出資
者が合併後存続する法人又は合
併に因り設立した法人(以下合
併法人と総称する。)から合併に
因り取得する株式又は出資の価
額及び金銭の額の合計額が、株
主、社員又は出資者が被合併法
人の株式又は出資を取得するた
めに要した金額を超過する場合
におけるその超過金額

八 第五條第一項第一号に規定す
る場合において、株式若しくは
出資に係る資本金額等から成る
部分の金額又は株主、社員若し
くは出資者が取得した金銭の額
及び金銭以外の財産の価額の合
計額のうちいずれか低い金額
が、株主、社員又は出資者が株
式又は出資を取得するために要
した金額を超過する場合におけ
るその超過金額

九 証券投資信託の終了若しくは
証券投資信託契約の一部の解約
に因り又は元本の追加信託をな
しうる証券投資信託につき、証券
投資信託の受益証券を有する者
に対し分配される収益のうち、債

託財産に属する有価証券の譲渡
に因る収益(信託財産に属する
有価証券に係る収益のうち、株
式の消却、資本の減少、退社、
脱退又は出資の減少に因る収益
で第五條の規定により利益の配
当又は剰余金の分配とみなされ
るもの以外のもの、この法律の
施行地に本店又は主たる事務所
を有する法人の解散又は合併に
因り受けるもの及び評価益を含
む。)に係る部分として命令の定
めるところにより計算した金額
十 証券投資信託の終了又は証
券投資信託契約の一部の解約
に因り証券投資信託の受益証券
を有する者に対し支払われる金
額と証券投資信託について当初
信託された金額のうち当該受益
証券に係る部分の金額とのうち
いずれか低い金額が、その者が
当該受益証券を取得するために
要した金額を超過する場合にお
けるその超過金額
第七條第一項の次に次の一項を加
える。
この法律において貸付信託と
は、合同運用信託のうち、貸付信
託法第二條第一項に規定する貸付
信託をいう。
第八條第一項前段中「二万円」を
「三万五千円」に改め、同項後段を次
のように改める。
この場合において、扶養親族と
生計を一にする第一條第一項の規

定に該当する納税義務者が二人以上あるときは、これらの納税義務者のすべてを生計を一にする扶養親族は、すべて命令で定める一の納税義務者の扶養親族であるものとする。但し、当該扶養親族をすべて当該納税義務者の扶養親族とすることに因り、当該納税義務者の総所得金額及び退職所得の金額並びに所得税額について第十一条の三乃至第十一条の七第一項及び第十二条の規定による控除並びに第十五条の二乃至第十五条の六及び第十五条の八の規定による控除をその全額について受けられないと認められるときは、命令で定める扶養親族は、命令の定めるところにより、当該納税義務者と生計を一にする他の納税義務者の扶養親族とすることができる。

八 第六号に掲げるものを除き、法律又は条例の規定により、地方公共団体がその職員に実施する共済制度又は退職年金若しくは退職一時金の制度に基き地方公共団体の職員が負担する費用

九 第九條第一項各号列記以外の部分中「第七号乃至第九号」を「第八号及び第九号」に、「第二項」を「第三項」に、「十万円を控除した金額」を「十五万円を控除した金額の十分の五に相当する金額」に改め、同項第一号中「並びに合同運用信託の利益」を「合同運用信託の利益並びに証券

投資信託の終了又は証券投資信託契約の一部の解約に因り分配される収益のうち、公債、社債及び預金の利子、合同運用信託の利益並びに法人から受ける利息の配当に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額に改め、「社債の利子」の下に「並びに無記名の貸付信託及び証券投資信託の受益証券につき受ける利益及び収益」を加え、同項第二号中「収益の分配」の下に「前号に該当する部分の金額及び第六條第九号の金額を除く。」を加え、「無記名の受益証券」に改め、同項第五号中「三万円」を「四万五千円」に改め、同項第六号中「十五万円」を「二十万円」に改め、同項第七号中「控除した金額」を「控除し、その残額から十五万円（当該残額が十五万円に満たない場合には当該残額に相当する金額）を控除した金額」に改め、同項第二項中「前項」を「第一項」に改め、「山林所得又は」を削り、「他の同項第七号乃至第九号に規定する所得」を「一時所得」に、「これをこれらの所得」を「これを譲渡所得及び一時所得」に改め、「第二号乃至第四号」及び「第一号乃至第五号」の下にそれぞれ、「第七号」を加え、「これを同項第七号乃至第九号」を「これを同項第八号及び第九号」に、「十万円」を「十五万円」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

に規定する所得の計算上、なかつたものとみなす。

一 営利を目的とする継続的行為による場合を除き、第六條第五号に規定する資産の譲渡に因る収入金額が当該資産の取得価額及び譲渡に關する経費の額の合計額に満たない場合におけるその不足額

二 株式の消却若しくは資本の減少に因り株主が取得する金額の額及び金額以外の財産の価額の合計額若しくは退社、脱退若しくは出資の減少に因り持分の払戻として社員若しくは出資者が取得する金額の額及び金額以外の財産の価額の合計額又は当該株式若しくは出資に係る資本金額等から成る部分の金額のうちいずれか低い金額が、株主、社員又は出資者が当該株式又は出資を取得するために要した金額に満たない場合におけるその不足額

三 この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の解散に因り残余財産の分配として株主、社員又は出資者が取得する金額の額及び金額以外の財産の価額の合計額が、株主、社員又は出資者が解散法人の株式又は出資を取得するために要した金額に満たない場合におけるその不足額

四 被合併法人の株主、社員又は出資者が合併法人から合併に因

り取得する株式又は出資の価額及び金額の額の合計額が、株主、社員又は出資者が被合併法人の株式又は出資を取得するために要した金額に満たない場合におけるその不足額

五 証券投資信託の終了又は証券投資信託契約の一部の解約に因り証券投資信託の受益証券を有する者に対し支払われる金額と証券投資信託について当初信託された金額のうち当該受益証券に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が、その者が当該受益証券を取得するために要した金額に満たない場合におけるその不足額

第九條の二第一項中「第十四條第一項第二号」を「第十四條第二項」に改める。

第十條第三項中「所得税」の下に「（外国の法令により課せられる所得税に相当する税を含む。）」を加え、同條第五項中「第十條の六」を「第十條の五」に改める。

第十條の二を削り、第十條の三を第十條の二とし、第十條の四を第十條の三とし、第十條の五第三項第一号中「及び株式」を削り、同條を第十條の四とし、第十條の六を第十條の五とする。

第十一條中「若しくは社債又は無記名の株式」を、「社債、無記名の株式又は無記名の貸付信託」に改め、

「、配当」の下に、「利益」を加える。

第十一条の二第二項中「十八歳」を「十五歳」に、「五万円」を「六万円」に改める。

第十二条の四中「十分の一」を「二分の五」に、「十万円」を「十五万円」に改める。

第十一条の六を削り、第十一条の五中「保険料」を「生命保険料」に、「四万円」を「八万円」に改め、同条を第十一条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

第十一条の七 第一条第一項の規定に該当する個人に扶養親族がある場合においては、扶養親族の數に應じ、左に掲げる金額を、その個人の総所得金額又は退職所得の金額から控除する。

- 一 扶養親族が一人である場合
三万五千元
- 二 扶養親族が二人である場合
五万五千元
- 三 扶養親族が三人である場合
七万五千元
- 四 扶養親族が三人をこえる場合
七万五千元に扶養親族の數が三人をこえる一人ごとに一万五千元を加算して得た金額

生計を一にする第一条第一項の規定に該当する納税義務者が二人以上ある場合において、第八条第一項後段但書の規定によりこれらの納税義務者と生計を一にする扶養親族の一部を一の納税義務者の扶養親族とし、他の扶養親族を他

の納税義務者の扶養親族としたときは、前項の規定にかかわらず、左の各号に掲げる扶養親族の区分に應じ、各扶養親族につき当該各号に掲げる金額を第一条第一項の規定に該当する個人の総所得金額又は退職所得の金額から控除する。

- 一 第一順位の扶養親族
三万五千元
- 二 第二順位又は第三順位の扶養親族
二万円
- 三 前二号に掲げる扶養親族以外の扶養親族
一万五千元

前項各号の扶養親族の順位は、命令でこれを定める。

第十一条の四の次に次の一条を加える。

第十一条の五 第一条第一項の規定に該当する個人が自己又はその扶養親族の負担すべき社会保険料を支払つた場合又は給与から控除される場合においては、その支払つた金額又はその控除される金額を、その個人の総所得金額又は退職所得の金額から控除する。

第十二条中「五万円」を「六万円」に改める。

第十二条の二中「前五条」を「前六条」に改める。

第十三条中「前六条」を「前七条」に改める。

「八万円以下の金額 八万円をこえる金額	百分の二十 百分の二十五
「三万円以下の金額 三万円をこえる金額	百分の二十五 百分の三十
「二万円以下の金額 二万円をこえる金額	百分の三十 百分の三十五
「一万円をこえる金額 一万円をこえる金額	百分の三十五 百分の四十五
「五百円をこえる金額 五百円をこえる金額	百分の四十五 百分の五十五
「二百円をこえる金額 二百円をこえる金額	百分の五十五 百分の六十五

第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 納税義務者の総所得金額のうち山林所得がある場合においては、第十四条の規定による選択があつた場合を除く外、総所得金額に対する所得税の税額は、左の各号に掲げる税額の合計金額による。この場合において、その年において第十四条の二第一項

一に相当する金額との合計額又は控除後の山林所得の金額の五分の一に相当する金額（以下山林調整所得金額と総称する。）に對し前条に規定する税率を適用して計算した税額

二 前号に掲げる税額の山林調整所得金額に対する割合を山林所得の金額又は控除後の山林所得の金額の五分の四に相当する金額（以下山林特別所得金額という。）に乘じて計算した税額

第十四条 納税義務者の総所得金額のうち、漁獲から生ずる所得、原稿若しくは作曲の報酬に因る所得又は著作権の使用料に因る所得（以下変動所得と総称する。）があり、且つ、変動所得の金額の合計額が総所得金額の百分の二十以上である場合においては、納税義務者の選択により、総所得金額に対する所得税の税額は、左の各号に掲げる税額の合計金額によること

一 第十一条の三乃至第十二条の規定による控除は、まず山林所得以外の所得の金額についてこれをなし、なお不足額があるときは、これを山林所得の金額から控除し、これらの規定による控除後の山林所得以外の所得の金額と山林所得の金額の五分の

所得の金額から控除し、これらの規定による控除後の山林所得及び変動所得以外の所得の金額と山林所得の金額の五分の一に相当する金額と変動所得の金額の五分の一に相当する金額との合計額又は控除後の山林所得の金額の五分の四に相当する金額（以下変動調整所得金額と総称する。）に對し第十三条に規定する税率を適用して計算した税額

所得の金額から控除し、これらの規定による控除後の山林所得及び変動所得以外の所得の金額と山林所得の金額の五分の一に相当する金額と変動所得の金額の五分の一に相当する金額との合計額、控除後の山林所得の金額の五分の一に相当する金額と変動所得の金額の五分の一に相当する金額との合計額又は控除後の山林特別所得金額（以下変動特別所得金額という。）に乘じて計算した税額

二 前号に掲げる税額の変動調整所得金額に対する割合を、山林所得の金額と変動所得の金額との合計額、控除後の山林所得の金額と変動所得の金額との合計額又は控除後の変動所得の金額の五分の四に相当する金額（以下変動特別所得金額という。）に乘じて計算した税額

前条及び前項に規定する山林調整所得金額及び変動調整所得金額は、調整所得金額と総称し、これらの規定に規定する山林特別所得金額及び変動特別所得金額は、特別所得金額と総称する。

第十四条の二 第一項各号列記以外の部分中「前条第一項の規定による所得税の税額を計算する場合において、その年分の甲種変動所得の金額が五十万円をこえるとき若しくはその年分の総所得金額の百分の五十を

こえるとき、又はその年分の乙種変動所得の金額が五十万円をこえるとき」を前条第一項の規定により所得税の税額を計算する場合において、その年分の変動所得の金額が五十万円をこえるとき又はその年分の総所得金額の百分の五十をこえるとき」に、「当該各年において前条第一項」を、「当該各年において第十三条の二又は前条第一項」に改め、同項第一号中「前条第一項」を「第十三条の二又は前条第一項」に改め、同項第二号中「前条第一項」を「第十三条の二又は前条第一項」に改め、同条第二項中「甲種変動所得」を「変動所得」に改め、「又は乙種変動所得の金額が五十万円以下であるとき」を削り、「甲種若しくは乙種変動所得のいずれか又は甲種及び乙種変動所得の全部」を「当該変動所得」に改める。

第十五条第一項中「第十四条第一項の規定により」を「第十三条の二又は第十四条第一項の規定により」に改め、「第十三条」の下に「第十三条の二第一号、」を加え、同条第二項中「別表第三」を「別表第四」に改める。第十五条の六中「(証券投資信託の収益の分配に因る配当所得については、百分の十五)」を削る。第十五条の七の次に次の一条を加える。

第十五条の八 第一条第一項の規定に該当する個人がこの法律の施行

地外にその源泉がある所得につきその所在地の法令により所得税に相当する税を課せられたるときは、命令の定めるところにより、第十三条乃至前条の規定により計算した所得税額から、当該所得の生じた日又は期間の属する年分の所得税額のうち当該国にその源泉がある所得に対応するものとして命令の定めるところにより計算した金額を限度として、当該国の法令により課せられた税額を控除する。

前項の規定による控除は、まず総所得金額に対する所得税の税額からこれをなし、なお不足額がある場合においては、退職所得の金額に対する所得税の税額からこれをなすものとする。

第十六条中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改め、「徴収すべき税額」の下に「及び第四十一条第二項の規定により納付された税額」を加える。第十七条中「同項第二号に規定する所得、同項第三号の利子所得、同項第四号の配当所得若しくは同項第五号に規定する所得」を「同項第二号乃至第五号に規定する所得」に改め、「無記名債券の利子、」の下に「無記名の貸付信託の受益証券につき受ける利益、」を加え、「無記名受益証券」を「無記名の証券投資信託の受益証券」に改め、「支払を受けた金額」の下に「とし、証券投資信託の収益の分配については、第六条第九号

に掲げる金額を控除した金額とする。以下第十八条において同じ。」を加える。

第十八条第一項中「又は配当所得(第五条に規定する利益の配当又は剰余金の分配に因る所得を除く。)」を、「配当所得又は匿名組合契約等に基く利益の分配」に改め、「(無記名債券の利子、無記名株式の配当及び無記名受益証券につき受ける収益の分配については、支払を受けた金額。以下本条において同じ。)」を削る。

第二十一条第一項各号列記以外の部分中「五万円と第十一号の六」を「六万円と第十一号の七」に改め、同項第二号中「第十四条第一項」を「第十三条の二又は第十四条第一項」に改め、同項第三号中「第十五条の二乃至第十五条の七」を「第十五条の二乃至第十五条の八」に改め、同項第四号中「第十四条第一項」を「第十三条の二又は第十四条第一項」に改め、同項第一号及び第二号に掲げる税額の見積額並びにその合計額並びに当該合計額につき第十五条の二乃至第十五条の七、第十三条の二第一号及び第二号に掲げる税額の見積額並びにその合計額又は第十四条第一項第一号及び第二号に掲げる税額の見積額並びにその合計額並びにこれらの合計額につき第十五条の二乃至第十五条の八」に改め、同項第五号中「第十五条の二乃至第十五条の七」を「第十五条の八」に改

め、同項第六号中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に、「所得税額及び当該税額」を「所得税額及び第四十一条第二項の規定により納付される税額並びにこれらの税額」に改め、同項第七号中「徴収税額」の下に「及び納付税額」を加え、同項第九号中「又は第十五条の二乃至第十五条の六」を「第十五条の二乃至第十五条の六又は第十五条の八」に改め、同条第二項第二号中「第十一号の五及び第十一号の七」に改め、同条第三項中「五万円と第十一号の六」を「六万円と第十一号の七」に改める。

第二十一条の二第四項中「六月三十日」を「七月一日」に、「納税義務者は、命令の定めるところにより、その旨を政府に届け出たときに限り、その変動に係る見積額を算入することができ。この場合においては」を「七月一日の現況によること」ができる。この場合において同項の規定による申請書を前に政府に提出しているときは、「第二項の規定により申請書」を「同項の規定により申請書」に改め、同条第七項第一号及び第二号中「第四項但書の規定により届出があつた場合においては、その届出があつた事項については、その年六月三十日」を「第四項但書の規定の適用がある場合においては、その年七月一日」に改め、同条第十一項中「第十条の三」を「第十条の二」に改める。

第二十二條第一項第一号及び第二号中「五万円と第十一号の六」を「六万円と第十一号の七」に改め、同条第三項中「六月三十日」を「七月一日」に、「十月三十一日」を「十一月一日」に改める。

第二十三條第三項中「第四項但書の規定により届出があつた場合においては、その届出があつた事項については、その年六月三十日」を「第四項但書の規定の適用がある場合においては、その年七月一日」に改め、同条第五項中「第十条の三」を「第十条の二」に改める。

第二十五條中「第十一号の三乃至第十一号の六又は第十五条の二乃至第十五条の七、第十五条の二乃至第十五条の六又は第十五条の八」に改める。

第二十六條第一項各号列記以外の部分中「五万円と第十一号の六」を「六万円と第十一号の七」に改め、「第一条第一項の規定に該当する個人は、」の下に「その年中の支給に係る退職所得の収入金額が三百万円をこえる場合において、当該退職所得につき第三十八条の二第二項の規定により所得税の徴収を受けたとき又は」を加え、「三百万円をこえるとき又は」を「三百万円をこえるとき若しくは」に、「別表第三」を「別表第四」に、「七十五万円」を「八十万円」に、「二月一日から同月末日」を「二月十六日から三月十五日」に改め、同項

第二十五條中「第十一号の三乃至第十一号の六又は第十五条の二乃至第十五条の七、第十五条の二乃至第十五条の六又は第十五条の八」に改める。

第二十六條第一項各号列記以外の部分中「五万円と第十一号の六」を「六万円と第十一号の七」に改め、「第一条第一項の規定に該当する個人は、」の下に「その年中の支給に係る退職所得の収入金額が三百万円をこえる場合において、当該退職所得につき第三十八条の二第二項の規定により所得税の徴収を受けたとき又は」を加え、「三百万円をこえるとき又は」を「三百万円をこえるとき若しくは」に、「別表第三」を「別表第四」に、「七十五万円」を「八十万円」に、「二月一日から同月末日」を「二月十六日から三月十五日」に改め、同項

第二十七條中「第十一号の三乃至第十一号の六又は第十五条の二乃至第十五条の七、第十五条の二乃至第十五条の六又は第十五条の八」に改める。

第二号中「第十四条第一項」を「第十三条の二又は第十四条第一項」に改め、同項第三号中「第十五条の二乃至第十五条の七」を「第十五条の二乃至第十五条の八」に改め、同項第四号中「第十四条第一項」を「第十三条の二又は第十四条第一項」に、「同項第一号及び第二号に掲げる税額並びにその合計額並びに当該合計額につき第十五条の二乃至第十五条の七」を「第十三条の二第一号及び第二号に掲げる税額並びにその合計額又は第十四条第一項第一号及び第二号に掲げる税額並びにその合計額並びにこれらの合計額につき第十五条の二乃至第十五条の八」に改め、同項第五号中「第十五条の二乃至第十五条の七」を「第十五条の二乃至第十五条の八」に改め、同項第八号中「第三十八条」に改め、「徴収すべき所得税額」の下に「及び第四十一条第二項の規定により納付された税額」を加え、同項第十二号中「又は第十五条の二乃至第十五条の六を」、第十五条の二乃至第十五条の六又は第十五条の八に改め、同条第二項第二号中「第十一条の五及び第十一号の六」を「第十一条の五乃至第十一号の七」に改め、同条第三項中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改める。

第二十六号の二第一項各号列記以外の部分中「五万円と第十一条の六」を「六万円と第十一条の七」に、「二月一日から同月末日まで」を「二月十六日から三月十五日まで」に改め、同項第八号中「第十一条の四乃至第十一号の六及び第十五条の二乃至第十五条の六を」、第十一号の四乃至第十一号の七、第十五条の二乃至第十五条の六又は第十五条の八に改め、同条第二項中「五万円と第十一条の六」を「六万円と第十一条の七」に改め、「当該総所得金額」の下に、「第一号第一項の規定に該当する個人がその年に係る退職所得を有する場合に、当該総所得金額と退職所得の金額との合計額」を加える。

第二十七号第一項中「過大である場合又は」を「過大である場合、」に改め、「損失の額が過少である場合」の下に「又は第二十六条第一項第十二号若しくは第二十六条の二第一項第八号に規定する第十五条の八の規定による控除の額が過大である場合」を加え、同条第三項中「過大である場合又は」を「過大である場合、」に改め、「確定申告書提出すべきであった場合」の下に「又は当該更正に係る第二十六条第一項第十二号若しくは第二十六条の二第一項第八号に規定する第十五条の八の規定による控除の額が過大である場合」を加える。

第二十八号中「第十一条の三乃至第十五条の六又は第十五条の二乃至第十五条の六を」、第十一条の三乃至第十五条の七、第十五条の二乃至第十五条の六及び第十五条の八に改める。

第二十九号第五項中「第十一条の三乃至第十五条の六又は第十五条の二乃至第十五条の六を」、第十一条の三乃至第十五条の七、第十五条の二乃至第十五条の六及び第十五条の八に改め、同条第六項中「二月末日」を「三月十五日」に改める。

第三十号第一項中「翌年二月一日から同月末日限」を「翌年二月十六日から三月十五日限」に改める。

第三十一条に次の一項を加える。

第三十二条第四項の規定による更正の通知を受けた者の第二期及び第三期において納付すべき所得税額は、当該通知をその年十一月三十日以前に受けたときは、前条第一項の規定による当該納期分の所得税額につき、当該更正に因り過大となつた予定納税額の二分の一に相当する金額を控除した金額によるものとし、当該通知をその年十二月一日以後に受けたときは、第二期において納付すべき所得税額は、同項の規定により納付すべき税額により、第三期において納付すべき所得税額は、当該納期分の所得税額につき、当該更正に因り過大となつた予定納税額の金額を控除した金額による。

第三十二条第五項中「又は第三十六条の二第一項」を、「第三十六条の二第一項」に、「の規定により所得税の還付の請求をなし」を、「又は第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する第三十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により修正に依り所得税の還付の請求をなし」に、「の規定により修正に係る申告書に不足額を」と若しくは「第三十六条の三第二項（同条第三項において準用する第三十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により修正に係る申告書に不足額若しくは超過額」に改め、「第三十六条の二第三項」の下に「又は第三十六条の三第三項」を加える。

第三十三条第三項中「第十一条の三乃至第十五条の六」を「第十一条の三乃至第十五条の七」に改め、「第十五条の二乃至第十五条の六」の下に「、第十五条の八」を加え、「及び第三十六条の二」を、「第三十六条の二及び第三十六条の三」に改める。

第三十五条第一項中「前五条」を「前六条」に改める。

第三十六条第一項中「第十四条第一項」を「第十三条の二又は第十四条第一項」に、「第十一号の三乃至第十五条の七」を「第十一号の三乃至第十五条の八」に改め、同条第四項中「第十条の三」を「第十条の二」に改める。

第三十六条の二第二項中「前項の規定」を「前項（第三項において準用する場合を含む。）の規定」に改める。

第三十六条の三第一項及び第三項中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改め、同条を第三十六条の四とし、第三十六条の二の次に次の一項を加える。

第三十六条の三 第十五条の八の規定の適用を受ける者は、同条の規定により控除すべき金額が、その者の課税総所得金額又は課税退職所得金額につき第十三条乃至第十五条の七の規定により計算した所得税額をこえるときは、命令の定めるところにより、確定申告書又は損失申告書にその旨を附記して、政府に対し、当該超過額に相当する所得税額の還付の請求をなすことができる。

前項（第三項において準用する第三十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により還付の請求をなした場合において、前項（第三項において準用する第三十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により附記した確定申告書、損失申告書又は第二十九号第一項若しくは第二項に規定する申告書について修正をなし、当該修正に因り前項の超過額が過大となるときは、命令の定めるところにより、当該修正に係る申告書にその旨を附記しなければならない。

第三十六條第三項乃至第七項の規定は、前二項の場合について、これを準用する。

第三十七條中「第五条に規定する利益の配当又は剰余金の分配に因る所得を除く。」を削る。

第三十八條第一項各号列記以外の部分中「者を除く。」は、「の下に」第四項の規定による場合を除く外、一を加え、同項第七号を次のように改める。

七 賞与及び賞与の性質を有する給与（以下本号において賞与と総称する。）については、左に掲げる税額

イ 第三十九條第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者の当該申告書の理由先から支払を受ける賞与については、ハに該当する場合を除く外、前月中に支払を受けたその他の給与の金額並びに申告された扶養親族の有無及びその数に依り、別表第三の甲欄により求めた率を当該賞与の金額に乗じて計算した金額

ロ 第三十九條第一項若しくは第二項の規定による申告書を提出しなかつた者の支払を受ける賞与又は二以上の給与の支払者から給与の支払を受ける者の当該申告書の理由先以外の支払者から支払を受ける賞与については、ニに該当する場合を除く外、前月中に支

払を受けたその他の給与の金額に依り、別表第三の乙欄により求めた率を当該賞与の金額に乗じて計算した金額

ハ イの賞与の支払者から前月中に支払を受けたその他の給与の金額がないときは、当該賞与については、賞与の金額の六分の一（当該賞与の金額の計算の基礎となつた期間が六箇月をこえるときは、十二分の一）以下本項において同じ。）に相当する金額並びに申告された扶養親族の有無及びその数に依り、別表第二の月額表甲欄に掲げる税額に六

（当該賞与の計算の基礎となつた期間が六箇月をこえるときは、十二）以下本項において同じ。）を乗じて計算した金額

ニ ロの賞与の支払者から前月中に支払を受けたその他の給与の金額がないときは、当該賞与については、賞与の金額の六分の一に相当する金額に依り、別表第二の月額表乙欄に掲げる税額に六を乗じて計算した金額

第三十八條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、給与から控除される社会保険料があるときは、同項の規定の適用については、当該給与の額から当該社会保険料の額を控除した金額に相当す

る額の給与の支払を受けるものとみなし、当該社会保険料の額が当該給与の額に等しいときは、給与の支払を受けないものとみなす。

第三十八條に次の一項を加える。

第一條第一項の規定に該当する個人に対し、この法律の施行地において給与所得の支払をなす者（第一項に規定する命令で定める者を除く。）は、給与の支払を受ける者が第十一條の七第二項の規定の適用を受ける旨の申告があり、且つ、その者の扶養親族が三人以下である場合において同項第一号に掲げる扶養親族がないとき若しくは同項第三号に掲げる扶養親族があるとき又はその扶養親族が三人をこえる場合において同項第一号に掲げる扶養親族がないとき、同項第二号に掲げる扶養親族がないとき若しくは同号に掲げる扶養親族が一人であるときは、その給与の支払をなす際、第一項の規定に準じ、当該給与所得について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

この場合において、第一項第一号乃至第四号又は第七号への規定により求めた別表第二の月額表、週額表又は日額表の各甲欄に掲げる税額は、扶養親族がないものとしてこれらの規定により求めた当該甲欄に掲げる税額から、申告された

扶養親族の数に依り、扶養親族一人につき、別表第二の月額表による場合においては三百五十円、別表第二の週額表による場合においては八十円、別表第二の日額表による場合においては十円を控除した金額により、同項第七号イの規定により求める別表第三の甲欄により求める率は、扶養親族がないものとして当該甲欄により求める率による。

第三十八條の二第一項中「別表第三」を「別表第四」に改める。

第三十九條第一項中「別表第一」を「第三十九條第一項」に、「給与の支払者及び」を「給与の支払者並びに」に改め、「氏名、」の下に「扶養親族について第十一條の七第二項の規定の適用を受ける場合にはその旨及び当該扶養親族についての同項各号の順位、」を加え、同条第三項中「保険料の金額」を「社会保険料（給与から控除されるものを除く。）の金額、第十一條の六の規定により控除を受ける生命保険料の金額」に改める。

第四十條を次のように改める。

第四十條 第一條第一項の規定に該当する個人に対し、この法律の施行地において給与所得につき支払をなす者（当該個人に係る前条の規定による申告書の提出を經由した者であつて、且つ、当該個人に對してその年最後に給与の支払をなすものに限る。）は、第六項の規定による場合を除く外、第一号に

掲げる金額が第二号に掲げる金額に比し過不足のあるときは、過納額は、その年最後に給与の支払をなす際徴収すべき所得税額にこれを充當し、不足額は、その年最後に給与の支払をなす際これを徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

一 その年中の支給に係る給与所得につき第三十八條の規定により徴収する所得税額の合計額

二 別表第五の附表により当該給与所得の収入金額に依り求めた金額（以下給与所得控除後の給与の金額といひ、当該支払者から受ける給与から控除される社会保険料がある場合及びその社会保険料の金額を、前条第三項の規定による申告書の提出がなされていゝ場合にはその申告に依り第十一條の五の規定により控除を認められる社会保険料（給与から控除されるものを除く。）の金額及び第十一條の六の規定により控除を認められる生命保険料の金額を、それぞれ給与所得控除後の給与の金額から控除した金額とする。）を、申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数並びに当該給与所得の支払を受ける者が申告された不具者、老年者、寡婦若しくは勤労学生であるかどうか又は遺族等保護法第七條の規定により障害年金

を受ける不具者若しくは同法第二十三条の規定により遺族年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生である旨を申告された者であるかどうかに応じ、別表第五に掲げる税額

前項の場合において、同項に規定する過納額をその年最後に給与の支払をなす際徴収すべき所得税額に充当し、なお過納額があるときは、当該過納額については、左の各号の定めるところによる。

一 給与所得の支払を受ける者が当該過納額の全部の還付を求めるときは、その年十二月三十一日までに当該給与の支払者に提出したときは、当該給与の支払者は、当該過納額の全額を還付する。

二 給与所得の支払を受ける者が当該過納額の一部の還付を求めるときは、その年十二月三十一日までに当該給与の支払者に提出したときは、当該給与の支払者は、その請求に係る税額を還付し、当該過納額から当該税額を控除した残額をその翌年において給与の支払をなす際徴収すべき所得税額に順次充当（この場合に徴収すべき税額がないときは、還付）する。

三 給与所得の支払を受ける者が当該過納額の全部又は一部の還付を求める請求書をその年十二月三十一日までに当該給与の支払者に提出しなかつたときは、

当該給与の支払者は、当該過納額をその翌年において給与の支払をなす際徴収すべき所得税額に順次充当（この場合に徴収すべき税額がないときは、還付）する。

第一項の場合において、同項に規定する不足額をその年最後に給与の支払をなす際徴収し、なお不足額があるときは、当該給与の支払者は、その翌年において給与の支払をなす際順次これを徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならぬ。

第一項に規定する不足額がある場合において、その年最後の給与の支払をなす日の属する月（以下本項において給与の最終支払月という。）中に給与の支払者から支払われる給与所得の総額から当該給与所得につき第三十八条の規定又は第一項の規定により徴収される税額を控除した残額が、その年一月から給与の最終支払月の前月までの間に当該給与の支払者から支払を受けた給与所得の総額から当該給与所得につき第三十八条の規定により徴収される税額の合計額を控除した残額の月割額に比し著しく減少すると認められる場合において、当該給与所得の支払を受ける者が政府の承認を受けたときは、当該給与の支払者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該承認に係る金額を不足額から控

除した残額をその年最後の給与の支払をなす際徴収し、当該承認に係る金額の二分の一に相当する金額をその翌年一月及び二月に給与の支払をなす際、それぞれ徴収し、なお、不足額があるときは、三月以後給与の支払をなす際これを徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

前項の月割額の意義その他前四項の規定の適用について必要な事項は、命令でこれを定める。

第一条第一項の規定に該当する個人に対し、この法律の施行地において給与所得につき支払をなす者（当該個人に係る前条の規定による申告書の提出を経由した者であつて、且つ、当該個人に対してその年最後に給与の支払をなすものに限り。）は、給与所得の支払を受ける者につき、第十一条の七第二項の規定の適用を受ける旨の申告があり、且つ、その扶養親族が三人以下である場合において同項第一号に掲げる扶養親族がないとき若しくは同項第三号に掲げる扶養親族があるとき又はその扶養親族が三人をこえる場合において同項第一号に掲げる扶養親族がないとき、同項第二号に掲げる扶養親族がないとき若しくは同号に掲げる扶養親族が一人であるときには、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に比し過不足のあるときは、当該過不足を第一項に規定す

る過不足とみなして、前五項の規定に準じて、過納額はこれを充当し又は還付し、不足額はこれを徴収し、政府に納付しなければならない。

一 その年中の支給に係る給与所得につき第三十八条の規定により徴収する所得税額の合計額

二 当該給与所得に係る給与所得控除後の給与の金額当該支払者から受ける給与から控除される社会保険料がある場合にはその社会保険料の金額を、前条第三項の規定による申告書の提出がなされている場合にはその申告に依り第十一条の五の規定により控除を認められる社会保険料（給与から控除されるものを除く。）の金額及び第十一条の六の規定により控除を認められる生命保険料の金額を控除した金額とする。）につき、申告された扶養親族の数及びその扶養親族についての第十一条の七第二項各号の順位に依り第十一条の七第二項及び第十二条の規定に準じて控除をなした残額を課税総所得金額とみなし、その課税総所得金額とみなされた金額が六十五万四円以下である場合には別表第一により求めた税額に相当する金額、その課税総所得金額とみなされた金額が六十五万四円をこえる場合には第十三条の規定を適用して計算した税額に相当する金額から、不具者として申

告された扶養親族の有無及びその数並びに当該給与所得の支払を受ける者が申告された不具者、老年者、寡婦若しくは勤労学生であるかどうか又は遺族等保護法第七条の規定により障害年金を受ける不具者若しくは同法第二十三条の規定により遺族年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生である旨を申告された者であるかどうかに応じ、第十五条の二乃至第十五条の五の規定による控除をなした残額

第四十一条第一項中「支払うべき金額」の下に「（証券投資信託の収益の分配については、第六条第九号の金額を控除した金額とする。）」を加え、同条第二項中「若しくは事業所」を削る。

第四十二条第二項中「その他命令で定めるこれらに準ずる者に対し」を「その他命令で定める者に対し」に改め、同条に次の一項を加える。

第一条第一項の規定に該当する個人に対し、この法律の施行地において匿名組合契約等に基づく利益の分配につき支払をなす者は、その支払をなす際、その支払うべき金額に対し百分の二十の税率を適用して計算した税額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

第四十三条第一項及び第二項中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改め、同条第四項中「前条但書を

付しなかつたときは、

「前項但書」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第三十七條、第三十八條、第三十九條の二、第四十條、第四十一條第一項又は前條の規定により所得税の徴収がなされたときは、当該徴収に係る税額（これらの規定により徴収されるべき税額に限る。）の当該納税義務者に対する還付又は充當については、これらの規定により所得税を徴収して納付すべき者がこれらの規定により徴収した税額を政府に納付すべき日（徴収の日がその納付すべき日後であるときは、徴収の日）において当該税額の納付があつたものとみなす。

第四十四條第五項中「第十條の三」を「第十條の二」に改める。

第四十六條第一項中「及び第十號」を「第十號及び第十二號に、」及び「第四號」を「第四號及び第八號」に改め、同条第六項中「その更正し又は決定したる」を「その更正し若しくは決定したる」に、「第十號又は」を「第十號若しくは」に改め、「過少である場合」の下に「又はその更正した第二十六條第一項第十二號若しくは第二十六條の二第一項第八號に規定する第十五條の八の規定による控除の額が過大である場合」を加え、同条第八項中「第十條の三」を「第十條の二」に改める。

第四十六條の三第一項中「若しくは第三十六條の二」を「乃至第三十六條の三」に改め、同条を第四十六條の四とし、第四十六條の二の次に次の一項を加える。

第四十六條の三 法人に五以上の營業所がある場合において、その營業所の三分の二以上に當る營業所につき、当該營業所の所長、主任その他これらに類する地位を有する者（以下所長等という。）又は所長等の親族その他の当該所長等と命令で定める特殊の關係のある個人が前に当該營業所において個人として事業を営んでいた事実があり、且つ、当該所長等が現に当該營業所に係る事業を主宰していると認められる事実があるときは、それらの營業所における資金の預入及び借入、商品の仕入及び販売その他の取引のすべてが当該法人の名においてなされている場合を除き、政府は、当該所長等が当該營業所から生ずる収益を享受する者であると推定して、第四十六條の更正又は決定をなすことができ

第四十七條第二項中「同条第七項」を「第四十六條第七項」に改め、同条第三項中「第一項又は第二項」を「第一項若しくは第二項」に、「の規定により更正」を「又は第六項の規定により更正」に改め、同条に次の一項を加える。

政府は、第四十六條第一項若しくは第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は同条第六項の規定により更正をなした場合において、第三十六條の三第一項（同条第三項において準用する第三十六條第五項において準用する場合を含む。）の規定により還付した所得税額のうち、当該更正に因り過大となつた税額（第三十六條の三第三項において準用する第三十六條第六項の規定により加算される金額のうち、当該過大となつた金額に對應する部分の金額を含む。）があるときは、第四十六條第七項の規定による通知をなした日から一箇月を納期限として、当該金額を徴収する。

第四十八條第一項中「第三十六條の二第三項」の下に「及び第三十六條の三第三項」を加え、「及び同項」を「第三十六條の二第三項及び第三十六條の三第三項」に、「第五十七條の二第二項又は第六十二條の二第七項」を「又は第五十七條の二第七項に、」若しくは「第十號」を「第十號若しくは第十二號」に、「若しくは第四號」を「第五十七條の二第八號」に、「第五十七條の二第一項乃至第四項の規定により徴収される重加算税額又は第六十二條の四第一項の規定により徴収される加算税額」を「又は第五十七條の二第一項乃至第四項の規定により徴収される重加算税額」に改め、同条第三項中「第十條の三」を「第十條の

二」に、「第十條の四」を「第十條の三」に改め、同条第六項中「第十條の三」を「第十條の二」に改める。

第四十九條第九項中「第十條の三」を「第十條の二」に改める。

第五十四條第二項中「第三十八條第一項」を「第三十八條」に改める。

第五十五條第一項第一号中「第三十一條」を「第三十一條第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同項第四号中「又は第三十六條の二第一項（同条第三項）」を「第三十六條の二第一項（同条第三項）」に改め、「以下本条において同じ。」の下に「又は第三十六條の三第一項（同条第三項）において準用する第三十六條第五項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。」を加え、「の規定により修正に係る申告書に不足額が」を「若しくは第三十六條の三第二項（同条第三項）において準用する第三十六條第五項において準用する場合を含む。）の規定により修正に係る申告書に不足額若しくは超過額が」に、「又は第三十六條の二第一項の規定による還付」を「第三十六條の二第二項又は第三十六條の三第一項の規定による還付」に改め、同条第二項中「第三十一條第一項」を「第三十一條」に改め、同条第三項中「前二項の規定」を「第一項の規定に改め、同条第四項中「前三項」の下に「及び第七項」を加え、「百元」を「三百円」に改め、同条第六項中「第二項若しくは第三項」を「第二項乃至第四項」に改め、同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同

条第六項の次に次の二項を加える。

第一項又は前項の利子税額の計算の基礎となる所得税額、追徴税額又は第四十七條第二項乃至第四項に規定する税額（これらの税額の一部の納付又は徴収があつた場合においては、当該納付又は徴収前におけるこれらの税額の全額）が十万円未満であるときは、第一項の規定により納付すべき利子税額又は前項の規定により徴収する利子税額は、第一項乃至第三項及び前項の規定にかかわらず、当該利子税額の計算の基礎となる所得税額、追徴税額又は第四十七條第二項乃至第四項に規定する税額及び期間に應じ、命令で定める簡易利子税額表に掲げる金額による。

前項に規定する簡易利子税額表に掲げる金額は、第一項乃至第三項及び第六項の規定により計算した利子税額の範囲内で、これを定める。

第五十六條第一項中「第三十八條第一項」を「第三十八條」に改め、同条第三項中「第七項」の下に「乃至第九項」を加える。

第五十七條第二項中「又は第三十六條の二第一項」を「第三十六條の二第一項」に改め、第三十六條の二第二項に、「の規定により所得税額の還付」を「又は第三十六條の三第一項（同条第三項）において準用する第三十六條第五項において準用する場合を含む。）の規定により所得税額の還付」に改め、同条第二項に、「若しくは第三十六條の二第二項」を「第三十六條の二第二

項」に改め、同条に次の一項を加える。

第五十八條 第五十六條第一項中「第三十八條第一項」を「第三十八條」に改め、同条第三項中「第七項」の下に「乃至第九項」を加える。

第五十九條 第五十七條第二項中「又は第三十六條の二第一項」を「第三十六條の二第一項」に改め、第三十六條の二第二項に、「の規定により所得税額の還付」を「又は第三十六條の三第一項（同条第三項）において準用する第三十六條第五項において準用する場合を含む。）の規定により所得税額の還付」に改め、同条第二項に、「若しくは第三十六條の二第二項」を「第三十六條の二第二

項に、「の規定による附記」を「若しくは第三十六条の三第二項(同条第三項において准用する第三十六条第五項において准用する場合を含む。)の規定による附記」に、「第四十七条第二項若しくは第三項を」第四十七條第二項乃至第四項に改め、同条第四項中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改め、同条第五項中「第三十六条の二第二項」の下に「又は第三十六条の三第二項」を加え、同項及び同条第七項中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改め、同条第八項中「第十條の三」を「第十條の二」に改める。

第五十七條の二第一項中「に代え、当該過少申告加算税額」を削り、「追徴税額又は所得税額」の下に「これらの税額の一部が、所得税額計算の基礎となるべき事実で隠べい又は仮装されていないものに基くことが明らかであるときは、当該隠べい又は仮装されていない事実に基づく税額として命令の定めるところにより計算した金額を控除した税額」以下本項において同じ」を、「徴収する。」の下に「この場合においては、当該追徴税額又は所得税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税額を徴収しない。」を加え、同条第二項中「又は純損失の金額」を「純損失の金額又は第三十六條の三の規定による還付税額」に、「の規定による附記」を「若しくは第三十六條の三第二項(同条第三項において准用する第三十六条第五

項において准用する場合を含む。)の規定による附記」に改め、「に代え、当該過少申告加算税額」を削り、「基礎となるべき税額」の下に「(当該税額の一部が、所得税額計算の基礎となるべき事実で隠べい又は仮装されていないものに基くことが明らかであるときは、当該隠べい又は仮装されていない事実に基づく税額として命令の定めるところにより計算した金額を控除した税額」以下本項において同じ)」を、「徴収する。」の下に「この場合においては、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税額を徴収しない。」を加え、同条第三項中「計算の基礎となつた所得税額」の下に「(当該所得税額の一部が、所得税額計算の基礎となる事実で隠べい又は仮装されていないものに基くことが明らかであるときは、当該隠べい又は仮装されていない事実に基づく税額として命令の定めるところにより計算した金額を控除した税額)」を加え、同条第四項及び第五項中「第三十八條第一項」を「第三十八條」に改め、「所得税額」の下に「(当該所得税額の一部が、所得税額計算の基礎となる事実で隠べい又は仮装されていないものに基くことが明らかであるときは、当該隠べい又は仮装されていない事実に基づく税額として命令の定めるところにより計算した金額を控除した税額)」を加え、同条第七項中「第三十八條第一項」を「第三十八條」に改め、同条第十條の二に改める。

八條に改め同条第八項中「第十條の三」を「第十條の二」に改める。
第五十八條中「貸付信託法第二條第一項に規定する貸付信託をいう。以下同じ。」を削る。
第六十一條第一項に次の二號を加える。
五 保險会社の委託を受けて保險契約の締結の代理をなす者に対しその報酬の支払をなす者
六 匿名組合契約等に基づく利益の分配をなす者
第六十一條の二を次のように改める。
第六十一條の二 この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人は、株式の消却若しくは資本の減少に因り株主に対し、又は退社、脱退若しくは出資の減少に因り持分の払戻として社員若しくは出資者に対し、金銭又は金銭以外の財産を支払い又は交付する場合においては、命令の定めるところにより、政府及び当該金銭又は金銭以外の財産の支払又は交付を受ける者に対し、当該金銭の額、金銭以外の財産の価額、これらの合計額並びに当該合計額のうち第五條第一項第一號の規定により利益の配当とみなされる金額を通知しなければならぬ。
第六十一條の三の次に次の一條を加える。
第六十一條の四 この法律の施行地に本店を有する法人は、証券投資信託の終了若しくは証券投資信託契約の一部の解約に因り又は元本

の追加信託をなしうる証券投資信託につき証券投資信託の収益の分配をなす場合においては、命令の定めるところにより、政府及び当該収益の分配を受ける者に対し、当該収益の分配額を利子所得の金額、配当所得の金額及び第六條第九號の金額に区分して通知しなければならぬ。
第六十二條第一項中「第三十八條第一項」を「第三十八條」に、「第三十九條」を「その年中の支給に係る給与から控除した社会保険料の金額並びに第三十九條」に、「第十一條の五の規定により控除を受けた保険料の金額」を「第十一條の七第二項の規定の適用がある場合には、その旨及び扶養親族についての同項各號の順位、第十一條の五の規定により控除を受けた社会保険料の金額、第十一條の六の規定により控除を受けた生命保険料の金額」に改める。
第六十二條の二第一項及び第二項中「第三十八條第一項」を「第三十八條」に改める。
第六十二條の三及び第六十二條の四を削る。
第六十五條第五項中「第十條の三」を「第十條の二」に改める。
第六十七條に次の一項を加える。
第一項の規定は、三以上の營業所を有する法人で、その營業所の二分の一以上に當る營業所につき、当該營業所の所長、等又は当該所長等の親族その他の当該所長等の命令で定める特殊の關係のある個人(以下本条において所長等關係者という。)が前に当該營業所において個人として事業を営んでいた事実があり、且つ、当該所長等關係者の有する当該法人の株式又は出資の金額の合計額がその法人の資本又は出資の金額の三分の二以上に相當するものを行爲又は計算で、これを容認した場合においては当該所長等關係者の所得税の負担を不当に減少させる結果となることを認められるものがある場合について、これを准用する。

第六十九條第一項中「若しくは第三十六條の二第二項」を、「第三十六條の二第一項」に、「場合を含む。」の規定による「を」場合を含む。「若しくは第三十六條の三第一項(同条第三項において准用する第三十六條第五項において准用する場合を含む。)の規定による」に改め、同条第三項中「第三十六條の二第三項」の下に「又は第三十六條の三第三項」を加える。
第六十九條の二第一項並びに第六十九條の三第一項及び第三項中「第三十八條第一項」を「第三十八條」に改める。
第七十條第三項中「第三十八條第一項」を「第三十八條」に改め、同条第六號中「又は第六十一條の三」を「第六十一條の三又は第六十一條の四」に改める。
別表第一から別表第四までを次のように改める。

の個人(以下本条において所長等關係者という。)が前に当該營業所において個人として事業を営んでいた事実があり、且つ、当該所長等關係者の有する当該法人の株式又は出資の金額の合計額がその法人の資本又は出資の金額の三分の二以上に相當するものを行爲又は計算で、これを容認した場合においては当該所長等關係者の所得税の負担を不当に減少させる結果となることを認められるものがある場合について、これを准用する。

第六十九條の三第一項及び第三項中「第三十八條第一項」を「第三十八條」に改める。
第七十條第三項中「第三十八條第一項」を「第三十八條」に改め、同条第六號中「又は第六十一條の三」を「第六十一條の三又は第六十一條の四」に改める。
別表第一から別表第四までを次のように改める。

第六十九條の三第一項及び第三項中「第三十八條第一項」を「第三十八條」に改める。
第七十條第三項中「第三十八條第一項」を「第三十八條」に改め、同条第六號中「又は第六十一條の三」を「第六十一條の三又は第六十一條の四」に改める。
別表第一から別表第四までを次のように改める。

第六十九條の三第一項及び第三項中「第三十八條第一項」を「第三十八條」に改める。
第七十條第三項中「第三十八條第一項」を「第三十八條」に改め、同条第六號中「又は第六十一條の三」を「第六十一條の三又は第六十一條の四」に改める。
別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一 所得税の簡易税額表(第十五条第一項及び第三項の規定による所得税額表)

(一)

課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額 (ロ)		(イ)の(イ)に対する割合		課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額 (ロ)		(イ)の(イ)に対する割合		課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額 (ロ)		(イ)の(イ)に対する割合	
以上	未満					以上	未満					以上	未満				
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
500	1,000	0	0	0	0	40,000	41,000	7,000	17	85,000	86,000	16,750	19				
500	1,000	75	15	41,000	42,000	7,200	17	86,000	87,000	17,000	19	87,000	88,000	17,250	19		
1,000	1,500	150	15	42,000	43,000	7,400	17	87,000	88,000	17,500	19	88,000	89,000	17,500	19		
1,500	2,000	225	15	43,000	44,000	7,600	17	88,000	89,000	17,500	19	89,000	90,000	17,750	19		
2,000	2,500	300	15	44,000	45,000	7,800	17	89,000	90,000	17,750	19						
2,500	3,000	375	15	45,000	46,000	8,000	17	90,000	91,000	18,000	20						
3,000	3,500	450	15	46,000	47,000	8,200	17	91,000	92,000	18,250	20						
3,500	4,000	525	15	47,000	48,000	8,400	17	92,000	93,000	18,500	20						
4,000	4,500	600	15	48,000	49,000	8,600	17	93,000	94,000	18,750	20						
4,500	5,000	675	15	49,000	50,000	8,800	17	94,000	95,000	19,000	20						
5,000	6,000	750	15	50,000	51,000	9,000	18	95,000	96,000	19,250	20						
6,000	7,000	900	15	51,000	52,000	9,200	18	96,000	97,000	19,500	20						
7,000	8,000	1,050	15	52,000	53,000	9,400	18	97,000	98,000	19,750	20						
8,000	9,000	1,200	15	53,000	54,000	9,600	18	98,000	99,000	20,000	20						
9,000	10,000	1,350	15	54,000	55,000	9,800	18	99,000	100,000	20,250	20						
10,000	11,000	1,500	15	55,000	56,000	10,000	18	100,000	102,000	20,500	20						
11,000	12,000	1,650	15	56,000	57,000	10,200	18	102,000	104,000	21,000	20						
12,000	13,000	1,800	15	57,000	58,000	10,400	18	104,000	106,000	21,500	20						
13,000	14,000	1,950	15	58,000	59,000	10,600	18	106,000	108,000	22,000	20						
14,000	15,000	2,100	15	59,000	60,000	10,800	18	108,000	110,000	22,500	20						
15,000	16,000	2,250	15	60,000	61,000	11,000	18	110,000	112,000	23,000	20						
16,000	17,000	2,400	15	61,000	62,000	11,200	18	112,000	114,000	23,500	20						
17,000	18,000	2,550	15	62,000	63,000	11,400	18	114,000	116,000	24,000	21						
18,000	19,000	2,700	15	63,000	64,000	11,600	18	116,000	118,000	24,500	21						
19,000	20,000	2,850	15	64,000	65,000	11,800	18	118,000	120,000	25,000	21						
20,000	21,000	3,000	15	65,000	66,000	12,000	18	120,000	122,000	25,500	21						
21,000	22,000	3,200	15	66,000	67,000	12,200	18	122,000	124,000	26,100	21						
22,000	23,000	3,400	15	67,000	68,000	12,400	18	124,000	126,000	26,700	21						
23,000	24,000	3,600	15	68,000	69,000	12,600	18	126,000	128,000	27,300	21						
24,000	25,000	3,800	15	69,000	70,000	12,800	18	128,000	130,000	27,900	21						
25,000	26,000	4,000	16	70,000	71,000	13,000	18	130,000	132,000	28,500	21						
26,000	27,000	4,200	16	71,000	72,000	13,250	18	132,000	134,000	29,100	22						
27,000	28,000	4,400	16	72,000	73,000	13,500	18	134,000	136,000	29,700	22						
28,000	29,000	4,600	16	73,000	74,000	13,750	18	136,000	138,000	30,300	22						
29,000	30,000	4,800	16	74,000	75,000	14,000	18	138,000	140,000	30,900	22						
30,000	31,000	5,000	16	75,000	76,000	14,250	19	140,000	142,000	31,500	22						
31,000	32,000	5,200	16	76,000	77,000	14,500	19	142,000	144,000	32,100	22						
32,000	33,000	5,400	16	77,000	78,000	14,750	19	144,000	146,000	32,700	22						
33,000	34,000	5,600	16	78,000	79,000	15,000	19	146,000	148,000	33,300	22						
34,000	35,000	5,800	17	79,000	80,000	15,250	19	148,000	150,000	33,900	22						
35,000	36,000	6,000	17	80,000	81,000	15,500	19	150,000	152,000	34,500	23						
36,000	37,000	6,200	17	81,000	82,000	15,750	19	152,000	154,000	35,100	23						
37,000	38,000	6,400	17	82,000	83,000	16,000	19	154,000	156,000	35,700	23						
38,000	39,000	6,600	17	83,000	84,000	16,250	19	156,000	158,000	36,300	23						
39,000	40,000	6,800	17	84,000	85,000	16,500	19	158,000	160,000	36,900	23						

(二)

課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額 (ロ)	(イ) の (イ) に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額 (ロ)	(イ) の (イ) に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額 (ロ)	(イ) の (イ) に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
160,000	162,000	37,500	23	275,000	278,000	75,750	27	440,000	444,000	140,500	31
162,000	164,000	38,100	23	278,000	281,000	76,800	27	444,000	448,000	142,100	32
164,000	166,000	38,700	23	281,000	284,000	77,850	27	448,000	452,000	143,700	32
166,000	168,000	39,300	23	284,000	287,000	78,900	27	452,000	456,000	145,300	32
168,000	170,000	39,900	23	287,000	290,000	79,950	27	456,000	460,000	146,900	32
170,000	172,000	40,500	23	290,000	293,000	81,000	27	460,000	464,000	148,500	32
172,000	174,000	41,100	23	293,000	296,000	82,050	28	464,000	468,000	150,100	32
174,000	176,000	41,700	23	296,000	299,000	83,100	28	468,000	472,000	151,700	32
176,000	178,000	42,300	24	299,000	302,000	84,150	28	472,000	476,000	153,300	32
178,000	180,000	42,900	24	302,000	305,000	85,300	28	476,000	480,000	154,900	32
180,000	182,000	43,500	24	305,000	308,000	86,500	28	480,000	485,000	156,500	32
182,000	184,000	44,100	24	308,000	311,000	87,700	28	485,000	490,000	158,100	32
184,000	186,000	44,700	24	311,000	314,000	88,900	28	490,000	495,000	160,500	32
186,000	188,000	45,300	24	314,000	317,000	90,100	28	495,000	500,000	162,500	32
188,000	190,000	45,900	24	317,000	320,000	91,300	28	500,000	505,000	164,500	32
190,000	192,000	46,500	24	320,000	324,000	92,500	28	505,000	510,000	166,750	33
192,000	194,000	47,100	24	324,000	328,000	94,100	29	510,000	515,000	169,000	33
194,000	196,000	47,700	24	328,000	332,000	95,700	29	515,000	520,000	171,250	33
196,000	198,000	48,300	24	332,000	336,000	97,300	29	520,000	525,000	173,500	33
198,000	200,000	48,900	24	336,000	340,000	98,900	29	525,000	530,000	175,750	33
200,000	203,000	49,500	24	340,000	344,000	100,500	29	530,000	535,000	178,000	33
203,000	206,000	50,550	24	344,000	348,000	102,100	29	535,000	540,000	180,250	33
206,000	209,000	51,600	25	348,000	352,000	103,700	29	540,000	545,000	182,500	33
209,000	212,000	52,650	25	352,000	356,000	105,300	29	545,000	550,000	184,750	33
212,000	215,000	53,700	25	356,000	360,000	106,900	30	550,000	555,000	187,000	34
215,000	218,000	54,750	25	360,000	364,000	108,500	30	555,000	560,000	189,250	34
218,000	221,000	55,800	25	364,000	368,000	110,100	30	560,000	565,000	191,500	34
221,000	224,000	56,850	25	368,000	372,000	111,700	30	565,000	570,000	193,750	34
224,000	227,000	57,900	25	372,000	376,000	113,300	30	570,000	575,000	196,000	34
227,000	230,000	58,950	25	376,000	380,000	114,900	30	575,000	580,000	198,250	34
230,000	233,000	60,000	26	380,000	384,000	116,500	30	580,000	585,000	200,500	34
233,000	236,000	61,050	26	384,000	388,000	118,100	30	585,000	590,000	202,750	34
236,000	239,000	62,100	26	388,000	392,000	119,700	30	590,000	595,000	205,000	34
239,000	242,000	63,150	26	392,000	396,000	121,300	30	595,000	600,000	207,250	34
242,000	245,000	64,200	26	396,000	400,000	122,900	31	600,000	605,000	209,500	34
245,000	248,000	65,250	26	400,000	404,000	124,500	31	605,000	610,000	211,750	35
248,000	251,000	66,300	26	404,000	408,000	126,100	31	610,000	615,000	214,000	35
251,000	254,000	67,350	26	408,000	412,000	127,700	31	615,000	620,000	216,250	35
254,000	257,000	68,400	26	412,000	416,000	129,300	31	620,000	625,000	218,500	35
257,000	260,000	69,450	27	416,000	420,000	130,900	31	625,000	630,000	220,750	35
260,000	263,000	70,500	27	420,000	424,000	132,500	31	630,000	635,000	223,000	35
263,000	266,000	71,550	27	424,000	428,000	134,100	31	635,000	640,000	225,250	35
266,000	269,000	72,600	27	428,000	432,000	135,700	31	640,000	645,000	227,500	35
269,000	272,000	73,650	27	432,000	436,000	137,300	31	645,000	650,000	229,750	35
272,000	275,000	74,700	27	436,000	440,000	138,900	31	650,000	650,000	232,000	35

(備考) 課税総所得金額とは、総所得金額について、災害等の控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいい、調整所得金額とは、山林所得又は変動所得がある場合において第十三条の二第一号又は第十四条第一項第一号の規定により計算した金額をいい、第二次調整所得金額とは、前年以前に変動所得があつた場合において第十四条の二第一項第一号の規定により計算した金額をいい、課税退職所得金額とは、退職所得の収入金額から200,000円を控除した金額の50%に相当する金額について、災害等の控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいう。

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号及び第五号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

イ 月額表（一）

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額		
		扶 養 親 族 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
		税 額												
以上	未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
3,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料控除後の給与の金額の12%に相当する金額
3,000	6,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料控除後の給与の金額の14%に相当する金額
6,000	6,200	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	937
6,200	6,400	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	971
6,400	6,600	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,005
6,600	6,800	91	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,039
6,800	7,000	117	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,073
7,000	7,200	142	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,112
7,200	7,400	168	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,155
7,400	7,600	193	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,197
7,600	7,800	219	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,240
7,800	8,000	244	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,282
8,000	8,200	277	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,325
8,200	8,400	311	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,367
8,400	8,600	345	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,410
8,600	8,800	379	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,452
8,800	9,000	413	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,495
9,000	9,200	447	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,537
9,200	9,400	481	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,580
9,400	9,600	515	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,622
9,600	9,800	549	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,665
9,800	10,000	583	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,707
10,000	10,200	617	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,750
10,200	10,400	651	112	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,792
10,400	10,600	685	138	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,835
10,600	10,800	719	163	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,877
10,800	11,000	753	189	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,920
11,000	11,200	787	214	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,962
11,200	11,400	821	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,005
11,400	11,600	855	271	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,047
11,600	11,800	889	305	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,090
11,800	12,000	923	339	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,134
12,000	12,200	957	373	92	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,185
12,200	12,400	991	407	117	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,236
12,400	12,600	1,025	441	143	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,287
12,600	12,800	1,059	475	168	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,338
12,800	13,000	1,095	509	194	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,389
13,000	13,200	1,137	543	219	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,440
13,200	13,400	1,180	577	245	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,491
13,400	13,600	1,222	611	278	20	0	0	0	0	0	0	0	0	2,542
13,600	13,800	1,265	645	312	46	0	0	0	0	0	0	0	0	2,593
13,800	14,000	1,307	679	346	71	0	0	0	0	0	0	0	0	2,644
14,000	14,200	1,350	713	380	97	0	0	0	0	0	0	0	0	2,695
14,200	14,400	1,392	747	414	122	0	0	0	0	0	0	0	0	2,746
14,400	14,600	1,435	781	448	148	0	0	0	0	0	0	0	0	2,797
14,600	14,800	1,477	815	482	173	0	0	0	0	0	0	0	0	2,848
14,800	15,000	1,520	849	516	199	11	0	0	0	0	0	0	0	2,899
15,000	15,500	1,562	883	550	224	37	0	0	0	0	0	0	0	2,950
15,500	16,000	1,668	968	635	301	101	0	0	0	0	0	0	0	3,077
16,000	16,500	1,775	1,053	720	386	164	0	0	0	0	0	0	0	3,205
16,500	17,000	1,881	1,152	805	471	228	41	0	0	0	0	0	0	3,332
17,000	17,500	1,987	1,258	890	556	306	104	0	0	0	0	0	0	3,460

イ 月 額 表 (二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三十八 条第一項第五 号の規定によ る税額	
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
		税 額											
以上	未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,500	18,000	2,098	1,364	975	641	391	183	0	0	0	0	0	3,587
18,000	18,500	2,215	1,470	1,060	726	476	232	44	0	0	0	0	3,715
18,500	19,000	2,342	1,577	1,160	811	561	311	108	0	0	0	0	3,842
19,000	19,500	2,470	1,683	1,266	896	646	396	172	0	0	0	0	3,970
19,500	20,000	2,597	1,789	1,372	981	731	481	236	48	0	0	0	4,097
20,000	20,500	2,725	1,895	1,479	1,066	816	566	316	112	0	0	0	4,242
20,500	21,000	2,852	2,002	1,585	1,168	901	651	401	176	0	0	0	4,390
21,000	21,500	2,980	2,108	1,691	1,274	986	736	486	239	52	0	0	4,539
21,500	22,000	3,107	2,232	1,797	1,381	1,071	821	571	321	116	0	0	4,688
22,000	22,500	3,235	2,359	1,904	1,487	1,174	906	656	406	179	0	0	4,837
22,500	23,000	3,362	2,487	2,010	1,593	1,281	991	741	491	243	56	0	4,985
23,000	23,500	3,490	2,614	2,116	1,699	1,387	1,076	826	576	328	119	0	5,134
23,500	24,000	3,617	2,742	2,222	1,806	1,493	1,181	911	661	411	183	0	5,283
24,000	24,500	3,745	2,869	2,329	1,912	1,599	1,287	996	746	496	247	59	5,432
24,500	25,000	3,872	2,997	2,437	2,018	1,706	1,393	1,081	831	581	331	123	5,580
25,000	25,500	4,000	3,124	2,624	2,124	1,812	1,499	1,187	916	666	416	187	5,729
25,500	26,000	4,154	3,274	2,774	2,274	1,937	1,624	1,312	1,016	766	516	266	5,904
26,000	26,500	4,329	3,424	2,924	2,424	2,062	1,749	1,437	1,124	866	616	366	6,079
26,500	27,000	4,504	3,574	3,074	2,574	2,199	1,874	1,562	1,249	966	716	466	6,254
27,000	27,500	4,679	3,724	3,224	2,724	2,349	1,999	1,687	1,374	1,066	816	566	6,429
27,500	28,000	4,854	3,874	3,374	2,874	2,499	2,124	1,812	1,499	1,187	916	666	6,604
28,000	28,500	5,029	4,024	3,524	3,024	2,649	2,274	1,937	1,624	1,312	1,016	766	6,779
28,500	29,000	5,204	4,183	3,674	3,174	2,799	2,424	2,062	1,749	1,437	1,124	866	6,954
29,000	29,500	5,379	4,358	3,824	3,324	2,949	2,574	2,199	1,874	1,562	1,249	966	7,142
29,500	30,000	5,554	4,533	3,974	3,474	3,099	2,724	2,349	1,999	1,687	1,374	1,066	7,342
30,000	30,500	5,729	4,708	4,124	3,624	3,249	2,874	2,499	2,124	1,812	1,499	1,187	7,542
30,500	31,000	5,904	4,883	4,300	3,774	3,399	3,024	2,649	2,274	1,937	1,624	1,312	7,742
31,000	31,500	6,079	5,068	4,475	3,924	3,549	3,174	2,799	2,424	2,062	1,749	1,437	7,942
31,500	32,000	6,254	5,233	4,650	4,074	3,699	3,324	2,949	2,574	2,199	1,874	1,562	8,142
32,000	32,500	6,429	5,408	4,825	4,241	3,849	3,474	3,099	2,724	2,349	1,999	1,687	8,342
32,500	33,000	6,604	5,583	5,000	4,416	3,999	3,624	3,249	2,874	2,499	2,124	1,812	8,542
33,000	33,500	6,779	5,758	5,175	4,591	4,154	3,774	3,399	3,024	2,649	2,274	1,937	8,742
33,500	34,000	6,954	5,933	5,350	4,766	4,329	3,924	3,549	3,174	2,799	2,424	2,062	8,942
34,000	34,500	7,142	6,108	5,525	4,941	4,504	4,074	3,699	3,324	2,949	2,574	2,199	9,142
34,500	35,000	7,342	6,283	5,700	5,116	4,679	4,241	3,849	3,474	3,099	2,724	2,349	9,342
35,000	36,000	7,542	6,458	5,875	5,291	4,854	4,416	3,999	3,624	3,249	2,874	2,499	9,542
36,000	37,000	7,942	6,808	6,225	5,641	5,204	4,766	4,329	3,924	3,549	3,174	2,799	9,942
37,000	38,000	8,342	7,175	6,575	5,991	5,554	5,116	4,679	4,241	3,849	3,474	3,099	10,342
38,000	39,000	8,742	7,575	6,925	6,341	5,904	5,466	5,029	4,591	4,154	3,774	3,399	10,742
39,000	40,000	9,142	7,975	7,308	6,691	6,254	5,816	5,379	4,941	4,504	4,074	3,699	11,142
40,000	41,000	9,542	8,375	7,708	7,041	6,604	6,166	5,729	5,291	4,854	4,416	3,999	11,542
41,000	42,000	9,942	8,775	8,108	7,441	6,954	6,516	6,079	5,641	5,204	4,766	4,329	11,942
42,000	43,000	10,342	9,175	8,508	7,841	7,341	6,866	6,429	5,991	5,554	5,116	4,679	12,342
43,000	44,000	10,742	9,575	8,908	8,241	7,741	7,241	6,779	6,341	5,904	5,466	5,029	12,742
44,000	45,000	11,142	9,975	9,308	8,641	8,141	7,641	7,141	6,691	6,254	5,816	5,379	13,142
45,000	46,000	11,542	10,375	9,708	9,041	8,541	8,041	7,541	7,041	6,604	6,166	5,729	13,542
46,000	47,000	11,942	10,775	10,108	9,441	8,941	8,441	7,941	7,441	6,954	6,516	6,079	13,970
47,000	48,000	12,342	11,175	10,508	9,841	9,341	8,841	8,341	7,841	7,341	6,866	6,429	14,420
48,000	49,000	12,742	11,575	10,908	10,241	9,741	9,241	8,741	8,241	7,741	7,241	6,779	14,870
49,000	50,000	13,142	11,975	11,308	10,641	10,141	9,641	9,141	8,641	8,141	7,641	7,141	15,320
50,000	51,000	13,542	12,375	11,708	11,041	10,541	10,041	9,541	9,041	8,541	8,041	7,541	15,770
51,000	52,000	13,970	12,775	12,108	11,441	10,941	10,441	9,941	9,441	8,941	8,441	7,941	16,220
52,000	53,000	14,420	13,175	12,508	11,841	11,341	10,841	10,341	9,841	9,341	8,841	8,341	16,670
53,000	54,000	14,870	13,575	12,908	12,241	11,741	11,241	10,741	10,241	9,741	9,241	8,741	17,120
54,000	55,000	15,320	14,007	13,308	12,641	12,141	11,641	11,141	10,641	10,141	9,641	9,141	17,570

イ 月額表 (三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額										第三十一号に 規定する 乙八項のよ る税額	
		扶養親族の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人		10人
以上	未満	税 額											
55,000	56,000	15,770	14,457	13,708	13,041	12,541	12,041	11,541	11,041	10,541	10,041	9,541	18,020
56,000	57,000	16,220	14,907	14,157	13,441	12,941	12,441	11,941	11,441	10,941	10,441	9,941	18,470
57,000	58,000	16,670	15,357	14,607	13,857	13,341	12,841	12,341	11,841	11,341	10,841	10,341	18,920
58,000	59,000	17,120	15,807	15,057	14,307	13,745	13,241	12,741	12,241	11,741	11,241	10,741	19,370
59,000	60,000	17,570	16,257	15,507	14,757	14,195	13,641	13,141	12,641	12,141	11,641	11,141	19,820
60,000	61,000	18,020	16,707	15,957	15,207	14,645	14,082	13,541	13,041	12,541	12,041	11,541	20,270
61,000	62,000	18,470	17,157	16,407	15,657	15,095	14,532	13,970	13,441	12,941	12,441	11,941	20,720
62,000	63,000	18,920	17,607	16,857	16,107	15,545	14,982	14,420	13,857	13,341	12,841	12,341	21,170
63,000	64,000	19,370	18,057	17,307	16,557	15,995	15,432	14,870	14,307	13,745	13,241	12,741	21,620
64,000	65,000	19,820	18,507	17,757	17,007	16,445	15,882	15,320	14,757	14,195	13,641	13,141	22,070
65,000	66,000	20,270	18,957	18,207	17,457	16,895	16,332	15,770	15,207	14,645	14,082	13,541	22,520
66,500	68,000	20,945	19,632	18,882	18,132	17,570	17,007	16,445	15,882	15,320	14,757	14,195	23,195
68,000	69,500	21,620	20,307	19,557	18,807	18,245	17,682	17,120	16,557	15,995	15,432	14,870	23,870
69,500	71,000	22,295	20,982	20,232	19,482	18,920	18,357	17,795	17,232	16,670	16,107	15,545	24,545
71,000	72,500	22,970	21,657	20,907	20,157	19,595	19,032	18,470	17,907	17,345	16,782	16,220	25,220
72,500	74,000	23,645	22,332	21,582	20,832	20,270	19,707	19,145	18,582	18,020	17,457	16,895	25,895
74,000	75,500	24,320	23,007	22,257	21,507	20,945	20,382	19,820	19,257	18,695	18,132	17,570	26,570
75,500	77,000	24,995	23,682	22,932	22,182	21,620	21,057	20,495	19,932	19,370	18,807	18,245	27,245
77,000	78,500	25,670	24,357	23,607	22,857	22,295	21,732	21,170	20,607	20,045	19,482	18,920	27,920
78,500	80,000	26,345	25,032	24,282	23,532	22,970	22,407	21,845	21,282	20,720	20,157	19,595	28,595
80,000	81,500	27,020	25,707	24,957	24,207	23,645	23,082	22,520	21,957	21,395	20,832	20,270	29,270
81,500	83,000	27,695	26,382	25,632	24,882	24,320	23,757	23,195	22,632	22,070	21,507	20,945	29,945
83,000	84,500	28,370	27,057	26,307	25,557	24,995	24,432	23,870	23,307	22,745	22,182	21,620	30,620
84,500	86,000	29,045	27,732	26,982	26,232	25,670	25,107	24,545	23,982	23,420	22,857	22,295	31,295
86,000	87,500	29,720	28,407	27,657	26,907	26,345	25,782	25,220	24,657	24,095	23,532	22,970	31,970
87,500	89,000	30,395	29,082	28,332	27,582	27,020	26,457	25,895	25,332	24,770	24,207	23,645	32,666
89,000	90,500	31,070	29,757	29,007	28,257	27,695	27,132	26,570	26,007	25,445	24,882	24,320	33,416
90,500	92,000	31,745	30,432	29,682	28,932	28,370	27,807	27,245	26,682	26,120	25,557	24,995	34,166
92,000	93,500	32,420	31,107	30,357	29,607	29,045	28,482	27,920	27,357	26,795	26,232	25,670	34,916
93,500	95,000	33,166	31,782	31,032	30,282	29,720	29,157	28,595	28,032	27,470	26,907	26,345	35,666
95,000	96,500	33,916	32,457	31,707	30,957	30,395	29,832	29,270	28,707	28,145	27,582	27,020	36,416
96,500	98,000	34,666	33,207	32,382	31,632	31,070	30,507	29,945	29,382	28,820	28,257	27,695	37,166
98,000	99,500	35,416	33,957	33,124	32,307	31,745	31,182	30,620	30,057	29,495	28,932	28,370	37,916
99,500	101,000	36,166	34,707	33,874	33,040	32,420	31,857	31,295	30,732	30,170	29,607	29,045	38,666
101,000	102,500	36,916	35,457	34,624	33,790	33,165	32,540	31,970	31,407	30,845	30,282	29,720	39,416
102,500	104,000	37,666	36,207	35,374	34,540	33,915	33,290	32,665	32,082	31,520	30,957	30,395	40,166
104,000	105,500	38,416	36,957	36,124	35,290	34,665	34,040	33,415	32,790	32,195	31,632	31,070	40,916
105,500	107,000	39,166	37,707	36,874	36,040	35,415	34,790	34,165	33,540	32,915	32,307	31,745	41,666
107,000	108,500	39,916	38,457	37,624	36,790	36,165	35,540	34,915	34,290	33,665	33,040	32,420	42,416
108,500	110,000	40,666	39,207	38,374	37,540	36,915	36,290	35,665	35,040	34,415	33,790	33,165	43,166
110,000円		41,416	39,957	39,124	38,290	37,665	37,040	36,415	35,790	35,165	34,540	33,915	43,916
110,000円をこ え176,000円に 満たない金額	110,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち110,000円 をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額										43,916円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 110,000円を こえる金額の 50%に相当す る金額を加算 した金額		
176,000円	74,445	72,957	72,124	71,290	70,665	70,040	69,415	68,790	68,165	67,540	66,915	66,290	77,195
176,000円をこ え259,000円に 満たない金額	176,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち176,000円 をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額										77,195円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 176,000円を こえる金額の 55%に相当す る金額を加算 した金額		

イ 月 額 表 (四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額 扶 養 親 族 の 数											乙 第三十一 条第五号に 規 定 税 額 のよ
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上 未満	税 額											
259,000 円	120,108 ^円	118,606 ^円	117,773 ^円	116,939 ^円	116,314 ^円	115,689 ^円	115,064 ^円	114,439 ^円	113,814 ^円	113,189 ^円	112,564 ^円	123,108 ^円
259,000 円 を こえる金額	259,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 259,000 円 をこえる金額の 60%に相当する金額を加算した金額											123,108円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の 259,000 円 をこえる金額の 60%に相当する 金額を加算 した金額
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人 ごとに334円を控除した金額												—
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに334円(これ らの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、500 円)を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者1人につき334円を、上の各欄によつて求 めた税額から控除した金額												—

(備考 税額の求め方)

(イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(ロ)に該当しない者)については、

(1) 第三十九条第一項の申告書が提出されているときは、

(イ) まず、その者(扶養親族の数が10人をこえる者を除く。)のその月の給与の金額から、その者が当該給与
から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給
与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当
欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認めら
れる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から334円(これらの控除を認められる者が遺
族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、500円)を控除した金額)が、
その求める税額である。

(ロ) 扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(イ)により求
めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに334円を控除した金額が、その求める税額であ
る。

(2) 第三十九条第一項の申告書が提出されていないときは、その者のその月の給与の金額から、その者が当該
給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の
給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交るところに記載されている金額が、その求める税
額である。

(ロ) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第
1順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が3人以下で、(イ)に該当するもの及び第4順位又は第4順位よ
り後順位の扶養親族のあるもの、(イ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のな
いもの又は第3順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がない者とみなして(イ)(ロ)(イ)に
より求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人につき350円を控除した金額が、
その求める税額である。

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号及び第五号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

ロ 週額表（一）

その週の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による 税額	
		扶 養 親 族 の 数											
の給与の金額		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	その週の社 会保険料 控除後の 給与の金 額に相当 する金額
以上	未 満	税 額										その週の社 会保険料 控除後の 給与の金 額に相当 する金額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
700	未 満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
700	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,400	1,450	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	218
1,450	1,500	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	226
1,500	1,550	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	235
1,550	1,600	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	243
1,600	1,650	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	252
1,650	1,700	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	262
1,700	1,750	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	273
1,750	1,800	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	283
1,800	1,850	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	294
1,850	1,900	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	305
1,900	1,950	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	315
1,950	2,000	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	326
2,000	2,050	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	337
2,050	2,100	95	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	347
2,100	2,150	103	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	358
2,150	2,200	112	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	368
2,200	2,250	120	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	379
2,250	2,300	129	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	390
2,300	2,350	137	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	400
2,350	2,400	146	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	411
2,400	2,450	154	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	422
2,450	2,500	163	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	432
2,500	2,550	171	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	443
2,550	2,600	180	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	453
2,600	2,650	188	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	464
2,650	2,700	197	60	2	0	0	0	0	0	0	0	0	475
2,700	2,750	205	69	8	0	0	0	0	0	0	0	0	485
2,750	2,800	214	77	14	0	0	0	0	0	0	0	0	496
2,800	2,850	222	86	21	0	0	0	0	0	0	0	0	509
2,850	2,900	231	94	27	0	0	0	0	0	0	0	0	521
2,900	2,950	239	103	33	0	0	0	0	0	0	0	0	534
2,950	3,000	248	111	40	0	0	0	0	0	0	0	0	547
3,000	3,050	257	120	46	0	0	0	0	0	0	0	0	560
3,050	3,100	268	128	53	0	0	0	0	0	0	0	0	572
3,100	3,150	279	137	59	0	0	0	0	0	0	0	0	585
3,150	3,200	289	145	67	7	0	0	0	0	0	0	0	598
3,200	3,250	300	154	76	13	0	0	0	0	0	0	0	611
3,250	3,300	310	162	84	20	0	0	0	0	0	0	0	623
3,300	3,350	321	171	93	26	0	0	0	0	0	0	0	636
3,350	3,400	332	179	101	32	0	0	0	0	0	0	0	649
3,400	3,450	342	188	110	39	0	0	0	0	0	0	0	662
3,450	3,500	353	196	118	45	1	0	0	0	0	0	0	674
3,500	3,550	364	205	127	51	8	0	0	0	0	0	0	687
3,550	3,600	374	213	135	58	14	0	0	0	0	0	0	700
3,600	3,650	385	222	144	66	20	0	0	0	0	0	0	713

口 週 額 表 (二)

その週の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による額											乙 第三 十八條第 一項第五 号の規定 による額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額											税 額
3,650	3,700	395	230	152	74	27	0	0	0	0	0	0	725
3,700	3,800	406	239	161	83	33	0	0	0	0	0	0	738
3,800	3,900	427	257	178	100	46	2	0	0	0	0	0	764
3,900	4,000	449	278	195	117	58	15	0	0	0	0	0	789
4,000	4,100	470	299	212	134	75	28	0	0	0	0	0	815
4,100	4,200	491	321	229	151	92	40	0	0	0	0	0	840
4,200	4,300	515	342	246	168	109	53	9	0	0	0	0	866
4,300	4,400	541	363	266	185	126	68	22	0	0	0	0	891
4,400	4,500	566	384	287	202	143	85	35	0	0	0	0	917
4,500	4,600	592	406	308	219	160	102	48	4	0	0	0	942
4,600	4,700	617	427	329	236	177	119	61	16	0	0	0	969
4,700	4,800	643	448	351	253	194	136	78	29	0	0	0	999
4,800	4,900	668	469	372	274	211	153	95	42	0	0	0	1,029
4,900	5,000	694	491	393	296	228	170	112	55	11	0	0	1,058
5,000	5,100	719	515	414	317	245	187	129	70	24	0	0	1,088
5,100	5,200	745	540	436	338	265	204	146	87	36	0	0	1,118
5,200	5,300	770	566	457	359	286	221	163	104	49	5	0	1,148
5,300	5,400	796	591	478	381	308	238	180	121	63	18	0	1,177
5,400	5,500	821	617	500	402	329	256	197	138	80	31	0	1,207
5,500	5,600	847	642	525	423	350	277	214	155	97	44	0	1,237
5,600	5,700	872	668	551	444	371	298	231	172	114	56	13	1,267
5,700	5,800	898	693	576	466	393	320	248	189	131	72	25	1,296
5,800	5,900	923	719	602	487	414	341	268	206	148	89	38	1,326
5,900	6,000	952	747	630	513	438	365	292	225	167	108	52	1,359
6,000	6,100	986	777	660	543	463	390	317	245	187	128	70	1,394
6,100	6,200	1,021	807	690	573	488	415	342	269	207	148	90	1,429
6,200	6,300	1,056	837	720	603	516	440	367	294	227	168	110	1,464
6,300	6,400	1,091	867	750	633	546	465	392	319	247	188	130	1,499
6,400	6,500	1,126	897	780	663	576	490	417	344	271	208	150	1,534
6,500	6,600	1,161	927	810	693	606	518	442	369	296	228	170	1,569
6,600	6,700	1,196	957	840	723	636	548	467	394	321	248	190	1,604
6,700	6,800	1,231	992	870	753	666	578	492	419	346	273	210	1,639
6,800	6,900	1,266	1,027	900	783	696	608	521	444	371	298	230	1,679
6,900	7,000	1,301	1,062	930	813	726	638	551	469	396	323	250	1,719
7,000	7,100	1,336	1,097	960	843	756	668	581	494	421	348	275	1,759
7,100	7,200	1,371	1,132	996	873	786	698	611	523	446	373	300	1,799
7,200	7,300	1,406	1,167	1,031	903	816	723	641	553	471	398	325	1,839
7,300	7,400	1,441	1,202	1,066	933	846	753	671	583	495	423	350	1,879
7,400	7,500	1,476	1,237	1,101	964	876	783	701	613	525	448	375	1,919
7,500	7,600	1,511	1,272	1,136	999	906	818	731	643	555	473	400	1,959
7,600	7,700	1,546	1,307	1,171	1,034	936	848	761	673	585	498	425	1,999
7,700	7,800	1,581	1,342	1,206	1,069	967	878	791	703	615	523	450	2,039
7,800	7,900	1,616	1,377	1,241	1,104	1,002	908	821	733	645	558	475	2,079
7,900	8,000	1,652	1,412	1,276	1,139	1,037	938	851	763	675	588	500	2,119
8,000	8,200	1,692	1,447	1,311	1,174	1,072	970	881	793	705	618	530	2,159
8,200	8,400	1,772	1,517	1,381	1,244	1,142	1,040	941	853	765	678	590	2,239
8,400	8,600	1,852	1,587	1,451	1,314	1,212	1,110	1,008	913	825	738	650	2,319
8,600	8,800	1,932	1,659	1,521	1,384	1,282	1,180	1,078	975	885	798	710	2,399
8,800	9,000	2,012	1,739	1,591	1,454	1,352	1,250	1,148	1,045	945	858	770	2,479
9,000	9,200	2,092	1,819	1,663	1,524	1,422	1,320	1,218	1,115	1,013	918	830	2,559
9,200	9,400	2,172	1,899	1,743	1,594	1,492	1,390	1,288	1,185	1,083	981	890	2,639
9,400	9,600	2,252	1,979	1,823	1,667	1,562	1,460	1,358	1,255	1,153	1,051	950	2,719
9,600	9,800	2,332	2,059	1,903	1,747	1,632	1,530	1,428	1,325	1,223	1,121	1,019	2,799
9,800	10,000	2,412	2,139	1,983	1,827	1,710	1,600	1,498	1,395	1,293	1,191	1,089	2,879
10,000	10,200	2,492	2,219	2,063	1,907	1,790	1,673	1,568	1,465	1,363	1,261	1,159	2,959

口 週 額 表 (三)

その週の社会		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八條第 一項第五 号の規定 による 税 額
保険料控除後		扶 養 親 族 の 数											
の給与の金額		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 滿	税 額											
10,200	10,400	2,572	2,299	2,143	1,987	1,870	1,753	1,638	1,535	1,433	1,331	1,229	3,039
10,400	10,600	2,652	2,379	2,223	2,067	1,950	1,833	1,717	1,605	1,503	1,401	1,299	3,119
10,600	10,800	2,732	2,459	2,303	2,147	2,030	1,913	1,797	1,680	1,573	1,471	1,369	3,199
10,800	11,000	2,812	2,539	2,383	2,227	2,110	1,993	1,877	1,760	1,643	1,541	1,439	3,289
11,000	11,200	2,892	2,619	2,463	2,307	2,190	2,073	1,957	1,840	1,723	1,611	1,509	3,379
11,200	11,400	2,972	2,699	2,543	2,387	2,270	2,153	2,037	1,920	1,803	1,686	1,579	3,469
11,400	11,600	3,052	2,779	2,623	2,467	2,350	2,233	2,117	2,000	1,883	1,766	1,649	3,559
11,600	11,800	3,132	2,859	2,703	2,547	2,430	2,313	2,197	2,080	1,963	1,846	1,729	3,649
11,800	12,000	3,214	2,939	2,783	2,627	2,510	2,393	2,277	2,160	2,043	1,926	1,809	3,739
12,000	12,200	3,304	3,019	2,863	2,707	2,590	2,473	2,357	2,240	2,123	2,006	1,889	3,829
12,200	12,400	3,394	3,099	2,943	2,787	2,670	2,553	2,437	2,320	2,203	2,086	1,969	3,919
12,400	12,600	3,484	3,179	3,023	2,867	2,750	2,633	2,517	2,400	2,283	2,166	2,049	4,009
12,600	12,800	3,574	3,267	3,103	2,947	2,830	2,713	2,597	2,480	2,363	2,246	2,129	4,099
12,800	13,000	3,664	3,357	3,183	3,027	2,910	2,793	2,677	2,560	2,443	2,326	2,209	4,189
13,000	13,200	3,754	3,447	3,271	3,107	2,990	2,873	2,757	2,640	2,523	2,406	2,289	4,279
13,200	13,400	3,844	3,537	3,361	3,187	3,070	2,953	2,837	2,720	2,603	2,486	2,369	4,369
13,400	13,600	3,934	3,627	3,451	3,276	3,150	3,033	2,917	2,800	2,683	2,566	2,449	4,459
13,600	13,800	4,024	3,717	3,541	3,366	3,234	3,118	2,997	2,880	2,763	2,646	2,529	4,549
13,800	14,000	4,114	3,807	3,631	3,456	3,324	3,193	3,077	2,960	2,843	2,726	2,609	4,639
14,000	14,200	4,204	3,897	3,721	3,546	3,414	3,283	3,157	3,040	2,923	2,806	2,689	4,729
14,200	14,400	4,294	3,987	3,811	3,636	3,504	3,373	3,242	3,120	3,003	2,886	2,769	4,819
14,400	14,600	4,384	4,077	3,901	3,726	3,594	3,463	3,332	3,200	3,083	2,966	2,849	4,909
14,600	14,800	4,474	4,167	3,991	3,816	3,684	3,553	3,422	3,290	3,163	3,046	2,929	4,999
14,800	15,000	4,564	4,257	4,081	3,906	3,774	3,643	3,512	3,380	3,249	3,126	3,009	5,089
15,000	15,350	4,654	4,347	4,171	3,996	3,864	3,733	3,602	3,470	3,339	3,207	3,089	5,179
15,350	15,700	4,811	4,504	4,329	4,153	4,022	3,890	3,759	3,628	3,496	3,365	3,233	5,336
15,700	16,050	4,969	4,662	4,486	4,311	4,179	4,048	3,917	3,785	3,654	3,522	3,391	5,494
16,050	16,400	5,126	4,819	4,644	4,468	4,337	4,205	4,074	3,943	3,811	3,680	3,548	5,651
16,400	16,750	5,284	4,977	4,801	4,626	4,494	4,363	4,232	4,100	3,969	3,837	3,706	5,809
16,750	17,100	5,441	5,134	4,959	4,783	4,652	4,520	4,389	4,258	4,126	3,995	3,863	5,966
17,100	17,450	5,599	5,292	5,116	4,941	4,809	4,678	4,547	4,415	4,284	4,152	4,021	6,124
17,450	17,800	5,756	5,449	5,274	5,098	4,967	4,835	4,704	4,573	4,441	4,310	4,178	6,281
17,800	18,150	5,914	5,607	5,431	5,256	5,124	4,993	4,862	4,730	4,599	4,467	4,336	6,439
18,150	18,500	6,071	5,764	5,589	5,413	5,282	5,150	5,019	4,888	4,756	4,625	4,493	6,596
18,500	18,850	6,229	5,922	5,746	5,571	5,439	5,308	5,177	5,045	4,914	4,782	4,651	6,754
18,850	19,200	6,386	6,079	5,904	5,728	5,597	5,465	5,334	5,203	5,071	4,940	4,808	6,911
19,200	19,550	6,544	6,237	6,061	5,886	5,754	5,623	5,492	5,360	5,229	5,097	4,966	7,069
19,550	19,900	6,701	6,394	6,219	6,043	5,912	5,780	5,649	5,518	5,386	5,255	5,123	7,226
19,900	20,250	6,859	6,552	6,376	6,201	6,069	5,938	5,807	5,675	5,544	5,412	5,281	7,384
20,250	20,600	7,016	6,709	6,534	6,358	6,227	6,095	5,964	5,833	5,701	5,570	5,438	7,541
20,600	20,950	7,174	6,867	6,691	6,516	6,384	6,253	6,122	5,990	5,859	5,727	5,596	7,713
20,950	21,300	7,331	7,024	6,849	6,673	6,542	6,410	6,279	6,148	6,016	5,885	5,753	7,888
21,300	21,650	7,489	7,182	7,006	6,831	6,699	6,568	6,437	6,305	6,174	6,042	5,911	8,063
21,650	22,000	7,655	7,339	7,164	6,988	6,857	6,725	6,594	6,463	6,331	6,200	6,068	8,238
22,000	22,350	7,821	7,497	7,321	7,146	7,014	6,883	6,752	6,620	6,489	6,357	6,226	8,413
22,350	22,700	8,005	7,664	7,479	7,303	7,172	7,040	6,909	6,778	6,646	6,515	6,383	8,588
22,700	23,050	8,180	7,839	7,644	7,461	7,329	7,198	7,067	6,935	6,804	6,672	6,541	8,763
23,050	23,400	8,355	8,014	7,819	7,624	7,487	7,355	7,224	7,093	6,961	6,830	6,698	8,938
23,400	23,750	8,530	8,189	7,994	7,799	7,653	7,513	7,382	7,250	7,119	6,987	6,856	9,113
23,750	24,100	8,705	8,364	8,169	7,974	7,828	7,682	7,539	7,408	7,276	7,145	7,013	9,288

ロ 週額表 (四)

その週の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による 税額	
	扶 養 親 族 の 数												
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以上	税 額											税 額	
未 満	税 額											税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
24,100	24,450	8,880	8,539	8,344	8,149	8,003	7,857	7,711	7,565	7,434	7,302	7,171	9,463
24,450	24,800	9,055	8,714	8,519	8,324	8,178	8,032	7,886	7,740	7,594	7,460	7,328	9,638
24,800	25,150	9,230	8,889	8,694	8,499	8,353	8,207	8,061	7,915	7,769	7,623	7,486	9,813
25,150	25,500	9,405	9,064	8,869	8,674	8,528	8,382	8,236	8,090	7,944	7,798	7,652	9,988
25,500円		9,580	9,239	9,044	8,849	8,703	8,557	8,411	8,265	8,119	7,973	7,827	10,163
25,500円をこ え41,000円に 満たない金額	25,500円の場合の税額に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち25,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											10,163円にその週の社会保険料控除後の給与のうち25,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	
41,000円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	17,333	16,989	16,794	16,599	16,453	16,307	16,161	16,015	15,869	15,723	15,577		17,975
41,000円をこ え60,500円に 満たない金額	41,000円の場合の税額に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち41,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額											17,975円にその週の社会保険料控除後の給与のうち41,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額	
60,500円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	28,064	27,718	27,518	27,323	27,177	27,031	26,885	26,739	26,593	26,447	26,301		28,765
60,500円をこ える金額	60,500円の場合の税額に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち60,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額											28,765円にその週の社会保険料控除後の給与のうち60,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額	
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに78円を控除した金額													
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに78円(これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、117円)を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者1人につき78円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額													

(備考 税額の求め方)

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(二)に該当しない者)については、

(1) 第三十九条第一項の申告書が提出されているときは、

(イ) まず、その者(扶養親族の数が10人をこえる者を除く。)のその週の給与の金額から、その者が当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その週の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から78円(これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、117円)を控除した金額)が、その求める税額である。

ロ 週額表 (五)

- (イ) 扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに78円を控除した金額が、その求める税額である。
- (2) 第三十九条第一項の申告書が提出されていないときは、その者のその週の給与の金額から、その者が当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その週社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。
- ⇒ 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者（すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が3人以下で、(イ)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位の扶養親族のあるもの、(ハ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの又は第3順位の扶養親族のないもの）については、その者を扶養親族がない者とみなして(イ)の(1)の(イ)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人につき80円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号、第五号及び第六号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

ハ 日 額 表 (一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八條第 一項第五 号の規定 による 税額	丙 第三 十八條第 一項第六 号の規定 による 税額	
		扶 養 親 族 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上 未満		税 額												
円 100	円未 満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
100	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
210	220	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
220	230	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
230	240	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
240	250	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
250	260	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
260	270	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
270	280	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
280	290	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
290	300	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
300	310	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
310	320	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
320	330	18	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
330	340	19	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
340	350	21	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
350	360	23	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
360	370	24	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
370	380	26	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
380	390	28	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
390	400	29	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
400	410	31	12	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
410	420	33	13	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
420	430	35	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
430	440	37	17	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
440	450	39	18	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
450	460	41	20	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
460	470	44	22	11	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
470	480	46	23	12	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
480	490	48	25	14	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
490	500	50	27	16	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
500	510	52	29	17	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
510	520	54	30	19	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0
520	530	56	32	21	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0
530	540	58	34	22	11	4	0	0	0	0	0	0	0	0
540	550	61	35	24	13	6	0	0	0	0	0	0	0	0
550	560	63	38	26	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
560	570	65	40	28	16	8	2	0	0	0	0	0	0	0
570	580	67	42	29	18	10	3	0	0	0	0	0	0	0
580	590	69	45	31	20	11	4	0	0	0	0	0	0	0
590	600	71	47	33	21	13	6	0	0	0	0	0	0	0
600	620	73	49	34	23	15	7	1	0	0	0	0	0	0
620	640	79	53	39	27	18	10	3	0	0	0	0	0	0
640	660	84	57	43	30	22	13	6	0	0	0	0	0	0
660	680	89	62	48	33	25	17	8	2	0	0	0	0	0
680	700	94	66	52	38	28	20	12	4	0	0	0	0	0
700	720	99	70	56	42	32	23	15	7	1	0	0	0	0

ハ 日 額 表 (二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八條 第一項第 五号の規 定による 税 額	丙 第三 十八條 第一項第 六号の規 定による 税 額	
		扶 養 親 族 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以 上	未 滿	税 額												
720	740	104	75	60	46	35	27	18	10	3	0	0	157	15
740	760	109	80	65	51	40	30	22	13	6	0	0	163	19
760	780	114	85	69	55	44	34	25	17	8	2	0	169	22
780	800	119	90	73	59	49	38	29	20	12	5	0	175	26
800	820	124	95	78	63	53	42	32	24	15	7	1	181	29
820	840	130	100	83	68	57	47	35	27	19	10	3	186	32
840	860	135	106	89	72	62	51	41	31	22	14	6	193	36
860	880	141	112	95	78	67	56	46	35	26	18	9	200	39
880	900	148	118	101	84	71	61	51	40	30	22	13	207	43
900	920	155	124	107	90	77	66	56	45	34	26	17	214	46
920	940	162	130	113	96	83	71	61	50	40	30	21	221	50
940	960	169	136	119	102	89	77	66	55	45	34	25	228	54
960	980	176	142	125	108	95	83	71	60	50	39	29	235	58
980	1,000	183	149	131	114	101	89	76	65	55	44	33	243	63
1,000	1,020	190	156	137	120	107	95	82	70	60	49	39	251	67
1,020	1,040	197	163	143	126	113	101	88	76	65	54	44	259	71
1,040	1,060	204	170	150	132	119	107	94	82	70	59	49	267	75
1,060	1,080	211	177	157	138	125	113	100	88	75	64	54	275	80
1,080	1,100	218	184	164	145	131	119	106	94	81	69	59	283	84
1,100	1,120	225	191	171	152	137	125	112	100	87	74	64	291	88
1,120	1,140	232	198	178	159	144	131	118	106	93	80	69	299	92
1,140	1,160	240	205	185	166	151	137	124	112	99	86	74	307	96
1,160	1,180	248	212	192	173	158	143	130	118	105	92	80	315	102
1,180	1,200	256	219	199	180	165	150	136	124	111	98	86	323	108
1,200	1,220	264	226	206	187	172	157	143	130	117	104	92	331	114
1,220	1,240	272	233	213	194	179	164	150	136	123	110	98	339	120
1,240	1,260	280	241	220	201	186	171	157	142	129	116	104	347	126
1,260	1,280	288	249	227	208	193	178	164	149	135	122	110	355	132
1,280	1,300	296	257	234	215	200	185	171	156	141	128	116	363	138
1,300	1,330	304	265	242	222	207	192	178	163	148	134	122	371	144
1,330	1,360	316	277	254	232	218	203	188	174	159	144	131	383	153
1,360	1,390	328	289	266	244	228	213	199	184	169	155	140	395	162
1,390	1,420	340	301	278	256	239	224	209	195	180	165	150	407	171
1,420	1,450	352	313	290	268	251	234	220	205	190	176	161	419	180
1,450	1,480	364	325	302	280	263	246	230	216	201	186	171	431	190
1,480	1,510	376	337	314	292	275	258	241	226	211	197	182	443	200
1,510	1,540	388	349	326	304	287	270	253	237	222	207	192	455	211
1,540	1,570	400	361	338	316	299	282	265	249	232	218	203	467	221
1,570	1,600	412	373	350	328	311	294	277	261	244	228	213	481	232
1,600	1,630	424	385	362	340	323	306	289	273	256	239	224	494	242
1,630	1,660	436	397	374	352	335	318	301	285	268	251	234	508	253
1,660	1,690	448	409	386	364	347	330	313	297	280	263	246	521	263
1,690	1,720	460	421	398	376	359	342	325	309	292	275	258	535	274
1,720	1,750	473	433	410	388	371	354	337	321	304	287	270	548	284
1,750	1,780	487	445	422	400	383	366	349	333	316	299	282	562	295
1,780	1,810	500	456	434	412	395	378	361	345	328	311	294	575	305
1,810	1,840	514	470	446	424	407	390	373	357	340	323	306	589	316
1,840	1,870	527	483	458	436	419	402	385	369	352	335	318	602	327
1,870	1,900	541	497	471	448	431	414	397	381	364	347	330	616	339
1,900	1,930	554	510	485	460	443	426	409	393	376	359	342	629	351
1,930	1,960	568	524	498	473	455	438	421	405	388	371	354	643	363
1,960	1,990	581	537	512	487	468	450	433	417	400	383	366	656	375
1,990	2,020	595	551	525	500	481	462	445	429	412	395	378	670	387
2,020	2,050	608	564	539	514	495	476	457	441	424	407	390	683	399
2,050	2,080	622	578	552	527	508	489	470	453	436	419	402	697	411

ハ 日 額 表 (三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額 扶 養 親 族 の 数										乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による 税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による 税 額	
以上	未満	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
2,080	2,110	635	591	566	541	522	503	484	465	448	431	414	710	423
2,110	2,140	649	605	579	554	535	516	497	479	460	443	426	724	435
2,140	2,170	662	618	593	568	549	530	511	492	473	455	438	737	447
2,170	2,200	676	632	606	581	562	543	524	506	487	468	450	751	459
2,200	2,250	689	645	620	595	576	557	538	519	500	481	462	764	471
2,250	2,300	712	668	642	617	598	579	560	542	523	504	485	787	491
2,300	2,350	734	690	665	640	621	602	583	564	545	526	507	809	511
2,350	2,400	757	713	687	662	643	624	605	587	568	549	530	832	531
2,400	2,450	779	735	710	685	666	647	628	609	590	571	552	854	551
2,450	2,500	802	758	732	707	688	669	650	632	613	594	575	877	571
2,500	2,550	824	780	755	730	711	692	673	654	635	616	597	899	591
2,550	2,600	847	803	777	752	733	714	695	677	658	639	620	922	611
2,600	2,650	869	825	800	775	756	737	718	699	680	661	642	944	632
2,650	2,700	892	848	822	797	778	759	740	722	703	684	665	967	654
2,700	2,750	914	870	845	820	801	782	763	744	725	706	687	989	677
2,750	2,800	937	893	867	842	823	804	785	767	748	729	710	1,012	699
2,800	2,850	959	915	890	865	846	827	808	789	770	751	732	1,034	722
2,850	2,900	982	938	912	887	868	849	830	812	793	774	755	1,057	744
2,900	2,950	1,004	960	935	910	891	872	853	834	815	796	777	1,079	767
2,950	3,000	1,027	983	957	932	913	894	875	857	838	819	800	1,104	789
3,000	3,050	1,049	1,005	980	955	936	917	898	879	860	841	822	1,129	812
3,050	3,100	1,072	1,028	1,002	977	958	939	920	902	883	864	845	1,154	834
3,100	3,150	1,096	1,050	1,025	1,000	981	962	943	924	905	886	867	1,179	857
3,150	3,200	1,121	1,073	1,047	1,022	1,003	984	965	947	928	909	890	1,204	879
3,200	3,250	1,146	1,097	1,070	1,045	1,026	1,007	988	969	950	931	912	1,229	902
3,250	3,300	1,171	1,122	1,094	1,067	1,048	1,029	1,010	992	973	954	935	1,254	924
3,300	3,350	1,196	1,147	1,119	1,091	1,071	1,052	1,033	1,014	995	976	957	1,279	947
3,350	3,400	1,221	1,172	1,144	1,116	1,095	1,074	1,055	1,037	1,018	999	980	1,304	969
3,400	3,450	1,246	1,197	1,169	1,141	1,120	1,099	1,078	1,059	1,040	1,021	1,002	1,329	992
3,450	3,500	1,271	1,222	1,194	1,166	1,145	1,124	1,103	1,082	1,063	1,044	1,025	1,354	1,014
3,500	3,550	1,296	1,247	1,219	1,191	1,170	1,149	1,128	1,107	1,086	1,066	1,047	1,379	1,037
3,550	3,600	1,321	1,272	1,244	1,216	1,195	1,174	1,153	1,132	1,111	1,090	1,070	1,404	1,059
3,600	3,650	1,346	1,297	1,269	1,241	1,220	1,199	1,178	1,157	1,136	1,115	1,094	1,429	1,082
3,650	3,700	1,371	1,322	1,294	1,266	1,245	1,224	1,203	1,182	1,161	1,140	1,119	1,454	1,104
3,700	3,700	1,396	1,347	1,319	1,291	1,270	1,249	1,228	1,207	1,186	1,165	1,144	1,479	1,127
3,700円をこえ 5,850円に満た ない金額	3,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 3,700円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											1,479円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち 3,700円 をこえる金 額の50%に 相当する金 額を加算し た金額	1,127円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち 3,700円 をこえる金 額の50%に 相当する金 額を加算し た金額	
5,850円	2,471	2,422	2,394	2,366	2,345	2,324	2,303	2,282	2,261	2,240	2,219	2,201	2,563	2,201
5,850円をこえ 8,630円に満 たない金額	5,850円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 5,850円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額											2,563円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち 5,850円 をこえる金 額の55%に 相当する金 額を加算し た金額	2,201円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち 5,850円 をこえる金 額の55%に 相当する金 額を加算し た金額	

ハ 日 額 表 (四)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による 税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による 税 額	
	扶 養 親 族 の 数													
以 上	未 満	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
8,630 円		4,000 ^円	3,950 ^円	3,922 ^円	3,894 ^円	3,873 ^円	3,852 ^円	3,831 ^円	3,810 ^円	3,789 ^円	3,768 ^円	3,747 ^円	4,101 ^円	3,729 ^円
8,630 円をこえ る金額		8,630 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 8,630 円をこえる金額の 60% に相当する金額を加算した金額											4,101 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のうち 8,630 円をこえる 金額の 60% に相当する 金額を加算 した金額	3,729 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のうち 8,630 円をこえる 金額の 60% に相当する 金額を加算 した金額
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人 をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額													—	—
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 12 円（これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受け る者であるときは、17 円）を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者 1 人につ き 12 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額													—	—

(備考 税額の求め方)

- (一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(⇒に該当しない者)については、
 - (1) 第三十九条第一項の申告書が提出されているときは、
 - (イ) まず、その者(扶養親族の数が 10 人をこえる者を除く。)のその日の給与の金額から、その者が当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から 12 円(これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、17 円)を控除した金額)が、その求める税額である。
 - (ロ) 扶養親族の数が 10 人をこえる者については、その者を扶養親族の数が 10 人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (2) 第三十九条第一項の申告書が提出されていないときは、
 - (イ) (ロ)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、その者が当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (ロ) 日雇労働者の受ける給与(第三十八条第一項第六号の給与をいう。)については、その日の給与の金額から、その者が当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と丙欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (⇒) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第 1 順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が 3 人以下で、(イ)に該当するもの及び第 4 順位又は第 4 順位より後順位の扶養親族のあるもの、(イ)扶養親族の数が 4 人以上で、(イ)に該当するもの、第 2 順位の扶養親族のないもの又は第 3 順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がない者とみなして(一)(1)(イ)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族 1 人につき 10 円を控除した金額が、その求める税額である。

並びに同条第四項の規定による賞与の金額に乗すべき率の表)

規定の適用がある場合										乙第三十八条	
族の数										第一項第七号	
6人		7人		8人		9人		10人以上		ロの規定の適用がある場合	
除後の給与の金額										前月の社会保険料控除後の給与の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円未満	円	円未満	円	円未満	円	円未満	円	円未満	円	円未満
14,100	15,600	15,200	16,800	16,400	18,000	17,600	19,200	18,800	20,000	100	1,500
15,600	18,000	16,800	18,700	18,000	19,200	19,200	19,600	20,000	20,300	1,500	3,900
18,000	19,600	18,700	19,800	19,200	20,600	19,600	20,800	20,300	22,300	3,900	6,200
19,600	20,500	19,800	20,600	20,600	21,600	20,800	22,600	22,300	23,600	6,200	7,800
20,500	21,500	20,600	21,900	21,600	22,900	22,600	23,900	23,600	24,900	7,800	9,400
21,500	23,000	21,900	24,000	22,900	25,000	23,900	26,000	24,900	27,000	9,400	15,600
23,000	26,100	24,000	27,200	25,000	28,500	26,000	29,500	27,000	30,500	15,600	16,400
26,100	28,300	27,200	29,300	28,500	30,300	29,500	31,300	30,500	32,300	16,400	17,000
28,300	31,000	29,300	32,000	30,300	33,000	31,300	34,000	32,300	35,000	17,000	19,400
31,000	35,000	32,000	36,000	33,000	37,000	34,000	38,000	35,000	39,000	19,400	23,000
35,000	42,900	36,000	43,900	37,000	44,900	38,000	45,900	39,000	46,900	23,000	30,900
42,900	48,300	43,900	49,300	44,900	50,300	45,900	51,300	46,900	52,300	30,900	36,300
48,300	61,600	49,300	62,600	50,300	63,600	51,300	64,600	52,300	65,600	36,300	49,600
61,600	81,600	62,600	82,600	63,600	83,600	64,600	84,600	65,600	85,600	49,600	69,600
81,600	121,600	82,600	122,600	83,600	123,600	84,600	124,600	85,600	125,600	69,600	109,600
121,600	148,300	122,600	149,300	123,600	150,300	124,600	151,300	125,600	152,300	109,600	136,300
148,300	174,900	149,300	175,900	150,300	176,900	151,300	177,900	152,300	178,900	136,300	163,000
174,900	215,000	175,900	216,000	176,900	217,000	177,900	218,000	178,900	219,000	163,000	203,000
215,000	294,900	216,000	295,900	217,000	296,900	218,000	297,900	219,000	298,900	203,000	282,900
294,900	348,300	295,900	349,300	296,900	350,300	297,900	351,300	298,900	352,300	282,900	336,300
348,300	円以上	349,300	円以上	350,300	円以上	351,300	円以上	352,300	円以上	336,300	円以上

た社会保険料の金額を控除し、
 除後の給与の金額」欄において該当する行を求める。
 である。

る行を求める。
 である。

手から控除された社会保険料の金額を控除した後の金額が零であるときは、この表によらず、第三十八条第一項第七号

第1順位の扶養親族のないもの、向扶養親族の数が3人以下で、(イ)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位の又は第3順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がない者とみなして(イ)の(1)により求めた率が、

別表第三 賞与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表（第三十八条第一項第七号イ及びロ

賞与の 金額に 乗すべき 率	第三十八条第一項第七号イの											
	扶 養 親						前 月 の 社 会 保 険 料 控					
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人		5 人	
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
10	4,700	円未満	7,400	円未満	9,000	円未満	10,500	円未満	11,700	円未満	12,900	円未満
12	4,700	6,200	7,400	9,000	9,000	10,500	10,500	12,100	11,700	13,300	12,900	14,500
15	6,200	8,600	9,000	11,300	10,500	12,900	12,100	14,500	13,300	15,600	14,500	16,800
18	8,600	10,900	11,300	13,700	12,900	15,200	14,500	16,800	15,600	17,800	16,800	18,700
20	10,900	12,500	13,700	15,200	15,200	16,800	16,800	18,400	17,800	18,900	18,700	19,800
22	12,500	14,100	15,200	16,700	16,800	18,400	18,400	19,000	18,900	19,700	19,300	20,400
25	14,100	16,400	16,700	18,900	18,400	19,300	19,000	20,000	19,700	21,000	20,400	22,000
28	16,400	18,700	18,900	21,100	19,300	21,700	20,000	23,200	21,000	24,100	22,000	25,100
30	18,700	20,300	21,100	22,600	21,700	24,000	23,200	25,300	24,100	26,300	25,100	27,300
32	20,300	22,900	22,600	25,300	24,000	26,600	25,300	27,900	26,300	29,000	27,300	30,000
35	22,900	27,000	25,300	29,300	26,600	30,600	27,900	32,000	29,000	33,000	30,000	34,000
38	27,000	34,900	29,300	37,300	30,600	38,600	32,000	39,900	33,000	40,900	34,000	41,900
40	34,900	40,300	37,300	42,600	38,600	44,000	39,900	45,300	40,900	46,300	41,900	47,300
42	40,300	53,600	42,600	56,000	44,000	57,300	45,300	58,600	46,300	59,600	47,300	60,600
45	53,600	73,600	56,000	76,000	57,300	77,300	58,600	78,600	59,600	79,600	60,600	80,600
48	73,600	113,600	76,000	115,900	77,300	117,300	78,600	118,600	79,600	119,600	80,600	120,600
50	113,600	140,300	115,900	142,600	117,300	144,000	118,600	145,300	119,600	146,300	120,600	147,300
52	140,300	166,900	142,600	169,300	144,000	170,600	145,300	171,900	146,300	172,900	147,300	173,900
55	166,900	207,000	169,300	209,300	170,600	210,600	171,900	212,000	172,900	213,000	173,900	214,000
58	207,000	268,900	209,300	289,300	210,600	290,600	212,000	291,900	213,000	292,900	214,000	293,900
60	268,900	340,300	289,300	342,600	290,600	344,000	291,900	345,300	292,900	346,300	293,900	347,300
62	340,300	円以上	342,600	円以上	344,000	円以上	345,300	円以上	346,300	円以上	347,300	円以上

(備考 賞与の金額に乗すべき率の求め方)

- (一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(⇒に該当しない者)については、
 - (1) 第三十九条第一項の申告書が提出されているときは、(3)に該当する場合を除き、
 - (イ) まず、その者が前月中に支払を受けた給与(賞与を除く。以下同じ。)の金額から、当該給与から控除され
 - (ロ) 次に、その者の申告された扶養親族の数と(イ)による控除後の給与の金額とに依り、甲欄の「前月の社会保
 - (ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交るところに記載されている率が、その求める率
 - (2) 第三十九条第一項の申告書が提出されていないときは、(3)に該当する場合を除き、
 - (イ) その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除し、
 - (ロ) (イ)による控除後の給与の金額に依り、乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄において該当す
 - (ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交るところに記載されている率が、その求める率
- (3) その者が前月中に給与の支払を受けなかつたとき及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額から当該給
- (ハ)及び(ニ)の規定により税額を計算する。
- (⇒) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)位の扶養親族のあるもの、(ロ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの、その求める率である。(一)の(3)と同様の場合には、(一)の(3)に準じ税額を計算する。)

別表第四 退職所得に対する所得税の簡易税額表（第十五条第二項の規定による所得税額表又は第三十八条の二第一項の規定による所得税源泉徴収額表）

(一)

給与の金額		税額	給与の金額		税額	給与の金額		税額	給与の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
201,000	円未満	0	250,000	252,000	4,000	400,000	404,000	20,500	600,000	604,000	49,500
201,000	202,000	75	252,000	254,000	4,200	404,000	408,000	21,000	604,000	608,000	50,200
202,000	203,000	150	254,000	256,000	4,400	408,000	412,000	21,500	608,000	612,000	50,900
203,000	204,000	225	256,000	258,000	4,600	412,000	416,000	22,000	612,000	616,000	51,600
204,000	205,000	300	258,000	260,000	4,800	416,000	420,000	22,500	616,000	620,000	52,300
205,000	206,000	375	260,000	262,000	5,000	420,000	424,000	23,000	620,000	624,000	53,000
206,000	207,000	450	262,000	264,000	5,200	424,000	428,000	23,500	624,000	628,000	53,700
207,000	208,000	525	264,000	266,000	5,400	428,000	432,000	24,000	628,000	632,000	54,400
208,000	209,000	600	266,000	268,000	5,600	432,000	436,000	24,500	632,000	636,000	55,100
209,000	210,000	675	268,000	270,000	5,800	436,000	440,000	25,000	636,000	640,000	55,800
210,000	211,000	750	270,000	272,000	6,000	440,000	444,000	25,500	640,000	644,000	56,500
211,000	212,000	825	272,000	274,000	6,200	444,000	448,000	26,100	644,000	648,000	57,200
212,000	213,000	900	274,000	276,000	6,400	448,000	452,000	26,700	648,000	652,000	57,900
213,000	214,000	975	276,000	278,000	6,600	452,000	456,000	27,300	652,000	656,000	58,600
214,000	215,000	1,050	278,000	280,000	6,800	456,000	460,000	27,900	656,000	660,000	59,300
215,000	216,000	1,125	280,000	282,000	7,000	460,000	464,000	28,500	660,000	664,000	60,000
216,000	217,000	1,200	282,000	284,000	7,200	464,000	468,000	29,100	664,000	668,000	60,700
217,000	218,000	1,275	284,000	286,000	7,400	468,000	472,000	29,700	668,000	672,000	61,400
218,000	219,000	1,350	286,000	288,000	7,600	472,000	476,000	30,300	672,000	676,000	62,100
219,000	220,000	1,425	288,000	290,000	7,800	476,000	480,000	30,900	676,000	680,000	62,800
220,000	221,000	1,500	290,000	292,000	8,000	480,000	484,000	31,500	680,000	684,000	63,500
221,000	222,000	1,575	292,000	294,000	8,200	484,000	488,000	32,100	684,000	688,000	64,200
222,000	223,000	1,650	294,000	296,000	8,400	488,000	492,000	32,700	688,000	692,000	64,900
223,000	224,000	1,725	296,000	298,000	8,600	492,000	496,000	33,300	692,000	696,000	65,600
224,000	225,000	1,800	298,000	300,000	8,800	496,000	500,000	33,900	696,000	700,000	66,300
225,000	226,000	1,875	300,000	304,000	9,000	500,000	504,000	34,500	700,000	706,000	67,000
226,000	227,000	1,950	304,000	308,000	9,400	504,000	508,000	35,100	706,000	712,000	68,050
227,000	228,000	2,025	308,000	312,000	9,800	508,000	512,000	35,700	712,000	718,000	69,100
228,000	229,000	2,100	312,000	316,000	10,200	512,000	516,000	36,300	718,000	724,000	70,150
229,000	230,000	2,175	316,000	320,000	10,600	516,000	520,000	36,900	724,000	730,000	71,200
230,000	231,000	2,250	320,000	324,000	11,000	520,000	524,000	37,500	730,000	736,000	72,250
231,000	232,000	2,325	324,000	328,000	11,400	524,000	528,000	38,100	736,000	742,000	73,300
232,000	233,000	2,400	328,000	332,000	11,800	528,000	532,000	38,700	742,000	748,000	74,350
233,000	234,000	2,475	332,000	336,000	12,200	532,000	536,000	39,300	748,000	754,000	75,400
234,000	235,000	2,550	336,000	340,000	12,600	536,000	540,000	39,900	754,000	760,000	76,450
235,000	236,000	2,625	340,000	344,000	13,000	540,000	544,000	40,500	760,000	766,000	77,500
236,000	237,000	2,700	344,000	348,000	13,500	544,000	548,000	41,100	766,000	772,000	78,550
237,000	238,000	2,775	348,000	352,000	14,000	548,000	552,000	41,700	772,000	778,000	79,600
238,000	239,000	2,850	352,000	356,000	14,500	552,000	556,000	42,300	778,000	784,000	80,650
239,000	240,000	2,925	356,000	360,000	15,000	556,000	560,000	42,900	784,000	790,000	81,700
240,000	241,000	3,000	360,000	364,000	15,500	560,000	564,000	43,500	790,000	796,000	82,750
241,000	242,000	3,100	364,000	368,000	16,000	564,000	568,000	44,100	796,000	802,000	83,800
242,000	243,000	3,200	368,000	372,000	16,500	568,000	572,000	44,700	802,000	808,000	84,900
243,000	244,000	3,300	372,000	376,000	17,000	572,000	576,000	45,300	808,000	814,000	86,100
244,000	245,000	3,400	376,000	380,000	17,500	576,000	580,000	45,900	814,000	820,000	87,300
245,000	246,000	3,500	380,000	384,000	18,000	580,000	584,000	46,500	820,000	826,000	88,500
246,000	247,000	3,600	384,000	388,000	18,500	584,000	588,000	47,100	826,000	832,000	89,700
247,000	248,000	3,700	388,000	392,000	19,000	588,000	592,000	47,700	832,000	838,000	90,900
248,000	249,000	3,800	392,000	396,000	19,500	592,000	596,000	48,300	838,000	844,000	92,100
249,000	250,000	3,900	396,000	400,000	20,000	596,000	600,000	48,900	844,000	850,000	93,300

(二)

給与の金額		税額	給与の金額		税額	給与の金額		税額	給与の金額		税額	
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満		
円	円	円	円	円	円	円	円		円	円		
850,000	856,000	94,500	940,000	946,000	112,500	1,000,000	1,200,000	給与の金額に20%を出し、算出した金額から75,500円を控除した金額	4,200,000	6,200,000	給与の金額に27.5%を出し、算出した金額から265,500円を控除した金額	
856,000	862,000	95,700	946,000	952,000	113,700							
862,000	868,000	96,900	952,000	958,000	114,900							
868,000	874,000	98,100	958,000	964,000	116,100							
874,000	880,000	99,300	964,000	970,000	117,300							
880,000	886,000	100,500	970,000	976,000	118,500	1,200,000	2,200,000	給与の金額に22.5%を出し、算出した金額から105,500円を控除した金額	6,200,000	10,200,000	給与の金額に50%を出し、算出した金額から420,500円を控除した金額	
886,000	892,000	101,700	976,000	982,000	119,700							
892,000	898,000	102,900	982,000	988,000	120,900							
898,000	904,000	104,100	988,000	994,000	122,100							
904,000	910,000	105,300	994,000	1,000,000	123,300							
910,000	916,000	106,500				2,200,000	4,200,000	給与の金額に25%を出し、算出した金額から160,500円を控除した金額	10,200,000円以上		給与の金額に32.5%を出し、算出した金額から675,500円を控除した金額	
916,000	922,000	107,700										
922,000	928,000	108,900										
928,000	934,000	110,100										
934,000	940,000	111,300										

(備考 税額の求め方) 給与の金額に応じ「給与の金額」欄に該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その退職所得に対する税額である。

族の数											
5 人		6 人		7 人		8 人		9 人		10 人	
除料控除及び生命保険料控除を行つた後の金額											
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
165,500	166,000	180,500	181,000	195,500	196,000	210,500	211,000	225,500	226,000	240,500	241,000
165,500	166,000	180,500	181,000	195,500	196,000	210,500	211,000	225,500	226,000	240,500	241,000
166,000	166,500	181,000	181,500	196,000	196,500	211,000	211,500	226,000	226,500	241,000	241,500
166,500	167,000	181,500	182,000	196,500	197,000	211,500	212,000	226,500	227,000	241,500	242,000
167,000	167,500	182,000	182,500	197,000	197,500	212,000	212,500	227,000	227,500	242,000	242,500
167,500	168,000	182,500	183,000	197,500	198,000	212,500	213,000	227,500	228,000	242,500	243,000
168,000	168,500	183,000	183,500	198,000	198,500	213,000	213,500	228,000	228,500	243,000	243,500
168,500	169,000	183,500	184,000	198,500	199,000	213,500	214,000	228,500	229,000	243,500	244,000
169,000	169,500	184,000	184,500	199,000	199,500	214,000	214,500	229,000	229,500	244,000	244,500
169,500	170,000	184,500	185,000	199,500	200,000	214,500	215,000	229,500	230,000	244,500	245,000
170,000	171,000	185,000	186,000	200,000	201,000	215,000	216,000	230,000	231,000	245,000	246,000
171,000	172,000	186,000	187,000	201,000	202,000	216,000	217,000	231,000	232,000	246,000	247,000
172,000	173,000	187,000	188,000	202,000	203,000	217,000	218,000	232,000	233,000	247,000	248,000
173,000	174,000	188,000	189,000	203,000	204,000	218,000	219,000	233,000	234,000	248,000	249,000
174,000	175,000	189,000	190,000	204,000	205,000	219,000	220,000	234,000	235,000	249,000	250,000
175,000	176,000	190,000	191,000	205,000	206,000	220,000	221,000	235,000	236,000	250,000	251,000
176,000	177,000	191,000	192,000	206,000	207,000	221,000	222,000	236,000	237,000	251,000	252,000
177,000	178,000	192,000	193,000	207,000	208,000	222,000	223,000	237,000	238,000	252,000	253,000
178,000	179,000	193,000	194,000	208,000	209,000	223,000	224,000	238,000	239,000	253,000	254,000
179,000	180,000	194,000	195,000	209,000	210,000	224,000	225,000	239,000	240,000	254,000	255,000
180,000	181,000	195,000	196,000	210,000	211,000	225,000	226,000	240,000	241,000	255,000	256,000
181,000	182,000	196,000	197,000	211,000	212,000	226,000	227,000	241,000	242,000	256,000	257,000
182,000	183,000	197,000	198,000	212,000	213,000	227,000	228,000	242,000	243,000	257,000	258,000
183,000	184,000	198,000	199,000	213,000	214,000	228,000	229,000	243,000	244,000	258,000	259,000
184,000	185,000	199,000	200,000	214,000	215,000	229,000	230,000	244,000	245,000	259,000	260,000
185,000	186,000	200,000	201,000	215,000	216,000	230,000	231,000	245,000	246,000	260,000	261,000
186,000	187,000	201,000	202,000	216,000	217,000	231,000	232,000	246,000	247,000	261,000	262,000
187,000	188,000	202,000	203,000	217,000	218,000	232,000	233,000	247,000	248,000	262,000	263,000
188,000	189,000	203,000	204,000	218,000	219,000	233,000	234,000	248,000	249,000	263,000	264,000
189,000	190,000	204,000	205,000	219,000	220,000	234,000	235,000	249,000	250,000	264,000	265,000
190,000	191,000	205,000	206,000	220,000	221,000	235,000	236,000	250,000	251,000	265,000	266,000
191,000	192,000	206,000	207,000	221,000	222,000	236,000	237,000	251,000	252,000	266,000	267,000
192,000	193,000	207,000	208,000	222,000	223,000	237,000	238,000	252,000	253,000	267,000	268,000
193,000	194,000	208,000	209,000	223,000	224,000	238,000	239,000	253,000	254,000	268,000	269,000
194,000	195,000	209,000	210,000	224,000	225,000	239,000	240,000	254,000	255,000	269,000	270,000
195,000	196,000	210,000	211,000	225,000	226,000	240,000	241,000	255,000	256,000	270,000	271,000
196,000	197,000	211,000	212,000	226,000	227,000	241,000	242,000	256,000	257,000	271,000	272,000
197,000	198,000	212,000	213,000	227,000	228,000	242,000	243,000	257,000	258,000	272,000	273,000
198,000	199,000	213,000	214,000	228,000	229,000	243,000	244,000	258,000	259,000	273,000	274,000
199,000	200,000	214,000	215,000	229,000	230,000	244,000	245,000	259,000	260,000	274,000	275,000
200,000	201,000	215,000	216,000	230,000	231,000	245,000	246,000	260,000	261,000	275,000	276,000
201,000	202,000	216,000	217,000	231,000	232,000	246,000	247,000	261,000	262,000	276,000	277,000
202,000	203,000	217,000	218,000	232,000	233,000	247,000	248,000	262,000	263,000	277,000	278,000
203,000	204,000	218,000	219,000	233,000	234,000	248,000	249,000	263,000	264,000	278,000	279,000
204,000	205,000	219,000	220,000	234,000	235,000	249,000	250,000	264,000	265,000	279,000	280,000
205,000	206,000	220,000	221,000	235,000	236,000	250,000	251,000	265,000	266,000	280,000	281,000
206,000	207,000	221,000	222,000	236,000	237,000	251,000	252,000	266,000	267,000	281,000	282,000
207,000	208,000	222,000	223,000	237,000	238,000	252,000	253,000	267,000	268,000	282,000	283,000
208,000	209,000	223,000	224,000	238,000	239,000	253,000	254,000	268,000	269,000	283,000	284,000
209,000	210,000	224,000	225,000	239,000	240,000	254,000	255,000	269,000	270,000	284,000	285,000
210,000	211,000	225,000	226,000	240,000	241,000	255,000	256,000	270,000	271,000	285,000	286,000
211,000	212,000	226,000	227,000	241,000	242,000	256,000	257,000	271,000	272,000	286,000	287,000
212,000	213,000	227,000	228,000	242,000	243,000	257,000	258,000	272,000	273,000	287,000	288,000
213,000	214,000	228,000	229,000	243,000	244,000	258,000	259,000	273,000	274,000	288,000	289,000
214,000	215,000	229,000	230,000	244,000	245,000	259,000	260,000	274,000	275,000	289,000	290,000

別表第五 年末調整のための簡易税額表(第四十条第一項の規定による所得税額表)

(一)

税 額	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人	
	その年の給与所得控除後の給与の金額から社会保									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0	60,500	61,000	95,500	96,000	115,500	116,000	135,500	136,000	150,500	151,000
75	60,500	61,000	95,500	96,000	115,500	116,000	135,500	136,000	150,500	151,000
150	61,000	61,500	96,000	96,500	116,000	116,500	136,000	136,500	151,000	151,500
225	61,500	62,000	96,500	97,000	116,500	117,000	136,500	137,000	151,500	152,000
300	62,000	62,500	97,000	97,500	117,000	117,500	137,000	137,500	152,000	152,500
375	62,500	63,000	97,500	98,000	117,500	118,000	137,500	138,000	152,500	153,000
450	63,000	63,500	98,000	98,500	118,000	118,500	138,000	138,500	153,000	153,500
525	63,500	64,000	98,500	99,000	118,500	119,000	138,500	139,000	153,500	154,000
600	64,000	64,500	99,000	99,500	119,000	119,500	139,000	139,500	154,000	154,500
675	64,500	65,000	99,500	100,000	119,500	120,000	139,500	140,000	154,500	155,000
750	65,000	66,000	100,000	101,000	120,000	121,000	140,000	141,000	155,000	156,000
900	66,000	67,000	101,000	102,000	121,000	122,000	141,000	142,000	156,000	157,000
1,050	67,000	68,000	102,000	103,000	122,000	123,000	142,000	143,000	157,000	158,000
1,200	68,000	69,000	103,000	104,000	123,000	124,000	143,000	144,000	158,000	159,000
1,350	69,000	70,000	104,000	105,000	124,000	125,000	144,000	145,000	159,000	160,000
1,500	70,000	71,000	105,000	106,000	125,000	126,000	145,000	146,000	160,000	161,000
1,650	71,000	72,000	106,000	107,000	126,000	127,000	146,000	147,000	161,000	162,000
1,800	72,000	73,000	107,000	108,000	127,000	128,000	147,000	148,000	162,000	163,000
1,950	73,000	74,000	108,000	109,000	128,000	129,000	148,000	149,000	163,000	164,000
2,100	74,000	75,000	109,000	110,000	129,000	130,000	149,000	150,000	164,000	165,000
2,250	75,000	76,000	110,000	111,000	130,000	131,000	150,000	151,000	165,000	166,000
2,400	76,000	77,000	111,000	112,000	131,000	132,000	151,000	152,000	166,000	167,000
2,550	77,000	78,000	112,000	113,000	132,000	133,000	152,000	153,000	167,000	168,000
2,700	78,000	79,000	113,000	114,000	133,000	134,000	153,000	154,000	168,000	169,000
2,850	79,000	80,000	114,000	115,000	134,000	135,000	154,000	155,000	169,000	170,000
3,000	80,000	81,000	115,000	116,000	135,000	136,000	155,000	156,000	170,000	171,000
3,200	81,000	82,000	116,000	117,000	136,000	137,000	156,000	157,000	171,000	172,000
3,400	82,000	83,000	117,000	118,000	137,000	138,000	157,000	158,000	172,000	173,000
3,600	83,000	84,000	118,000	119,000	138,000	139,000	158,000	159,000	173,000	174,000
3,800	84,000	85,000	119,000	120,000	139,000	140,000	159,000	160,000	174,000	175,000
4,000	85,000	86,000	120,000	121,000	140,000	141,000	160,000	161,000	175,000	176,000
4,200	86,000	87,000	121,000	122,000	141,000	142,000	161,000	162,000	176,000	177,000
4,400	87,000	88,000	122,000	123,000	142,000	143,000	162,000	163,000	177,000	178,000
4,600	88,000	89,000	123,000	124,000	143,000	144,000	163,000	164,000	178,000	179,000
4,800	89,000	90,000	124,000	125,000	144,000	145,000	164,000	165,000	179,000	180,000
5,000	90,000	91,000	125,000	126,000	145,000	146,000	165,000	166,000	180,000	181,000
5,200	91,000	92,000	126,000	127,000	146,000	147,000	166,000	167,000	181,000	182,000
5,400	92,000	93,000	127,000	128,000	147,000	148,000	167,000	168,000	182,000	183,000
5,600	93,000	94,000	128,000	129,000	148,000	149,000	168,000	169,000	183,000	184,000
5,800	94,000	95,000	129,000	130,000	149,000	150,000	169,000	170,000	184,000	185,000
6,000	95,000	96,000	130,000	131,000	150,000	151,000	170,000	171,000	185,000	186,000
6,200	96,000	97,000	131,000	132,000	151,000	152,000	171,000	172,000	186,000	187,000
6,400	97,000	98,000	132,000	133,000	152,000	153,000	172,000	173,000	187,000	188,000
6,600	98,000	99,000	133,000	134,000	153,000	154,000	173,000	174,000	188,000	189,000
6,800	99,000	100,000	134,000	135,000	154,000	155,000	174,000	175,000	189,000	190,000
7,000	100,000	101,000	135,000	136,000	155,000	156,000	175,000	176,000	190,000	191,000
7,200	101,000	102,000	136,000	137,000	156,000	157,000	176,000	177,000	191,000	192,000
7,400	102,000	103,000	137,000	138,000	157,000	158,000	177,000	178,000	192,000	193,000
7,600	103,000	104,000	138,000	139,000	158,000	159,000	178,000	179,000	193,000	194,000
7,800	104,000	105,000	139,000	140,000	159,000	160,000	179,000	180,000	194,000	195,000
8,000	105,000	106,000	140,000	141,000	160,000	161,000	180,000	181,000	195,000	196,000
8,200	106,000	107,000	141,000	142,000	161,000	162,000	181,000	182,000	196,000	197,000
8,400	107,000	108,000	142,000	143,000	162,000	163,000	182,000	183,000	197,000	198,000
8,600	108,000	109,000	143,000	144,000	163,000	164,000	183,000	184,000	198,000	199,000
8,800	109,000	110,000	144,000	145,000	164,000	165,000	184,000	185,000	199,000	200,000

族 の 数											
5 人		6 人		7 人		8 人		9 人		10 人	
保険料控除及び生命保険料控除を行つた後の金額											
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
215,000	216,000	230,000	231,000	245,000	246,000	260,000	261,000	275,000	276,000	290,000	291,000
216,000	217,000	231,000	232,000	246,000	247,000	261,000	262,000	276,000	277,000	291,000	292,000
217,000	218,000	232,000	233,000	247,000	248,000	262,000	263,000	277,000	278,000	292,000	293,000
218,000	219,000	233,000	234,000	248,000	249,000	263,000	264,000	278,000	279,000	293,000	294,000
219,000	220,000	234,000	235,000	249,000	250,000	264,000	265,000	279,000	280,000	294,000	295,000
220,000	221,000	235,000	236,000	250,000	251,000	265,000	266,000	280,000	281,000	295,000	296,000
221,000	222,000	236,000	237,000	251,000	252,000	266,000	267,000	281,000	282,000	296,000	297,000
222,000	223,000	237,000	238,000	252,000	253,000	267,000	268,000	282,000	283,000	297,000	298,000
223,000	224,000	238,000	239,000	253,000	254,000	268,000	269,000	283,000	284,000	298,000	299,000
224,000	225,000	239,000	240,000	254,000	255,000	269,000	270,000	284,000	285,000	299,000	300,000
225,000	226,000	240,000	241,000	255,000	256,000	270,000	271,000	285,000	286,000	300,000	301,000
226,000	227,000	241,000	242,000	256,000	257,000	271,000	272,000	286,000	287,000	301,000	302,000
227,000	228,000	242,000	243,000	257,000	258,000	272,000	273,000	287,000	288,000	302,000	303,000
228,000	229,000	243,000	244,000	258,000	259,000	273,000	274,000	288,000	289,000	303,000	304,000
229,000	230,000	244,000	245,000	259,000	260,000	274,000	275,000	289,000	290,000	304,000	305,000
230,000	231,000	245,000	246,000	260,000	261,000	275,000	276,000	290,000	291,000	305,000	306,000
231,000	232,000	246,000	247,000	261,000	262,000	276,000	277,000	291,000	292,000	306,000	307,000
232,000	233,000	247,000	248,000	262,000	263,000	277,000	278,000	292,000	293,000	307,000	308,000
233,000	234,000	248,000	249,000	263,000	264,000	278,000	279,000	293,000	294,000	308,000	309,000
234,000	235,000	249,000	250,000	264,000	265,000	279,000	280,000	294,000	295,000	309,000	310,000
235,000	236,000	250,000	251,000	265,000	266,000	280,000	281,000	295,000	296,000	310,000	311,000
236,000	237,000	251,000	252,000	266,000	267,000	281,000	282,000	296,000	297,000	311,000	312,000
237,000	238,000	252,000	253,000	267,000	268,000	282,000	283,000	297,000	298,000	312,000	313,000
238,000	239,000	253,000	254,000	268,000	269,000	283,000	284,000	298,000	299,000	313,000	314,000
239,000	240,000	254,000	255,000	269,000	270,000	284,000	285,000	299,000	300,000	314,000	315,000
240,000	241,000	255,000	256,000	270,000	271,000	285,000	286,000	300,000	301,000	315,000	316,000
241,000	242,000	256,000	257,000	271,000	272,000	286,000	287,000	301,000	302,000	316,000	317,000
242,000	243,000	257,000	258,000	272,000	273,000	287,000	288,000	302,000	303,000	317,000	318,000
243,000	244,000	258,000	259,000	273,000	274,000	288,000	289,000	303,000	304,000	318,000	319,000
244,000	245,000	259,000	260,000	274,000	275,000	289,000	290,000	304,000	305,000	319,000	320,000
245,000	246,000	260,000	261,000	275,000	276,000	290,000	291,000	305,000	306,000	320,000	321,000
246,000	247,000	261,000	262,000	276,000	277,000	291,000	292,000	306,000	307,000	321,000	322,000
247,000	248,000	262,000	263,000	277,000	278,000	292,000	293,000	307,000	308,000	322,000	323,000
248,000	249,000	263,000	264,000	278,000	279,000	293,000	294,000	308,000	309,000	323,000	324,000
249,000	250,000	264,000	265,000	279,000	280,000	294,000	295,000	309,000	310,000	324,000	325,000
250,000	251,000	265,000	266,000	280,000	281,000	295,000	296,000	310,000	311,000	325,000	326,000
251,000	252,000	266,000	267,000	281,000	282,000	296,000	297,000	311,000	312,000	326,000	327,000
252,000	253,000	267,000	268,000	282,000	283,000	297,000	298,000	312,000	313,000	327,000	328,000
253,000	254,000	268,000	269,000	283,000	284,000	298,000	299,000	313,000	314,000	328,000	329,000
254,000	255,000	269,000	270,000	284,000	285,000	299,000	300,000	314,000	315,000	329,000	330,000
255,000	256,000	270,000	271,000	285,000	286,000	300,000	301,000	315,000	316,000	330,000	331,000
256,000	257,000	271,000	272,000	286,000	287,000	301,000	302,000	316,000	317,000	331,000	332,000
257,000	258,000	272,000	273,000	287,000	288,000	302,000	303,000	317,000	318,000	332,000	333,000
258,000	259,000	273,000	274,000	288,000	289,000	303,000	304,000	318,000	319,000	333,000	334,000
259,000	260,000	274,000	275,000	289,000	290,000	304,000	305,000	319,000	320,000	334,000	335,000
260,000	261,000	275,000	276,000	290,000	291,000	305,000	306,000	320,000	321,000	335,000	336,000
261,000	262,000	276,000	277,000	291,000	292,000	306,000	307,000	321,000	322,000	336,000	337,000
262,000	263,000	277,000	278,000	292,000	293,000	307,000	308,000	322,000	323,000	337,000	338,000
263,000	264,000	278,000	279,000	293,000	294,000	308,000	309,000	323,000	324,000	338,000	339,000
264,000	265,000	279,000	280,000	294,000	295,000	309,000	310,000	324,000	325,000	339,000	340,000
265,000	267,000	280,000	282,000	295,000	297,000	310,000	312,000	325,000	327,000	340,000	342,000
267,000	269,000	282,000	284,000	297,000	299,000	312,000	314,000	327,000	329,000	342,000	344,000
269,000	271,000	284,000	286,000	299,000	301,000	314,000	316,000	329,000	331,000	344,000	346,000
271,000	273,000	286,000	288,000	301,000	303,000	316,000	318,000	331,000	333,000	346,000	348,000
273,000	275,000	288,000	290,000	303,000	305,000	318,000	320,000	333,000	335,000	348,000	350,000

(二)

税 額	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人	
	その年の給与所得控除後の給与の金額から社会									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
9,000	110,000	111,000	145,000	146,000	165,000	166,000	185,000	186,000	200,000	201,000
9,200	111,000	112,000	146,000	147,000	166,000	167,000	186,000	187,000	201,000	202,000
9,400	112,000	113,000	147,000	148,000	167,000	168,000	187,000	188,000	202,000	203,000
9,600	113,000	114,000	148,000	149,000	168,000	169,000	188,000	189,000	203,000	204,000
9,800	114,000	115,000	149,000	150,000	169,000	170,000	189,000	190,000	204,000	205,000
10,000	115,000	116,000	150,000	151,000	170,000	171,000	190,000	191,000	205,000	206,000
10,200	116,000	117,000	151,000	152,000	171,000	172,000	191,000	192,000	206,000	207,000
10,400	117,000	118,000	152,000	153,000	172,000	173,000	192,000	193,000	207,000	208,000
10,600	118,000	119,000	153,000	154,000	173,000	174,000	193,000	194,000	208,000	209,000
10,800	119,000	120,000	154,000	155,000	174,000	175,000	194,000	195,000	209,000	210,000
11,000	120,000	121,000	155,000	156,000	175,000	176,000	195,000	196,000	210,000	211,000
11,200	121,000	122,000	156,000	157,000	176,000	177,000	196,000	197,000	211,000	212,000
11,400	122,000	123,000	157,000	158,000	177,000	178,000	197,000	198,000	212,000	213,000
11,600	123,000	124,000	158,000	159,000	178,000	179,000	198,000	199,000	213,000	214,000
11,800	124,000	125,000	159,000	160,000	179,000	180,000	199,000	200,000	214,000	215,000
12,000	125,000	126,000	160,000	161,000	180,000	181,000	200,000	201,000	215,000	216,000
12,200	126,000	127,000	161,000	162,000	181,000	182,000	201,000	202,000	216,000	217,000
12,400	127,000	128,000	162,000	163,000	182,000	183,000	202,000	203,000	217,000	218,000
12,600	128,000	129,000	163,000	164,000	183,000	184,000	203,000	204,000	218,000	219,000
12,800	129,000	130,000	164,000	165,000	184,000	185,000	204,000	205,000	219,000	220,000
13,000	130,000	131,000	165,000	166,000	185,000	186,000	205,000	206,000	220,000	221,000
13,250	131,000	132,000	166,000	167,000	186,000	187,000	206,000	207,000	221,000	222,000
13,500	132,000	133,000	167,000	168,000	187,000	188,000	207,000	208,000	222,000	223,000
13,750	133,000	134,000	168,000	169,000	188,000	189,000	208,000	209,000	223,000	224,000
14,000	134,000	135,000	169,000	170,000	189,000	190,000	209,000	210,000	224,000	225,000
14,250	135,000	136,000	170,000	171,000	190,000	191,000	210,000	211,000	225,000	226,000
14,500	136,000	137,000	171,000	172,000	191,000	192,000	211,000	212,000	226,000	227,000
14,750	137,000	138,000	172,000	173,000	192,000	193,000	212,000	213,000	227,000	228,000
15,000	138,000	139,000	173,000	174,000	193,000	194,000	213,000	214,000	228,000	229,000
15,250	139,000	140,000	174,000	175,000	194,000	195,000	214,000	215,000	229,000	230,000
15,500	140,000	141,000	175,000	176,000	195,000	196,000	215,000	216,000	230,000	231,000
15,750	141,000	142,000	176,000	177,000	196,000	197,000	216,000	217,000	231,000	232,000
16,000	142,000	143,000	177,000	178,000	197,000	198,000	217,000	218,000	232,000	233,000
16,250	143,000	144,000	178,000	179,000	198,000	199,000	218,000	219,000	233,000	234,000
16,500	144,000	145,000	179,000	180,000	199,000	200,000	219,000	220,000	234,000	235,000
16,750	145,000	146,000	180,000	181,000	200,000	201,000	220,000	221,000	235,000	236,000
17,000	146,000	147,000	181,000	182,000	201,000	202,000	221,000	222,000	236,000	237,000
17,250	147,000	148,000	182,000	183,000	202,000	203,000	222,000	223,000	237,000	238,000
17,500	148,000	149,000	183,000	184,000	203,000	204,000	223,000	224,000	238,000	239,000
17,750	149,000	150,000	184,000	185,000	204,000	205,000	224,000	225,000	239,000	240,000
18,000	150,000	151,000	185,000	186,000	205,000	206,000	225,000	226,000	240,000	241,000
18,250	151,000	152,000	186,000	187,000	206,000	207,000	226,000	227,000	241,000	242,000
18,500	152,000	153,000	187,000	188,000	207,000	208,000	227,000	228,000	242,000	243,000
18,750	153,000	154,000	188,000	189,000	208,000	209,000	228,000	229,000	243,000	244,000
19,000	154,000	155,000	189,000	190,000	209,000	210,000	229,000	230,000	244,000	245,000
19,250	155,000	156,000	190,000	191,000	210,000	211,000	230,000	231,000	245,000	246,000
19,500	156,000	157,000	191,000	192,000	211,000	212,000	231,000	232,000	246,000	247,000
19,750	157,000	158,000	192,000	193,000	212,000	213,000	232,000	233,000	247,000	248,000
20,000	158,000	159,000	193,000	194,000	213,000	214,000	233,000	234,000	248,000	249,000
20,250	159,000	160,000	194,000	195,000	214,000	215,000	234,000	235,000	249,000	250,000
20,500	160,000	162,000	195,000	197,000	215,000	217,000	235,000	237,000	250,000	252,000
21,000	162,000	164,000	197,000	199,000	217,000	219,000	237,000	239,000	252,000	254,000
21,500	164,000	166,000	199,000	201,000	219,000	221,000	239,000	241,000	254,000	256,000
22,000	166,000	168,000	201,000	203,000	221,000	223,000	241,000	243,000	256,000	258,000
22,500	168,000	170,000	203,000	205,000	223,000	225,000	243,000	245,000	258,000	260,000

族 の 数											
5 人		6 人		7 人		8 人		9 人		10 人	
除料控除及び生命保険料控除を行つた後の金額											
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
275,000	277,000	290,000	292,000	305,000	307,000	320,000	322,000	335,000	337,000	350,000	352,000
277,000	279,000	292,000	294,000	307,000	309,000	322,000	324,000	337,000	339,000	352,000	354,000
279,000	281,000	294,000	296,000	309,000	311,000	324,000	326,000	339,000	341,000	354,000	356,000
281,000	283,000	296,000	298,000	311,000	313,000	326,000	328,000	341,000	343,000	356,000	358,000
283,000	285,000	298,000	300,000	313,000	315,000	328,000	330,000	343,000	345,000	358,000	360,000
285,000	287,000	300,000	302,000	315,000	317,000	330,000	332,000	345,000	347,000	360,000	362,000
287,000	289,000	302,000	304,000	317,000	319,000	332,000	334,000	347,000	349,000	362,000	364,000
289,000	291,000	304,000	306,000	319,000	321,000	334,000	336,000	349,000	351,000	364,000	366,000
291,000	293,000	306,000	308,000	321,000	323,000	336,000	338,000	351,000	353,000	366,000	368,000
293,000	295,000	308,000	310,000	323,000	325,000	338,000	340,000	353,000	355,000	368,000	370,000
295,000	297,000	310,000	312,000	325,000	327,000	340,000	342,000	355,000	357,000	370,000	372,000
297,000	299,000	312,000	314,000	327,000	329,000	342,000	344,000	357,000	359,000	372,000	374,000
299,000	301,000	314,000	316,000	329,000	331,000	344,000	346,000	359,000	361,000	374,000	376,000
301,000	303,000	316,000	318,000	331,000	333,000	346,000	348,000	361,000	363,000	376,000	378,000
303,000	305,000	318,000	320,000	333,000	335,000	348,000	350,000	363,000	365,000	378,000	380,000
305,000	307,000	320,000	322,000	335,000	337,000	350,000	352,000	365,000	367,000	380,000	382,000
307,000	309,000	322,000	324,000	337,000	339,000	352,000	354,000	367,000	369,000	382,000	384,000
309,000	311,000	324,000	326,000	339,000	341,000	354,000	356,000	369,000	371,000	384,000	386,000
311,000	313,000	326,000	328,000	341,000	343,000	356,000	358,000	371,000	373,000	386,000	388,000
313,000	315,000	328,000	330,000	343,000	345,000	358,000	360,000	373,000	375,000	388,000	390,000
315,000	317,000	330,000	332,000	345,000	347,000	360,000	362,000	375,000	377,000	390,000	392,000
317,000	319,000	332,000	334,000	347,000	349,000	362,000	364,000	377,000	379,000	392,000	394,000
319,000	321,000	334,000	336,000	349,000	351,000	364,000	366,000	379,000	381,000	394,000	396,000
321,000	323,000	336,000	338,000	351,000	353,000	366,000	368,000	381,000	383,000	396,000	398,000
323,000	325,000	338,000	340,000	353,000	355,000	368,000	370,000	383,000	385,000	398,000	400,000
325,000	327,000	340,000	342,000	355,000	357,000	370,000	372,000	385,000	387,000	400,000	402,000
327,000	329,000	342,000	344,000	357,000	359,000	372,000	374,000	387,000	389,000	402,000	404,000
329,000	331,000	344,000	346,000	359,000	361,000	374,000	376,000	389,000	391,000	404,000	406,000
331,000	333,000	346,000	348,000	361,000	363,000	376,000	378,000	391,000	393,000	406,000	408,000
333,000	335,000	348,000	350,000	363,000	365,000	378,000	380,000	393,000	395,000	408,000	410,000
335,000	337,000	350,000	352,000	365,000	367,000	380,000	382,000	395,000	397,000	410,000	412,000
337,000	339,000	352,000	354,000	367,000	369,000	382,000	384,000	397,000	399,000	412,000	414,000
339,000	341,000	354,000	356,000	369,000	371,000	384,000	386,000	399,000	401,000	414,000	416,000
341,000	343,000	356,000	358,000	371,000	373,000	386,000	388,000	401,000	403,000	416,000	418,000
343,000	345,000	358,000	360,000	373,000	375,000	388,000	390,000	403,000	405,000	418,000	420,000
345,000	347,000	360,000	362,000	375,000	377,000	390,000	392,000	405,000	407,000	420,000	422,000
347,000	349,000	362,000	364,000	377,000	379,000	392,000	394,000	407,000	409,000	422,000	424,000
349,000	351,000	364,000	366,000	379,000	381,000	394,000	396,000	409,000	411,000	424,000	426,000
351,000	353,000	366,000	368,000	381,000	383,000	396,000	398,000	411,000	413,000	426,000	428,000
353,000	355,000	368,000	370,000	383,000	385,000	398,000	400,000	413,000	415,000	428,000	430,000
355,000	357,000	370,000	372,000	385,000	387,000	400,000	402,000	415,000	417,000	430,000	432,000
357,000	359,000	372,000	374,000	387,000	389,000	402,000	404,000	417,000	419,000	432,000	434,000
359,000	361,000	374,000	376,000	389,000	391,000	404,000	406,000	419,000	421,000	434,000	436,000
361,000	363,000	376,000	378,000	391,000	393,000	406,000	408,000	421,000	423,000	436,000	438,000
363,000	365,000	378,000	380,000	393,000	395,000	408,000	410,000	423,000	425,000	438,000	440,000
365,000	368,000	380,000	383,000	395,000	398,000	410,000	413,000	425,000	428,000	440,000	443,000
368,000	371,000	383,000	386,000	398,000	401,000	413,000	416,000	428,000	431,000	443,000	446,000
371,000	374,000	386,000	389,000	401,000	404,000	416,000	419,000	431,000	434,000	446,000	449,000
374,000	377,000	389,000	392,000	404,000	407,000	419,000	422,000	434,000	437,000	449,000	452,000
377,000	380,000	392,000	395,000	407,000	410,000	422,000	425,000	437,000	440,000	452,000	455,000
380,000	383,000	395,000	398,000	410,000	413,000	425,000	428,000	440,000	443,000	455,000	458,000
383,000	386,000	398,000	401,000	413,000	416,000	428,000	431,000	443,000	446,000	458,000	461,000
386,000	389,000	401,000	404,000	416,000	419,000	431,000	434,000	446,000	449,000	461,000	464,000
389,000	392,000	404,000	407,000	419,000	422,000	434,000	437,000	449,000	452,000	464,000	467,000
392,000	395,000	407,000	410,000	422,000	425,000	437,000	440,000	452,000	455,000	467,000	470,000

(三)

税 額	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人	
	その年の給与所得控除後の給与の金額から社会保									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
23,000	170,000	172,000	205,000	207,000	225,000	227,000	245,000	247,000	260,000	262,000
23,500	172,000	174,000	207,000	209,000	227,000	229,000	247,000	249,000	262,000	264,000
24,000	174,000	176,000	209,000	211,000	229,000	231,000	249,000	251,000	264,000	266,000
24,500	176,000	178,000	211,000	213,000	231,000	233,000	251,000	253,000	266,000	268,000
25,000	178,000	180,000	213,000	215,000	233,000	235,000	253,000	255,000	268,000	270,000
25,500	180,000	182,000	215,000	217,000	235,000	237,000	255,000	257,000	270,000	272,000
26,100	182,000	184,000	217,000	219,000	237,000	239,000	257,000	259,000	272,000	274,000
26,700	184,000	186,000	219,000	221,000	239,000	241,000	259,000	261,000	274,000	276,000
27,300	186,000	188,000	221,000	223,000	241,000	243,000	261,000	263,000	276,000	278,000
27,900	188,000	190,000	223,000	225,000	243,000	245,000	263,000	265,000	278,000	280,000
28,500	190,000	192,000	225,000	227,000	245,000	247,000	265,000	267,000	280,000	282,000
29,100	192,000	194,000	227,000	229,000	247,000	249,000	267,000	269,000	282,000	284,000
29,700	194,000	196,000	229,000	231,000	249,000	251,000	269,000	271,000	284,000	286,000
30,300	196,000	198,000	231,000	233,000	251,000	253,000	271,000	273,000	286,000	288,000
30,900	198,000	200,000	233,000	235,000	253,000	255,000	273,000	275,000	288,000	290,000
31,500	200,000	202,000	235,000	237,000	255,000	257,000	275,000	277,000	290,000	292,000
32,100	202,000	204,000	237,000	239,000	257,000	259,000	277,000	279,000	292,000	294,000
32,700	204,000	206,000	239,000	241,000	259,000	261,000	279,000	281,000	294,000	296,000
33,300	206,000	208,000	241,000	243,000	261,000	263,000	281,000	283,000	296,000	298,000
33,900	208,000	210,000	243,000	245,000	263,000	265,000	283,000	285,000	298,000	300,000
34,500	210,000	212,000	245,000	247,000	265,000	267,000	285,000	287,000	300,000	302,000
35,100	212,000	214,000	247,000	249,000	267,000	269,000	287,000	289,000	302,000	304,000
35,700	214,000	216,000	249,000	251,000	269,000	271,000	289,000	291,000	304,000	306,000
36,300	216,000	218,000	251,000	253,000	271,000	273,000	291,000	293,000	306,000	308,000
36,900	218,000	220,000	253,000	255,000	273,000	275,000	293,000	295,000	308,000	310,000
37,500	220,000	222,000	255,000	257,000	275,000	277,000	295,000	297,000	310,000	312,000
38,100	222,000	224,000	257,000	259,000	277,000	279,000	297,000	299,000	312,000	314,000
38,700	224,000	226,000	259,000	261,000	279,000	281,000	299,000	301,000	314,000	316,000
39,300	226,000	228,000	261,000	263,000	281,000	283,000	301,000	303,000	316,000	318,000
39,900	228,000	230,000	263,000	265,000	283,000	285,000	303,000	305,000	318,000	320,000
40,500	230,000	232,000	265,000	267,000	285,000	287,000	305,000	307,000	320,000	322,000
41,100	232,000	234,000	267,000	269,000	287,000	289,000	307,000	309,000	322,000	324,000
41,700	234,000	236,000	269,000	271,000	289,000	291,000	309,000	311,000	324,000	326,000
42,300	236,000	238,000	271,000	273,000	291,000	293,000	311,000	313,000	326,000	328,000
42,900	238,000	240,000	273,000	275,000	293,000	295,000	313,000	315,000	328,000	330,000
43,500	240,000	242,000	275,000	277,000	295,000	297,000	315,000	317,000	330,000	332,000
44,100	242,000	244,000	277,000	279,000	297,000	299,000	317,000	319,000	332,000	334,000
44,700	244,000	246,000	279,000	281,000	299,000	301,000	319,000	321,000	334,000	336,000
45,300	246,000	248,000	281,000	283,000	301,000	303,000	321,000	323,000	336,000	338,000
45,900	248,000	250,000	283,000	285,000	303,000	305,000	323,000	325,000	338,000	340,000
46,500	250,000	252,000	285,000	287,000	305,000	307,000	325,000	327,000	340,000	342,000
47,100	252,000	254,000	287,000	289,000	307,000	309,000	327,000	329,000	342,000	344,000
47,700	254,000	256,000	289,000	291,000	309,000	311,000	329,000	331,000	344,000	346,000
48,300	256,000	258,000	291,000	293,000	311,000	313,000	331,000	333,000	346,000	348,000
48,900	258,000	260,000	293,000	295,000	313,000	315,000	333,000	335,000	348,000	350,000
49,500	260,000	263,000	295,000	298,000	315,000	318,000	335,000	338,000	350,000	353,000
50,550	263,000	266,000	298,000	301,000	318,000	321,000	338,000	341,000	353,000	356,000
51,600	266,000	269,000	301,000	304,000	321,000	324,000	341,000	344,000	356,000	359,000
52,650	269,000	272,000	304,000	307,000	324,000	327,000	344,000	347,000	359,000	362,000
53,700	272,000	275,000	307,000	310,000	327,000	330,000	347,000	350,000	362,000	365,000
54,750	275,000	278,000	310,000	313,000	330,000	333,000	350,000	353,000	365,000	368,000
55,800	278,000	281,000	313,000	316,000	333,000	336,000	353,000	356,000	368,000	371,000
56,850	281,000	284,000	316,000	319,000	336,000	339,000	356,000	359,000	371,000	374,000
57,900	284,000	287,000	319,000	322,000	339,000	342,000	359,000	362,000	374,000	377,000
58,950	287,000	290,000	322,000	325,000	342,000	345,000	362,000	365,000	377,000	380,000

族 の 数											
5 人		6 人		7 人		8 人		9 人		10 人	
除料控除及び生命保険料控除を行つた後の金額											
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
395,000	398,000	410,000	413,000	425,000	428,000	440,000	443,000	455,000	458,000	470,000	473,000
398,000	401,000	413,000	416,000	423,000	426,000	431,000	434,000	446,000	449,000	461,000	464,000
401,000	404,000	416,000	419,000	431,000	434,000	446,000	449,000	461,000	464,000	476,000	479,000
404,000	407,000	419,000	422,000	434,000	437,000	449,000	452,000	464,000	467,000	479,000	482,000
407,000	410,000	422,000	425,000	437,000	440,000	452,000	455,000	467,000	470,000	482,000	485,000
410,000	413,000	425,000	428,000	440,000	443,000	455,000	458,000	470,000	473,000	485,000	488,000
413,000	416,000	428,000	431,000	443,000	446,000	458,000	461,000	473,000	476,000	488,000	491,000
416,000	419,000	431,000	434,000	446,000	449,000	461,000	464,000	476,000	479,000	491,000	494,000
419,000	422,000	434,000	437,000	449,000	452,000	464,000	467,000	479,000	482,000	494,000	497,000
422,000	425,000	437,000	440,000	452,000	455,000	467,000	470,000	482,000	485,000	497,000	500,000
425,000	428,000	440,000	443,000	455,000	458,000	470,000	473,000	485,000	488,000	500,000	503,000
428,000	431,000	443,000	446,000	458,000	461,000	473,000	476,000	488,000	491,000	503,000	506,000
431,000	434,000	446,000	449,000	461,000	464,000	476,000	479,000	491,000	494,000	506,000	509,000
434,000	437,000	449,000	452,000	464,000	467,000	479,000	482,000	494,000	497,000	509,000	512,000
437,000	440,000	452,000	455,000	467,000	470,000	482,000	485,000	497,000	500,000	512,000	515,000
440,000	443,000	455,000	458,000	470,000	473,000	485,000	488,000	500,000	503,000	515,000	518,000
443,000	446,000	458,000	461,000	473,000	476,000	488,000	491,000	503,000	506,000	518,000	521,000
446,000	449,000	461,000	464,000	476,000	479,000	491,000	494,000	506,000	509,000	521,000	524,000
449,000	452,000	464,000	467,000	479,000	482,000	494,000	497,000	509,000	512,000	524,000	527,000
452,000	455,000	467,000	470,000	482,000	485,000	497,000	500,000	512,000	515,000	527,000	530,000
455,000	458,000	470,000	473,000	485,000	488,000	500,000	503,000	515,000	518,000	530,000	533,000
458,000	461,000	473,000	476,000	488,000	491,000	503,000	506,000	518,000	521,000	533,000	536,000
461,000	464,000	476,000	479,000	491,000	494,000	506,000	509,000	521,000	524,000	536,000	539,000
464,000	467,000	479,000	482,000	494,000	497,000	509,000	512,000	524,000	527,000	539,000	542,000
467,000	470,000	482,000	485,000	497,000	500,000	512,000	515,000	527,000	530,000	542,000	545,000
470,000	473,000	485,000	488,000	500,000	503,000	515,000	518,000	530,000	533,000	545,000	548,000
473,000	476,000	488,000	491,000	503,000	506,000	518,000	521,000	533,000	536,000	548,000	551,000
476,000	479,000	491,000	494,000	506,000	509,000	521,000	524,000	536,000	539,000	551,000	554,000
479,000	482,000	494,000	497,000	509,000	512,000	524,000	527,000	539,000	542,000	554,000	557,000
482,000	485,000	497,000	500,000	512,000	515,000	527,000	530,000	542,000	545,000	557,000	560,000
485,000	489,000	500,000	504,000	515,000	519,000	530,000	534,000	545,000	549,000	560,000	564,000
489,000	493,000	504,000	508,000	519,000	523,000	534,000	538,000	549,000	553,000	564,000	568,000
493,000	497,000	508,000	512,000	523,000	527,000	538,000	542,000	553,000	557,000	568,000	572,000
497,000	501,000	512,000	516,000	527,000	531,000	542,000	546,000	557,000	561,000	572,000	576,000
501,000	505,000	516,000	520,000	531,000	535,000	546,000	550,000	561,000	565,000	576,000	580,000
505,000	509,000	520,000	524,000	535,000	539,000	550,000	554,000	565,000	569,000	580,000	584,000
509,000	513,000	524,000	528,000	539,000	543,000	554,000	558,000	569,000	573,000	584,000	588,000
513,000	517,000	528,000	532,000	543,000	547,000	558,000	562,000	573,000	577,000	588,000	592,000
517,000	521,000	532,000	536,000	547,000	551,000	562,000	566,000	577,000	581,000	592,000	596,000
521,000	525,000	536,000	540,000	551,000	555,000	566,000	570,000	581,000	585,000	596,000	600,000
525,000	529,000	540,000	544,000	555,000	559,000	570,000	574,000	585,000	589,000	600,000	604,000
529,000	533,000	544,000	548,000	559,000	563,000	574,000	578,000	589,000	593,000	604,000	608,000
533,000	537,000	548,000	552,000	563,000	567,000	578,000	582,000	593,000	597,000	608,000	612,000
537,000	541,000	552,000	556,000	567,000	571,000	582,000	586,000	597,000	601,000	612,000	616,000
541,000	545,000	556,000	560,000	571,000	575,000	586,000	590,000	601,000	605,000	616,000	620,000
545,000	549,000	560,000	564,000	575,000	579,000	590,000	594,000	605,000	609,000	620,000	624,000
549,000	553,000	564,000	568,000	579,000	583,000	594,000	598,000	609,000	613,000	624,000	628,000
553,000	557,000	568,000	572,000	583,000	587,000	598,000	602,000	613,000	617,000	628,000	632,000
557,000	561,000	572,000	576,000	587,000	591,000	602,000	606,000	617,000	621,000	632,000	636,000
561,000	565,000	576,000	580,000	591,000	595,000	606,000	610,000	621,000	625,000	636,000	640,000
565,000	569,000	580,000	584,000	595,000	599,000	610,000	614,000	625,000	629,000	640,000	644,000
569,000	573,000	584,000	588,000	599,000	603,000	614,000	618,000	629,000	633,000	644,000	648,000
573,000	577,000	588,000	592,000	603,000	607,000	618,000	622,000	633,000	637,000	648,000	652,000
577,000	581,000	592,000	596,000	607,000	611,000	622,000	626,000	637,000	641,000	652,000	656,000
581,000	585,000	596,000	600,000	611,000	615,000	626,000	630,000	641,000	645,000	656,000	660,000

(四)

税 額	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人	
	その年の給与所得控除後の給与の金額から社会保									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
60,000	290,000	293,000	325,000	328,000	345,000	348,000	365,000	368,000	380,000	383,000
61,050	293,000	296,000	328,000	331,000	348,000	351,000	368,000	371,000	383,000	386,000
62,100	296,000	299,000	331,000	334,000	351,000	354,000	371,000	374,000	386,000	389,000
63,150	299,000	302,000	334,000	337,000	354,000	357,000	374,000	377,000	389,000	392,000
64,200	302,000	305,000	337,000	340,000	357,000	360,000	377,000	380,000	392,000	395,000
65,250	305,000	308,000	340,000	343,000	360,000	363,000	380,000	383,000	395,000	398,000
66,300	308,000	311,000	343,000	346,000	363,000	366,000	383,000	386,000	398,000	401,000
67,350	311,000	314,000	346,000	349,000	366,000	369,000	386,000	389,000	401,000	404,000
68,400	314,000	317,000	349,000	352,000	369,000	372,000	389,000	392,000	404,000	407,000
69,450	317,000	320,000	352,000	355,000	372,000	375,000	392,000	395,000	407,000	410,000
70,500	320,000	323,000	355,000	358,000	375,000	378,000	395,000	398,000	410,000	413,000
71,550	323,000	326,000	358,000	361,000	378,000	381,000	398,000	401,000	413,000	416,000
72,600	326,000	329,000	361,000	364,000	381,000	384,000	401,000	404,000	416,000	419,000
73,650	329,000	332,000	364,000	367,000	384,000	387,000	404,000	407,000	419,000	422,000
74,700	332,000	335,000	367,000	370,000	387,000	390,000	407,000	410,000	422,000	425,000
75,750	335,000	338,000	370,000	373,000	390,000	393,000	410,000	413,000	425,000	428,000
76,800	338,000	341,000	373,000	376,000	393,000	396,000	413,000	416,000	428,000	431,000
77,850	341,000	344,000	376,000	379,000	396,000	399,000	416,000	419,000	431,000	434,000
78,900	344,000	347,000	379,000	382,000	399,000	402,000	419,000	422,000	434,000	437,000
79,950	347,000	350,000	382,000	385,000	402,000	405,000	422,000	425,000	437,000	440,000
81,000	350,000	353,000	385,000	388,000	405,000	408,000	425,000	428,000	440,000	443,000
82,050	353,000	356,000	388,000	391,000	408,000	411,000	428,000	431,000	443,000	446,000
83,100	356,000	359,000	391,000	394,000	411,000	414,000	431,000	434,000	446,000	449,000
84,150	359,000	362,000	394,000	397,000	414,000	417,000	434,000	437,000	449,000	452,000
85,200	362,000	365,000	397,000	400,000	417,000	420,000	437,000	440,000	452,000	455,000
86,250	365,000	368,000	400,000	403,000	420,000	423,000	440,000	443,000	455,000	458,000
87,300	368,000	371,000	403,000	406,000	423,000	426,000	443,000	446,000	458,000	461,000
88,350	371,000	374,000	406,000	409,000	426,000	429,000	446,000	449,000	461,000	464,000
89,400	374,000	377,000	409,000	412,000	429,000	432,000	449,000	452,000	464,000	467,000
90,450	377,000	380,000	412,000	415,000	432,000	435,000	452,000	455,000	467,000	470,000
91,500	380,000	384,000	415,000	419,000	435,000	439,000	455,000	459,000	470,000	474,000
92,550	384,000	388,000	419,000	423,000	439,000	443,000	459,000	463,000	474,000	478,000
93,600	388,000	392,000	423,000	427,000	443,000	447,000	463,000	467,000	478,000	482,000
94,650	392,000	396,000	427,000	431,000	447,000	451,000	467,000	471,000	482,000	486,000
95,700	396,000	400,000	431,000	435,000	451,000	455,000	471,000	475,000	486,000	490,000
96,750	400,000	404,000	435,000	439,000	455,000	459,000	475,000	479,000	490,000	494,000
97,800	404,000	408,000	439,000	443,000	459,000	463,000	479,000	483,000	494,000	498,000
98,850	408,000	412,000	443,000	447,000	463,000	467,000	483,000	487,000	498,000	502,000
99,900	412,000	416,000	447,000	451,000	467,000	471,000	487,000	491,000	502,000	506,000
100,950	416,000	420,000	451,000	455,000	471,000	475,000	491,000	495,000	506,000	510,000
102,000	420,000	424,000	455,000	459,000	475,000	479,000	495,000	499,000	510,000	514,000
103,050	424,000	428,000	459,000	463,000	479,000	483,000	499,000	503,000	514,000	518,000
104,100	428,000	432,000	463,000	467,000	483,000	487,000	503,000	507,000	518,000	522,000
105,150	432,000	436,000	467,000	471,000	487,000	491,000	507,000	511,000	522,000	526,000
106,200	436,000	440,000	471,000	475,000	491,000	495,000	511,000	515,000	526,000	530,000
107,250	440,000	444,000	475,000	479,000	495,000	499,000	515,000	519,000	530,000	534,000
108,300	444,000	448,000	479,000	483,000	499,000	503,000	519,000	523,000	534,000	538,000
109,350	448,000	452,000	483,000	487,000	503,000	507,000	523,000	527,000	538,000	542,000
110,400	452,000	456,000	487,000	491,000	507,000	511,000	527,000	531,000	542,000	546,000
111,450	456,000	460,000	491,000	495,000	511,000	515,000	531,000	535,000	546,000	550,000
112,500	460,000	464,000	495,000	499,000	515,000	519,000	535,000	539,000	550,000	554,000
113,550	464,000	468,000	499,000	503,000	519,000	523,000	539,000	543,000	554,000	558,000
114,600	468,000	472,000	503,000	507,000	523,000	527,000	543,000	547,000	558,000	562,000
115,650	472,000	476,000	507,000	511,000	527,000	531,000	547,000	551,000	562,000	566,000
116,700	476,000	480,000	511,000	515,000	531,000	535,000	551,000	555,000	566,000	570,000

族 の 数											
5 人		6 人		7 人		8 人		9 人		10 人	
険料控除及び生命保険料控除を行つた後の金額											
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
585,000	589,000	600,000	604,000	615,000	619,000	630,000	634,000	645,000	649,000	660,000	664,000
589,000	593,000	604,000	608,000	619,000	623,000	634,000	638,000	649,000	653,000	664,000	668,000
593,000	597,000	608,000	612,000	623,000	627,000	638,000	642,000	653,000	657,000	668,000	672,000
597,000	601,000	612,000	616,000	627,000	631,000	642,000	646,000	657,000	661,000	672,000	676,000
601,000	605,000	616,000	620,000	631,000	635,000	646,000	650,000	661,000	665,000	676,000	680,000
605,000	609,000	620,000	624,000	635,000	639,000	650,000	654,000	665,000	669,000	680,000	684,000
609,000	613,000	624,000	628,000	639,000	643,000	654,000	658,000	669,000	673,000	684,000	688,000
613,000	617,000	628,000	632,000	643,000	647,000	658,000	662,000	673,000	677,000	688,000	692,000
617,000	621,000	632,000	636,000	647,000	651,000	662,000	666,000	677,000	681,000	692,000	696,000
621,000	625,000	636,000	640,000	651,000	655,000	666,000	670,000	681,000	685,000	696,000	700,000
625,000	629,000	640,000	644,000	655,000	659,000	670,000	674,000	685,000	689,000	700,000	704,000
629,000	633,000	644,000	648,000	659,000	663,000	674,000	678,000	689,000	693,000	704,000	708,000
633,000	637,000	648,000	652,000	663,000	667,000	678,000	682,000	693,000	697,000	708,000	712,000
637,000	641,000	652,000	656,000	667,000	671,000	682,000	686,000	697,000	701,000	712,000	716,000
641,000	645,000	656,000	660,000	671,000	675,000	686,000	690,000	701,000	705,000	716,000	720,000
645,000	650,000	660,000	665,000	675,000	680,000	690,000	695,000	705,000	710,000	720,000	725,000
650,000	655,000	665,000	670,000	680,000	685,000	695,000	700,000	710,000	715,000	725,000	730,000
655,000	660,000	670,000	675,000	685,000	690,000	700,000	705,000	715,000	720,000	730,000	735,000
660,000	665,000	675,000	680,000	690,000	695,000	705,000	710,000	720,000	725,000	735,000	740,000
665,000	670,000	680,000	685,000	695,000	700,000	710,000	715,000	725,000	730,000	740,000	745,000
670,000	675,000	685,000	690,000	700,000	705,000	715,000	720,000	730,000	735,000	745,000	750,000
675,000	680,000	690,000	695,000	705,000	710,000	720,000	725,000	735,000	740,000	750,000	755,000
680,000	685,000	695,000	700,000	710,000	715,000	725,000	730,000	740,000	745,000	755,000	760,000
685,000	690,000	700,000	705,000	715,000	720,000	730,000	735,000	745,000	750,000	760,000	765,000
690,000	695,000	705,000	710,000	720,000	725,000	735,000	740,000	750,000	755,000	765,000	770,000
695,000	700,000	710,000	715,000	725,000	730,000	740,000	745,000	755,000	760,000	770,000	775,000
700,000	705,000	715,000	720,000	730,000	735,000	745,000	750,000	760,000	765,000	775,000	780,000
705,000	710,000	720,000	725,000	735,000	740,000	750,000	755,000	765,000	770,000	780,000	785,000
710,000	715,000	725,000	730,000	740,000	745,000	755,000	760,000	770,000	775,000	785,000	790,000
715,000	720,000	730,000	735,000	745,000	750,000	760,000	765,000	775,000	780,000	790,000	795,000
720,000	725,000	735,000	740,000	750,000	755,000	765,000	770,000	780,000	785,000	795,000	800,000
725,000	730,000	740,000	745,000	755,000	760,000	770,000	775,000	785,000	790,000	800,000	805,000
730,000	735,000	745,000	750,000	760,000	765,000	775,000	780,000	790,000	795,000	805,000	810,000
735,000	740,000	750,000	755,000	765,000	770,000	780,000	785,000	795,000	800,000	810,000	815,000
740,000	745,000	755,000	760,000	770,000	775,000	785,000	790,000	800,000	805,000	815,000	820,000
745,000	750,000	760,000	765,000	775,000	780,000	790,000	795,000	805,000	810,000	820,000	825,000
750,000	755,000	765,000	770,000	780,000	785,000	795,000	800,000	810,000	815,000	825,000	830,000
755,000	760,000	770,000	775,000	785,000	790,000	800,000	805,000	815,000	820,000	830,000	835,000
760,000	765,000	775,000	780,000	790,000	795,000	805,000	810,000	820,000	825,000	835,000	840,000
765,000	770,000	780,000	785,000	795,000	800,000	810,000	815,000	825,000	830,000	840,000	845,000
770,000	775,000	785,000	790,000	800,000	805,000	815,000	820,000	830,000	835,000	845,000	850,000
775,000	780,000	790,000	795,000	805,000	810,000	820,000	825,000	835,000	840,000	850,000	855,000
780,000	785,000	795,000	800,000	810,000	815,000	825,000	830,000	840,000	845,000	855,000	860,000
785,000	790,000	800,000	805,000	815,000	820,000	830,000	835,000	845,000	850,000	860,000	865,000
790,000	795,000	805,000	810,000	820,000	825,000	835,000	840,000	850,000	855,000	865,000	870,000
795,000	800,000	810,000	815,000	825,000	830,000	840,000	845,000	855,000	860,000	870,000	875,000
800,000	805,000	815,000	820,000	830,000	835,000	845,000	850,000	860,000	865,000	875,000	880,000
805,000	810,000	820,000	825,000	835,000	840,000	850,000	855,000	865,000	870,000	880,000	885,000
810,000	815,000	825,000	830,000	840,000	845,000	855,000	860,000	870,000	875,000	885,000	890,000
815,000円		830,000円		845,000円		860,000円		875,000円		890,000円	

(五)

税 額	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人	
	その年の給与所得控除後の給与の金額から社会保									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
132,500	480,000	484,000	515,000	519,000	535,000	539,000	555,000	559,000	570,000	574,000
134,100	484,000	488,000	519,000	523,000	539,000	543,000	559,000	563,000	574,000	578,000
135,700	488,000	492,000	523,000	527,000	543,000	547,000	563,000	567,000	578,000	582,000
137,300	492,000	496,000	527,000	531,000	547,000	551,000	567,000	571,000	582,000	586,000
138,900	496,000	500,000	531,000	535,000	551,000	555,000	571,000	575,000	586,000	590,000
140,500	500,000	504,000	535,000	539,000	555,000	559,000	575,000	579,000	590,000	594,000
142,100	504,000	508,000	539,000	543,000	559,000	563,000	579,000	583,000	594,000	598,000
143,700	508,000	512,000	543,000	547,000	563,000	567,000	583,000	587,000	598,000	602,000
145,300	512,000	516,000	547,000	551,000	567,000	571,000	587,000	591,000	602,000	606,000
146,900	516,000	520,000	551,000	555,000	571,000	575,000	591,000	595,000	606,000	610,000
148,500	520,000	524,000	555,000	559,000	575,000	579,000	595,000	599,000	610,000	614,000
150,100	524,000	528,000	559,000	563,000	579,000	583,000	599,000	603,000	614,000	618,000
151,700	528,000	532,000	563,000	567,000	583,000	587,000	603,000	607,000	618,000	622,000
153,300	532,000	536,000	567,000	571,000	587,000	591,000	607,000	611,000	622,000	626,000
154,900	536,000	540,000	571,000	575,000	591,000	595,000	611,000	615,000	626,000	630,000
156,500	540,000	545,000	575,000	580,000	595,000	600,000	615,000	620,000	630,000	635,000
158,500	545,000	550,000	580,000	585,000	600,000	605,000	620,000	625,000	635,000	640,000
160,500	550,000	555,000	585,000	590,000	605,000	610,000	625,000	630,000	640,000	645,000
162,500	555,000	560,000	590,000	595,000	610,000	615,000	630,000	635,000	645,000	650,000
164,500	560,000	565,000	595,000	600,000	615,000	620,000	635,000	640,000	650,000	655,000
166,750	565,000	570,000	600,000	605,000	620,000	625,000	640,000	645,000	655,000	660,000
169,000	570,000	575,000	605,000	610,000	625,000	630,000	645,000	650,000	660,000	665,000
171,250	575,000	580,000	610,000	615,000	630,000	635,000	650,000	655,000	665,000	670,000
173,500	580,000	585,000	615,000	620,000	635,000	640,000	655,000	660,000	670,000	675,000
175,750	585,000	590,000	620,000	625,000	640,000	645,000	660,000	665,000	675,000	680,000
178,000	590,000	595,000	625,000	630,000	645,000	650,000	665,000	670,000	680,000	685,000
180,250	595,000	600,000	630,000	635,000	650,000	655,000	670,000	675,000	685,000	690,000
182,500	600,000	605,000	635,000	640,000	655,000	660,000	675,000	680,000	690,000	695,000
184,750	605,000	610,000	640,000	645,000	660,000	665,000	680,000	685,000	695,000	700,000
187,000	610,000	615,000	645,000	650,000	665,000	670,000	685,000	690,000	700,000	705,000
189,250	615,000	620,000	650,000	655,000	670,000	675,000	690,000	695,000	705,000	710,000
191,500	620,000	625,000	655,000	660,000	675,000	680,000	695,000	700,000	710,000	715,000
193,750	625,000	630,000	660,000	665,000	680,000	685,000	700,000	705,000	715,000	720,000
196,000	630,000	635,000	665,000	670,000	685,000	690,000	705,000	710,000	720,000	725,000
198,250	635,000	640,000	670,000	675,000	690,000	695,000	710,000	715,000	725,000	730,000
200,500	640,000	645,000	675,000	680,000	695,000	700,000	715,000	720,000	730,000	735,000
202,750	645,000	650,000	680,000	685,000	700,000	705,000	720,000	725,000	735,000	740,000
205,000	650,000	655,000	685,000	690,000	705,000	710,000	725,000	730,000	740,000	745,000
207,250	655,000	660,000	690,000	695,000	710,000	715,000	730,000	735,000	745,000	750,000
209,500	660,000	665,000	695,000	700,000	715,000	720,000	735,000	740,000	750,000	755,000
211,750	665,000	670,000	700,000	705,000	720,000	725,000	740,000	745,000	755,000	760,000
214,000	670,000	675,000	705,000	710,000	725,000	730,000	745,000	750,000	760,000	765,000
216,250	675,000	680,000	710,000	715,000	730,000	735,000	750,000	755,000	765,000	770,000
218,500	680,000	685,000	715,000	720,000	735,000	740,000	755,000	760,000	770,000	775,000
220,750	685,000	690,000	720,000	725,000	740,000	745,000	760,000	765,000	775,000	780,000
223,000	690,000	695,000	725,000	730,000	745,000	750,000	765,000	770,000	780,000	785,000
225,250	695,000	700,000	730,000	735,000	750,000	755,000	770,000	775,000	785,000	790,000
227,500	700,000	705,000	735,000	740,000	755,000	760,000	775,000	780,000	790,000	795,000
229,750	705,000	710,000	740,000	745,000	760,000	765,000	780,000	785,000	795,000	800,000
232,000	710,000円		745,000円		765,000円		785,000円		800,000円	

養親族の数に応じて認められる扶養控除の金額を控除した後の残額が710,000円以下で、且つ、扶養親族の数が10
 じ、別表第一 所得税の簡易税額表に定める金額

	当	該	残	額
		710,000円超	1,060,000円未満	
		1,060,000円以上	2,060,000円未満	
		2,060,000円以上	3,060,000円未満	
		3,060,000円以上	5,060,000円未満	
			5,060,000円以上	

に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、6,000円)を、扶養
 た金額

8,000円)

除の金額を控除し、その残額を求める。

ら社会保険料控除及び生命保険料控除を行つた後の金額」欄において(1)により求めた金額の該当する行の「税額」欄に
 らの控除が認められるごとに当該金額から4,000円(これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害

みなし、その金額に応じ、別表第一 所得税の簡易税額表により求めた金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除

具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の(イ)と同様に計算した金額)が、その求

順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が3人以下で、(イ)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位
 は第3順位の扶養親族のないもの)については、

の扶養親族についての第十一条の七第二項各号の順位に応じ、同項に規定する扶養控除の金額と60,000円との合計額

の簡易税額表により求めた金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の

り求めた金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の(イ)と同様に計算し

(六)

上欄によつて税額が求められない場合	(イ) その年の給与所得控除後の給与の金額につき社会保険料控除及び生命保険料控除を行つた金額から、扶人をこえる場合には、その残額から60,000円を控除した金額を課税総所得金額とみなし、その金額に依りて計算した金額												
	上記の残額が710,000円をこえる場合には、当該残額について、次の区分に応じて計算した金額												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">税</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ロ) 当該残額に45%を乗じて算出した金額から87,500円を控除した金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当該残額に50%を乗じて算出した金額から140,500円を控除した金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当該残額に55%を乗じて算出した金額から243,500円を控除した金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当該残額に60%を乗じて算出した金額から396,500円を控除した金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当該残額に65%を乗じて算出した金額から649,500円を控除した金額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	税	額	(ロ) 当該残額に45%を乗じて算出した金額から87,500円を控除した金額		当該残額に50%を乗じて算出した金額から140,500円を控除した金額		当該残額に55%を乗じて算出した金額から243,500円を控除した金額		当該残額に60%を乗じて算出した金額から396,500円を控除した金額		当該残額に65%を乗じて算出した金額から649,500円を控除した金額	
税	額												
(ロ) 当該残額に45%を乗じて算出した金額から87,500円を控除した金額													
当該残額に50%を乗じて算出した金額から140,500円を控除した金額													
当該残額に55%を乗じて算出した金額から243,500円を控除した金額													
当該残額に60%を乗じて算出した金額から396,500円を控除した金額													
当該残額に65%を乗じて算出した金額から649,500円を控除した金額													
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに4,000円(これらの一親族である不具者がある場合には、当該不具者1人につき4,000円を、上の各欄によつて求めた税額から控除し													

(備考 税額の求め方)

- (イ) 第四十条第一項の規定の適用を受ける者(ロに該当しない者)については、
- (1) まず、この表の附表によりその年の給与所得の収入金額に応じて求めた給与所得控除後の給与の金額から、
 - (イ) その年の給与から控除される社会保険料がある場合には、その金額
 - (ロ) 申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
 - (ハ) 申告された生命保険料の支払金額がある場合には、その金額(その金額が8,000円をこえる場合には、を控除した金額を求め、
 - (2) 次に、(1)により求めた金額から申告された扶養親族の数に応じて第十一条の七第一項の規定による扶養控
 - (3) (2)の残額が710,000円以下である者については、
 - (イ) 扶養親族の数が10人以下であるときは、扶養親族の数に応じて「その年の給与所得控除後の給与の金額が記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これ年金又は遺族年金を受ける者である場合には、6,000円)を控除した金額)
 - (ロ) 扶養親族の数が10人をこえるときは、(2)の残額から60,000円を控除した後の金額を課税総所得金額と又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の(イ)と同様に計算した金額)が、その求める税額である。
 - (4) (2)の残額が710,000円をこえる者については、当該残額に応じてこの表の(ロ)の「税額」欄に定める金額(不める税額である。
- (ロ) 第四十条第六項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1の扶養親族のあるもの、(ロ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの又は
- (1) その者に対する給与所得の収入金額につき、(イ)の(1)により求めた金額から申告された扶養親族の数及びそれを控除し、その残額を求める。
 - (2) (1)の残額が650,000円以下である者については、当該残額を課税総所得金額とみなし、別表第一 所得税(イ)と同様に計算した金額)が、その求める税額である。
 - (3) (1)の残額が650,000円をこえる者については、当該残額を課税総所得金額とみなし、第十三条の税率によつた金額)が、その求める税額である。

別表第五の附表

(一)

給与の金額		給与所得 控除後 の給与 の金額	給与の金額		給与所得 控除後 の給与 の金額	給与の金額		給与所得 控除後 の給与 の金額	給与の金額		給与所得 控除後 の給与 の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
71,180	71,500	60,500	95,500	96,000	81,175	141,000	142,000	119,850	191,000	192,000	162,350
71,180	71,500	60,503	96,000	96,500	81,600	142,000	143,000	120,700	192,000	193,000	163,200
71,500	72,000	60,775	96,500	97,000	82,025	143,000	144,000	121,550	193,000	194,000	164,050
72,000	72,500	61,200	97,000	97,500	82,450	144,000	145,000	122,400	194,000	195,000	164,900
72,500	73,000	61,625	97,500	98,000	82,875	145,000	146,000	123,250	195,000	196,000	165,750
73,000	73,500	62,050	98,000	98,500	83,300	146,000	147,000	124,100	196,000	197,000	166,600
73,500	74,000	62,475	98,500	99,000	83,725	147,000	148,000	124,950	197,000	198,000	167,450
74,000	74,500	62,900	99,000	99,500	84,150	148,000	149,000	125,800	198,000	199,000	168,300
74,500	75,000	63,325	99,500	100,000	84,575	149,000	150,000	126,650	199,000	200,000	169,150
75,000	75,500	63,750	100,000	101,000	85,000	150,000	151,000	127,500	200,000	201,000	170,000
75,500	76,000	64,175	101,000	102,000	85,850	151,000	152,000	128,350	201,000	202,000	170,850
76,000	76,500	64,600	102,000	103,000	86,700	152,000	153,000	129,200	202,000	203,000	171,700
76,500	77,000	65,025	103,000	104,000	87,550	153,000	154,000	130,050	203,000	204,000	172,550
77,000	77,500	65,450	104,000	105,000	88,400	154,000	155,000	130,900	204,000	205,000	173,400
77,500	78,000	65,875	105,000	106,000	89,250	155,000	156,000	131,750	205,000	206,000	174,250
78,000	78,500	66,300	106,000	107,000	90,100	156,000	157,000	132,600	206,000	207,000	175,100
78,500	79,000	66,725	107,000	108,000	90,950	157,000	158,000	133,450	207,000	208,000	175,950
79,000	79,500	67,150	108,000	109,000	91,800	158,000	159,000	134,300	208,000	209,000	176,800
79,500	80,000	67,575	109,000	110,000	92,650	159,000	160,000	135,150	209,000	210,000	177,650
80,000	80,500	68,000	110,000	111,000	93,500	160,000	161,000	136,000	210,000	211,000	178,500
80,500	81,000	68,425	111,000	112,000	94,350	161,000	162,000	136,850	211,000	212,000	179,350
81,000	81,500	68,850	112,000	113,000	95,200	162,000	163,000	137,700	212,000	213,000	180,200
81,500	82,000	69,275	113,000	114,000	96,050	163,000	164,000	138,550	213,000	214,000	181,050
82,000	82,500	69,700	114,000	115,000	96,900	164,000	165,000	139,400	214,000	215,000	181,900
82,500	83,000	70,125	115,000	116,000	97,750	165,000	166,000	140,250	215,000	216,000	182,750
83,000	83,500	70,550	116,000	117,000	98,600	166,000	167,000	141,100	216,000	217,000	183,600
83,500	84,000	70,975	117,000	118,000	99,450	167,000	168,000	141,950	217,000	218,000	184,450
84,000	84,500	71,400	118,000	119,000	100,300	168,000	169,000	142,800	218,000	219,000	185,300
84,500	85,000	71,825	119,000	120,000	101,150	169,000	170,000	143,650	219,000	220,000	186,150
85,000	85,500	72,250	120,000	121,000	102,000	170,000	171,000	144,500	220,000	221,000	187,000
85,500	86,000	72,675	121,000	122,000	102,850	171,000	172,000	145,350	221,000	222,000	187,850
86,000	86,500	73,100	122,000	123,000	103,700	172,000	173,000	146,200	222,000	223,000	188,700
86,500	87,000	73,525	123,000	124,000	104,550	173,000	174,000	147,050	223,000	224,000	189,550
87,000	87,500	73,950	124,000	125,000	105,400	174,000	175,000	147,900	224,000	225,000	190,400
87,500	88,000	74,375	125,000	126,000	106,250	175,000	176,000	148,750	225,000	226,000	191,250
88,000	88,500	74,800	126,000	127,000	107,100	176,000	177,000	149,600	226,000	227,000	192,100
88,500	89,000	75,225	127,000	128,000	107,950	177,000	178,000	150,450	227,000	228,000	192,950
89,000	89,500	75,650	128,000	129,000	108,800	178,000	179,000	151,300	228,000	229,000	193,800
89,500	90,000	76,075	129,000	130,000	109,650	179,000	180,000	152,150	229,000	230,000	194,650
90,000	90,500	76,500	130,000	131,000	110,500	180,000	181,000	153,000	230,000	231,000	195,500
90,500	91,000	76,925	131,000	132,000	111,350	181,000	182,000	153,850	231,000	232,000	196,350
91,000	91,500	77,350	132,000	133,000	112,200	182,000	183,000	154,700	232,000	233,000	197,200
91,500	92,000	77,775	133,000	134,000	113,050	183,000	184,000	155,550	233,000	234,000	198,050
92,000	92,500	78,200	134,000	135,000	113,900	184,000	185,000	156,400	234,000	235,000	198,900
92,500	93,000	78,625	135,000	136,000	114,750	185,000	186,000	157,250	235,000	236,000	199,750
93,000	93,500	79,050	136,000	137,000	115,600	186,000	187,000	158,100	236,000	237,000	200,600
93,500	94,000	79,475	137,000	138,000	116,450	187,000	188,000	158,950	237,000	238,000	201,450
94,000	94,500	79,900	138,000	139,000	117,300	188,000	189,000	159,800	238,000	239,000	202,300
94,500	95,000	80,325	139,000	140,000	118,150	189,000	190,000	160,650	239,000	240,000	203,150
95,000	95,500	80,750	140,000	141,000	119,000	190,000	191,000	161,500	240,000	241,000	204,000

(二)

給与の金額		給与所得控除後の給与の金額									
以上	未満										
241,000	242,000	204,350	256,000	257,000	217,600	271,000	272,000	230,350	286,000	287,000	243,100
242,000	243,000	205,700	257,000	258,000	218,450	272,000	273,000	231,200	287,000	288,000	243,950
243,000	244,000	206,550	258,000	259,000	219,300	273,000	274,000	232,050	288,000	289,000	244,800
244,000	245,000	207,400	259,000	260,000	220,150	274,000	275,000	232,900	289,000	290,000	245,650
245,000	246,000	208,250	260,000	261,000	221,000	275,000	276,000	233,750	290,000	291,000	246,500
246,000	247,000	209,100	261,000	262,000	221,850	276,000	277,000	234,600	291,000	292,000	247,350
247,000	248,000	209,950	262,000	263,000	222,700	277,000	278,000	235,450	292,000	293,000	248,200
248,000	249,000	210,800	263,000	264,000	223,550	278,000	279,000	236,300	293,000	294,000	249,050
249,000	250,000	211,650	264,000	265,000	224,400	279,000	280,000	237,150	294,000	295,000	249,900
250,000	251,000	212,500	265,000	266,000	225,250	280,000	281,000	238,000	295,000	296,000	250,750
251,000	252,000	213,350	266,000	267,000	226,100	281,000	282,000	238,850	296,000	297,000	251,600
252,000	253,000	214,200	267,000	268,000	226,950	282,000	283,000	239,700	297,000	298,000	252,450
253,000	254,000	215,050	268,000	269,000	227,800	283,000	284,000	240,550	298,000	299,000	253,300
254,000	255,000	215,900	269,000	270,000	228,650	284,000	285,000	241,400	299,000	300,000	254,150
255,000	256,000	216,750	270,000	271,000	229,500	285,000	286,000	242,250	300,000	円以上	給与の金額から45,000円を控除した金額

(備考 給与所得控除後の給与の金額の求め方) 給与所得の収入金額に応じ「給与の金額」欄に該当する行を求め、「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額でその行に対応するものが、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

附則

- この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。
- この附則において「新法」とは、この法律による改正後の所得税法をい、「旧法」とは、この法律による改正前の所得税法をいう。
- この附則において特別の定めのあるものを除く外、新法の規定（新法第三条の二の規定を除く。）は、昭和二十八年分以後の所得税について適用し、昭和二十七分以前の所得税については、なお従前の例による。
- 新法第一條第四項、第五條第一項第一号、同條第二項、第六條第七号及び第八号、第九條第二項第二号及び第四号、第十八條第一項、第三十七條並びに同法第六十一條の二の規定は、株式の消却、資本の減少、出資の減少、退社、脱退又は合併に因り株式、社員又は出資者が取得する財産については、昭和二十八年八月一日以後に、株式の消却、資本の減少若しくは出資の減少に関する決議、退社、脱退又は合併があつた場合にこれらの事由に因り株式、社員又は出資者が取得する財産について適用し、同日前にこれらの事由があつた場合においてこれらの事由に因り株式、社員又は出資者が取得する財産については、なお従前の例による。
- 新法第六條第六号及び第九條第二項第三号の規定は、昭和二十八年八月一日以後に解散した法人又はこの法律施行の際清算中の法人（昭和二十五年四月一日前に解散した法人を除く。）で、昭和二十八年八月一日前に残余財産の分配をしていないもの若しくは同日前に分配した残余財産の額が、当該法人の解散の時に於ける資本又は出資の金額の合計額、資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の規定による再評価積立金額（同法第百四條の規定により再評価積立金を取りくずした場合には、その取りくずした金額を控除した金額）並びに法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第九條の二から第九條の四までの規定により益金に算入されなかつたもの及び同法第九條の五第一項に規定する合併減資益金で留保した金額の合計額をこえていないものから、その解散に因り残余財産の分配として同年一月一日以後株式、社員又は出資者が取得する財産について適用し、同年四月一日前に解散したその他の法人からその解散に因り同年一月一日以後に残余財産の分配として株式、社員又は出資者が取得する財産については、なお従前の例による。
- 新法第六條第五号及び第十号並びに第九條第二項第一号及び第五号の規定は、昭和二十八年一月一日以後において生じた所得又は損失で有価証券（新法第六條第五号に規定する有価証券をいう。）の譲渡又は証券投資信託の終了若しくは証券投資信託契約の一部の解約に因るもの（前二項の規定により従前の例によることとされる旧法第十條の二の規定によつて譲渡所得とみなされたものを含む。）について、適用する。

7 新法第九条の二第三項の規定の適用については、昭和二十七年分以前の山林所得及び譲渡所得は、新法第十四条第一項に規定する変動所得とみなす。

8 新法第十四条の五の規定は、昭和二十六年十二月三十一日以前に支払すべきであった社会保険料については、適用しない。

9 昭和二十五年分から昭和二十七年分までの各年分の旧法第十四条第一項に規定する変動所得について同項の規定の適用があつた場合においてその変動所得のうち同条第二項に規定する乙種変動所得があつたとき（昭和二十五年分及び昭和二十六年分の旧法第十四条第二項に規定する乙種変動所得について同条第一項の規定の適用があつた場合においては、当該乙種変動所得につき昭和二十七年分の所得税について旧法第十四条の二第二項の規定の適用があつたときに限る。）においては、新法第十四条の二の規定の適用については、当該乙種変動所得を新法第十四条の二第二項の規定の適用を受ける変動所得とみなす。

10 新法第十五条の八の規定は、昭和二十八年一月一日以後外国において課せられた所得税に相当する税額について適用する。

11 昭和二十八年分の所得税に係る七月予定申告については、なお従前の例による。

12 昭和二十八年分の所得税についての新法第二十二條第三項において準用する新法第二十一條の二の規定の適用については、同条に規定する前年分の総所得金額は、新

法第九条の規定により計算した金額とする。但し、昭和二十七年において確定申告書を提出する義務があつたかどうかは、旧法第九条の規定により計算した同年分の総所得金額を基礎として旧法第十四条の六及び旧法第二十六條第一項前段の規定を適用して定める。

13 昭和二十八年分の所得税に係る七月予定申告書を提出した者（附則第十一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第二十一条の二第十項の規定により七月予定申告書を提出したものとみなされた者を含む。）は、新法の規定により計算した総所得金額、所得税額又は予定納税額の同年十一月一日における見積額が、当該申告書に記載された総所得金額の見積額（附則第十一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第二十一条の二第十項の規定により通知を受けた所得税額の見積額以下）通知に係る所得税額の見積額（以下「通知に係る所得税額の見積額」といふ。）の計算の基礎となつた総所得金額の見積額を含む）、所得税額の見積額（通知に係る所得税額の見積額を含む。）又は予定納税額（通知に係る所得税額の見積額を基礎として計算した予定納税額を含む。）に比し増加し、又は減少することとなつた場合においては、新法第二十三條第一項又は第二項の規定により、修正予定申告書を政府に提出し、又は政府に対し総所得金額の見積額若しくは予定納税額の更正の請求をすることができる。

14 昭和二十八年において純損失の金額がある場合における新法第三十六條の規定の適用については、旧法の規定により計算した昭和二十七年分の課税総所得金額（同年分の所得税について、旧法第十四条第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては、調整所得金額、旧法第十四条の二第一項の規定の適用がある場合においては、第二次調整所得金額。以下本項において同じ。）に対し旧法第十三条から第十四条の二までの規定により計算した所得税額（旧法第十五条の規定の適用がある場合には、同条の規定による所得税額。以下本項において同じ。）と当該課税総所得金額から純損失の金額の全部又は一部を控除して旧法第十三条から第十四条の二までの規定により計算した所得税額との差額（旧法の規定により計算した同年分の総所得金額につき旧法第十一条の三から第十五条の七まで及び第二十八条又は第三十三條第三項の規定により計算した税額をこえる場合には、当該税額）に相当する金額を新法第三十六條第一項の規定により還付の請求をなすことができる。

15 新法第一条第二項第三号、同条第四項、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第三十七條、第四十一条並びに第四十二条第三項の規定は、附則第四項又は第五項の規定の適用がある場合を除く外、昭和二十八年八月一日以後に支払を受けるべき所得（無記名債券の利子、無記名株式の配当、無記名の貸付信託の受益証券につき受ける利益及び無記名の証券投資信託の受益証券につき受ける収益の分配については、同日以後に支払を受けるもの）について適用する。

16 新法第三十八條及び第三十八條の二の規定は、昭和二十八年八月一日以後の支給に係る給与所得及び退職所得について適用し、同日前の支給に係る給与所得及び退職所得については、なお従前の例による。

17 昭和二十八年一月一日以後この法律施行前旧法第三十九條第一項又は第二項の規定により申告書を提出した者は、この法律施行の際その者と生計を一にする他の納税義務者がある場合には、その者及び当該他の納税義務者のすべてが生計を一にする扶養親族がすべて一の納税義務者の扶養親族である場合を除き、政令で定めるところにより、この法律施行後最初に給与の支払を受ける日の前日まで、これらの扶養親族がすべて一の納税義務者の扶養親族であることとするため、新法第三十九條第二項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。但し、新法第八條第一項後段但書の規定の適用がある場合には、その規定によることができる。この場合において、その者は、同日までに新法第十一條の七第二項の規定の適用を受ける旨及び当該扶養親族について同項各号の順位を記載した申告書を提出しなければならない。

18 前項本文の規定により当該申告書が提出された場合においては、当該申告書を提出した者が旧法第三十九條第一項の規定により提出した申告書の記載事項は、前項本文の規定による申告書に記載されたところにより変更されたものとみなし、同項但書の規定により申告書が提出された場合においては、当該申告書に記載された事項が、当該申告書を提出した者の旧法第三十九條第一項の規定により提出した申告書に記載されたものとみなす。

19 新法第四十條の規定は、その年最後に給与の支払をなす日が、昭和二十八年八月一日以後である場合について適用し、その日が同日前である場合については、なお従前の例による。

20 新法第四十三條第三項の規定は、昭和二十八年八月一日以後所得税額の還付又は充当をする場合について適用する。

21 新法第四十六條の三及び第六十七條第三項の規定は、昭和二十八年七月三十一日以前に死亡した者又は同日以前にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなつた者の昭和二十八年分の所得税で、同日以前に生じた所得に係るものについては、適用しない。

22 新法第五十五條（新法第五十六條第三項、第五十七條第六項及び第五十七條の二第六項において準用する新法第五十五條第四項並びに新法第五十六條第三項において準用する新法第五十五條第七項を含む。）及び新法第五十七條の二の規定は、昭和二十八年八月一日

以後納付し、又は徴収される利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、源泉徴収加算税額及び重加算税額について適用し、同日前に納付し、又は徴収された利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、源泉徴収加算税額及び重加算税額については、なお従前の例による。

23 この法律施行の際未納に係る所得税額、追徴税額又は新法第四十七条第二項から第四項までに規定する税額が十万円未満である場合（前項の規定により新法第五十五条第七項（新法第五十六條第三項）において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合を除く。）においては、当該税額に係る利子税額は、新法第五十五条第一項から第三項まで及び第六項（新法第五十六條第三項）において準用する新法第五十五條第二項及び第三項を含む。）並びに新法第五十六條第一項の規定にかかわらず、当該利子税額の計算の基礎となる税額及び期間に応じ、政令で定める簡易利子税額表に掲げる金額による。

24 新法第五十五條第四項及び第八項の規定は、前項の場合について準用する。

25 新法第五十七條の二第一項から第五項までの規定は、昭和二十八年八月一日以後決定の通知をする重加算税額について適用し、同日前に決定の通知のされた重加算税額については、なお従前の例による。

26 新法第六十一條の四の規定は、証券投資信託の終了若しくは証券投資信託契約の一部の解約に因り

又は元本の追加信託をなしうる証券投資信託につき昭和二十八年八月一日以後証券投資信託の収益の分配をなす場合について適用し、これらの事由に因り同年一月一日以後同年七月三十一日までの間に証券投資信託の収益の分配をした場合においては、当該収益の分配を受けた者から請求があつた場合に限り、同条に規定する法人は、同条の規定に準じ通知しなければならぬ。

27 新法第六十二條の規定は、昭和二十八年八月一日以後提出又は交付される源泉徴収票について適用する。

28 この法律施行前昭和二十八年分の所得税につき旧法第二十九條第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者及びこの法律施行前同年分の所得税につき旧法第四十六條第五項において準用する同条第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につきこの法律施行前旧法第四十六條第五項において準用する同条第一項から第三項までの規定又は同条第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項）につき新法の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、昭和二十八年九月三十日まで、政府に対し、更正の請求をすることができ、

29 新法第二十七條第七項及び第八項並びに新法第六章の規定の適用

については、前項の規定による更正の請求は、新法第二十七條第六項の規定による更正の請求とみなす。災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中、「第五十七條の二第二項から第三項まで又は第六十二條の四第一項」を「又は第五十七條の二第二項から第三項まで」に、「重加算税額又は加算税額」を「又は重加算税額に改め、同条第二項中、同法第十四條第二号」を「同項第一号」に改める。

第三條第二項及び第三項中「第三十八條第一項」を「第三十八條第一項若しくは第四項」に、「同項」を「これらの項」に改める。

相続税法の一部を改正する法律案
相続税法の一部を改正する法律案
相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 課税価格、税率及び控除（第十一條—第二十一條）」
第二章 課税価格、税率及び控除
第一節 相続税（第十一條—第二十一條）
第二節 贈与税（第二十一條—第二十二條）
第二十一條（第六）に改める。
第一條の見出しを「相続税の納税義務者」に改め、同条第一号中「相続、遺贈又は贈与」を「相続（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を含む。以下同じ。）」に改め、同条第二号中「遺贈又は贈与」を削り、同条の次に次の一條を加える。

（贈与税の納税義務者）
第一條の二 左に掲げる者は、この法律により、贈与税を納める義務がある。
一 贈与又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。以下同じ。）に因り財産を取得した個人で当該財産を取得した時にこの法律の施行地に住所を有するもの
二 贈与又は遺贈に因りこの法律の施行地にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時にこの法律の施行地に住所を有しないもの
第二條の見出しを「相続税の課税財産の範囲」に改め、同条第一項及び第二項中「前条」を「第一條」に改め、「遺贈又は贈与」を削り、同条の次に次の一條を加える。
（贈与税の課税財産の範囲）
第二條の二 第一條の二第一号の規定に該当する者については、その者が贈与又は遺贈に因り取得した財産の全部に対し、贈与税を課する。
2 第一條の二第二号の規定に該当する者については、その者が贈与又は遺贈に因り取得した財産でこの法律の施行地にあるものに対し、贈与税を課する。
第三條第一項各号列記以外の部分中「相続人」を「相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）」に改め、同項第一号中「被相続人」を「被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）」に改め、同号中「金額の下に」の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時に払い込まれたものの全額に対する割合」を加え、同項第二号中「準ずる給与」の下に「被相続

人の死亡後三年以内に支給が確定したものに限る。）」を加え、同項第三号中「金額の下に」の当該契約に係る保険料で当該相続開始の時までに払い込まれたものの全額に対する割合」を加え、同項第四号及び第五号中「金額」の下に「の当該契約に係る掛金で当該相続開始の時までに払い込まれたものの全額に対する割合」を加える。
第四條第二項各号列記以外の部分中「遺言によりなされた場合」の下に「又は第四號の条件が委託者の死亡である場合」を加える。
第五條第一項中「金額」の下に「の当該契約に係る保険料で当該保険事故が発生した時までに払い込まれたものの全額に対する割合」を加える。
第六條第一項中「金額」の下に「の当該契約に係る掛金で当該定期金給付事由が発生した時までに払い込まれたものの全額に対する割合」を加え、同条第三項中「金額」の下に「の当該契約に係る掛金で当該相続開始の時までに払い込まれたものの全額に対する割合」を加える。
第十條第一項第一号中「船舶」の下に「又は航空機」を、「船舶」の下に「又は航空機の登録をした機関」を加え、同項第六号中「株式又は債権（特別の法律により設立された法人又は外国法人の発行する債券を含む。）」若しくは株式又は債権に「当該株式」を「当該株式若しくは株式」に改め、同項第八号中「実権」の下に「登録されているもの」を加え、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一號を加える。

第一類第六号 大蔵委員會議録第六号 昭和二十八年六月二十三日 五七

九 著作権（出版権を含む。）で当該著作権の目的物である著作物が発行されているものについては、当該著作物を発行する営業所又は事業所の所在

第十条第二項中「前項各号に掲げる財産」を「第一項各号に掲げる財産及び前項に規定する財産」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 國債又は地方債は、この法律の施行地にあるものとし、外国又は外国の地方公共団体その他これに準ずるものの発行する公債は、当該外国にあるものとする。

第一節 相続税

第十一条の見出しを「相続税の課税価格」に改め、同条第一項及び第二項中「遺贈又は贈与」及び「その年中におけるこれらの事由に因る財産の取得について」を削り、「その年中においてこれらの事由に因り」を「当該相続に因り」に改め、「合計額をもつて」の下に「相続税の」を加え、同条第三項を削る。

第十二条の見出しを「相続税の非課税財産」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「課税価格」を「相続税の課税価格」に改め、同項第二号中又は遺贈」を削り、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号中「遺贈又は贈与」を削り、同号を同項第三号とし、同項第六号を削り、同項第七号中「第三条」を「相続人の取得した第三条」に、「二十万円」を「三十

万円」に改め、同号を同項第四号とし、同項第八号中「被相続人の異なること」に、「を」を「相続人の取得した」に、「二十万円」を「三十万円」に、「当該被相続人」を「同号の被相続人」に改め、同号を同項第五号とし、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第五号」を「前項第三号」に改め、同項を同条第二項とする。

第十三条第四項中「第五号」を「第三号」に、「第三項」を「第二項」に改め、同条第五項を削る。

第十四条第二項中「又は包括遺贈者」を削り、「相続税」の下に「贈与税」を加える。

第十五条第一項中「又は遺贈」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項第四号を削り、同項を同条第二項とする。

第十六条第一項中「又は遺贈（扶養義務者からの遺贈に限る。）」を「包括遺贈者が扶養義務者以外の者である場合における包括遺贈を除く。以下本条において同じ。」に、「当該相続又は遺贈」を「当該相続」に改め、同条第二項中「又は遺贈」及び「又は遺贈者」を削り、同条第四項中「又は遺贈」を削り、同条第五項中「第三項」を「第二項」に改める。

第十七条の見出しを「相続税の基礎控除」に改め、同条本文中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条但書を削る。

第十八条から第二十条までを次のように改める。
(相続税の税率)

第十八条 相続税は、前条の規定による控除後の課税価格を左の各級に区分し、順次に各税率を適用して算出した金額の合計額により、課する。

二十万円以下の金額	百分の十五
二十万円をこえる金額	百分の二十
五十万円をこえる金額	百分の二十五
百万円をこえる金額	百分の三十
二百万円をこえる金額	百分の三十五
四百万円をこえる金額	百分の四十
七百万円をこえる金額	百分の四十五
千二百万円をこえる金額	百分の五十
二千万円をこえる金額	百分の五十五
三千万円をこえる金額	百分の六十
五千万円をこえる金額	百分の六十五
一億円をこえる金額	百分の七十

第十九条 相続に因り財産を取得した者が当該相続の開始前二年以内（相続開始前二年以内）に当該相続に係る被相続人から贈与に因り財産を取得したことがあつた場合の相続税額

第十九条 相続に因り財産を取得した者が当該相続の開始前二年以内（相続開始前二年以内）に当該相続に係る被相続人から贈与に因り財産を取得したことがあつた場合の相続税額

三項まで及び第二十一条の三の規定により当該取得の日の属する年の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるものに限る。）の価額を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなし、前二条の規定を適用して算出した金額（当該贈与に因り取得した財産の取得につき課せられた贈与税があるときは、当該金額から当該財産に係る贈与税の税額（第二十一条の六の規定による控除前の税額とし、利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する税額を除く。）として政令の定めるところにより計算した金額（以下本条において「贈与税相当額」という。）を控除した金額）をもつて、その者の納付すべき相続税額とする。

2 第十五条第二項の規定は、前項の規定により贈与税相当額の控除をする場合について準用する。
(相次相続控除)
第二十条 相続に因り財産を取得した場合において、当該相続（以下本条において「第二次相続」という。）に係る被相続人が第二次相続の開始前十年以内に開始した相続（以下本条において「第一次相続」という。）に因り財産を取得したことがあるときは、当該被相続人から相続に因り財産を取得した者については、その者について前二条の規定により算出した相続税額から、当該被相続人が第一次相続に因り取得した財産につき課せられた相続税額（利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する相続税額を除く。以下第一号において同じ。）に左の各号に掲げる割合を順次乗じて算出した金額に相当する税額を控除し、その控除後の税額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

一 第二次相続に係る被相続人から相続人及び受遺者（包括受遺者を除く。以下同じ。）の全員が相続又は遺贈に因り取得した財産の価額（相続税又は贈与税の課税価格に算入される部分に限る。）の合計額に

二 第二次相続に係る被相続人から相続に因り取得した財産の価額（相続税の課税価格に算入される部分に限る。）の第二次相続に係る被相続人から相続人及び受遺者の全員が相続又は遺贈に因り取得した財産の価額（相続税又は贈与税の課税価格に算入される部分に限る。）の合計額に

三 第一次相続開始の時から第二次相続開始の時までの期間に相当する年数を十年から控除した年数（当該年数が一年未満であ

る。）に

るとき又はこれに一年未満の端数があるときは、これを一年とする。)の十年に対する割合

2 前項の場合において、第一次相続に因り財産を取得した者の当該財産に係る相続税額は、第二次相続に係る被相続人から相続に因り取得した財産に係る相続税額について提出すべき申告書の提出期限までに第一次相続に係る相続税として納付した又は納付すべきことが確定した税額による。

3 第十五条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

「相続税額」に改め、同条第一項中「遺贈又は贈与」を(第二十一条の二第四項に規定する贈与を含む。以下本条において同じ。)に改め、「第十八条」を「前三条」に、「当該財産を取得した日の属する年分の課税価格に算入された財産の価額」を「当該相続に因り取得した財産の価額のうち課税価格計算の基礎に算入された部分」に改め、同条第二項中「第三項」を「第二項」に改め、第二章中同条の次に次の一節を加える。

第二節 贈与税

(贈与税の課税価格)

第二十一条の二 贈与又は遺贈に因り財産を取得した者がその年中におけるこれらの事由に因る財産の取得について第一条の二第一号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その年中においてこれらの事由に因り取得した財産の価額の合計額をもつて、贈与税の課税価格とする。

2 贈与又は遺贈に因り財産を取得した者がその年中におけるこれらの事由に因る財産の取得について第一条の二第二号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その年中においてこれらの事由に因り取得した財産でこの法律の施行地にあるものの価額の合計額をもつて、贈与税の課税価格とする。

3 贈与又は遺贈に因り財産を取得した者がその年中におけるこれらの事由に因る財産の取得について第一条の二第一号及び第二号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その者がこの法律の施行地に住所を有していた期間内にこれらの事由に因り取得した財産の価額及びこの法律の施行地に住所を有していなかつた期間内にこれらの事由に因り取得した財産でこの法律の施行地にあるものの価額の合計額をもつて、贈与税の課税価格とする。

4 相続人が相続開始の年において当該相続に係る被相続人から受けた贈与に因り取得した財産の価額で第十九条第一項の規定により相続税の課税価格に算入されるものは、前三項の規定にかかわらず、贈与税の課税価格に算入しない。

(贈与税の非課税財産)
第二十一条の三 左に掲げる財産の価額は、贈与税の課税価格に算入しない。
一 法人からの贈与に因り取得した財産
二 扶養義務者相互間において生

活費又は教育費に充てるためにした贈与に因り取得した財産のうち通常必要と認められるもの
三 宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者で政令で定めるものが贈与又は遺贈に因り取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの
四 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の適用を受ける選挙運動に因り、贈与に因り取得した金銭、物品その他の財産上の利益で同法第百八十九条の規定による報告がなされたもの
第十二条第二項の規定は、前項第三号に掲げる財産について準用する。

(贈与税の基礎控除)
第二十一条の四 贈与税については、課税価格から十万円を控除する。

(贈与税の税率)
第二十一条の五 贈与税は、前条の規定による控除後の課税価格を左の各級に区分し、通次に各税率を適用して算出した金額の合計額により、課する。

二十万円以下の金額	百分の二十
二十万円をこえる金額	百分の二十五
五十万円をこえる金額	百分の三十
百万円をこえる金額	百分の三十五
二百万円をこえる金額	百分の四十

四百万円をこえる金額	百分の四十五
七百万円をこえる金額	百分の五十
千二百万円をこえる金額	百分の五十五
二千万円をこえる金額	百分の六十
三千万円をこえる金額	百分の七十

(在外財産に対する贈与税額の控除)
第二十一条の六 贈与又は遺贈に因りこの法律の施行地外にある財産を取得した場合において、当該財産についてその地の法令により贈与税に相当する税が課せられたときは、当該財産を取得した者については、その者について前条の規定により算出した贈与税額からその課せられた税額を控除し、その控除後の税額をもつて、その納付すべき贈与税額とする。但し、その控除すべき税額が、その者について前条の規定により算出した贈与税額に当該財産の価額が当該財産を取得した日の属する年分の贈与税の課税価格に算入された財産の価額のうち占める割合を乗じて算出した金額をこえる場合においては、そのこえる部分の金額に相当する税額については、当該控除をしない。

2 第十五条第二項の規定は、前項の場合について準用する。
第二十四条第二項中「確定申告書(第二十八条第四項の規定による確定申告書を除く。)」の提出期限(概算申告書の提出すべき場合には、当該申告書の提出期限)を、第二十七条第

一項又は第二十八条第一項若しくは第二項に規定する申告書の提出期限に改める。
第二十七条から第二十九条までを次のように改める。

(相続税の申告書)
第二十七条 相続に因り財産を取得した者は、相続税の課税価格(第十九条第一項の規定の適用がある場合においては、同項の規定により相続税の課税価格とみなされた金額)と第十五条及び第十六条の規定により控除を受ける金額との合計額が五十万円をこえるときは、当該相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月以内(その者が当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日までに)課税価格、相続税額その他政令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告書を提出すべき者が当該申告書の提出前に死亡した場合においては、その者の相続人は、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月以内(その者が当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日までに)に、政令の定めるところにより、その死亡した者に係る同項の申告書をその死亡した者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 通信、交通の状況その他やむを得

得ない事由に因り前二項に規定する申告書の提出期限内に申告書を提出することができない者については、政令の定めるところにより、国税庁長官又は税務署長は、その期限を延長することができ

4 第一項又は第二項の規定による申告書を提出する場合においては、当該申告書に被相続人の死亡の時に於ける財産及び債務、当該被相続人から相続人又は受遺者が相続又は遺贈に因り取得した財産又は承継した債務の各人ごとの明細その他政令で定める事項を記載した明細書を添付しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定は、当該各項に規定する申告書の提出期限前に第三十六条の規定による決定の通知があつた場合には、適用しない。

(贈与税の申告書)

第二十八条 贈与又は遺贈に因り財産を取得した者は、贈与税の課税価格が十万円をこえるときは、第二項の規定に該当する場合を除く外、当該贈与又は遺贈に因り財産を取得した年の翌年二月一日から二月末日まで（同年一月一日から二月末日までにこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に、課税価格、贈与税額その他政令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 遺贈に因り財産を取得した者が

当該財産を取得した年の翌年一月一日以後に当該遺贈があつたことを知つた場合において、その者が当該財産の価額を当該財産を取得した年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入することに因り贈与税の納税義務がある者となつたときは、当該遺贈があつたことを知つた日の翌日から六月以内（その者が当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に、前項の申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 前条第二項の規定は、左の各号に掲げる場合については準用する。
一 一年の中途において死亡した者がその年一月一日から死亡の日までに贈与又は遺贈に因り取得した財産の価額のうち贈与税の課税価格に算入される部分の合計額が十万円をこえる場合
二 前二項の規定による申告書を提出すべき者が当該申告書の提出前に死亡した場合
4 前条第三項の規定は、第一項若しくは第二項の規定又は前項において準用する前条第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限について準用する。

5 前条第五項の規定は、第一項若しくは第二項の規定又は第三項において準用する前条第二項の規定により提出すべき申告書について準用する。

第二十九条 削除
第三十条第一項中「概算申告書、

確定申告書又は最終確定申告書」を「第二十七条又は第二十八条の規定による申告書」に、「前三条」を「第二十七条又は第二十八条」に、「第二十八條第四項又は前条第一項」を「第二十七條第二項（第二十八條第三項において準用する場合を含む）」に改め、「又は包括受遺者及び」又は遺贈者」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 第二十七條第四項の規定は、前項の場合について準用する。
第三十一條第一項及び第二項中「又は相続税額」を、「相続税額又は贈与税額」に改め、同条第三項中又は包括受遺者」及び「又は遺贈者」を削り、「相続税」の下に「又は贈与税」を加える。

第三十二條第一項中「若しくは相続税額」を、「相続税額若しくは贈与税額」に、「又は相続税額」を、「相続税額又は贈与税額」に改め、同条第二項中「及び相続税額」の下に「又は贈与税額」を加え、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 贈与税の課税価格計算の基礎に算入した財産のうち第二十一条の二第四項の規定に該当するものがあつたこと。

第三十二條第三項及び第四項中「又は相続税額」を、「相続税額又は贈与税額」に改め、同条第七項中「第二十八條第四項」を「第三項（第二十八條第三項及び第四項において準用する場合を含む）」に改める。

第三十三條第一項から第三項まで中「相続税額に相当する相続税」を「相続税額又は贈与税額に相当する相続税又は贈与税」に改め、同条

第一項但書、同項各号及び同条第二項但書を削り、同条第四項中「第二十八條第四項又は第二十九條第一項」を「第二十七條第二項（第二十八條第三項において準用する場合を含む）」に改め、「又は包括受遺者」を削り、「当該各項の規定による確定申告書若しくは最終確定申告書又はこれらの申告書」を「同項の規定による申告書又は当該申告書」に、「相続税」を「相続税又は贈与税」に改め、「又は遺贈者」を削り、「相続税」の下に「又は贈与税額」を加え、「又は遺贈」を削り、同条第五項及び第六項中「相続税」の下に「又は贈与税」を加え、「又は遺贈者」を削り、同条第六項中「相続税」の下に「又は贈与税」を加える。

第三十四條第一項中「その相続又は遺贈」を「その相続に因り取得した財産に係る相続税又はその遺贈」に、「相続税額」を「贈与税額」に、「当該相続税を当該贈与税」に、「相続税」を「贈与税」に改め、同条第二項中「包括受遺者」を「受遺者」に、「相続税」を「相続税又は贈与税」に改め、同条第三項中「相続税の課税価格計算」を「相続税又は贈与税の課税価格計算」に改め、「（包括遺贈を除く）」を削り、「遺贈又は」を「遺贈若しくは」に改め、「年分の」を削り、「相當する相続税」の下に「又は当該財産を課税価格計算の基礎に算入した年分の贈与税額に当該財産の価額が当該贈与税の課税価格に算入される財産の価額のうち占める割合を乗じて算出した金額に相當する贈与税」を加え、同条第四項中「相続税額」を「贈与税額」に、「当該相続税」を「当該贈与税」に、「相続税」を「贈与税」に改める。

第三十五條第一項中「相続税額」の下に「若しくは贈与税額」を加え、同条第二項中「相続税額（第三十三條第一項各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる税額を控除した税額）」を「相続税額若しくは贈与税額」に改め、同条第三項及び第四項中「相続税額」の下に「若しくは贈与税額」を加え、同条第五項第一号中「又は遺贈者」を削り、同項第二号中「第二十八條第二項から第四項まで」を「第二十七條第二項、第二十八條第二項又は同条第三項第二号」に、「同条第一項に規定する確定申告書」を「第二十七條第一項又は第二十八條第一項若しくは第二項に規定する申告書」に、「同条第六項において準用する第二十七條第二項」を「第二十七條第三項（第二十八條第四項において準用する場合を含む）」に改め、同項第三号中「第二十九條第一項」を「第二十八條第三項第一号」に、「被相続人又は遺贈者」を「同号に規定する者」に改める。

第三十五條の二第一項中「確定申告書、最終確定申告書若しくはこれらの申告書」を「期限内申告書又は当該申告書」に改め、「又は第五十七條第一項の規定による明細書（当該明細書の提出期限後に提出された明細書を含む）」を削り、「これらの申告書又は明細書に係る年分の」を「これらの申告書」に改め、「相続税額」の下に「若しくは贈与税額」を加え、「又は決定」を削り、「確定申告書、最終確定申告書又は第五十七條第一項の規定による明細書」を「期限内申告書」に改め、「又は明細書」を削り、「相続税を免れた者の当該相

統税を「相続税又は贈与税を免れた者の当該相続税又は贈与税」に改める。

第三十六條第一項及び第三十七條中「相続税額」の下に「若しくは贈与税額」を加える。

第三十八條を次のように改める。
(延納)

第三十八條 税務署長は、第三十三條第一項から第三項までの規定により納付すべき相続税額又は前条の規定により徴収すべき相続税の追徴税額が一万円をこえる場合において、納税義務者の申請により、担保を提供させ、五年(相続に因り取得した財産で当該相続税額又は追徴税額の計算の基礎となつたものの価額の合計額のうち不動産、立木その他政令で定める財産の価額の合計額が占める割合が十分の五以上であるときは、十年)以内の年賦延納を許可することができる。この場合において、延納税額が五万円(十年以内の延納を許可することができる場合において、十万円)未満であるときは、当該延納を許可することができる期間は、延納税額(当該税額に一万円未満の端数があるときは、これを一万円として計算した金額)を一万円で除して得た数に相当する年数をこえることのできない。

ては、最終の年割額を除き、一万円とする。
3 税務署長は、第三十三條第一項から第三項までの規定により納付すべき贈与税額又は前条の規定により徴収すべき贈与税の追徴税額が一万円以上で、且つ、納税義務者について金銭で一時に納付することを困難とする事由がある場合においては、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として、担保を提供させ、五年以内の年賦延納を許可することができる。

4 第一項又は前項の規定により延納を許可することができる相続税額若しくは贈与税額又は追徴税額は、左の各号の一に該当する者が納付する相続税額若しくは贈与税額又はその者から徴収する追徴税額に限る。
一 期限内申告書を提出した者
二 期限後申告書を提出した者で税務署長において期限内申告書の提出期限内に当該申告書を提出しなかつたことについて正当な事由があつたと認められるもの
三 第三十五條第五項の規定により申告書の提出期限前に決定を受けた者

5 第一項又は第三項の規定による担保の種類は、国債、地方債若しくは不動産その他の政令で定める財産又は税務署長において確實と認められる保証人の保証とする。
第三十九條第一項中「金銭で一時に納付することを困難とする金額及びその困難とする事由」を削り、同

条第二項中「前条」の下に「第三項及び第四項」を加え、同条第三項中「前項」を「第二項又は前項」に改め、同条第七項中「第五項」を「第七項」に改め、同条第八項中「提供する担保の種類及びその提供の」を「おける担保の提供の」に改め、同条第二項を同条第四項とし、以下二項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の二項を加える。
2 税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請者及び当該申請に係る事項が前条第一項、第二項及び第四項の規定に該当するときは、当該申請者の提供しようとする担保の種類が同条第五項の規定に該当しない場合を除く外、当該申請を許可しなければならない。但し、税務署長が、当該申請者の提供しようとする担保の種類が適当でないとき認めるときは、その変更を求めることができる。この場合において当該申請者がその変更の求めに応じなかつたときは、当該申請を却下することができる。

3 前条第三項の規定による延納の許可を申請しようとする者は、その延納を求めようとする贈与税の納期限までに、又は納付の期日に、政令の定めるところにより、金銭で一時に納付することを困難とする金額及びその困難とする事由、延納を求めようとする税額及び期間、分納税額及びその納期限その他必要な事項を記載した申請書に担保の提供に関する書類を添え、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 第四十條第一項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第二項中「第六項」を「第八項」に改める。
第四十一條第一項中「徴収すべき」の下に「相続税の」を加え、同条第二項中「第二項」を「第四項」に改める。
第四十四條第一項中「相続税額」の下に「贈与税額」を加え、同条第三項中「第三十九條第三項(同条第四項)」を「第三十九條第五項(同条第六項)」に、「第七項」を「第九項」に改め、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改める。
第四十五條第二項中「第二項」を「第三項」に改める。
第五十條第一項中「若しくは相続税額」を「相続税額若しくは贈与税額」に、「又は相続税額」を「相続税額若しくは贈与税額」に改め、「徴収することができる」を「徴収する」に改め、同条第二項中「若しくは贈与税額」の下に「若しくは贈与税額」を加える。

第五十一條第一項中「相続税額」の下に「又は贈与税額」を加え、同項第一号中「第二十八條第四項」を「第二十七條第二項(第二十八條第三項において準用する場合を含む。)」に改め、「又は包括受遺者」を削り、「確定申告書を「申告書」に改め、「又は遺贈者」を削り、「同条第一項から第三項まで」を「第二十七條第一項又は第二十八條第一項若しくは第二項」に、「第二十八條第一項から第三項まで」を「第二十八條第一項から第三項まで」に、「第二十八條第一項から第三項まで」を「第二十七條第一項又は第二十八條第一項若しくは第二項」に改め、同条第二号中「相続税額」を「相続税又は贈与税」に改め、同条第二項第一号中「第二十八條第四項」を「第二十七條第二項(第二十八條第三項において準用する場合を含む。)」に改め、「又は包括受遺者」及び「又は遺贈者」を削り、「同条第一項から第三項まで」を「第二十七條第一項又は第二十八條第一項若しくは第二項」に改め、「又は贈与税」を「贈与税」に改め、「第二十八條第一項から第三項まで」を「第二十七條第一項又は第二十八條第一項若しくは第二項」に改め、同項第二号中「相続税額」を「贈与税額」に改め、「相続税の開始又は」を削り、「四月」を「六月」に改め、同条第四項、第五項及び第九項中「相続税額」の下に「若しくは贈与税額」を加え、同条第六項中「前五項」を「第一項から第六項まで」に、「百円」を「三百円」に改め、同項を同条第八項とし、以下二項ずつ繰り下げ、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 第一項又は第三項の利子税額の計算の基礎となる相続税額、贈与税額又は追徴税額(これらの税額の一部の納付又は徴収があつた場合においては、当該納付又は徴収前におけるこれらの税額の金額)

2 前項の規定により延納を許可する場合において、延納年割額は、延納税額を延納期間に相当する年数で除して計算した金額(当該金額が一万円を下る場合において

少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額について適用し、同日前に納付し、又は徴収された利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額については、なお従前の例による。

5 この法律施行の際未納に係る相続税又は贈与税の税額（延納の許可を受けた税額のうちこの法律施行の日以後納期限の到来するものを含む。）が十万円未満である場合（前項の規定により新法第五十一条第六項又は第五十二条第二項の規定の適用がある場合を除く。）においては、当該税額に係る利子税額は、新法第五十一条第一項から第五項まで及び第五十二条第一項の規定にかかわらず、当該利子税額の計算の基礎となる税額及び期間に於て、政令で定める簡易利子税額表に掲げる金額による。

6 新法第五十一条第七項及び第八項（新法第五十二条第一項において準用する場合を含む。）並びに第五十二条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

7 新法第五十四条第一項から第三項までの規定は、この法律施行の日以後決定の通知をする重加算税額について適用し、同日前に決定の通知のされた重加算税額については、なお従前の例による。

8 新法第二十七条又は第二十八条の規定による申告書を昭和二十八年八月三十一日以前に提出すべき者については、これらの申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同日（その者がこの法律施行後同日前に新法の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日）とする。

9 昭和二十八年一月一日以後相続（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を含む。）以下本項において同じ。）に因り財産を取得した者がこの法律施行の日までに当該財産を課税価格計算の基礎に算入したこの法律による改正前の相続税法（以下「旧法」という。）第二十七条の規定による概算申告書を提出している場合又は同年一月一日以後相続に因り財産を取得した者で同日以後死亡したものの相続人若しくは包括受遺者がこの法律施行の日までに当該財産を課税価格計算の基礎に算入した旧法の規定による最終確定申告書を提出している場合においては、これらの申告書は、新法第二十八条第一項の規定又は同条第三項において準用する同法第二十七条第二項の規定による申告書とみなす。

10 昭和二十八年一月一日以後贈与又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。）以下本項において同じ。）に因り財産を取得した者（前項の規定に該当する者を除く。）がこの法律施行の日までに当該財産を課税価格計算の基礎に算入した旧法第二十七条の規定による概算申告書を提出している場合又は同年一月一日以後贈与若しくは遺贈に因り財産を取得した者（前項の規定に該当する者を除く。）で同日以後死亡した者の相続人若しくは包括受遺

者がこの法律施行の日までに当該財産を課税価格計算の基礎に算入した旧法第二十九条の規定による最終確定申告書を提出している場合においては、これらの申告書は、新法第二十八条第一項の規定又は同条第三項において準用する同法第二十七条第二項の規定による申告書とみなす。

11 昭和二十八年一月一日以後相続に因り財産を取得した者が同日前に贈与に因り取得した財産で新法第十九条第一項の規定により相続税の課税価格に算入されるものがある場合における同項の規定の適用については、その者が旧法の規定により納付した、又は納付すべき当該贈与に係る財産を取得した日の属する年分の相続税額（利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する相続税額を除く。）に当該財産の価額が当該年分の相続税の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額に相当する相続税額を、当該財産の取得につき新法の規定により課せられた贈与税額とみなす。

12 左の各号に掲げる場合における新法第二十条の規定の適用については、当該各号に規定するところによる。

一 昭和二十四年十二月三十一日以前に第一次相続（新法第二十条第一項に規定する第一次相続をいう。以下同じ。）を開始している場合においては、当該第一次相続につき第二次相続（新法第二十条第一項に規定する第二次相続）に因り取得した財産につき新法の規定により課せられた相続税額とみなす。

13 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

14 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「相続税」の下に「又は贈与税」を加え、「第二十七条第一項、第二十八条第一項から第四項まで又は第二十九条第一項」を「第二十七条」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の規定は、贈与税の納税義務者で災害に因り贈与又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。）に因り取得した財産について相続税法第二十八条の規定による申告書の提出期限前に基大な被害を受けたものの納付すべき贈与税について準用する。

15 改正前の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第四十二条及び第六十六条の規定は、昭和二十七年十二月三十一日以前に相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産に係る相続税については、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

16 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「相続税」の下に「又は贈与税」を加える。

17 租理士法（昭和二十六年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「相続税」の下に「贈与税」を加える。

第八条第一項第五号中「相続税」の下に「贈与税」を加える。

国税徴収法の一部を改正する法律

案 国税徴収法の一部を改正する法律

第二章の章名を削り、第五條を次のように改める。

第五條 株式会社ニ就キ更生手續ノ開始アリタル場合ニ於テ当該会社ニ係ル国税及滞納処分費ニ付所轄国税局又ハ稅務署ニ以上アルトキハ当該会社ノ本店(外國ニ本店ヲ有スル会社ニ在リテハ本邦ニ於テアル主タル營業所トス以下同ジ)所在地ノ所轄国税局又ハ稅務署ニ對シ他ノ国税局又ハ稅務署ノ所轄ニ係ル国税及滞納処分費ニ付テノ徴収ノ引継ヲ為スコトヲ得但シ更正事件当該会社ノ本店以外ノ營業所又ハ財産ノ所在地ノ所轄地方裁判所ニ移送セラレタル場合ニ在リテハ当該地方裁判所ノ所在地ノ所轄国税局又ハ稅務署ニ對シ之ヲ為スコトヲ得

第二章 徴収

第九條第三項中「並所得稅法第六十二條の四第一項ニ依ル加算稅額」を削り、同條第七項中「前四項」の下に「及第八項」を加え、同項の次に次の二項を加える。

第三項ノ延滞加算稅額ノ計算ノ基礎トナル滞納稅額(滞納稅額ノ一部ノ納付アリタルトキハ当該納付前ニ於ケル滞納稅額ノ全額)十萬円未満ナルトキハ第三項ノ延滞加算稅額ハ第三項乃至第六項ニ拘ラ

ズ当該延滞加算稅額ノ計算ノ基礎トナル滞納稅額及期間ニ応ジ政令ヲ以テ定ムル簡易延滞加算稅額表ニ掲グル金額ニ依ル

前項ノ簡易延滞加算稅額表ニ掲グル金額ハ第三項乃至第七項ニ依リ計算シタル延滞加算稅額ノ範圍内ニ於テ之ヲ定ム

第三項ノ三の標題中「還付加算金」を「還付加算金等」に改める。

第三十一條ノ六第一項中「充當シタル日」の下に「(第三十一條ノ七ニ依リ支払ヲ為ス場合ニ在リテハ政府ニ於テ其ノ支払ヲ旨ノ通知書ヲ納稅義務者ニ発シタル日)」を加え、同條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項ハ還付加算金ノ計算ノ基礎トナル過誤納額百円未満ナルトキハ之ヲ適用セズ当該過誤納額百円未満ノ端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

第三十條ノ三第三十一條ノ六の次に次の一項を加える。

第三十一條ノ七 過誤納金ノ還付金、還付加算金其ノ他此等ニ類スル政令ヲ以テ定ムル国税ニ關スル支払金ノ支払ニ關スル事務ハ政令ノ定ムル所ニ依リ郵政官署ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

大蔵大臣ハ前項ノ支払ニ必要ナル資金ヲ郵政大臣ノ指定スル出納官吏ニ交付スルコトヲ得

附則

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2 改正後の国税徴収法(以下「改正法」といふ。第九條の規定は、この法律施行後徴収される延滞加算

稅額について適用する。

3 この法律施行の際改正法第九條第三項に規定する滞納稅額が十萬円未満である場合(前項の規定により改正法第九條第八項の規定の適用がある場合を除く)において、当該稅額に係る延滞加算稅額、同條第三項から第六項までの規定にかかわらず、当該延滞加算稅額の計算の基礎となる滞納稅額及び期間に應じ、政令で定める簡易延滞加算稅額表に掲げる金額による。

4 改正法第九條第七項及び第九項の規定は、前項の場合について準用する。

5 所得稅法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第 号)による改正前の所得稅法(昭和二十二年法律第二十七号)第六十二條の四第一項の規定による加算稅額は、改正法第九條の規定の適用については、同條第三項に規定する利子稅額及び加算稅額とみなす。

6 改正法第三十一條ノ六第二項の規定は、この法律施行後生ずる過誤納金について適用し、この法律施行前に生じた過誤納金については、なお従前の例による。

7 改正法第三十一條ノ六の規定の適用については、当分の間、督促手続料及び延滞金は、滞納処分費とみなす。

○愛知政府委員 説明いたしますに先だちまして、ちよつと申し上げたいと思つてあります。

本日は大蔵大臣の出席の御要求がご

ございましたが、予算委員会がちよつと定刻から始まりまして、もしそちらの方が遅れるようでございますれば、こちらで提案の理由を御説明申し上げるはずだったのであります。予算委員会は定刻通り始まりまして、私からかわりまして御説明を申し上げることを、御了承願ひたいと存じます。

なおただいま議題となりました稅法は、第十五国会におきまして、そのほとんど全部が当大蔵委員会におきまして御審議が終了いたしておつたのでありまして、あらためてこの御説明を申し上げますが、これはやはり今国会にあらためて提案になりまして御説明申し上げることにはいたしたいと思つてあります。

さてただいま議題となりました所得稅法の一部を改正する法律案外九法律案、いずれも稅に關係するものでございまして、その内容を御説明いたしたいと思います。

政府は、昭和二十八年年度におきまして稅制の一般的改正を予定し、すでに酒稅の稅率引下げ、物品稅の負担調整の措置を講じたのであります。その他のものについては、前国会へ提出した稅制改正案を原則として踏襲する所存であります。すなわち、目下暫定措置として実施している所得稅の輕減措置を平常化するほか、さらに所得稅、法人稅、相続稅等につき一層負担の輕減合理化をはかり、國民生活の安定、資本の蓄積に資することともに、課稅の簡素化に努めることとしておりまして、さしあたりここに關係十法律案を提出した次第であります。

第一に、所得稅法の一部を改正する法律案について、その大要を申し上げます。

所得稅におきましては、ますますに臨時特別法によつて実施いたしております控除及び稅率の改正を平常化することといたしました。すなわち基礎控除額を五萬円から六萬円に、扶養控除額を最初の一人について二萬円から三萬五千円に、給付所得についての控除の限度額を三萬円から四萬五千円にそれぞれ引上げるとともに、社會保險料を所得から控除することとし、また稅率については、最低稅率を二〇%から一五%に引下げております。なお今回富裕稅を廢止することに伴ひ、新たに課稅所得金額のうち、三萬万円を越える部分について六〇%、五萬万円を越える部分について六五%の稅率を設けることといたしました。

次に、資本蓄積の促進に資するため、有価証券の譲渡所得に対する課稅を廢止し、また生命保險料の控除限度額を四萬円から八萬円に引上げることといたしました。

さらに医療費控除については、現在医療費が所得金額の一〇%を越える場合に、その越える部分について十萬円を限度として控除してあるのでありますが、これを所得金額の五%を越える場合に、その越える部分について十萬五千元を限度として控除することとしたのであります。また、退職所得についての控除額も、十五萬円から二十萬円に引上げることとしております。

次に青色申告者について認められてゐる専従者控除の限度額を五萬円から六萬円に引上げるとともに、専従者の範圍を十八歳以上の者から十五歳以上

の者に拡張することとしたしております。

さらに山林所得、不動産等の譲渡所得及び一時所得の負担の軽減と課税の簡素化をはかることとし、山林所得は十五万円を控除し、五分五厘の方式によつて他の所得と合算して課税し、また不動産等の譲渡所得及び一時所得は、その合計額から十五万円を控除した後の半額を他の所得と合算して課税することとしております。

これらの措置により、所得税の負担は相当軽減されるのでありまして、特に低額所得者につきましては、かなり顕著な軽減となるのであります。

なおこの機会において課税の適正化をはかるため、匿名組合契約等に基づく利益の分配について源泉徴収を行うこととし、また企業組合その他これに準ずる法人に対する課税関係について所要の規定を設けることとしたしております。

第二に、富裕税法を廃止する法律案について申し上げます。

富裕税はその実施の状況等にかんがみ、負担の調整と税制の簡素化をはかるため、昭和二十八年分から廃止することとしたしております。

第三に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

法人税につきましましては、資本蓄積の促進に資するため、企業合理化促進法及び租税特別措置法による特別償却の適用範囲の拡張及び価格変動準備金制度の改善、貸倒準備金の限度引上げ等の措置を講ずるとともに、貿易の振興に資するため、輸出契約取消準備金制度の新設及び海外支店設置費の特別償却を認めることとしております。

が、これらの措置は、近く提案を予定いたしております。租税特別措置法の改正案または関係命令の改正によつて実施することを考慮してあります。

しかして法人税法の改正案におきましては、個人の有価証券に対する譲渡所得課税の廃止に伴い、法人の解散等の場合における剰余金に対する課税を、かつて行つておりましたように法人の清算所得課税によつて行うこととしてあります。さらに外国で生じた所得に法人税を課税する場合には、法人税額からその所得に課せられた外国の税額を控除することとして、国際二重課税の防止をはかるほか、課税の適正化のため所要の改正を行うこととしてあります。

第四に、相続税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在相続税は、相続、遺贈または贈り手によつて取得した財産について取得者の一生を通じて累積課税いたしているものでありますが、今回実行上の難点等を考慮して、これを相続税と贈与税とにわけて課税することとし、負担の一層の軽減合理化と、課税の簡素化をはかることとしたのであります。すなわち相続税は相続及び包括遺贈によつて取得した財産についてその都度課税し、贈与税は、贈与及び特定遺贈によつて取得した財産について一年間分を合算して課税することとしたしております。

次に基礎控除額は、相続税については従来の三十万円を五十万円に引上げ、贈与税については十万円を控除することとし、また死亡保険金及び退職金についての控除額は、それ〴〵二十万円から三十万円に引上げております。

さらに税率につきましては、相続税にあつては最高税率の七の〇%はすえ置いてありますが、課税価格三千万円以下の税率をそれ〴〵五〇%ずつ引下げるとともに、階級区分に若干の調整を加えて負担の軽減をはかることとし、また贈与税にあつては、負担の権衡を考慮して相続税の税率より若干高めとし、おのおの現行税率と同程度といたしております。

以上のほか、相続税の納付を容易にするため、延納の条件を緩和する等の措置を講じてあります。

第五に有価証券取引税法案について申し上げます。

政府は、今回有価証券の譲渡所得に対する課税を廃止することとしていたしておりますが、有価証券の取引を行う者の負担に等しく、この機会において有価証券取引税を創設し、有価証券の譲渡があつた場合に軽度の税率により課税することとしていたしております。

有価証券取引税は、公社債券、株券、出資証券、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券等の有価証券の譲渡があつた場合に、その譲渡額を課税標準とし、その譲渡者を納税義務者として課税することとしていたしておりますが、短期国債及び国民貯蓄債券等の譲渡につきましましては、その性質に顧みて課税しないこととしていたしております。さらに公社債券等の譲渡につきましましては、その取引の現状等を考慮して、今後一年間は課税しないこととしていたしております。

次に税率は、有価証券の取引を阻害しないこと等を考慮して、公社債券及

び貸付信託の受益証券については万分の七、株券、出資証券及び証券投資信託の受益証券については万分の十五とし、また有価証券の譲渡者が証券業者である場合には、その譲渡が頻繁に行われる点等を考慮して、右の税率をそれ〴〵万分の三及び万分の六としていたしております。なお証券投資信託の信託財産に属する株券の譲渡については、証券投資信託の育成の見地から今後二箇年間を限つて万分の六に軽減することとしたしております。

次に納税につきましましては、極力その簡素化に努め、証券業者が取り扱う場合における税額は、証券業者が毎月分をとりまとめて納付するものとし、その他の場合における税額は、譲渡の際有価証券取引書に印紙を貼付して納付することとしていたしております。

第六に砂糖消費税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

砂糖消費税につきましましては、他の消費税との負担の権衡等を考慮して、分蜜白糖等につき税率を二割程度引上げるとともに、含蜜糖について、その種別に依つて負担の調整をはかる等、所要の改正を行うこととしていたしております。

第七に、登録税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

登録税につきましましては、登記所等において登録税の納付に使用された印紙が偽造等不正のものであることを発見したときは、これを税務署に通報させ、これに基づいて国税徴収法の規定により登録税を追徴することができるものとす等の改正を行うこととしていたしております。

第八に、揮発油税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

揮発油税につきましましては、酒税及び物品税等の場合と同様に、滞納税額に對して日歩四錢の利子税を徴収する等、規定の整備をはかることとしたのであります。

第九に、国税徴収法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正案におきましては、過誤納金の還付を促進するため、税務署所在地内の納税者に対しては、もよりの郵便局において還付を行うことができることとし、なお延滞加算税額の計算の簡素化をはかる等のため、所要の改正を行うこととしていたしております。

第十に、納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行制度におきましては、納税貯蓄組合の預金を納税以外の目的のために引出した場合に、その部分の利子について所得税を課税することとしていたものでありますが、今回この場合においても、一定の利付期間内に引き出された金額の合計額が五万円以下であるときには、その利子に對しては課税しないことに改め、納税貯蓄組合制度の普及に資することとしていたしております。

弱、法人税の減収額は、特別減税国債の購入による、減収額二十九億四角余を含め百十億四角余、相続税の減収額は十一億四角余となつております。なお、有価証券取引税の収入額は約十三億四角余あります。

何とぞ御審議の上すみやかに御賛成くださるよう切望する次第であります。

○内務委員代理 次に、去る十六日本委員会に付託されました一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に關する法律案、また同日予備審査のため付託になりました社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案、及び十八日付託されました昭和二十一年度における一般会計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案、また同日予備審査のため付託されました国有財産法等の一部を改正する法律案、さらに十九日付託されました木船再保険特別會計法案、また同日予備審査のため付託されました証券取引法の一部を改正する法律案、金管理法案並びに本日の日程に追加して昨二十二日付託されました國際復興開發銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律案、以上八法案を一括議題として、政府当局より提案趣旨の説明を聴取いたします。愛知大蔵政務次官。

一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に關する法律案

一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に關する法律

1 政府は、一般会計の歳出の財源に充てるため、昭和二十八年年度において、緊要物資輸入基金特別會計の緊要物資輸入基金から十五億四角を限り、一般会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定により一般会計に繰り入れたときは、緊要物資輸入基金の額は、その繰り入れた金額に相当する額だけ減少するものとす。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 緊要物資輸入基金特別會計法(昭和二十六年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(基金補足のための一時借入金及び融通証券)

第三条の二 基金に属する現金に不足があるときは、この會計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を發行して、一時これを補足することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

3 第一項の規定による一時借入金及び融通証券は、一年内に償還しなければならない。

第十七条中「前条第一項」を「第三条の二第一項及び前条第一項」に改める。

社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案

社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律

社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律(昭和二十二年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「社寺境内地処分審査会又は社寺保管林地処分審査会に諮問して」を削り、同条第二項を削る。

第二条第一項中「前条第一項」を「前条」に、「同条第四項」を「同条」に改め、「社寺境内地処分審査会に諮問して」を削り、同条第二項中「前条第一項」を「前条」に改める。

第三条及び第四条中「第一条第一項」を「第一条」に改める。

第五条第一項中「第一条第一項」を「第一条」に改め、同条第二項を削る。

第六条第二項を削る。

第七条中「第五条第一項」を「第五条」に改める。

第十条第三項中「第一条第一項」を「第一条」に、「第五条第一項」を「第五条」に改め、同条第二項を削る。

第十四条第一項但書中「第一条第一項」を「第一条」に改め、同条第二項中「第一条第一項」を「第一条」に、「第五条第一項」を「第五条」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

昭和二十一年度における一般会計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十一年度における一般会計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金金の償還期限の延期に関する法律(昭和二十五年法律第六号)の一部を次のように改正する。

題名中「延期」を「延期等」に改める。

本則中「昭和二十八年八月一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改め、本則を本則第一項として項番号を附し、本則に次の三項を加える。

2 政府は、必要があるときは、前項に規定する借入金金の全部又は一部を公債に借り換えることができる。

3 政府は、前項の規定による借換のため必要な金額を限度として、公債を發行することができる。

4 前項の公債の利率、償還期限その他当該公債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

国有財産法等の一部を改正する法律案

国有財産法等の一部を改正する法律

(国有財産法の一部改正)

第一条 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号を次のように改める。

七 株券、社債券(特別の法律により設立された法人の發行する債券を含む)、地方債証券及び投資信託又は貸付信託の受益証券、外国又は外国法人の發行する証券でこれらに準ずるもの並びに出資に因る権利。但し、国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。

第二条第三項を次のように改める。

3 第一項第七号に掲げる社債券及び地方債証券には、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の規定により登録されたものを含むものとする。

第三条第二項第二号を次のように改める。

二 公共用財産 国において直接公共の用に供し、又は供するものと決したるもの

第三条第三項第三号中「供するもの」を「供し、又は供するもの」と決定したるものに改める。

第八条第一項本文中「廃止した場合」の下に「又は普通財産を取得した場合」を加える。

第九條第二項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 大蔵大臣は、国有財産の總轄に関する事務の一部を部局等の長に分掌させることができる。

第十條に次の一項を加える。

2 大蔵大臣は、一定の用途に供する目的で国有財産の譲渡又は貸付を受けた者に対し、その用途に供されているかどうかを確かめるため、自ら、又は各省各庁の長に委任して、当該財産について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、又は当該職員をして実地監査をさせることができる。

第十三條及び第十四條を次のように改める。

第十三條 皇室用財産とする目的で財産を取得し、又は皇室用財産以外の国有財産を皇室用財産としようとするときは、国会の議決を経なければならない。但し、当該財産の価額が三百万円以上である場合を除く外、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間内に、その取得し、又は皇室用財産とする財産の価額の合計額が三千万円に達するに至るまでの場合については、この限りでない。

第十四條 左に掲げる場合においては、当該国有財産を所管する各省各庁の長は、大蔵大臣に協議しなければならない。但し、前條の規定により国会の議決を経なければならない場合又は政令

で定める場合に該当するときはこの限りでない。

一 行政財産とする目的で土地又は建物を取得しようとするとき。

二 普通財産を行政財産としようとするとき。

三 行政財産の種類を変更しようとするとき。

四 行政財産である土地又は建物について、所屬替をし、又は用途を変更しようとするとき。

五 行政財産である建物を移築し、又は改築しようとするとき。

第十五條本文中「公用財産、企業用財産及び普通財産」を「国有財産」に改め、同條但書を次のように改める。

但し、国において直接公共の用に供する目的をもつてこれをする場合であつて、当該財産の価額が政令で定める金額に達しないときは、この限りでない。

第二十八條第一号中「道路、河川、水路、港湾、堤と、みぞ又はため池の用に供していたもの」を「公共用財産」に、同條第二号中「既存の道路、河川、水路、港湾、堤と、みぞ又はため池」を「公共用財産」に、同條第三号中「公共用財産」に、同條第三号中「道路、河川、水路、港湾、堤と、みぞ又はため池の用に供していた」を「公共用財産のうち」に改める。

第三十八條中「公共物」を「公共の用に供する財産で政令で定め

るもの」に改める。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第二條 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第九條の次に次の一條を加える。

(交換の特例)

第九條の二 文部大臣は、国立大学の施設を効率的に運営するため、当該国立大学の施設を集合整備する必要がある認められるときは、国有財産法第二十七條第一項の規定にかかわらず、当該国立大学の施設を、その用途を廃止して地方公共団体その他の者の所有する施設と交換することができる。但し、交換に係る施設の価額の差額がその高価なものとの価額の四分の一をこえるときは、この限りでない。

2 国有財産法第二十七條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による交換について準用する。この場合において、同條第三項中「堅固な建物」とあるのは、「建物」と読み替へるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第八十六條を次のように改める。

第八十六條 削除

第八十七條に見出しとして「(国に関する特例)」を附し、同條第一

項中「国有財産法に規定する」を「国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)に規定する」に改め、「公共福祉用財産として」を削り、同項但書中「そのものが」の下に「文部大臣以外の者が管理している」を加え、「他の行政財産」を「行政財産」に、「国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)に規定する国有林野に属するもの」とあるとき、又は他の法律の適用上国有財産法第三條第三項に規定する普通財産として取り扱うべき」を「その他文部大臣以外の者が管理すべき」に改め、「これらの財産として」を削る。

第八十七條の次に次の一條を加える。

第八十七條の二 前條第一項の規定により重要文化財又は史跡名勝天然記念物を文部大臣が管理するため、所屬を異にする会計の間において所屬又は所屬替をするときは、国有財産法第十五條の規定にかかわらず、無償として整理することができる。

3 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第五十四條第一項中「公共物を除く」を削る。

4 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第九十四條第一項中「普通財産」を「公共用財産又は普通財産」に改める。

5 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように

改正する。

第七十九條中「第一項第六号」を「第四号」に改める。

木船再保険特別会計法案
木船再保険特別会計法
(設置)

第一條 木船再保険法(昭和二十八年法律第 号。以下「法」といふ。)による木船再保険事業に関する政府の経理を明確にするため、木船再保険特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。
(管理)

第二條 この会計は、運輸大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第三條 この会計においては、再保険料、法第十三條の規定による納付金、法第十六條の規定による一般会計からの繰入金、借入金及び附屬雑収入をもつてその歳入とし、再保険金、法第八條の規定による再保険料の払い戻し金(以下「再保険料の払い戻し金」といふ。)、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、事務取扱費その他の諸費をもつてその歳出とする。

(歳入歳出予定計算書の作製及び送付)

第四條 運輸大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予定計算書には、左の書類を添付しなければならない。

一 前前年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
(歳入歳出予算の区分)

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)
第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第四条第一項に規定する歳入歳出予算計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。
(利益及び損失の処理)
第七条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れて整理するものとする。

2 この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、その損失については、積立金を減額して整理するものとする。但し、その損失の額が積立金の額を超過するときは、その超過額を、積立金がないときは、その損失の額をそれぞれ損失の繰越として整理するものとする。

(剰余金の繰入)
第八条 この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)
第九条 運輸大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)
第十条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同条第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。
(余裕金の預託)
第十一条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(借入金)
第十二条 この会計において、再保険金及び再保険料の払いもどし金を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができ、

2 前項の規定により借入金をすることができ、再保険料をもつて再保険金及び再保険料の払いもどし金を支弁するに不足する金額を限度とする。

(一時借入金)
第十三条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をすることができ、

2 前項の規定による一時借入金には、当該年度内において償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金の借入、償還等の事務)
第十四条 前二条の規定による借入金及び一時借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入)
第十五条 第十二条第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに第十三条第一項の規定による一時借入金金の利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出未済額の繰越)
第十六条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の納納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 運輸大臣は、第一項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。
3 第一項の規定による繰越をしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(実施規定)
第十七条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則
1 この法律は、法施行の日から施行する。
2 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「緊要物資輸入基金特別会計、」の下に「木給再保険特別会計、」を加える。
証券取引法の一部を改正する法律案
証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「投資信託」を「証券投資信託又は貸付信託」に改め、同条第七項中「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同条第九項中「できることとなつた者」を「できることとなつた株式会社」に改め、同条第十一項中「目的とする者」を「目的としてこの法律に基いて設立された者」に改める。
第三条第一項中「及び第五号」を「第五号及び第七号」に改める。
第四条第三項中「第一項の規定の適用を除外される」を「前項但書の規定により同項の規定を適用されない」

こととなるに、「同項の規定の適用を除外される」を「同項の規定を適用されない」に改め、「大蔵省令で定める様式により、」を削り、同条第四項中「第一項の規定の適用を除外される」を「第一項但書の規定により同項の規定を適用されないこととなる」に改め、同条第二項を削り、同条第一項に次の但書を加える。

但し、募集又は売出券面額(当該有価証券のうち無額面株式があるときは、当該株式について、その発行価額。以下同じ)の総額が五千万円以下の有価証券で大蔵省令で定めるものの募集又は売出については、この限りでない。

第五条及び第六条を次のように改める。
第五条 前条第一項の規定による届出をしようとする発行者は、その者が会社である場合(当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む)においては、大蔵省令で定めるところにより、当該会社の目的、商号及び資本又は出資に関する事項、当該会社の営業及び経理の状況その他事業の内容に関する事項、当該会社の役員(取締役、監査役又はこれに準ずべき者をいう。以下同じ)又は発起人に関する事項、当該有価証券に関する事項その他の事項で大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて大蔵省令で定めるものを記載した届出書三通を大蔵大臣に提出しなければならない。

前項の届出書には、定款、目論

見書その他の書類で大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて大蔵省令で定めるものを添附しなければならぬ。

第六条 第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた有価証券の発行者は、その者が同項の規定による届出をする前に発行した有価証券が証券取引所に上場されている場合においては、その届出が効力を生じた後遅滞なく、前条第一項及び第二項の規定による届出書類（届出がその効力を生ずることとなる日前に第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定により提出される訂正届出書を含む。）の字を、当該証券取引所に提出しなければならない。

第七條第一項中「第三項を」第二項に改め、同条第二項を削る。
第八條第三項及び第九條第一項中「第三項を」第二項に改める。
第十一條を削り、第十二條を第十一條とし、同條の次に次の一條を加える。

第十二條 第六條の規定は、第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた日以後に第十條第一項の規定により訂正届出書が提出された場合及び前條の規定により訂正届出書がその訂正の効力を生じた場合に、これを準用する。

第十三條第二項中「有価証券届出書のうち第五條第一項に掲げる事項についてを」第五條第一項に規定する届出書に改め、同条第三項中「事項を」内容に改める。
第十四條第一項中「一年以内」を

「六箇月以内」に改める。

第十五條第一項中「取得させ若しくはその取得の申込をし、又は売却若しくは売却後の受渡のためにこれを交付し」を「取得させ又は売却付け」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、第四條第一項但書の規定により同項の規定を適用されないこととなる有価証券については、この限りでない。

第十五條第二項中「取得させ、又は売却のためにこれを交付し」を「取得させ又は売却付け」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、証券業者が他の証券業者に取得させ又は売却付ける場合には、この限りでない。

第十五條第三項第四号中「なす場合」を「当該顧客に取得させ又は売却付ける場合」に改める。
第十六條中「第四條第一項又は」を削る。

第十八條第一項各号列記以外の部分中「左の各号に掲げる者」を「当該有価証券届出書の届出者」に改め、「連帯して」を削り、同項各号を削る。

第十九條を次のように改める。

第十九條 削除

第二十條第二項中「第十八條第一項の規定により賠償の責に任ずべき者」を「有価証券届出書の届出者に、有価証券届出書のうちその者が責任を任ずべき部分についてを」有価証券届出書に改める。

第二十二條を次のように改める。
第二十二條 削除
第二十四條第一項を次のように改

める。

第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた有価証券の発行者は、その者が会社である場合においては、大蔵省令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該会社の目的、商号及び資本又は出資に関する事項、当該会社の営業及び経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項、当該会社の役員に関する事項、当該有価証券に関する事項その他の事項で大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて大蔵省令で定めるものを記載した報告書三通を、毎事業年度経過後三箇月以内に大蔵大臣に提出するとともに、当該有価証券が証券取引所に上場されている場合には、その字を当該証券取引所に提出しなければならない。

第二十四條第二項の次に次の一項を加える。

有価証券の発行者が前項において準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定により第一項の報告書について訂正報告書を提出した場合においては、当該有価証券が証券取引所に上場されているときは、当該発行者は、その提出後遅滞なく、当該訂正報告書の字を当該証券取引所に提出しなければならない。

第二十五條第二項中「前項を」前項に改め、同条第三項を次のように改める。

前項の承認を受けた有価証券の発行者が第六條（第十二條において準用する場合を含む。）の規定により届出書類の字又は前條の規定により報告書若しくは訂正報告書の字を証券取引所に提出する場合には、前項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた部分に、これを当該書類から削除して提出することができる。

第一項但書の規定は、第二項及び第三項に規定する有価証券届出書類、届出書類、報告書及び訂正報告書の字について、これを準用する。

第二十五條第一項中「及び前條の規定による報告書」を並びに前條の規定する報告書及び訂正報告書に改め、同項に次の但書を加える。

但し、有価証券届出書についてはこれに係る届出がその効力を生じた日から五年（第十條第一項の規定による停止命令があつた場合においては、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間）は、これを算入しない。報告書及び訂正報告書については、当該書類を大蔵大臣が受理した日から五年を経過した場合においては、この限りでない。

第二十五條第一項の次に次の二項を加える。

有価証券の発行者は、有価証券届出書の字並びに前條に規定する報告書及び訂正報告書の字を、大蔵省令で定めるところにより、当該発行者の本店及び主要な支店に備え置き、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

証券取引所は、第六條（第十二條において準用する場合を含む。）の規定により提出された届出書類の字並びに前條の規定により提出された報告書及び訂正報告書の字を、大蔵省令で定めるところにより、当該証券取引所に備え置き、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

第二十七條中「第五條乃至第十四條、第十八條乃至第二十三條及び前二條を」第五條乃至第十二條、第十八條、第二十條、第二十一條及び第二十四條に改める。

第二十八條第一項中「登録された者」を「登録された株式会社」に改め、同条第二項第三号及び第四号を次のように改める。

三 資本の額及び役員の名
第二十八條第三項及び第四項を次のように改める。

前項の登録申請書には、定款、会社登記簿の謄本その他の書類で大蔵省令で定めるものを添附しなければならない。

第二十九條中「第三十一條」の下に「第一項を加え、同条第三号を次のように改める。

三 資本の額及び役員の名
第二十九條第四号を削り、同条第五号を同条第四号とする。

第三十條の二中「第四項を」第二項に改める。
第三十一條各号を次のように改める。

一 株式会社でない者
二 資本の額が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認められる金額で政令で定めるものに満たない会社
三 資産の合計金額から負債の合計金額を控除した金額が前号の規定による資本の額の百分の九

十に相当する額に満たない会社
四 商号のうち証券という文字
を使用しない会社

五 他の証券業者が現に使用する
商号と同一の商号又は他の証券
業者の営業と誤認される虞のある
商号を使用しようとする会社

六 第三十九条、第四十条第三
項、第五十七條第一項又は第五
十九條の規定により登録を取り
消され、取消の日から五年を経
過するまでの会社

七 この法律の規定により罰金の
刑に処せられ、その刑の執行を
終つた後又は執行を受けること
がないこととなつた日から五年
を経過するまでの会社

八 第八十七條の規定による裁
判所の命令を受けた後一年を経
過するまでの会社

九 取締役（相談役、顧問その他
いかなる名称を有する者である
かを問はず、会社に対し取締役
と同等以上の支配力を有するも
のと認められる者を含む。以下
本条中同じ。）又は監査役のうち
に左のイ乃至ホの一に該当する
者のある会社

イ 破産者で復権を得ないもの
ロ 禁こ以上の刑又はこの法律
の規定により罰金の刑に処せ
られ、その刑の執行を終つた
後又は執行を受けることがな
いこととなつた日から五年を
経過するまでの者

ハ 証券業者が第三十九條、第
四十條第三項、第五十七條第
一項又は第五十九條の規定に
より登録を取り消された場合

において、当該処分があつた
日以前三十日以内に当該会社の
取締役であつた者で当該会社
がその取消処分を受けた日か
ら五年を経過するまでのもの
ニ 第五十九條の規定により解
任を命ぜられた役員でその処
分を受けた日から五年を経過
するまでのもの
ホ 第八十七條の規定による
裁判所の命令を受けた後一年
を経過するまでの者

第三十一条に次の一項を加える。
前項第三号の資産の合計金額及
び負債の合計金額は、政令で定め
るところにより計算しなければな
らない。

第三十二条第一項中「遅滞なく」を
「大蔵省令で定めるところにより、
遅滞なく」に改め、同条第四項中「前
条」を「前条第一項」に、「第一項の規
定」を「前項の規定」に改め、同条第
二項及び第三項を削る。

第三十三条第二項に後段として次
のよりに加える。
この場合において、同条第五項
中「その登録」とあるのは、「当該
営業所の登録」と読み替えるもの
とする。

第三十六条中「第三十一条」の下に
「第一項」を加え、「第四項」を「第
一項」に改める。

第三十七条中「証券業者は、」の下
に「第二十九條（第三十二條第二項に
おいて准用する場合を含む。以下第
三十八條及び第三十九條において同
じ。）の規定により登録を受けた各營
業所又は代理店において」を加え

第三十八條中「三箇月以内」の下
に「第二十九條の規定による登録を
受けた各営業所若しくは代理店にお
いて」を、「三箇月以上」の下に「当該
営業所若しくは代理店において」を
加え、「その登録を」を「その営業を開
始せず、又は休止した営業所又は代
理店の登録（当該営業所が本店であ
る場合には、当該証券業者の登録）」
に改める。

第三十九條第一項中「第三十一條
第一号、第二号又は第三号の二乃至
第十号」を「第三十一條第一項第一
号、第二号又は第四号乃至第九号」
に、「同条各号」を「同項各号」に改
め、同条第二項中「その登録を」を「そ
の不正の手段により登録を受けた營
業所又は代理店の登録（当該営業所
が本店である場合には、当該証券業
者の登録）」に改める。

第四十条第一項中「命じなければ
ならない。」を「命ずることができ
る。」に改め、同条第二項中「前項の
場合において」を「大蔵大臣は、前項
の規定により営業の停止を命じた場
合において」に改め、「大蔵大臣は、」
を削り、同条第三項中「第一項の場
合において」を「大蔵大臣は、第一項
の規定により営業の停止を命じた場
合において」に改め、「大蔵大臣は、」
を削る。

第四十一条第二項中、「特別の法
律により法人の発行する債券又は社
債券」を「又は特別の法律により法人
の発行する債券若しくは社債券で大
蔵省令で定めるもの」に改める。
第四十八條中「様式により」を「と
ころにより」に改める。
第四十九條及び第五十条を次のよ
うに改める。

第四十九條 証券業者が顧客に信用
を供して行ふ有価証券の売買そ
の他の取引その他の大蔵省令で定
める取引については、当該証券業
者は、大蔵省令で定めるところによ
り、当該顧客から当該取引に係る
有価証券の時価に大蔵大臣が百分
の三十を下らない範囲において定
める率を乗じた額を下らない額の
金銭の預託を受けなければならない
い。

前項の金銭は、大蔵省令で定め
るところにより、有価証券を以て
充てることができる。
第五十条 削除

第五十一条第一項を次のように
改める。
証券業者は、顧客から預託を受け
た有価証券又はその計算において
自己が占有する有価証券をその他
の者の有価証券と混同して担保に
供する場合又は他人に貸し付ける
場合には、当該顧客から書面に
よる同意を受けなければならない
い。

第五十一条第三項を削る。
第五十四條第一項第五号中「第一
号、第二号又は第三号の二乃至第六
号」を「第一項第七号乃至第九号」
に改め、同項第五号の二を削り、同
項第五号の三を同項第五号の二と
し、同条第二項中「又は社員の同意
があつたことを知るに足る書面」を
削る。

第五十五条の二中「借入をなし」を
「金銭若しくは有価証券の借入をな
し若しくは過当な数量の有価証券の
借入をなし若しくは預託を受け」に
改め、「ならない旨」の下に「あらた
な有価証券の借入をなし若しくは預
託（顧客が有価証券の売買の委託に
際しこれについてなす有価証券の預
託を除く。）を受けてはならない旨、
顧客から借り入れ若しくは預託を受
けている有価証券の全部若しくは一
部を返還すべき旨」を加える。
第五十六条第一項第二号を次のよ
うに改める。

二 住所及び所屬する営業所名
第五十九條中「その登録」を「その
証券業者の登録若しくは支店その他
の営業所若しくは代理店の登録」に
改め、「その営業」を「その営業の全
部若しくは一部」に改める。
第六十二条第一号中「業務を執行
する役員」を「取締役」に改め、同条
第三号及び第四号を次のように改め
る。

三 証券業を廃止した場合におい
ては、取締役
第六十九條第一項第二号中「第一
号乃至第五号」を「第一項第九号イ
乃至ホ」に改める。
第七十三条を次のように改める。
第七十三条 削除

第八十条に次の二項を加える。
証券取引所は、その名称のうち
に証券取引所という文字を用いな
ければならない。
証券取引所でない者は、その名
称のうち証券取引所であると誤
認される虞のある文字を用いては
ならない。
第八十一条第二項中「大蔵省に備
える証券取引所登録簿に登録」を
「大蔵大臣の免許」に改める。
第八十二条第一項中「前条第二項

を

の登録を前条第二項の免許に、「登録申請書」を「免許申請書」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「登録申請書」を「免許申請書」に、「左に掲げる書類」を「定款、業務規程、受託契約準則その他大蔵省令で定める書類」に改め、同項各号を削る。

第八十三条から第八十五条までを次のように改める。

第八十三条 大蔵大臣は、前条第一項の規定による免許の申請があつた場合においては、その申請が左の各号に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 定款、業務規程又は受託契約準則の規定が法令に適合し、且つ、有価証券市場における売買取引の公正を確保し、及び投資者を保護するために十分であること

二 当該申請に係る証券取引所がこの法律の規定に適合するよう組織されるものであること

三 当該証券取引所の設立される地方における証券業者の数、有価証券の取引の状況、その地方に本店、支店その他の事務所又は事業所を有する会社でその発行する有価証券が当該証券取引所における上場を予定されるもの数その他その地方における経済の状況に照らし、当該証券取引所を設立することが公益又は投資者保護のため必要且つ適当であること

大蔵大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたと

は、左の各号の一に該当する場合を除いて、設立の免許を与えなければならない。

一 免許申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき

二 免許申請者が第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項又は第五十九条の規定により登録を取り消され、取消の日から五年を経過するまでの会社であるとき

三 役員のうち第三十一条第一項第九号イ乃至ホの一に該当する者のあるとき

四 免許申請書又はその添附書類のうち重要な事項について虚偽の記載があるとき

第八十四条 大蔵大臣は、第八十二条第一項の規定による免許の申請があつた場合において、その免許を与えることが適当でないとき、当該職員をして審問を行わせなければならない。

大蔵大臣が、第八十一条第二項の規定による免許を与えることとし、又はこれを与えないこととした場合においては、遅滞なくその旨を書面を以て免許申請者に通知しなければならない。この場合において、免許を与えない旨の通知には、その理由を示さなければならない。

第八十三条第二項各号の一に該当していたことを発見したときは、当該証券取引所に通知して当該職員をして審問を行わせた後、その免許を取り消すことができる。

第八十五条の二 証券取引所は、定款、業務規程又は受託契約準則を変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

証券取引所は、第八十二条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第八十六条に第一項として次のように加ふる。

証券取引所は、営利の目的を以て業務を営んではならない。

第八十八条第二項を削る。

第九十五条第二号中「死亡又は」を削る。

第九十七条第二項中「地方債証券又は」の下に「特別の法律により法人の発行する債券若しくは」を加え、同条第三項中「政令で」を「証券取引所が大蔵大臣の承認を受けて」に改める。

第九十九条第三項中「第三十一条第一号乃至第五号」を「第三十一条第一号乃至第五号」に改める。

理事は、定款に特別の定がある場合には、理事の過半数の同意を得て、定款で定める数の理事を選任する。

第二百二条第一項中「第三十一条第一号乃至第五号」を「第三十一条第一号乃至第五号」に改める。

第二百三条中「役員が法令」の下に「定款」を加え、「命じなければならない。」を「命ずることができる。」に改める。

第二百五条第三号中「大蔵省令で定めるところによる信託会社」を「信託会社又は信託業務を営む銀行」に改める。

第二百八条第二項を削る。

第二百八条から第二百六条までを次のように改める。

第二百十條 証券取引所は、第二百一条の規定による命令に基き上場する場合を除く外、有価証券を売買取引のため上場しようとするときは、当該有価証券の上場については、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

第二百一一条 大蔵大臣は、証券取引所に上場されている株式の発行者があらたに発行する株式を、当該証券取引所に上場することが公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めるときは、当該証券取引所に対し、その株式を売買取引のため上場すべきことを命ずることができる。

第二百二條 証券取引所は、有価証券の上場を廃止しようとするときは、当該有価証券の上場の廃止については、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

第二百三條 証券取引所に上場されている有価証券の発行者は、予め大蔵大臣の承認を受けた場合においては、当該有価証券の上場の廃止を当該証券取引所に請求することができる。この場合において、証券取引所は、直ちにその上場を廃止しなければならない。

第二百四條乃至第二百六條 削除

第二百八條 証券取引所に上場されている有価証券の発行者（第二十四条の規定により報告書を大蔵大臣に提出する者を除く）は、大蔵省令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該発行者の目的、商号及び資本又は出資に関する事項、当該発行者の營業及び経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項、当該発行者の役員に関する事項、当該有価証券に関する事項その他の事項で大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて大蔵省令で定めるものを記載した報告書を作成し、毎事業年度経過後三箇月以内に、これを当該証券取引所に提出しなければならない。

第七條、第二十五條第三項及び同条第六項において準用する同条第一項但書の規定は、前項の規定による報告書について、これを準用する。

第二百九條中「証券取引所が第二百二條第三項の規定による登録をした」を「証券取引所に上場されている」に改める。

第二百九條第二項中「六箇月以下」を「六箇月以内の期間を定めて」に改める。

第三百三十条第三項を削る。

第三百三十二条 削除

第三百三十四条第一項第五号中「登録」を「設立の免許」に改め、同条第二項を次のように改める。

証券取引所の解散に関する総会の決議は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第三百三十八条第一項中「第八十三條第二項」を「第八十四條第二項」に改め、同条第二項第四号を次のように改める。

四 大蔵大臣の設立免許の年月日
第四百九十九條第三項中「登録」を「設立の免許」に改める。

第五百五十五條第一号中「法令若しくは」を「法令、定款若しくは」に、「又は当該証券取引所の定款」を「若しくは証券取引所の定款、業務規程若しくは受託契約準則(以下本号中定款等と総称する。)」に、「法令又は定款」を「法令又は定款等」に、「登録」を「設立の免許」に、「又は一年以内」を「若しくは一年以内」に改め、「一部」の禁止の下に「を命じ若しくはその役員の解任を命じ、又は定款に定める必要な措置をなすこと」を加え、同条第二号中「業務の全部」の下に「若しくは一部」を加える。

第六百六十六條第一項中「九人」を「十三人」に改める。
第六百八十五條第一項中「(第二十七條において準用する場合を含む。)」第五十條第二項」を削る。
第六百八十六條中「日当」を削る。
第六百八十八條を次のように改める。

第八十八條 削除
第八十九條第一項中「主要株主」の下に「(自己又は他人(仮設人を含む。))の名義を以て発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を有している株主又は出資者をいう。以下同じ。)」を加える。
第九十三條の二第三項の次に次の一項を加える。
大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、第一項の監査証明を行つた公認会計士に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。
第九十七條中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とする。
第九十八條中「三万円」を「十万円」に改める。
第九十九條中「取引所」を「証券取引所」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条第二号を第三号とし、第三号を第四号とし、第一号の次に次の一号を加える。
二 第八十六條第一項の規定に違反したとき
第二百条中「一万五千元」を「五万円」に改め、同条第四号中「第六十六條」を「第六十六條、第八十條第四項」に改める。
第二百一条中「三万円」を「十万円」に改める。
第二百三條第三項中「十万円」を「三十万円」に改める。
第二百四條中「又は第六百七十六條」を削り、「三万円」を「十万円」に改める。
第二百五條中「一万円」を「三万円」に改め、同条第一号中「第十三條第五項」を「第四條第三項、第十三條第五項」に改め、「(第二十七條において準用する場合を含む。)」を削り、「第三十條第四項」を「第二十五條第二項若しくは第三項(第九十八條第二項において準用する場合を含む。)、第三十條第四項」に改め、同条第二号を次のように改める。
二 第六條(第十二條において準用する場合を含む。))の規定による届出書類の写を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書類の写を提出した者
二の二 第二十四條第一項若しくは第二項若しくは第九十八條の規定による報告書若しくは訂正報告書若しくは第二十四條第一項若しくは第三項の規定による報告書若しくは訂正報告書の写を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書、訂正報告書若しくはこれらの写を提出した者
第二百五條第三号中「(第二十七條において準用する場合を含む。)」又は「第五十五條」を「第五十五條又は第九十三條の二第四項」に改め、同条第四号中若しくは添附書類を削り、同条第五号中「第五十條第二項」を削り、同条第七号中「又は第九十三條」及び「若しくは発送」を削り、同号の次に次の一号を加える。
七の二 第五十三條第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者
第二百五條第八号中「第五十三條第二項」の下に「又は第五十五條の二」を加え、同条第十一号及び第十二号を次のように改める。
十一 削除
十二 削除
第二百五條第十五号中「(第二十七條において準用する場合を含む。)」第五十條第二項」を削る。
第二百六條中「取引所」を「証券取引所」に、「二万円」を「三万円」に改め、同条第一号から第三号までを次のように改める。
一 第八十五條の二第一項、第九十五條又は第九十三條後段の規定に違反したとき
二 第八十五條の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
三 削除
第二百六條第四号中「又は第九十三條第一項」を削り、同条第五号を次のように改める。
五 第九十一條の規定による命令に違反したとき
第二百六條第六号中「第九十四條第一項」を「第九十二條」に改める。
第二百八條中「五千元」を「一万円」に改め、同条第一号中「第四條第三項」を「第四條第二項」に改め、同条第八号から第十号までを次のように改める。
八乃至十 削除
第二百九條中「三千元」を「五千元」に改める。
第二百十條中「千円」を「三千元」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律施行の際現に証券業者である会社(株式会社を除く。)に對する改正後の証券取引法(以下「新法」という。))の適用については、この法律施行の日から一年を限り、新法第二條第九項、第二十八條第一項及び第三十一條第一項第一号中「株式会社」とあるのは「会社」と、新法第三十一條第一項第九号中「取締役(相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下本条中同じ。)」又は「監査役」とあるのは「役員」と、新法第五十四條第二項中「總會の議事録の贈本」とあるのは「社員」の同意があつたことを知るに足る書面」と、新法第六十二條第一号及び第三号中「取締役」とあるのは「会社の業務執行社員」とする。

3 改正前の証券取引法(以下「旧法」という。))第二條第九項に規定する証券業者(株式会社であるものを除く。))は、新法第三十一條第一項第九号ハの規定の適用については、同号ハの証券業者とみなす。この場合において、同号ハの規定中「取締役」とあるのは、「業務執行社員」とする。

4 この法律施行の際旧法第八十一條第一項の規定による登録がされている証券取引所は、新法第八十一條第二項の規定による大蔵大臣の免許を受けて設立された証券取引所とみなす。

5 この法律施行の際旧法第十條又は第九十三條の規定により証券

取引所に上場されている有価証券は、この法律施行の日から一月を限り、新法第百十條の規定による大蔵大臣の承認を受けて上場されている有価証券とみなす。

6 新法第百六十六條第一項の規定により新たに任命される委員の任期は、新法第百六十七條の規定にかかわらず、昭和二十九年八月十五日までとする。

7 担保付社債券及び法令により優先弁済を受ける権利を保證されている社債券（転換社債券を除く）の募集又は売出は、新法第四條第一項の規定にかかわらず、三分の間、同項の規定による届出をしないで、することが出来る。この場合において、これらの社債券は、新法第十五條第一項但書に規定する有価証券とみなす。

8 この法律施行の際旧法第四條第一項の規定による届出が効力を生じている有価証券のうち、その募集又は売出が新法第四條第一項但書の規定に基いて同項の規定を適用されないこととなるものについては、その有価証券の発行者は、この法律施行後は、新法第二十四條の規定による報告書を提出することを要しない。

9 附則第七項に規定する社債券のうち、この法律施行の際旧法第四條第一項の規定による届出が効力を生じているものの発行者は、この法律施行後は、前項の規定による場合の外、当該届出が効力を生じたため提出すべき新法第二十四條の規定による報告書は、提出することを要しない。

10 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

11 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第四十七号及び第十條第二十号中「を登録し」を「の設立を免許し」に改める。

金管理法案

金管理法

金管理法（昭和二十五年法律第百二十八号）の全部を改正する。

（目的）

第一條 この法律は、対外決済の準備に充てるため政府が金を買い上げることをするとともに、金の取引の実態を調査することを目的とする。

（定義）

第二條 この法律において「金銀物」とは、金を含有する銀物及びその製錬により得られる物（粗金及び金地金を除く）をいう。

2 この法律において「粗金」とは、金銀物の製錬又は採取により得られる金を含有する地金（粗銅又は粗鉛からの電解液物、青化液物、混汞液物及び貴鉛を除く）であつて、金の品位が千分中一以上九百九十九未満のものをいう。

3 この法律において「金地金」とは、粗金の精製により得られる地金であつて、金の品位が千分中九百九十九以上のものをいう。

第三條 金地金の製錬又は採取による

り、新たに粗金を取得した者は、主務省令で定めるところにより、その取得の日の属する月の末日後三月以内に、その取得に係る粗金のうち、その取得に係る粗金中に含まれる金量のうちで政令で定める金量を得るに必要な粗金を金地金に精製して、これを政府に売却しなければならない。但し、主務省令で定めるところにより、当該粗金を取得した日の属する月の翌々月の末日までに、当該粗金を金地金に精製すべきことを造幣局に委託して、その精製により得られるべき金地金を政府に売却したときは、この限りでない。

2 主務大臣は、災害その他やむを得ない事由があるときは、前項に規定する者の申請により、六月をこえない範囲内において、同項に規定する期限を延長することができる。

（買入価格）

第四條 前條の規定により政府が金地金を買い入れる場合の価格は、国際通貨基金協定（昭和二十七年条約第十三号）第四條の規定による価格の範囲内で主務大臣が定める。

（報告及び立入検査）

第五條 主務大臣は、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、第三條第一項に規定する者から粗金及び金地金の生産及び受払の状況に関する報告を徴することができる。

2 主務大臣は、必要があると認め

るときは、当該職員をして、前項に規定する者の事務所、営業所、工場、倉庫又は金銀物、粗金若しくは金地金が蔵置されていると認められる場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告）

第六條 主務大臣は、金の取引の実態を調査するため必要な限度において、主務省令で定めるところにより、第三條第一項に規定する者から粗金又は金地金を買い受けた者から粗金及び金地金の受払及び使用の状況に関する報告を徴することができる。

（主務大臣及び主務省令）

第七條 第五條第一項及び第二項の規定における主務大臣は、大蔵大臣及び通商産業大臣とし、前條の規定における主務大臣は、大蔵大臣、厚生大臣及び通商産業大臣とし、その他の規定における主務大臣は、大蔵大臣とする。

2 第五條第一項の規定における主務省令は、大蔵省令、通商産業省令とし、前條の規定における主務省令は、大蔵省令、厚生省令、通商産業省令とし、その他の規定における主務省令は、大蔵省令とする。

（罰則）

第八條 第三條第一項の規定に違反して金地金を政府に売却しなかつた者は、一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。但し、当該違反行為の目的物の価格の三倍が三十万円をこえるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

第九條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第五條第一項又は第六條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第五條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

までに当該金地金を政府に売却して
いない者については、旧法第三
条から第六条まで、第二十四条第
一号並びに第二十七条及び第二十
八条（第二十四条第一号の規定に
係る部分に限る。）の規定は、この
法律の施行後も、なおその効力を
有する。

4 旧法第二十条の規定により輸入
税の免除を受けた物品を輸入した
金銀業者については、旧法第二十
一条の規定は、この法律の施行後
も、なおその効力を有する。

5 大蔵省設置法（昭和二十四年法
律第四百四十四号）の一部を次の
ように改正する。

第四号第五十三号中「金地金の
配給」を削る。

第十号第十一号及び第十二号を
次のように改める。

十一 金の買取及び売渡並びに
輸出入の規制に関する事。

十二 金地金の政府買入価格の
決定に関する事。

第十五条第一項中第三号を削り、
第四号を第三号とし、以下順
次一号ずつ繰り上げる。

6 厚生省設置法（昭和二十四年法
律第五百一十一号）の一部を次のよ
うに改正する。

第五号中第四十七号を削り、第
四十八号を第四十七号とし、第四
十八号の二を第四十八号とする。
第十一号中第十一号を削り、第
十二号を第十一号とする。

国際復興開発銀行等からの外資の
受入に関する特別措置に関する法
律案
国際復興開発銀行等からの外資
の受入に関する特別措置に関す
る法律

（貸付金債権の取得の認可に関す
る特例）
第一条 国際復興開発銀行又は外国
政府金融機関（外国政府が半額以
上出資して設立した金融機関であつ
て政令で定めるものをいう。）（以
下「国際復興開発銀行等」という。）
が、貸付金債権でその果実又は元
本の回収金を外国へ向けた支払に
より受領しようとするものを取得
しようとする場合において、その
貸付を受けようとする者が主務大
臣の認可を受けたときは、外資に
関する法律（昭和二十五年法律第
百六十三号）第十三条第一項の規
定により国際復興開発銀行等が当
該貸付金債権の取得について認可
を受けたものとみなす。

2 前項の規定による認可の手續及
び認可に関する事務その他同項の
認可に関しは、これを外資に関
する法律第十三条第一項の認可と
みなして、同法の規定を適用す
る。

（日本開発銀行又は日本輸出入銀
行の外貨債権の保証）
第二条 政府は、法人に対する政府
の財政援助の制限に関する法律
（昭和二十一年法律第二十四号）第
三条の規定にかかわらず、日本開
発銀行又は日本輸出入銀行がその
国際復興開発銀行等からの資金の
借入契約に基き外貨で支払わなけ
ればならない債務について、予算
の定めるところにより、保証契約
をすることができ。

（日本開発銀行又は日本輸出入銀
行の債券の発行）
第三条 日本開発銀行又は日本輸出
入銀行は、その国際復興開発銀行
等からの外貨資金の借入契約に基
き債券を引き渡す必要があるとき
は、政令で定めるところにより、
その借入金額を限り債券を発行す
ることができる。

2 外資に関する法律第三条に規定
する外国投資家が前項の債券を購
り受けたときは、当該債券に係る
貸付金債権について同法第十三条
の二の規定による大蔵大臣の指定
を受けたものとみなして、同法の
規定を適用する。

附則
1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 日本開発銀行法（昭和二十六年
法律第八号）の一部を次のよう
に改正する。
第十九条の次に次の一条を加え
る。
（外国為替及び外国貿易管理法
の適用）
第十九条の二 日本開発銀行は、
外国為替及び外国貿易管理法
（昭和二十四年法律第二百二十
八号）の適用については、銀行
とみなす。
附則第十八項中「他の法令」を
「第十九条の二に規定する場合を
除き、他の法令」に改める。

○愛知政府委員 たいま議題となり

ました八つの法律案につきまして、そ
の提案の理由を御説明申し上げます。
まず一般会計の歳入の財源に充てる
ための緊要物資輸入基金からする一
般会計への繰入金に関する法律案から、
その提案の理由を御説明申し上げま
す。
緊要物資輸入基金特別会計におきま
しては、一般会計から繰入れられた二
十五億円の緊要物資輸入基金をもつ
て、国際的とりきめによつて日本国に
割当てられた稀少物資等の取得及び売
払いを行つて来たのでありますが、そ
の運用の实情に顧み、昭和二十八年
度におきましては、一般会計の財源に充
てるため基金から一億五千万を一般会
計へ繰入れることとしようとするもの
であります。
なお、将来情勢が変化いたしましたし
て、政府輸入にまたなければならぬ
事態が増大いたしました場合の基金運
用に支障なからしめるため、一時借入
金をなし得る制度をあわせて設けよう
とするものであります。
第二に、昭和二十一年度における一
般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特
別会計の借入金の償還期限の延期に
関する法律の一部を改正する法律案の提
案の理由を御説明申し上げます。
政府が昭和二十一年度において、昭
和二十一年法律第五十五号及び昭和二
十一年法律第十号に基き借り入れまし
た借入金の現在高は、一般会計におい
て百五十一億七千八百六十六万円、郵政事
業特別会計において五億六千三百七十
四万円でありまして、その償還期限は、
昭和二十五年法律第六号により昭和二
十八年八月一日まで延期せられており
ますが、同期限までに償還いたします

ことは困難でありますので、償還期限
をさらに昭和三十一年三月三十一日ま
で延長することとし、その間において
必要な場合には、公債に借りかえるこ
とができることとしようとするもので
あります。
以上御説明いたしました二つの法律
案は、第十五回国会におきまして審議
未了となりましたので、あらためて提
出したいたしました次第でございます。

第三に、国有財産法等の一部を改正
する法律案につきまして、その提案の
理由を御説明いたします。
国有財産の管理及び処分に関する事
務は、主として国有財産法及び国有財
産特別措置法に基きまして運営せられ
ているのでありますが、これらの法律
に若干の改正を加え、国有財産制度を
整備し、関係事務の適切な運営を期す
るため、ここにこの法律案を提出する
ことといたしました次第であります。

この法律案は、国有財産法の一部改
正と国有財産特別措置法の一部改正と
の二つにわかれておりますが、以下そ
の概要を申し上げます。まず国有財
産法の一部改正におけるおまな点は、
第一に、国において直接公共の用に供
する財産の管理を適正にするため、国
有財産の分類及び種類に変更を加え、
公共福祉用財産と公共物を統合して、
行政財産の中に新たに公共用財産とい
う種類を設けることとしたのでありま
す。

次に、公共福祉用財産及び皇室用財
産の取得、用途廃止等につきまして、
その手續を緩和し、すべて国会の議決
を経ることとなつております。現行規定
を改めまして、皇室用財産の取得につ
いて、一件の価額が三百万円に満たな

いもので、一年間にその合計額が三千万円に達するまでの場合には、国会の議決を要しないこととしたのであります。

次に、国有財産特別措置法の一部改正におきましては、国立大学の施設を効率的に運営するため、国立大学の施設を集合整備する必要があります場合に、文部大臣は、当該国立大学の施設と地方公共団体その他の者の所有する施設と交換することができることとしたのであります。

以上が、この法律案の提案の理由並びにその概要であります。

第四に、証券取引法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

現行証券取引法は、施行以来、すでに五年を経過いたしました、その間経済の進展に應じ、数回にわたり改正が行われて来たのであります。が、独立後のわが国の経済、特に最近の証券市場の実情にかんがみ、有価証券の募集または売出しに関する届出の制度を簡素化するにとり、証券業者に対する監督規定を整備し、あわせて証券取引所の機能の公共性にかんがみ、その設立に免許を要するものとする等の必要があると考えられますので、前国会に証券取引法の一部を改正する法律案を提出したのであります。が、衆議院解散のため審議未了となりましたので、その後、の検討に基き、同法律案に若干の改正を加え、再びこの法律案を提出した次第であります。

度を簡素化したことでもあります。すなわち、担保付社債等等は、当分の間、募集または売出しの届出を要しないものとしたすは、大蔵省令で届出を免除することができる有価証券が、現在その額面または発行価額の総額において千万円までのものに限りおりましたのを、その額を引上げ、五千万円としたのであります。

その二は、弱体業者の濫立を防ぎ、もって投資者の保護に資するため、証券業者の登録の拒否原因となるべき事項をいたしまして、新たに、登録申請者が株式会社でない場合及び登録申請者の純財産額が政令で定める資本の額の九割に満たない場合を追加し、また、証券業者に対する監督を強化し、資力薄弱な証券業者が顧客から過大な数量の有価証券を借り入れ、または預託を受けておきます場合には、これらの有価証券を顧客に返還することを命ずる等の措置をとるべきこととしたのであります。なお、現行の証券業者の信用の供与に関する規定につきましても、これをわが国の実情に即せしめ、弾力性のある運用をはかる余地を開いたのであります。

その三は、証券取引所の機能の公共性に顧みまして、証券取引所の設立を登録制度から免許制度に改め、また、証券取引所が定款等を変更するときには、大蔵大臣の認可を受けなければならないこととし、取引所の監督規定を整備いたしましたのであります。

第五に、木船再保険特別会計法案につきましても、その提案の理由を御説明申し上げます。

おります木船再保険につきましても、その普及発達をはかるために、木船再保険法案を提出して御審議を願っているものであります。この木船再保険法を実施することとなる場合には、政府の再保険関係の経理を明確にするため、一般会計と区分して、新たに木船再保険特別会計を設けることが適当と考え、この法律案を提出した次第であります。

この法律案の概略について申し上げますと、この会計におきましては、再保険料、木船再保険法第十三条の規定による納付金、同法第十六条による一般会計からの繰入金、借入金その他をもつて歳入とし、再保険金、再保険料の払いもどし金、借入金の償還金及びその利子、一時借入金金の利子その他をもつて歳出とするほか、この会計の予算及び決算に關し必要な事項を規定しております。以上が、この法律案の提出の理由であります。

なおこの法律案も第十五国会において審議未了となりましたので、あらためて提出いたしました次第でございます。

第六に、社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、昭和二十二年以来、神社、寺院等に無償で貸し付けてあつた国有財産を当該神社、寺院等に對し、無償譲渡または半額売払いの処分を行つて参りました。社寺境内地処分審査会は、この処分にあたり、大蔵大臣の諮問機関として、大きな役割を果して来たのであります。が、現在の段階におきましては、その設置の目的を達成し

たと認められるに至りましたので、この際社寺境内地処分審査会等に関する規定を削除しようとするものであります。

なお、この法律案は、第十五回国会に提出し、参議院で可決された後、衆議院で審議中のところ、解散のため不成立となりました法律案とまつたく同様の内容のものであります。

第七に、金管理法案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

金管理法の一部改正につきまして、去る第十五回国会で審議未了となりましたので、今回あらためて提案いたします。御審議を願う次第であります。

この法案の内容は、前回審議未了となりましたものと同様でございます。また、そのおもな点を御説明いたします。

従来政府は、金につきまして全面的に価格及び需給の統制を行い、新産金等はすべて強制的に買い上げるとともに、国内の産業、工業、齒科用等に必要加工用金は、政府保有金のうちから割当売却することとし、また政府の買入れ価格、売却し価格及び業者の販売価格は、すべて政府が公定いたしておつたのであります。

しかしながら、最近金に対する実需も増加して参ります一方、生産も漸増して参りましたので、政府といたしましては、新産金の一部のみを買い上げることとしたし、それ以外の金につきましては、一切の統制を廃止いたしました。価格及び取引ともに自由とし、もつて金に対する需要の増加に應ずるとともに、あわせてわが国金銀業の育成に資することが適当であると考えられるのであります。

以上の趣旨によりまして、この法律案におきましては、政府が強制買上げをする金は、新産金のうち政令で定める割合のもののみをいたしまして、これに伴い割当制度、加工用金売りさばき業者等の監督の制度を廃止し、金の取引を自由といたしました。ただ自由取引実施に伴い、国内及び国際的な事情を考慮して、金の取引の実態把握に必要な報告を徴することができることとしたのであります。

第八に、国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案の提案の理由を御説明いたします。

外資の導入によりわが国の経済基盤の強化拡充をはかりますことは、政府のかねて強調して参つたところでございます。特に国際復興開発銀行からの外資の受入れについては、鋭意努力を重ねて参つたのであります。が、電力設備合理化のための資金の借入れについて、近く実現を期待し得るに至りました。この法律案は、国際復興開発銀行等からの外資の受入れを促進するため、関係諸法律の特例規定を設けようとするものであります。

その内容を簡単に申し上げますと、まず第一に、国際復興開発銀行または外国政府金融機関から外資を受け入れようとする場合には、その外資の特質にかんがみ、当該貸付を受けようとする者が主務大臣の認可を受けたときは、その認可をもつて外資に関する法律の規定による認可を受けたものとみなして、国際復興開発銀行等に対する元利金等の支払いの場合における外貨送金を保証するものとしたこととあります。

第二に、日本開発銀行または日本輸出入銀行が、国際復興開発銀行等からの資金の借入れ契約に基づき外貨で支払わなければならない債務について、予算の定めるところによりまして、政府が保証契約をすることができるとことといたしたのであります。

第三に、日本開発銀行または日本輸出入銀行が国際復興開発銀行等からの外貨資金の借入れ契約に基づき債券を引渡す必要がある場合、その借入れ金額を限り債券を発行することができるとことといたしたのであります。

以上がこの法律案の要点であります。以上をもちまして、ただいま議題となりました八つの法律案の提案理由を御説明申し上げた次第でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○内藤委員長代理 次に、去る十九日本委員会に付託されました国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案

国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案
金の納付に関する法律の一部を改正する法律案
国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和二十四年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「半年」の下に「（国有の林野から産出する樹木の売払代金にあつては、一年）」を加える。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○三浦参議院議員 ただいま議題となりました国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明いたします。

国有林野のいわゆる立木の売払代金におきましては、それが大量である場合、または搬出設備のない奥地林野のものである場合には、立木の買受け人が搬出設備を設け、伐採し、搬出し、売り払

きまして、その代金を回収いたしました。までは、相当長期間を必要とする実情にありま。そのため以前は、北海道の国有林におきましては二年以内、その他の国有林におきましては一年以内の延納の特約ができることになつておりました。ところが、現行の国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の施行後は、他の一般の物品と同列に、最長半年の延納特約を認められるにすぎないこととなつておつたのであります。前述のような実情からいたしまして、その不便が痛感されていたのであります。今般、これを是正して、実情に即した取扱いができるようにいたしますために、この法律の一部を改正しまして、国有林野のいわゆる立木売払代金については、延納期間を一年に延長いたしたいと存するのであります。

以上が本法案の提案理由の概要であります。本件につきましては、前十五日国会で当委員会御審議をいたいただき、可決せられました。本会議を通過する機会がなく、再び御審議をお願いする次第でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決ありますようにお願い申し上げます。

○内藤委員長代理 ちよつと速記をやめて。
〔速記中止〕
○内藤委員長代理 速記を始めてください。

○内藤委員長代理 速記を始めてください。それは委員会は暫時休憩いたしました。理事會を開きたいと思つて、午前十一時十三分休憩

午前十一時二十一分開議
○内藤委員長代理 休憩前に引続き會議を開きます。

この際お諮りいたします。ただいま建設委員会において審査中の道路整備費の財源等に関する臨時措置法案及び通産委員会において審議中の中小企業金融公庫法案の両案につきましては、本委員会の所管事項とも重大なる関連を有する法案でありますので、それこれらの委員会に連合審査の申入れを行いたいと思つて、この点御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○内藤委員長代理 御異議ないようでありますから、さう決定いたします。

○内藤委員長代理 次に、先刻説明を聴取いたしました各案及び信用金庫法の一部改正案につきまして質疑を行います。ただいま御出席の政府委員は愛知さん、渡辺さん、河野さん、それに参議院議員の三浦さん、これだけお出ましであります。質疑は通告順によりましてこれを許します。井上良二さん。

○井上委員 信用金庫法の一部を改正する法律案、これに関連して二、三質問したいのですが、この金庫法の一部を改正する法案の目的は、金銭貸付の業を行う者が金庫という名称をいたすに使用してはいかぬ、こういうことであります。一体何ゆえに金庫という文字を他の者が僭称するかという問題をありますが、これに関連して、問題は現在あります金融機関の金融状況が、小口である中小企業及び庶民大衆を対象とするのではなしに、主として大企業、大企業、裕福な方々に對して、營利を目的として金融がはかられておるといふところから、零細な中小企業や庶民を對象にした金融機関が、最近非常な勢いで跋扈しておることは政府の御存じの通りであります。この零細な中小企業及び庶民大衆に對する金融については、政府もいろいろ対策を講じて、必要な法案、あるいは金融の措置を講じておるようでございます。それはまづたく焼石に水の現状でございます。現実にほとんど効果を現わし得ない実情にあるわけでありまして、これは政府の方に報告が来ておると思つて、たとへば大阪府において調べましたので、資本金三百万円以上のもので、府下の銀行が昨年貸し付けましたもので、三千四百八十億円を貸し付けておられますが、資本金三百万円以下のものであるのは、六百六十億

円しか貸し付けておりません。全体の割一分しか貸付はせられていないのです。さらにはまたこれを商工中金の扱つた本年三月の金融状況を調べても、さらにまた国民金融公庫の実情を調べても、いづれもが中小企業中、特に零細な企業、零細な庶民に對しての貸付というものが非常に梗塞しておる実情にあるのです。この実情に對して何ら政府が積極的な対策を講ぜずにおいて、いかに法的にこの金庫の名前を使つてはいかぬと言つても、大衆に信用さすようならぬまい名称を考えて、いわゆる法的に規定してあります銀行業、あるいは貸金業等の類似の行為が大手を振つて跋扈する実情にある。これに對して、政府は一体具体的にどういふ対策を立てているかということ、これから立てんとするかということ、これから立てんとするかという方針の演説において、民間金融機関は貯蓄の増強を一層促進して、資金の融通においても極力不要不急の資金は押え、経済的に基礎の充實するような産業の合理化促進に必要な資金供給を行うこと、さらにはまた中小企業その他の金融について積極的にやりたいといふことが言われておりますけれども、わずかに資金百億円を新しく増額したにすぎないのであつて、具体的に公庫の今申し上げました方面に對する資金の円滑なる運営というものは考えられていない。これを一体どうしようとするか、国会としても考える必要がありま

すので、政府のこの問題に對する具体的な対策をひとつお答えを願いたい。○愛知政府委員 ただいま井上さんの御指摘になりましたことは、私もま

すので、政府のこの問題に對する具体的な対策をひとつお答えを願いたい。○愛知政府委員 ただいま井上さんの御指摘になりましたことは、私もま

とにござつともだと思つのでありまして、いたずらに監督あるいは取締りというものを嚴重にやるということだけでは、目的を達することができないと思つのであります。ただ信用金庫というふうな名称を持つた、政府として責任の負えないような實際上の金融機関があります場合に、実質上預金者とひとしいような大衆の保護という点から考へますならば、これを放置しておくことはできないというのが、信用金庫という名称を他に使つてもらいたくないという氣持でございまして、一方において、ただいまお話もございまして、ような、中小企業公庫を新たに創設して、不成立予算の当時よりもさらに十五億を乏しい財政の中から新たにその資金源として出したのも、中小金融の円滑化をはかりたいということがその一つでございまして、また国民金融公庫を例にとつてみますならば、二十八年度中の融資計画としては、二百八十数億円になりますような貸出し計画を持つてゐるような一般會計からの出資、あるいは資金運用部からの借入金などといったような面につきましても、所要な法律案の御審議を願つてもいいかと思つておられます。またいわゆる指定預金の実施の問題にいたしまして、この問題は、將來の大勢としては多きを期待し得ないような状態になつて来ると思つておられますが、さしあたりのところは、やはり指定預金の円滑な活用によりまして、民間の金融機関の資金の足りぬところを暫定的に補つて行くという方策をあわせておるようなわけでございます。

融の面におきましては、今後も引続き具体的な措置を進めて参りたいと思つておるわけでございます。なお詳細の点につきましては、銀行局長から御説明することになつておると思つておられます。○井上委員　そういう御答弁は、從來ずつとやられておるのであつて、それでは問題は片づきません。現に本日の毎日新聞の三面記事にも大々的に報道されておられますように、高利を目的とした金融というものがいかに拡大しておるか。この事実について、一体政府はどうお考えになつておられますか。単にそういう相互金融の様式によらずに、あるいは貸金業とやら名前を借りて、あることをやつたり、あるいは匿名組合を利用してたりいたしまして、厩大な預貯金を預かつて、実際それがいろいろの面に弊害を及ぼしておる。このやみ金融を中心とした現実に対して、われ／＼は単に非難攻撃を加えるだけでなしに、これに対応する庶民金融の確立ということが、今日ほど急を要するときはないと思つておられます。政府の方では、一体市中銀行といふものが、庶民大衆、零細な中小企業を金融対象にしておると考へておられますか。今私が大阪の例だけを申しても、ほとんど三百万以上の大企業を中心として金融がされておる。またあなたの方、中小企業金融機関としてつくつておる商工中金の金融状況を一ぺん調べてみないか。大体平均して七百万円が金融の実態でないかと見ておる。大体一千万円以上、中には一億円という金融をやつておるのであります。そういう大口の巨大な方面には、どん／＼どん／＼金が流れて行くけれども、きつ／＼五百万円は、きつ／＼百万円は、きつ／＼というふうな、火のつくよ

うな、手形決済その他に悩んでおる中小企業者に対しては、ほとんど見向きもしない現状ではありませんか。この実情をあなたの方が解決する対策を講じない限り、恐ろしい問題が起つて来ると思つておられます。そこで思い切つた対策をここに講ずれば目的を達し得られるのではないかと考へておられます。だから、たとへて申しますと、商工中央金庫が中小企業の親元の銀行としてございまして、これは全国に一つの窓口しかなく、従つて商工中金には預金がなかなか集まつて来ない。集まつて来ない関係から、商工債券その他による資金のあつせんをしなければならぬ。そういうことで、商工中金の金利といふものはそんなに安くなつていない。これと市中の、たとえば信用協同組合なり信用金庫なりと結ばして、この商工中金の窓口を信用協同組合なり市中の信用金庫の窓口と一緒にしてしまつたらどうなるか。そういうことは全然考へておらぬか。さらにまた極端な例は、現実には民間の資金を吸収するということから、相互金融の制度があり、あるいはまた協同組合等の制度によつてやつておられますが、現実には協同組合ではならぬといふような制限を設けて禁止している。一体どういふわけでお同組合の員外預金を禁止するのです。それはどういふことだから来ておるのであるか。同じ金融業者であつて、片方は員外預金をどん／＼でき、片方は員外預金をしてはいかぬ。それはどういふことで區別せよならぬのです。そういうべらぼうなことをしているから、集まるものも集まらずに、融通もうまく行かぬということになりはせぬかと思

います。具体的に伺いますが、今の商工中金の窓口を、今私が申したように、信用協同組合とこれを連結せしめて、信用協同組合の窓口を使う。そうすると、信用協同組合が預かつた金が全部中金へ流れて行くということになつて、中金の自己資金もそれによつてよくなつて行くし、また中金の金も末端へうまく流れて行く、こういうことになつて非常にいいんじゃないかと思つておられます。そういうことはあなたにはなかなかききにくいですが、（笑聲）そういうことをもう少しやつて行くようにしたらどうかと思つておられますが、そういうことについてどうお考えですか。

○愛知政府委員　これも一つの考へ方として、私は大いに参考になると思つておられますが、御承知のように、現在中小金融機関に対して、戦前になりましたような中央機関といふようなものがないことは、確かに一つの欠点だと思つておられます。しかしながら、商工中金を信用協同組合と今ただちに結びつけることが適當であるかどうかといふことは、私はいかがかと思つておられます。同時に、最後に御指摘になりました信用協同組合の員外預金の問題は、ちよつと二年前であります。が、信用金庫法が制定されましたときに十分論じ尽くされた問題かと思つておられます。要するに、信用協同組合、いわゆる中小企業等協同組合法によるところの組合員それ自身の相互扶助の観点からできておるところの信用協同組合は、いわゆる大衆を相手にする金融機関ではないのであつて、その方の仕事をしようとする場合は、信用金庫法によつて、信用金庫として員外預金を集めればよいんじゃないか。要するに私は問題をわけて、金融機関としての信用金庫をどうやつて育成強化して行くか、政府としてどういふ援助をするか、また中央機関についても、今法制的な中央機関はございませんでして、いろ／＼實際上の便法は講ぜられておるようになつておるのであります。が、これを一層強化して行くことが、信用金庫について必要ではないか。信用協同組合は、御承知のやうに各都道府県で認可をすればできるものでもあり、同時に、これにも員外預金を広くやるということであれば、やはりその貯金者を保護するということからいつて、今の制度からいつて、信用協同組合にそういう点をも職能として期待することは私は無理ではなからうか、こういうふうに考へるわけでありまして。

○井上委員　またあとでやりますが、もう一点大事な問題——問題の一番の焦点は、いわゆる零細な中小企業といふことです。庶民大衆の金融をどうするかといふことが一番つかぬ対策でありますけれども、これが今一番焦点になつておるだらうと思つておられます。いわゆる信用力のない、また資産の薄弱な、その日／＼の商売をし、その日その日の企業に携つておる者に対する金融をどう行き届いた方法でやつてくれるかといふことに、一番焦点がなければならぬと私は思つておる。そういう点から、今あなたのおつしやる信用協同組合、これに預金をやらすといふことはどうもおもしろくない、これは組合員の出資によつてやつておることであるから、一般の金を預かることはおかしな感じが、おかしな感じが、信用して預ける者

があれば、預けさせたいいいじやないか。何もとめる必要はない。しかも戸別訪問をし勧誘をして、遊金のある者は預けておけばいい。そしてそれに対してはまた金融もしてやる。こういうことで預けようとするのに対して、お前のところは府県の許可だからいいかぬ、信用がないからいいかぬというの、あなたが言つておるだけであつて、預ける方はそんなことを思つておらぬ。それはそれでしよう。あなたの方でそういう解釈を下しているにすぎない。しかも信用協同組合においても、資金が三千万円も四千万円もある、信用力を持つた協同組合が大部分最近でき

ておる。さういふ活動力のある面が、もう少しうまくなつてくれば、組織、運営をどう考へるかというところが、一番大事じやないかと思ふのです。私自身は、もしそれが薄弱であるというならば、商工中金と結びつけたら一層信用力も増し、また資金の配分もうまく行くのではないかと、さう考へ方なんです。さういふ面で、末端といふか、第一線でさういふ仕事をやりやすいような方法で、民間の資金をどううまく集めるか、集めたものがどううまく還元され、まわされるかといふところに、重点を置かなければいかぬと思ふのです。さういふ面で、最近非常に発展しつつある正規な信用協同組合なりあるいは信用金庫といふものが、もう少し活躍する余地を大胆に与えたらどうか。さうして一方いかぬ場合には、信用保険制度といふものか、さういふものを見て行くといふ手を打つてはいいのでありますから、思い切つて働けるような保護的な措置を講じて、や

み金融を押えて行くといふ手を打たなければ、一方はあらゆる制限を設けて活動できぬようにする、しかも金利が高くてなかくうまくなかぬといふ状態において、片方はやみ金融が大手を振つて横行するといふことでは、これははなはだおもしろくないと思ふ。だからこの点に対して、もう少し行き届いた対策を具体的に政府は考へるべきではないかと思ふ。

次にやみ金融に対して一体どういふ対策を今日までとつて来ておるか、そして今後とらんとするか。この問題についてはすでに政府の方でも、一部やみ金融に不正なものありとして、いろいろの角度から調査を進められ、また現実に警告を發したといふようなものもあるやに新聞は報道しておられます。この問題は、一つは今申しましたやみ中小企業の金融の梗塞から来ておる問題でありませうけれども、一方また下手を打つと、預金者及びぼろ影響が非常に大きいので、これは非常に慎重に扱わなければならぬとわれ／＼は考へておられますが、さりとて政府の対策よろしきを得ず、そのまま放任といふわけには参らぬと思ふ。政府はこれらの問題に対して一体どう考へておるか、今お答えができませんければ、あしたでも、大蔵大臣からはつきりこの問題に対する責任のある御答弁をいただきたいと思ひます。

○愛知政府委員 それではまずお答えをいたしますが、先ほど来申し上げておりましたように、非常にごもつともな点が多いと思ふのであります。ただ従来のわれ／＼の考へ方から申しますと、たとえば、御承知の通り信用金庫は、現在全国で五百七十くらい信用金

庫として正規の免許を受けて、その業況も非常に活発でございまして、他の金融機関に比べますと、たとえば御承知の貯蓄奨励の目標というものを掲げてやつておられますが、その貯蓄目標の達成のぐあいは、信用金庫が圧倒的に他の金融機関を凌駕しておるというやうな状況で、この点は私も非常に喜んでおるやうなわけでございませう。そこで御批判があると思ひますが、私どもの今までの考へ方、また現在の考へ方から申しますならば、良質で、かつ御指摘のやうな相当業績の上つておるやうな信用協同組合があらう場合に、これはむしろ信用金庫法に基いて信用金庫としてやつていただくならば、これに對して、たとえば預託金などの問題にいたしまして、現在信用協同組合には無関係なものでございませうが、信用金庫までのごまかす政府としては相当力を入れておられますので、さういふ面を考へさせていた

十分参考にいたしましたして、従来に増し努力をやつて参りたいと思つております。

それからやみ金融の形態について、すでに御承知の通りいろいろな形態がございまして、その形態が公表されておるやうな形態でありませう限りにおいては、違法ではないのでありませう。しかし内容をそれ／＼調べて参りますと、もうほとんどいふか、貸金業等の取締に關する法律あるいは銀行法その他に觸れる点が明瞭に出て来ているものが相当にございませう。さういふものが相当にございませう。さういふものにつきては、断固たる処置をとらなければならぬと考へます。なお一般の善意の大衆に對しまして、さういふ機關については、さういふふうな事情であるといふことを啓蒙することによりまして、自然的に淘汰されるやうな方策もあわせ講じなければならぬと考へておるやうな次第であります。

それから第二のやみ金融の問題につきまして、当委員会におきましても従来からいろいろと御意見を承つておるつもりでございませうが、私どもの対策の一つは、井上さんの御指摘のごとく、庶民金融機関に對してもつと政府が力を入れなければならないといふことが一つだと思ひます。この点は、今

務次官からもお話がありました。十分検討をして、このやみ金融に對しては、とにかく現在の日本の經濟情勢とにらみ合せながら、最もふさわしい方向に決定するべきである、かように私は考へておるのであります。これに對しての所見を承りたい。と同時に、今井上委員からお話のありました中小企業の金融に對して、先般も中小企業庁の方からの御報告を受けました、商工中金を取巻く業者の数は約十萬、国民金融公庫を取巻く業者は約十萬、それに對して各銀行の中小企業店關係の他のものが約七十萬、それから信用金庫を取引先としておる中小企業者の数は百二十萬、相互銀行を取引先としておるものが約二百萬、数は間違つておるかも知れませんが、大体さういふやうな意味合いのことを中小企業庁から私は報告を受けたのであります。そこで現在の状態において私が非常に不愉快だと思つたのは、日本銀行の中小企業に對する協力の乏しいといふ点であります。相互銀行においても、私の聞くところによると、わずか三店より取引がされておらない。それもほとんど形式的である。特に銀行局長は日本銀行の監理官という立場におられますから、この点を私はお願いしたい。同時に大蔵省から、日銀政策委員といふものが大蔵省を代表して出られるのがない。中小企業に對して日本銀行は熱意がない。今井上委員がいろいろおつしやいまして、これは大蔵關係の勉強が今まで足りなかつたから、ポイントがはずれておると思つたのですが、井上委員の考へておられるところは、予算において中小企業金融公庫法によつて百億余りの金が出て参ります。この

○有田(二)委員 今井上君からお話のありましたやみ金融の問題については、以前大蔵省の銀行局の方から、五十錢以上の日歩をとつたものについて処分をするといふやうな意味合いの法案が本委員会に上程されたのであります。が、少くともやみ金融については、総合的な、全面的な検討を續けて行かないと、世間いろいろな悪影響を及ぼす点が多いのであります。単に政府の考へておる五十錢で筋を引いて、その点だけを取締つて、あとはどうなつてもいいという考へ方は無責任である。さういふ考へ方では、当時本委員会においても遂に審議未了に陥りましたことは、各委員ともよく御存じのことろでございませう。この点は、今愛知政

分参考にいたしましたして、従来に増し努力をやつて参りたいと思つております。

点はこの点として、少くとも日本銀行は、一万田氏が再々新聞において発表しておられるところは、中小企業金融には大きな関心を持つておるといいたが、現実においてはまづたく形式的であつて、中小企業に対する一万田氏の熱意がない、この私は断言しても過言ではないと思つておられます。従いまして大蔵省としては、日銀政策委員を大蔵省代表として派遣し、また銀行局長は日本銀行の監理官を兼務しておられます立場からいつても、今日までの日本銀行が、中小企業に対する金融に對して熱意がない、この私が断定することに對して、御答弁を承りたいと思つておられます。

○愛知政府委員 私もさつぱらに申しまして、その御批判は十分あると思つておられます。それはしかし結局のところ、日本銀行が熱意がないといふことでありますならば、やつぱりこれは大蔵当局の責任でございますから、今後十分ひとつ関心を高揚させるようにいたしたいと思つておられます。

○有田(一)委員 それはよくわかるわけであります、今私が申し上げておられるのはたとえ相互銀行なんかをつくるときは、私は最初反対であつたのですが、こつやつてきて来ておられる以上、それが毎日商店に行つて金をとるといふ相互銀行のあり方というものは、日本の中小企業の性格にびつたり合つておられる。この相互銀行を伸ばして行くことは、同時に全国の中小企業者を伸ばして行くことである。また信用金庫にいたしても同じことであります、相互銀行と取引をいたしておられるのは二百万、信用金庫と取引をいたしておられるのは百二十万、この多数の中

小企業者に対して、相互銀行、信用金庫を通じて国の予算を流して行くといふことはもちろんであります、日本銀行の營業の一つの部面として、これらの方面に金が流れて行くならば、井上委員の目的が十分達成されるもの、かように考えるのであります。今のよ様な無責任な政府の答弁では、私は与党といへども満足ができません。私と政府とでは、將來の日本銀行に對して、中小企業金融に對してどういふ所見を持つておるか、これに對して銀行局長の答弁をひとつ承りたい。

○河野(通)政府委員 日本銀行の中小企業に對する考え方について、非常に冷淡である、あるいは熱意がないといふお話であります。私は基本的にはさういふ考へておりませんが、やはりいづれかといひますと、中小企業に對するウェートの置き方が、どうしても少くなるというこはいなめない。この点は十分に私どもは注意をいたして参らなければならぬと思つておられます。ただ問題は、中小企業に對する日本銀行の熱意を強めていたして参りますこと、具体的信用金庫でありますこと、相互銀行でありますこと、さういふたものに對して日本銀行が取引を聞くといふ問題とは、必ずしも問題は同じ事柄ではない。私は日本銀行自体の、いわゆる言葉は非常に悪いのでありますが、中央銀行としての使命というものの範圍も考へて参らなければならぬ。御承知のように、中央銀行としては、やはり短期的な金融の調節といふことが重点にならなければならぬと思つておられます。従つて中小金融といふもの

の性質上、資金が相当長く寝るようなものは、中央銀行たる日本銀行の短期的な資金の調節、金融の調節という使命とびつたり来ない点がある。私どもは、実はこの点は非常に割切つて考へておるのでありまして、一般の市中の金融機関は、それ／＼その特色に従つて、中小金融に對して十分に努力をいたさなければならぬことについては、これは有田さんのおつしやる通りだと思つておられます。しかしながら、それがただちに日本銀行に結びついて、日本銀行の通貨の増出という形で日本銀行から中小金融の資金が出て行くということが、はたしていいか悪いかにつきましては、私は中央銀行自体の性格といふ点から、十分考へて参らなければならぬと思つておられます。さればといつて、日本銀行が中小金融に對して全然とびらを取引の上で締めておられるわけは、ございませぬ。御承知のように、商工中金でありますとか、一部の相互銀行等については取引は開いて参る。中小金融といふ資金が非常に長くなるという点と、中央銀行の性格をどこで調節するかという問題については、十分考へて参らなければならぬのでありまして、今にわかに日本銀行の信用増出の形で中小金融といふものにどん／＼資金を流して行くといふことがはたしていいかどうか、この点については十分に検討いたしたい。しかしながら、日本銀行がいろいろ／＼な形で、中小金融に對してないがしろにしておるといふ点があるならば、これはいけないことでありまして、今後とも中小金融といふものが非常に重要であるといふことにつきまして、もし彼らの認識が足りませぬければ、十分認識を持つようによつて参

らなければならぬと思つておられます。この点には有田さんの御意見と私もまつたく同意見であります。

○有田(二)委員 銀行局長の御答弁を承ると、賛成やら反対やらまつぱりわけのわからぬようなことで困ります。日本銀行のあり方については、これは今日においても大分行き過ぎたものが多し。たとえ北海道に四箇所も支店を設けるとか、まるきり市中銀行やらの銀行やらわけのわからぬような状態、また一つ／＼の貸出しについても、日銀がこれに關係して、一々各銀行に干渉するといふようなあり方も、私は日本銀行本来の趣向からしてどうかと思つておられます。それらの点も、日銀の監理官として十分監督しておられたい、私はかように考へておられます。従つて中小企業に對しては、少くとも平時の日本であるならば別であります、今日の窮迫した中小企業のあり方から見て、中小企業を育成することが当然政府の方針でもあり、過去において各大臣並びに総理大臣は、この点について口をきわめて、中小企業の育成については誓約しておられる。その誓約しておられる一つの部門として、今日の日本銀行が、實際問題として各会社の個々の金の貸出しについてまで各銀行に關与し、くちばしを入れておるといふ現状を見て、私は日銀の監理官の銀行局長の河野さんの答弁としては、不十分であると思つておられます。日本銀行が現在において、相互銀行の中で三箇所だけ取引をしないといふことは、おかしいと私は思つておられます。十分この点について御検討を願つて、中小企業の育成は超党派的に皆が考へておられる点であり

ますから、十分御検討を願つて、中小企業金融にこれらの相互銀行、あるいは信用金庫を通じて全国三百二十万の中小企業者に流れて行く方向、さういふ道をやつても、日本銀行としてこれは間違つた方向である、私はさうに考へないのであります。この点を將來とも十分御検討願ひたいと思つておられます。

それから税のことを一点だけお聞きしたいのですが、実はさういふ新聞にも出ておりましたが、税の過納金の問題です。国民の納め過ぎた税金を返すのに非常に手間取つておられます。しかも税務警員に對する国税庁の教育の仕方が足りない。各過納者が税務署へ行くこと、そのうちに何とかなるだらうといふことで、延び／＼になつて来ておりますが、過納といふことはよくある現象でありますから、その事実に對して私は批判をするのではないのであります、少くとも税金を過納した以上は、一日もすみやかに国民に金を返してやるべきだ。しかるにそれがどうして延びておられるのか、その理由を納税者に、予算が通過したら金が参りまして、すみやかに返せますが、今予算が通つていないので、お渡しすることができないといふのはつきりした答弁ならいいのですが、五月になつたら支払い、六月になつたら支払いといふように、理由をはつきり明示しないで、延び／＼になつて国民の疑惑を買つておられるのであります、この点について御答弁を承りたいと思つておられます。

○愛知政府委員 今有田さんの御指摘

の点は、両点ともまことにごもつともでございませぬ。第一の点につきましても、第二の点につきましても、できるだけ迅速に処置をいたしたいと思ひます。

それから第二の過納の問題は、今朝新聞にも出ておつたようでございますが、一つは、おそらく私の想像であります、御指摘の通り、予算の關係だつたと思つてございまして、そういう場合には国税庁を通じて、各税務署の末端も、その理由をはつきりと国民にわかつていただけるように、これはさつそく処置をいたしたいと思ひます。

○佐藤(勲)委員 夫は、きよきは大臣に日銀の問題について、中小企業者の關係について質問するはずでありましたが、出席がないようですから、信用金庫法について、愛知政務次官と銀行局長に質問したいのです。実はこういう法律をやたらつくと、われわれから考えますと、前の議會におきまして、同僚議員から、こういう金庫という名前を廃止したらどうかと言われ、たときに、銀行局長は、そんなことは金庫店という金庫もあるし、そういうことを取締る必要がないということをお先会のときに言つておられました。わすか半年の間に、政府みずから言つたことをすく裏返すようなことをやられるというところは、非常におかしいと思つております。そこでわれわれは、今中小企業者の金融の問題について、先ほど同僚の井上委員から言われましたように、現在やみ金融がはびこつておるといふ事實は、政府の機関が中小企業に對して、あるいは零細企業に對して何ら考慮してないからこういうもの

のが生れる。これは社会的な一つの条件であります。そのいい悪いはわれわれが判断しなければならぬから、利子の問題、その他の問題については、われわれはそういう点を考えますけれども、現実にはそういう事態があるといふのは、われわれも否定することができません。ただ問題は、こういうような法律をやたらにつくと、この信用金庫といふものができたのは、昭和二十六年にできておるのでありますが、これができる前に、金庫といふ名前を使つたものがあるか、もしそういうような場合があつたら、どういふ考えでこういう法律を出されるかといふことを、まず一点私はお伺ひしたい。

今申しましたようないろいろ技術的な難点があるから、この法律では、特に貸金業者に限つて使つては行かないといふことにしたのであります。本来ならば、おおよそ何人も金庫といふ名前を使つてはいかぬ。金を集める形においては、使つてはいかぬといふ趣旨にすべきが本来の筋だと思ひますけれども、技術的な難点もあつたから、貸金業者に限つて、金庫といふ名前を使つては行かない、こういうことにいたしましたのであります。従来ならば、信用金庫法の現行法で言いますならば、貸金業者に限らない、何人といへども使つては行かない。ところが今度は、貸金業者に限つて金庫といふ名前を使つては行かないことにいたしましたのであります。そういう点は、技術的な問題であります。そういう点は、技術的な問題でありますから長くは申し上げませんが、そういう点で、先般三月に御答弁申し上げましたのは、私は反対だといふことを申し上げておらぬつもりでありましたので、少し逃げ口上になるかもしれませんが、お答え申し上げます。

それから第二のお尋ねの、信用金庫法ができる前から金庫といふ名前を使つておつたものの既得権をどうするかという問題だと思ひます。この点は、いろいろ法律的に研究をいたしました。が、制度としてそういうものを法律で禁止しますならば、過去の既得権といふことに對する措置は、必要がないといふ法律の解釈になつておりましたので、その点につきましては、過去において、信用金庫法ができる前から金庫といふ名前を使つておりましたものについて、用がある、こういうふうな解釈をいた

しておられます。またそれできしつかえないと思つておられます。政府本来の見解と一致しておるところであります。○佐藤(勲)委員 私の記憶では、銀行局長がはつきり反対の答弁をなさつたと思ひますが、これは速記録を見ればわかりますから、そういうことはございませぬ。ただわれわれが問題にしたいのは、いろいろやみ金融が問題になつておりました、特に相互金庫が問題になつておりましたが、しかしそのほかの経済会といふものは、この法律では縛れない。この法律は、おそらく相互銀行といふ名前についての制限であります。そのほかの経済会なんかのことについてはいろいろ取締りをやる意思があるか。それから現在中小企業者の金融について、たび／＼いろいろの説明がありますけれども、今の国民金融公庫、あるいは中小企業金庫のやうな金庫については、現在の中小企業者の資金といふものはそんなにまよさしく解決できないと思ひます。少くとも大蔵省のお考えになるような、そんな簡単な今の経済情勢ではありません。

最近の経済情勢は、御承知のように不渡り手形もきよの朝日に出版しておりますが、たくさん出ておる。そういうやうな経済界の非常な混乱の時代において、政府の資金でまかなえないやうなものだからこそ、こういうやうなやみ金融が出るわけです。これの根本的な対策を、われわれが納得するやうに、政府はこういう方針で現在の苦ししい中小企業金融についての対策があるという法があれば、どういふものが實際やれるのだといふことについて、政務次官あるいは銀行局長の確信のある

ところをお聞かせ願ひたいと思ひます。○愛知政府委員 ただいまのお尋ねでございますが、たとえば、これを一例をもつて申し上げるのでありますが、国民金融公庫の例をとつて申し上げます。やはり政府機関でございますが、融資といふことであります。以上は、救済資金とか補助金と違ひますから、何でも出すといふことは行き過ぎだと思つておられます。最近の情勢から申しますと、借りたいと言つて申し入れて来られます額が、大体一年間で八百億圓ぐらになつておる。しかしこれは成規の手続で、それから各窓口でいわれる審査をいたしますと、大体その三分の一ぐらゐのものが、どうしても融資をしてあげなければならぬ額だというのが、国民金融公庫その他の常識的な結論なのであります。そこで、先ほど申しましたが、その申入れが殺到して、かりに一年間八百億あるとすれば、大体それに対して、われわれの考え方としては、二百五十億圓の融資額といふものが用意されておれば、まず国民金融公庫を通ずる融資先にも満足が得られるであらうし、また政府としても、それで一応の限界であらうと考へておられます。従つて国民金融公庫で申しますならば、先ほど申しましたやうに、大体二百六十億圓の貸付資金の用意が、予算案に關連してできておるわけでございます。それからそのほか現実にやつておられますことは、やつぱりわれわれとしては、既存の金融機関に對して、できるだけ円滑に融資ができるやうな資金源を供給することであると思ひますので、その中で政府が最も今のところ力を入れて

○河野(通)政府委員 私が先般御答弁申し上げたことに関連するようでありまして、お答え申し上げます。去る三月に、貸金業者等に関する対策の問題のときに、確かに大蔵委員の一人の方から、このことについて御質問がありました。私は今速記録を持つておりましたので、的確なことは申し上げられません。私はこれは反対だといふことを申しした覚えは毛頭ないのです。ただ問題は、いろいろ書き方について疑問がある。そのときに、さつきお話のやうに、たとえば金庫店といふものが、あるが、それを金庫といふ名前を使つては行かぬ、入れるか入れないかといふやうな問題は検討しなければならぬので、趣旨はよくわかるかと私は答弁したつもりであります。ところがその後そういう大問題もあつたので、本来ならば、おおよそいかなるものも、金を集めるものは金庫といふ名前を使つたらいかぬ。そういうことになりまして、

○愛知政府委員 ただいまのお尋ねでございますが、たとえば、これを一例をもつて申し上げるのでありますが、国民金融公庫の例をとつて申し上げます。やはり政府機関でございますが、融資といふことであります。以上は、救済資金とか補助金と違ひますから、何でも出すといふことは行き過ぎだと思つておられます。最近の情勢から申しますと、借りたいと言つて申し入れて来られます額が、大体一年間で八百億圓ぐらゐになつておる。しかしこれは成規の手続で、それから各窓口でいわれる審査をいたしますと、大体その三分の一ぐらゐのものが、どうしても融資をしてあげなければならぬ額だというのが、国民金融公庫その他の常識的な結論なのであります。そこで、先ほど申しましたが、その申入れが殺到して、かりに一年間八百億あるとすれば、大体それに対して、われわれの考え方としては、二百五十億圓の融資額といふものが用意されておれば、まず国民金融公庫を通ずる融資先にも満足が得られるであらうし、また政府としても、それで一応の限界であらうと考へておられます。従つて国民金融公庫で申しますならば、先ほど申しましたやうに、大体二百六十億圓の貸付資金の用意が、予算案に關連してできておるわけでございます。それからそのほか現実にやつておられますことは、やつぱりわれわれとしては、既存の金融機関に對して、できるだけ円滑に融資ができるやうな資金源を供給することであると思ひますので、その中で政府が最も今のところ力を入れて

おりますのが、指定預金であるわけでございます。大体現在のところを申し上げますならば、現在政府が指定預金をいたしてあります残高は、五百億円ほどでございます。これはやはり会計法その他の関係から申しますと、制度としては、どうしてもある時期に引揚げなければならぬ問題ではございますが、会計法の解釈の許し得る範囲内におきまして、できるだけその方でもんどりを見ておるといふようなわけでございませぬ。結局、非常にざつとばらんものの言い方をいたしますが、現在金を借りたという人の数、あるいはその額というものが、非常に大きいのであります。これがピンからキリまで全部お金を出すということは、いろいろの観点からいっても、また常識的にいっても、これはできないことなんであります。これはできないことなんであります。わたくしとしても、また対策が足りないとは思っておりますが、先ほど申上げましたような措置をあらわせばいいことによつて、相当程度に庶民金融のめんどうも見て行けるのではなからうかと考えておる次第でございます。

○春日委員 三点ばかり簡単に御尋ねをいたします。
この信用金庫の名称を使用すべからずという法律に關係するわけでありませぬが、現在そういう名前を使用することによつて、信用金庫の業務に悪い影響を与えておられるところの企業体の生熊調査、それをひとつ承りたと思ひます。

それから次は、大体この信用金庫の名称を使用してはいけないというこの考え方について、意見を述べたいのであります。少くとも言語とか文字と

かいろいろものは、民族の共有のものであるわけではあります。これは民主社会における鉄則であり、しかも経済活動における普遍的な原理だと思ふ。大体この信用金庫という文字は、法律によつて創造された文字であるから、先国会においても了承を得たと思ふのであります。少くともこの金庫なる名称をもつて、経済活動をして来たところの多くの前歴者がある。私もが知つておるだけでも、十指を越えるのであります。特に政策的な面では、労働金庫というものもありません。これなんかは、他の法律によつて云々ということもありませぬ。労働金庫法なるものが、いつ成立するといふ見通しも今立っておりません。従つて、現実に労働者が全国において労働金庫の名によつていふん経済活動が行われておるにもかかわらず、これが禁止されるということになりますと、被害の及ぶところが非常に大きい。こういう点についてもお考えになつておるかどうか。法律でもつて文字や言語の使用を禁止するということ、そのこと自体が、相当の被害を与えておるといふ実情の上に立たなければならぬ。少くともそれは酸鼻をさわめるといふぐらゐの被害でなければならぬ。私は、ただいまの左藤君の質問に關連して伺いたいであります。前国会においてすでに論議が行われたのであります。当局はこれに対して、さほどの必要性を痛感してはなかつた。しかるところ、六箇月たためてどういふ法律案を提出されるかということ、察するところ、業界からしかるべき陳情あるいは運動が行われた結果に基くものであらうと思ふのであります。私は一部の者が運

動をすれば、それにただちに承諾をして法律を朝令暮改して、もつて他の第三者に対して拘束権を發動することの大蔵省の政治の執行のあり方に対して、まづたく了承することができな

い。少くとも私が今申し上げたいことは、法は三章をもつて足れりといふ。この信用金庫に対してだれがどう言つたから直す、こういう陳情があればただちにこれを直すといふようなことは、たださ業者と結託しておる大蔵省内部に伝つておる。これは巷間世に普遍的に伝つておる。そういう場合に、法律案を上げられる際には、もう少し慎重な検討なり、さらには研究の上、そういう法律案を出すべきだと思ふのであります。これに対する河野銀行局長の責任ある御答弁を伺ひます。

次は、中小企業金融の問題であります。今やこの金融問題が社会問題となり、これがいろいろの階級的な性格をもつて批判をされつつあるということ、は、当局もお考えになつておることと思ひます。たとえば商業銀行であります。これは一般庶民の預金です。もう一つは財政資金です。こういうものが日銀を通じて、いろいろの操作によつて商業銀行の資金源がまかなわれております。いづれもこの資金源は公共的性格を承つております。国家的性格を持つております。ところが全生産の六割何分という、そういう大きな生産の原動力である中小企業に、この金が流れていないということが、この批判の根源をなしておる。このことは十分お認めにならなければならぬ。そこで

商業銀行が、現実に大企業に偏重した融資のあり方をしておるといふことに対して、大蔵省は何らかの規正をするような考え方をもちこたつたことはいかどうか。あるいは今日まで、そういう問題について研究されたことがあるかどうか。あればその経過、てんまつについてお伺ひしたいのであります。

私が問題として指摘したいのは、庶民大衆の預金と国家の財政資金をもつて大企業に融資をして、その預金者であるところの零細中小企業者が金を借りようと思つても、借りることのできないこの経済悪、社会悪は、やはり政治を通じて矯正してもらわなければならぬ。ところが現在、中小企業金融の専門店があるけれども、かれらはほとんどその窓口でこれをねはねておる。十二分に信用あるものだけを貸付ける。そうして受付けた数の中から貸出しをした数を抽出して、それをもつて、申込みに対して貸出しのパーセンテージの大きいことを社会に誇つておるのであります。これはまさにインチキであります。すなわち書類を受付けないで、申込みを事前に拒否しておる数字は、申込みをした数字よりはおるかに上まわつておる事実を御存じであるかどうか。従つて私は、商業銀行がもう少し中小企業に金を流し得るような立法措置なり、行政措置なり、何らかの措置を講じなければ、この問題の根本的解決はあり得ないと思ふ。この点について大蔵当局の御答弁を承りたい。

次は、株主相互金融についてであります。こういうような商業銀行、金融機関のあり方が、期せずしてああいうような金融機関を発生せしめておる。このことは、何人もこれを認めなければならぬと思ふ。そこで私もは、これに対して何らかの規正をしなければならぬと考へるのであります。それについて政府はあまねく資料をそろえなければならぬ。そこでお伺ひしたいことは、現在の株主相互金融が融資の対象としておるところの大体の平均額は、先般大蔵委員に業界から陳情書が寄せられておりますが、その資料によりまして、一件貸出し平均は三万二千円になつておる。すなわち銀行は三十万、二十万といふようなものでないと思ふ。その五万円以下といふような融資、借入れには承諾しない。だから、そういうような庶民大衆はどことも相手にしてくれないので、ついでにこういうような機関にすがり、それによつて大体その小規模な零細事業の当面の資金をまかなつておる。すなわち必要は発明の母といふが(笑)そういうような必要が、こういう零細金融機関を発生せしめたと思へられるので、いまやこの金額が三百億を越えて、百数十万人の諸君が、これによつて、これにもかくにも事業の資金源として、これを活用しておる。

この事実の上に立つて、私もはこれに對する法律的な、さらにはまた行政的ないろいろの処置を行つて行かなければならぬ。従つて私は銀行局長にお願ひをしたいと思います。一、現在のこの相互金融の諸君が貸出ししておるところの平均額が三万二千円といふけれども、その通りには相違ないか。それから一口の預金が平均一萬五千円といふわけでおるが、はたしてそういうような零細なる預金によつて、そういう相互扶助の考

る。このことは、何人もこれを認めなければならぬと思ふ。そこで私もは、これに対して何らかの規正をしなければならぬと考へるのであります。それについて政府はあまねく資料をそろえなければならぬ。そこでお伺ひしたいことは、現在の株主相互金融が融資の対象としておるところの大体の平均額は、先般大蔵委員に業界から陳情書が寄せられておりますが、その資料によりまして、一件貸出し平均は三万二千円になつておる。すなわち銀行は三十万、二十万といふようなものでないと思ふ。その五万円以下といふような融資、借入れには承諾しない。だから、そういうような庶民大衆はどことも相手にしてくれないので、ついでにこういうような機関にすがり、それによつて大体その小規模な零細事業の当面の資金をまかなつておる。すなわち必要は発明の母といふが(笑)そういうような必要が、こういう零細金融機関を発生せしめたと思へられるので、いまやこの金額が三百億を越えて、百数十万人の諸君が、これによつて、これにもかくにも事業の資金源として、これを活用しておる。

え方による融資が行われておるかどう
か、こういうような点についても、政
府当局の資料に基いての御答弁が承り
たい。

それからもう一つ、私はこういう陳
情を受けておるので、この点もひとつ
つまびらかにしてもらいたいと思つて
あります。横濱の日本勸業相互株
式会社の検査を実施する際、本省検査
部より主任検査官として参加せる、鬼
頭事務官は検査後、間もなく新に横浜
に創立せられたる、相互銀行の役員と
して就任する事となつた。株主相互金
融に対し、最も反対的態度をとつてい
る相互銀行の役員として就任する予定
の人物を、検査の主眼として同地区内
の株主相互金融会社の検査に当らしめ
たる事に対しては、非難の声がある。

御指摘の労働金庫の問題を抜きにして
とりあえず申し上げますが、全国約五十か
ら六十くらいあるかと思つます。これ
は会社の数でありますから、その支店
が各地に非常にたくさんあるので、こ
れらの支店の数を入れて、かんばんに
金庫という名前を出しておるものがど
のくらいありますか、ちよつとはつき
りした数字は的確にわかりませんが、
相当数に上つておると思つます。

第二に、しからば現在金庫という名
前を使つておるためにどういふ影響が
あるかということにつきましては、先
般御提案申し上げましたときの提案理
由にも申し上げました通り、一般公衆
は金庫という名前を使つております
と、預金を合法的に集めていい正規の
金融機関と、預金を集めることを禁止
されておる、何と申しますか、貸金業
者との間の差異が非常にわかりにく
い。しかも非常にかんばんが大きく出
されたりいたしますと、これも預金を
集めていい金融機関であるかの誤解を
起すことが非常に多いのであります。

というものは、非常に熟して来なけれ
ば、みんながその言葉を使わなくなる
ので、たとえは金庫がいけなければ、
銀行といふ名前を使うだろう、銀行が
いけなければ、金行といふ名前を使
うだろうとか、なか／＼議論はあるよ
うであります。言葉といふものは、
国民の間に熟して来なければ、そう使
つたつて弊害が起るようなこともある
まいということ、とにかく金庫とい
ふ名前だけは遠慮してもらいたいとい
ふ趣旨であります。

それから関係の金融機関の間からの
陳情によつて私も動かされて、こ
の問題をやつたというふうな御質問で
あります。しかし私どもは、陳情があれば
す。しかし私どもは、陳情があればす
べて聞くというふうなことは、もちろ
んやつておらぬのであります。このこ
とが、やはり今申し上げましたような
弊害を現に起しておるから、これを是
正いたさなければならぬという観点か
らやつておるのであります。

それからもう一つ、私はこういう陳
情を受けておるので、この点もひとつ
つまびらかにしてもらいたいと思つて
あります。横濱の日本勸業相互株
式会社の検査を実施する際、本省検査
部より主任検査官として参加せる、鬼
頭事務官は検査後、間もなく新に横浜
に創立せられたる、相互銀行の役員と
して就任する事となつた。株主相互金
融に対し、最も反対的態度をとつてい
る相互銀行の役員として就任する予定
の人物を、検査の主眼として同地区内
の株主相互金融会社の検査に当らしめ
たる事に対しては、非難の声がある。

御指摘の労働金庫の問題を抜きにして
とりあえず申し上げますが、全国約五十か
ら六十くらいあるかと思つます。これ
は会社の数でありますから、その支店
が各地に非常にたくさんあるので、こ
れらの支店の数を入れて、かんばんに
金庫という名前を出しておるものがど
のくらいありますか、ちよつとはつき
りした数字は的確にわかりませんが、
相当数に上つておると思つます。

第二に、しからば現在金庫という名
前を使つておるためにどういふ影響が
あるかということにつきましては、先
般御提案申し上げましたときの提案理
由にも申し上げました通り、一般公衆
は金庫という名前を使つております
と、預金を合法的に集めていい正規の
金融機関と、預金を集めることを禁止
されておる、何と申しますか、貸金業
者との間の差異が非常にわかりにく
い。しかも非常にかんばんが大きく出
されたりいたしますと、これも預金を
集めていい金融機関であるかの誤解を
起すことが非常に多いのであります。

というものは、非常に熟して来なけれ
ば、みんながその言葉を使わなくなる
ので、たとえは金庫がいけなければ、
銀行といふ名前を使うだろう、銀行が
いけなければ、金行といふ名前を使
うだろうとか、なか／＼議論はあるよ
うであります。言葉といふものは、
国民の間に熟して来なければ、そう使
つたつて弊害が起るようなこともある
まいということ、とにかく金庫とい
ふ名前だけは遠慮してもらいたいとい
ふ趣旨であります。

それから関係の金融機関の間からの
陳情によつて私も動かされて、こ
の問題をやつたというふうな御質問で
あります。しかし私どもは、陳情があれば
す。しかし私どもは、陳情があればす
べて聞くというふうなことは、もちろ
んやつておらぬのであります。このこ
とが、やはり今申し上げましたような
弊害を現に起しておるから、これを是
正いたさなければならぬという観点か
らやつておるのであります。

それからもう一つ、私はこういう陳
情を受けておるので、この点もひとつ
つまびらかにしてもらいたいと思つて
あります。横濱の日本勸業相互株
式会社の検査を実施する際、本省検査
部より主任検査官として参加せる、鬼
頭事務官は検査後、間もなく新に横浜
に創立せられたる、相互銀行の役員と
して就任する事となつた。株主相互金
融に対し、最も反対的態度をとつてい
る相互銀行の役員として就任する予定
の人物を、検査の主眼として同地区内
の株主相互金融会社の検査に当らしめ
たる事に対しては、非難の声がある。

御指摘の労働金庫の問題を抜きにして
とりあえず申し上げますが、全国約五十か
ら六十くらいあるかと思つます。これ
は会社の数でありますから、その支店
が各地に非常にたくさんあるので、こ
れらの支店の数を入れて、かんばんに
金庫という名前を出しておるものがど
のくらいありますか、ちよつとはつき
りした数字は的確にわかりませんが、
相当数に上つておると思つます。

第二に、しからば現在金庫という名
前を使つておるためにどういふ影響が
あるかということにつきましては、先
般御提案申し上げましたときの提案理
由にも申し上げました通り、一般公衆
は金庫という名前を使つております
と、預金を合法的に集めていい正規の
金融機関と、預金を集めることを禁止
されておる、何と申しますか、貸金業
者との間の差異が非常にわかりにく
い。しかも非常にかんばんが大きく出
されたりいたしますと、これも預金を
集めていい金融機関であるかの誤解を
起すことが非常に多いのであります。

というものは、非常に熟して来なけれ
ば、みんながその言葉を使わなくなる
ので、たとえは金庫がいけなければ、
銀行といふ名前を使うだろう、銀行が
いけなければ、金行といふ名前を使
うだろうとか、なか／＼議論はあるよ
うであります。言葉といふものは、
国民の間に熟して来なければ、そう使
つたつて弊害が起るようなこともある
まいということ、とにかく金庫とい
ふ名前だけは遠慮してもらいたいとい
ふ趣旨であります。

それから関係の金融機関の間からの
陳情によつて私も動かされて、こ
の問題をやつたというふうな御質問で
あります。しかし私どもは、陳情があれば
す。しかし私どもは、陳情があればす
べて聞くというふうなことは、もちろ
んやつておらぬのであります。このこ
とが、やはり今申し上げましたような
弊害を現に起しておるから、これを是
正いたさなければならぬという観点か
らやつておるのであります。

それからもう一つ、私はこういう陳
情を受けておるので、この点もひとつ
つまびらかにしてもらいたいと思つて
あります。横濱の日本勸業相互株
式会社の検査を実施する際、本省検査
部より主任検査官として参加せる、鬼
頭事務官は検査後、間もなく新に横浜
に創立せられたる、相互銀行の役員と
して就任する事となつた。株主相互金
融に対し、最も反対的態度をとつてい
る相互銀行の役員として就任する予定
の人物を、検査の主眼として同地区内
の株主相互金融会社の検査に当らしめ
たる事に対しては、非難の声がある。

御指摘の労働金庫の問題を抜きにして
とりあえず申し上げますが、全国約五十か
ら六十くらいあるかと思つます。これ
は会社の数でありますから、その支店
が各地に非常にたくさんあるので、こ
れらの支店の数を入れて、かんばんに
金庫という名前を出しておるものがど
のくらいありますか、ちよつとはつき
りした数字は的確にわかりませんが、
相当数に上つておると思つます。

第二に、しからば現在金庫という名
前を使つておるためにどういふ影響が
あるかということにつきましては、先
般御提案申し上げましたときの提案理
由にも申し上げました通り、一般公衆
は金庫という名前を使つております
と、預金を合法的に集めていい正規の
金融機関と、預金を集めることを禁止
されておる、何と申しますか、貸金業
者との間の差異が非常にわかりにく
い。しかも非常にかんばんが大きく出
されたりいたしますと、これも預金を
集めていい金融機関であるかの誤解を
起すことが非常に多いのであります。

というものは、非常に熟して来なけれ
ば、みんながその言葉を使わなくなる
ので、たとえは金庫がいけなければ、
銀行といふ名前を使うだろう、銀行が
いけなければ、金行といふ名前を使
うだろうとか、なか／＼議論はあるよ
うであります。言葉といふものは、
国民の間に熟して来なければ、そう使
つたつて弊害が起るようなこともある
まいということ、とにかく金庫とい
ふ名前だけは遠慮してもらいたいとい
ふ趣旨であります。

それから関係の金融機関の間からの
陳情によつて私も動かされて、こ
の問題をやつたというふうな御質問で
あります。しかし私どもは、陳情があれば
す。しかし私どもは、陳情があればす
べて聞くというふうなことは、もちろ
んやつておらぬのであります。このこ
とが、やはり今申し上げましたような
弊害を現に起しておるから、これを是
正いたさなければならぬという観点か
らやつておるのであります。

○河野(通)政府委員

大分問題が多岐
にわたつておるようでありましたが、第
一の、現在信用金庫以外のもの、金庫
という名称を使つておりますものは、

御指摘の労働金庫の問題を抜きにして
とりあえず申し上げますが、全国約五十か
ら六十くらいあるかと思つます。これ
は会社の数でありますから、その支店
が各地に非常にたくさんあるので、こ
れらの支店の数を入れて、かんばんに
金庫という名前を出しておるものがど
のくらいありますか、ちよつとはつき
りした数字は的確にわかりませんが、
相当数に上つておると思つます。

第二に、しからば現在金庫という名
前を使つておるためにどういふ影響が
あるかということにつきましては、先
般御提案申し上げましたときの提案理
由にも申し上げました通り、一般公衆
は金庫という名前を使つております
と、預金を合法的に集めていい正規の
金融機関と、預金を集めることを禁止
されておる、何と申しますか、貸金業
者との間の差異が非常にわかりにく
い。しかも非常にかんばんが大きく出
されたりいたしますと、これも預金を
集めていい金融機関であるかの誤解を
起すことが非常に多いのであります。

というものは、非常に熟して来なけれ
ば、みんながその言葉を使わなくなる
ので、たとえは金庫がいけなければ、
銀行といふ名前を使うだろう、銀行が
いけなければ、金行といふ名前を使
うだろうとか、なか／＼議論はあるよ
うであります。言葉といふものは、
国民の間に熟して来なければ、そう使
つたつて弊害が起るようなこともある
まいということ、とにかく金庫とい
ふ名前だけは遠慮してもらいたいとい
ふ趣旨であります。

る資金がどのくらいあるかという点、平均が一万円というお話がありました。これは私どもははつきり申し上げておきます通り、株主相互金融といものは預金を扱えるべきではない。検査をいたしてみなければ、一体どのくらいまで預かつてあるかわかりませんが、大体株主相互金融が金を預かることはいけないことである。これは禁止されておるのであることを、まずお考え願いたい、その点も一応念のため申し上げておきます。

それから最後に、横浜の株主相互金融会社を検査いたしました金融検査官が、今度新しく横浜に新設される相互銀行の職員として入社をいたしましたことに内定をいたしましたことは、事実であります。これは新しい相互銀行を設立することを認めまして、私どもといたしましては、できるだけ後所の人をこれらの金融機関に入れることは適当でないという考え方に立つて、従来ともやつて参つておるのであります。この場合におきましては、新設の相互銀行として、どうしても経験者を入れるために、大蔵省から出していただいたという強い希望がございましたので、一番適任と考えて、今御指摘の人物を職員として派遣することにいたしましたのであります。これらの点につきましては、別段今お話のありましたような株主相互金融を検査した男が、それと言葉は非常に悪いのであります。商売がたきといつたもので入つて行くという因果関係は何らないのであります。その男が新設の相互銀行の職員として入ることが最も適当であらうという点で、私どもがやむを得ず推薦いたしましたわけでありませぬ。

ん役員として入るのではありません。職員として入るといふことになつては、次第でございます。その点は、確かに金融検査官が入るといふことは事実であります。

○春日委員 ちよつと伺つておきますが、今後相互銀行を設立しようと思つて、ひとつ役員、職員を推薦して、あなたに申し込みたいと思つて、今後大蔵省の相当の責任者を御推薦願えるかどうか、これは今後の前例になりますから、伺つておきます。

それからもう一つ伺つておきたいことは、依然として労働金庫の問題であります。労働金庫法は、労働委員会においてすでに三回流産をいたしております。従いまして、今次十六国会の労働委員会においても、いろいろと法案が山積しておりますときに、港灣労働法、陸肺法、その他労働金庫法が通過するかどうかといふことは、なかなか見通しが立ちません。もしそういうような状況下においてこの法律が成立いたしますと、全国における労働金庫は、その名称使用制限の適用を受けなければなりません。こういう場合に、とにかく全国の労働者に対していろいろ被害を与えつ、なおかつあなた方は金庫の名称使用制限を強行せんとする意思であるかどうか、この点も伺つておきたい。

それから労働金庫という名前前で保護されているのに、労働金庫の保護をせず、さらに拡張してこの金庫という名前を——とにかく金庫という文字たるや、これは普遍的なものである。しかも企業体が今何えは五十幾つもやつている。その他政治的性格を持つているところのいろいろの機関において、こういうものをすでに以前から使つていて、こういうような実情の上に立つて、何も信用金庫の名において明確に保護されているものを、さらに歴大に拡張する必要があるか、しかもあなた達の認識をもつてすれば、前国会ではそれほど痛感しなかつたのが、急激に今次国会で豹変して、その痛感度が激増するといふことはどういふことであるか。私は、この法律について今少し慎重にお考えになつて、その及ぼす影響、しかも商法の規

定によつて、今登録して信用金庫の名前を信用しておるものがきつとあると思つて、そういう商業上の彼らの既得権を法律によつて蹂躪して行くといふことも、やはり立法の責任者として慎重な配慮が必要であるので、この問題についてどういふふうにご考へておられるか、簡単にいいから御答弁を願いたい。

○河野(通)政府委員 労働金庫の問題は、今お答えを失しましたので、申訳ありません。労働金庫につきましては、私どもは労働金庫法という法律が制定されることを期待して、実は当然労働金庫法ができれば、この法律によつて名称ができておるのであります。それから、当然金庫といふものは使えぬ。従つて労働金庫法というものが成立することを期待して、実は考へておるのであります。なおもしかりに労働金庫法の特別法ができません場合に於いては、やはりこの原案におきますと、一般の貸金業者と同じように、金庫という名称は使えないという結果になることは、その通りであります。私どもは、労働金庫という名前まで禁止する必要はないかと思つて、この法律の建前から言つて、まことにやむを得ない結果になると思つておきます。

で、その結論によつて、金庫という名称はやはり禁止すべしという結論が出ましたので、先ほど申し上げましたように、前国会に提案をいたしましたのであります。今国会に率然としてこの問題を取上げたのではないかと、このことを、御了承願いたいと思つておきます。

それから今後新しい銀行とか金融機関ができた場合に、その役員なり職員に大蔵省の職員を出してくれと言われた場合に、どん／＼出すかと言われたい、原則として私どもは出したくないと思つておきます。しかしこの場合におきましては、新設の金融機関であり、しかもどうしても経験者がその手助けをしてやらなければならぬといふ、特殊のやむを得ない事情があつたためにそうしたのであります。原則としては、推薦をしてくれと頼まれたからといつて、私どもはどん／＼役員をこれらの金融機関に出すつもりは毛頭ありません。

○春日委員 この労働金庫のことだけであつてと言つておきますが、この労働金庫の法律が成立することを期待して提出するといふような、そういう架空の事態を想定しつゝ法律案を出すといふようなことでは、完璧であるべきはずがない。相当慎重にやつたと言つておられるが、緊要なところ、これはあなた方が労働金庫といふことを知らなかつたので、私が今そういうことを指摘したので、びつくりさういふことを指摘しない。これは正直でなければならぬ。法律は完璧でなければならぬ。法律があれば何人も拘束されるのだから、従つて労働金庫問題をいかにするかといふ

問題は、もう一べん慎重に考慮願つて、いづれ継続審議もあるそりでありますから、また時間もありませんから、私は次に譲りますが、とにかく労働金庫の問題については、私どもの判断では、大体今国会において成立することに難色ありと報告されておりますので、あえてここに発言をいたしておるわけでありませぬ、万全の措置を講ぜられんことを要望し、さらに継続審議ではもつと手きびしい質問をいたします。

○内藤委員長代理 福田繁芳君。

○福田(繁)委員 私は先ほど来の井上委員、春日委員の御質問及び愛知政務次官の御答弁に關連いたしまして、四、五点をごく簡単に御質問いたしますから、お答え願いたいと思つておる。先ほど愛知次官のお話によりまして、信用金庫法の適用を受けておる信用金庫の数が五百七十あるというお話でありましたが、それはこの五百七十の信用金庫の預貯金の総額を、最近でけつこうであります。わかつておりますればお示しを願いたい。

それからもう一つは、普通銀行法の適用を受けておるところのいわゆる一般銀行の数が、これまた総預貯金の額をお示し願いたい、こう思います。

○愛知政府委員 まず信用金庫につきまして申し上げますが、正確な数は五百六十一でございます。預貯金の総額が千五百二十八億円でございませぬ。それはいつですかと(呼ぶ者あり)本年六月十四日現在であります。それから普通銀行の数は大体七十前後だつたと思つて、これは調べまして、あとでお答え申し上げます。預貯金の総額が二兆一千億であります。

○福田(繁)委員 第一問によりまして、信用金庫の一行の平均預貯金と一般銀行の平均預貯金がほぼわかつたのであります。もう一べん掘り下げの意味合いにおいて、信用金庫の五百六十一の中において、最上位といひますか、預貯金の一番多いところ、これがわかつておりましたら、銀行の名前、金庫の名前はいろいろありますが、いかほどか、預貯金を持つておる——たとえば三十億ならば三十億くらい持つておるといふ数字を示してもらいたい。それと同時に、一般銀行の平均預貯金もわかつておりましたらお示し願いたい。

それから今度は逆に、七十ほどある銀行の一番下のクラスといひますか、一番下に位するところの銀行の預貯金の数字がわかれればちよつとお示し願いたい。

○愛知政府委員 信用金庫の最上位にありますが、預金の額が、四十三億、それから普通銀行の方は、最下位につきましては後刻お答えさせていただきます。普通銀行の営業を円滑にやつておられます。普通銀行の最下位は、正確には後刻お答えいたしますが、私の記憶では、四十億前後ではなからうかと思つておる。

○福田(繁)委員 そこで一応政府委員に伺いたのですが、先ほど来の質疑を承つておりましたが、この信用金庫法の適用を取るところの信用金庫といふものは、非常に中小金融機関において重大な役割を果しておる。しかるにその法規において、その責任の果しにくい点があるのだが、さすれば今申しましたような数字が出る、言いかえすればAクラスと申しますか、三十、四、五億以上の預貯金を持つておると

この信用金庫をして、一般銀行法の適用を受けしむるところの銀行に指定するところの御所存はないか、先般承りますれば、海善業務云々といつた御答弁がありました。そういう意味合いではなくして、いわゆる普通銀行法の適用を受けるところの銀行に一段昇格せしむるところの御方針がないかといふことを伺いたい。

○河野(通)政府委員 私どもは、結論的に申し上げますと、必ずしもそれは適當でないかと考えておる。と申しますのは、銀行につきましては、先ほど来いろいろ御指摘もございましたけれども、やはり銀行としての使命があるわけ、信用金庫といふものは、その資金量がいかに大きくなつても、やはり中小専門の金融機関、しかも共同組織による信用金融機関としての職責といふものがあるわけ。その共同組織としての中小専門の金融機関といふ職責を、ただ資金量が増えただけからいふので、それをやめて普通の銀行にするといふことは、私は必ずしも適當でないかと考えておる。たとえ、これは少し例が違いますが、ある相互銀行等におきましては、相互銀行でありますけれども、地方銀行のうち一流位の資金を持つておる銀行がある。たとえは約三億近くの資金を持つておる相互銀行があるわけ。この相互銀行につきましても、ただ資金量からいひますれば、普通銀行に直したらいいじやないかという議論があらうかと思つておる。私どもは、これは必ずしも適當でないと思つておる。資金量が十分であり、かつ基礎が強固であつて、なおかつ中小金融を専門にやる機関といふものが私にはあるべきだと思つておる。従つて

ただ資金量が増えただけからいひまして、それを簡単に普通の銀行にしてしまふといふことは、中小金融の円滑化のためにも適當でないと思つておる。それらの点から考えますと、ただ資金量だけでこれをただちに一般銀行にするといふことは考えなければならぬ、こう考へておる。

○福田(繁)委員 この問題は、先ほど資料をお出しくださるそりでありますから、相当長時間にわたりますから、資料をいただいた上で、次会に継続してもう少し御意見を伺いたい、こう思つておる。

その次に愛知次官に伺いたしたのですが、あなたは、先ほど信用金庫に対する預託金云々のというお話がありましたが、現在のところ、信用金庫法の適用を受けておるところの信用金庫に預託金をいかほど出しておられるか、これを参考に向いたいと思つておる。

○愛知政府委員 それは課長から説明させていただきます。

○有吉説明員 信用金庫におきましては、五月末に七十億であります。

きましては、歳出に比べまして、歳入の方が予定通りきつと入つておるといふようなことで、国庫金に余裕金が相当出たのであります。そのこと自体は、私は予算制度の問題としては、大いに論議の対象になると思つておる。大いですが、事実として相当の余裕金がございます。主として中小金融の緩和の一助と思つて、この金を運用いたしたわけでございます。現在提案いたしております予算案以降、今後の見通しから申しますれば、国庫の余裕金が今後さうに大額に出るといふことは、むしろいかぬことである。私は考へておるわけでございます。それから、将来の見通しとしては、この預託金に対して、金融機関が相当の期待を持つような考へ方は直して行かなければならない。翻つて政府としては、別の方法を考慮しなければならぬかと考へておるわけでございます。しかしさしあたり、今当面しておるような状況におきましては、やはり国庫金にある程度の余裕がございまして、もしもできずならば、短期ではありますけれども、増額をすることも考へたいと思つておる。ただ、これはあくまでも短期であります。国庫の状況を見まして引揚げなければならぬ性質のものでございまして、従来のように、多くをこれに期待することはできない、こういうふうには考へておるわけでございます。

○福田(繁)委員 時間の都合上、最後の一点で打切つて、明日に継続いたします。

今度は少し方角をかえまして名称問題、いわゆる本案に關する問題であります。信用金庫という名称は、信用

金庫にのみ持たすものであつて、それ以外のものには持たすわけには行かない。その理由について、先ほどから次官、局長から申されました。それを要約するに、金融秩序の維持のために肝要である、こういうことになるのですが、さすれば、私ちよつと参考は何いたいのですが、金庫は除いて、今日一般銀行に対して預貯金をする大衆というものは、数ある銀行の中でも、たとえば日本銀行、あるいは日本勧業銀行、帝国銀行、富士銀行といったような、いわゆる著名な銀行に対して、預貯金者の心理作用として安心感を感じて預貯金をしていることには、おわかりであらうと思う。そこで最近いろいろなことが耳に入り、また見るのでございますが、例の株主相互金融機関において、一般銀行に対する預貯金の安心性というところから、日本興業、あるいは勸業、帝国、富士といったような著名な銀行の頭文字を社名に使つている。たとえば日本興業相互金融とか、あるいは日本勸業といったようなことをやつておられるのだが、こういう点もやらないことには、この法律の一部改正の意味をなさぬと思ふが、これに対する御対策なり、あるいはお考えをお持ちになつておられるか伺いたしたいと思います。

○愛知政府委員 その点は、実はごもつともな点も多いのでありまして、先ほど陳情によつて云々という話がございますが、陳情といわぬまでも、どうもそういう名称が使われて困る、これは固有名詞であります。そういうふうな話も聞くのであります。しかし政府といたしましては、他の金融業務を営むものについて、銀行という文字

を使つてはならないということが銀行法で規定されていることでもございませうから、それで一応十分であらうかと考へているわけでございます。おやうどそれと同じような意味で、信用金庫を銀行という名前と同列に置いて考へているわけでございます。それ以上、固有名詞までについては今のところ全然考へておらないわけでありませう。

○福田(繁)委員 本日はこの程度で、明日また継続いたします。

○内藤委員長代理 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十七分散会

昭和二十八年六月三十日印刷

昭和二十八年七月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局